

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 (諮問) 参考資料

令和7年1月29日時点版

1. 子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 人口の推移と将来推計・・・5
- 子供の人口の将来推計・・・6
- OECD加盟国の生産年齢人口の将来予測・・・7
- 在留外国人数と訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移・・・8
- 外国人人口の将来推計・・・9
- 世界の不確実性指数の高まり・国際経済秩序の変動・・・10
- 世界競争力ランキングにおける日本の順位・・・11
- OECD加盟諸国の一人当たり労働生産性・・・12
- 世界のGDPに占める各国の比率・・・13
- 指摘されている様々な社会変化の例・・・14
- 労働市場の流動化・・・15
- 転職・キャリアアップについての考え方・・・16
- ウェルビーイングの向上について・・・17-21

2. 現行学習指導要領の実施状況等について

- 学習指導要領の変遷・・・23
- 現行学習指導要領の考え方・・・24
- 主体的・対話的で深い学びの実現・・・25
- 資質・能力の3つの柱と社会に開かれた教育課程・・・26
- 各教科等の特質に応じた見方・考え方・・・27
- 「主体的・対話的で深い学び」に取り組む子供は平均正答率が高い傾向・・・28
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っている学校ほどICT機器を活用している傾向・・・29
- 「主体的・対話的で深い学び」に取り組む子供ほどICT活用に効力感・・・30
- ICT活用の効力感を持つ子供は自己有用感・幸福感・自分と異なる意見への受容性が高い・・・31
- 資質・能力の育成、授業改善の取組の実現状況・・・32
- 学習指導要領の趣旨・内容の実現に向けて取り組んだことによる変容・・・33
- 学習指導要領の趣旨・内容の実現に向けた課題・・・34
- 学習指導要領の改善事項に関して、学校での教育課程や学習指導の改善に与えた効果・・・35
- 全国学力・学習状況調査における都道府県・指定都市の状況・・・36

- OECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果における平均得点及び順位の推移・・・37
- OECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果における習熟度レベルの変化・・・38

3. 顕在化している課題等について

- 子供の幸福度（精神的幸福度、身体的健康、学力・社会的スキル）・・・40
- 学校が抱える様々な教育課程の状況・・・41
- 小・中学校における不登校の状況・・・42
- 不登校児童生徒について把握した事実・・・43
- いじめの状況・・・44
- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒・・・45
- 小学校・中学校の学級における多様性・・・46-47
- 児童生徒が学校で受けている授業に関して思うこと・・・48
- 不登校又は不登校傾向にある現中学生と卒業生（卒業後～22歳）が思う「学びたいと思える場所」・・・49
- 「上手な勉強のしかたがわからない」児童生徒は学年が上がるほど増加・・・50
- 深い理解を伴う知識の習得に課題・・・51
- 「自分の考え」を書くことに課題・・・52-53
- 自律学習を行う自信に課題・・・54
- 18歳の当事者意識・・・55
- 諸外国のデジタル競争力・・・56

4. 審議事項第一関係

- 学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成・・・58
- 知識の構造・・・59
- 「中核的概念（ビッグアイデア）」を通じた教育課程の構造化は世界トレンド・・・60
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）・・・61
- 言語能力を構成する資質・能力・・・62
- 情報活用能力を構成する資質・能力のイメージ・・・63
- デジタル学習基盤が可能とする学びの姿（イメージ）・・・64
- 各教科における評価の基本構造・・・65

5. 審議事項第二関係

- 柔軟な教育課程に係るこれまでの議論・・・67
- 特別の教育課程の編成を認める制度・・・68
- 教育課程特例校制度・・・69
- 授業時数特例校制度・・・70
- 東浦町立緒川小学校における取組（特例活用なし）・・・71
- 目黒区立中目黒小学校における取組（研究開発学校）・・・72
- 渋谷区教育委員会における取組（授業時数特例校）・・・73
- 標準授業時数について・・・74
- 教育課程編成に係る学校の裁量についての考え方・・・75
- フレキシブルハイスクール（愛知県立佐屋高等学校・武豊高等学校・豊野高等学校・御津あおば高等学校）・・・76
- 公立小中学校の校内教育支援センター設置率（都道府県・政令市別）・・・77
- 教育支援センターを活用した支援事例（広島県）・・・78
- 校内教育支援センターの事例：ステップルーム（宮城県仙台市富沢中学校）・・・79
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方に関する有識者会議 審議のまとめ【概要】・・・80-81
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の取組・・・82

6. 審議事項第三関係

- 国策としてのGIGAスクール構想の更なる推進・・・84
- 学校におけるICT環境の整備状況・・・85
- ICT機器の活用状況・・・86
- 学習用デバイスの適度な使用による効果・・・87
- デジタル機器の使用に係る各国の状況・・・88
- クラウドを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る取組（愛知県春日井市）・・・89
- 情報活用能力・・・90
- 諸外国の義務教育段階における情報教育の現状・・・91
- 総合的な学習（探究）の時間について・・・92

- 「探究的な学習」に取り組む児童生徒は平均正答率が高い傾向・・・93
- 「探究的な学習」と「自己有用感等」は正の相関・・・94
- 「探究的な学習」と「主体的・対話的で深い学び」は正の相関・・・95
- 成長分野への学部転換等の取組・・・96
- 学習指導要領における小・中・高を通した外国語教育の改善・・・97
- AIを活用した英語教育・・・98
- こども基本法の概要・・・99
- 今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）・・・100
- マイスター・ハイスクール事業～産学連携による産業人材育成のスキーム～・・・101
- マイスター・ハイスクールにおける取組（新潟県立海洋高等学校）・・・102
- 高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数・・・103-104
- 高等学校学習指導要領の教育内容の主な改善事項・・・105
- 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移・・・106
- 特別支援学級の児童生徒数・学級数・・・107
- 通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）・・・108
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）・・・109
- 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（抜粋）・・・110
- 「自立活動」とは・・・111
- 自立活動の内容（6区分27項目）・・・112
- 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導における特別の教育課程の編成・・・113
- 幼児教育施設の現状・・・114
- 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～・・・115-116
- 遊びを通した学び～幼児教育が大切にしていること～・・・117
- 幼小接続の参考資料～幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？～・・・118

7. 審議事項第四関係

- 標準授業時数について（再掲）・・・120
- 学校における子供たちの学習量・・・121-122
- 教科書のページ数の推移・・・123
- OECDによるカリキュラム・オーバーロードの定義・・・124
- 学習者用デジタル教科書・・・125
- デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用の在り方・・・126
- 「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けて【概要】・・・127
- 指導主事の配置状況・・・128
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進・・・129
- 様々な地域学校協働活動・・・130
- コミュニティ・スクールの有用性・・・131
- コミュニティ・スクールの取組に係る教育委員会としての成果実感・・・132
- カリキュラム・マネジメントの実現状況・・・133
- 文部科学省の施策の認知度・・・134
- 文部科学省の施策をどのように知るか・・・135

8. 関連する最近の動向について

- 第4期教育振興基本計画【概要】・・・137-139
- 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）」・・・140-143
- 義務教育の在り方ワーキンググループ 審議まとめ【概要】（R7.1.29更新）・・・144-145
- 高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ【概要】・・・146
- 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）【概要】・・・147-150
- 今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理【概要】・・・151-152
- 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告【概要】・・・153-154
- 「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」【概要】・・・155
- OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030・・・156
- 2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言【概要】・・・157

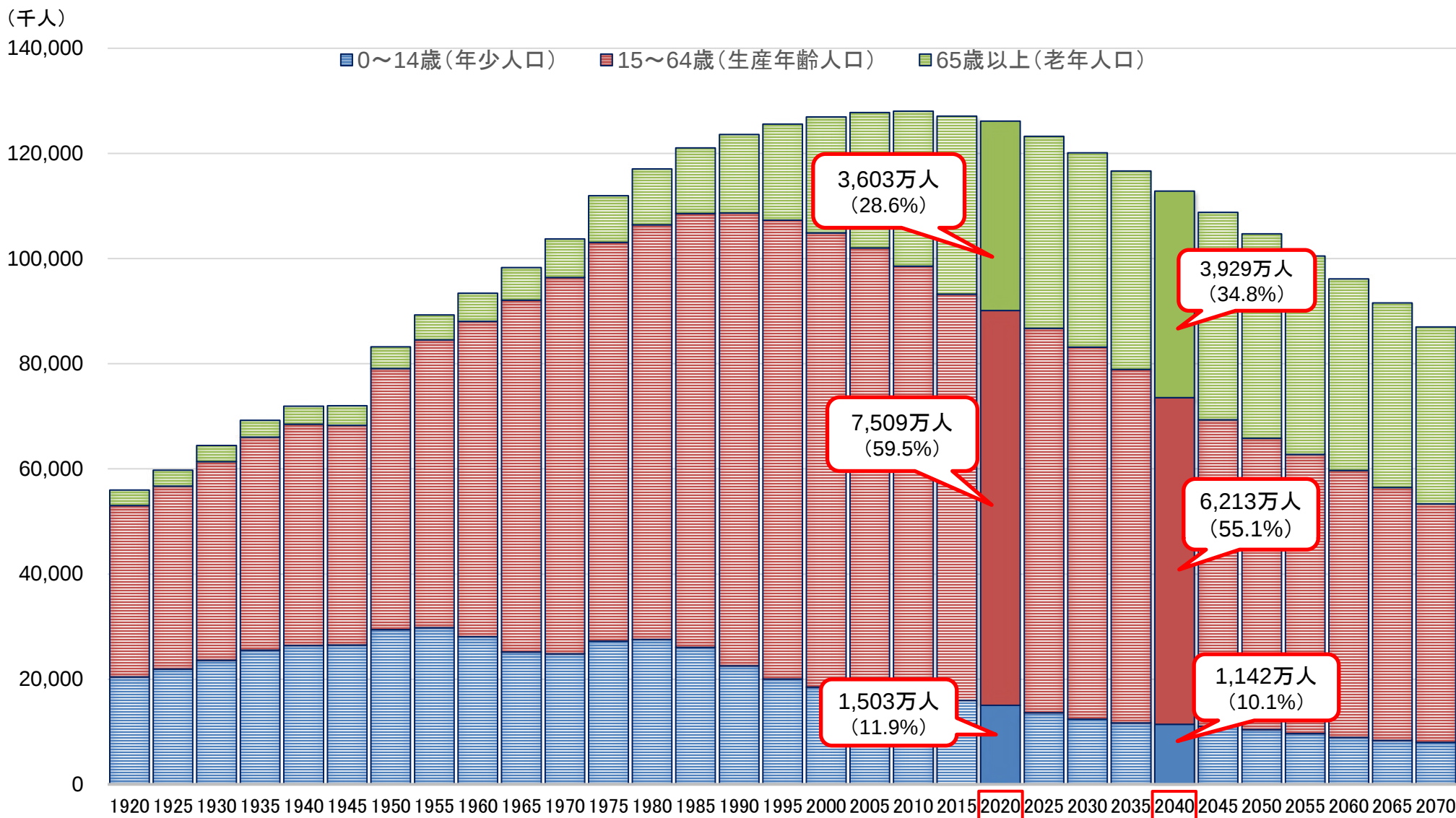
（同時公表資料）

- 令和6年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査・・・159-182
- 令和4年度小学校学習指導要領実施状況調査について（結果のポイント）・・・183
- 令和4年度小学校学習指導要領実施状況調査について（ペーパーテスト調査等）・・・184-232
- 小学校（令和4年度）・中学校（令和5年度）学習指導要領実施状況調査について（教育課程全体に係るアンケート調査）・・・233-241

1. 子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

人口の推移と将来推計

◆ 国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



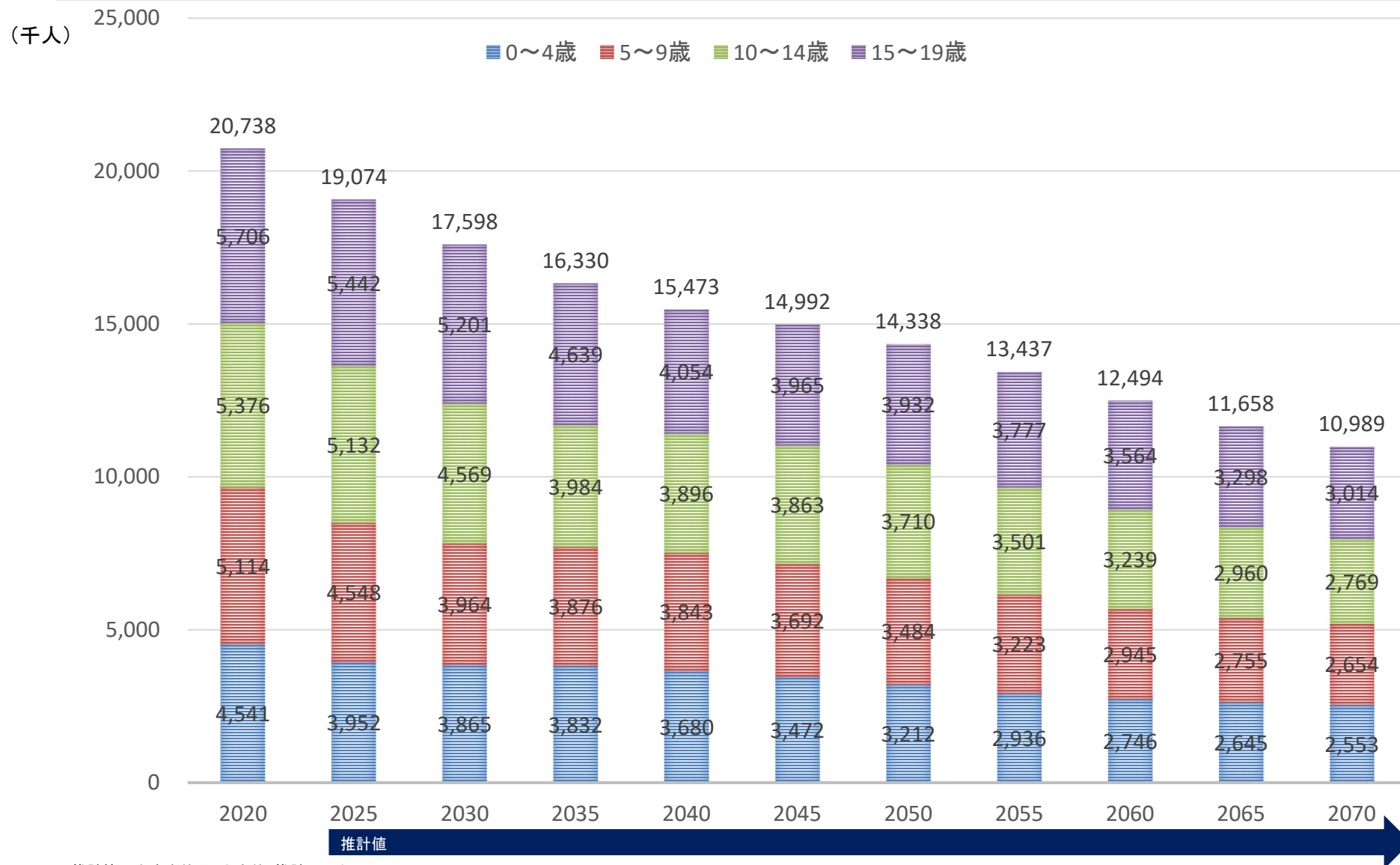
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

推計値

【出典】1920年～2020年：総務省統計局「人口推計」、2025年～2070年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

子供の人口の将来推計

◆国立社会保障・人口問題研究所の予測では、19歳以下の人口は2045年には1,500万人を下回り、2070年には約1,100万人となる。



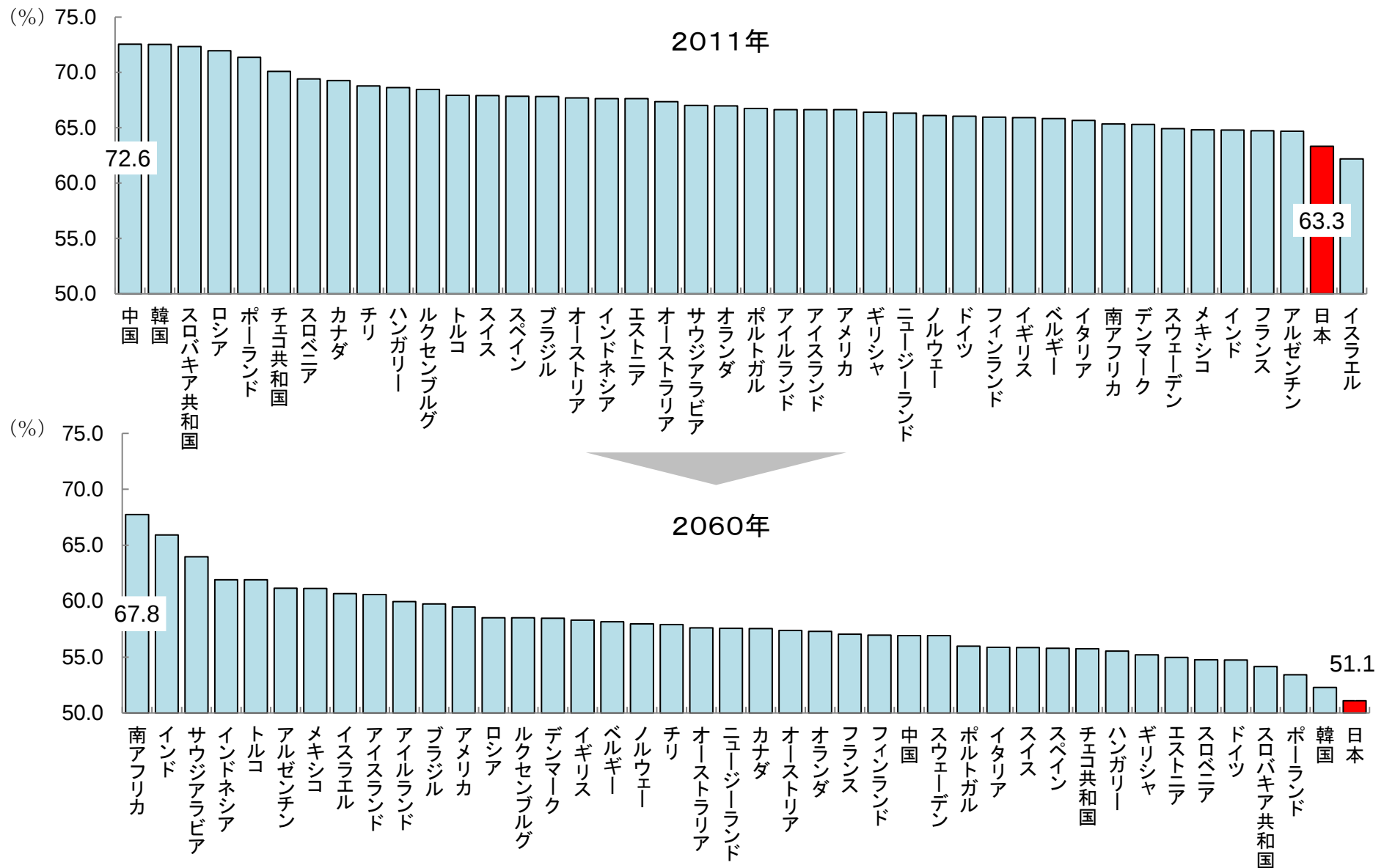
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。

各年10月1日現在の総人口(日本における外国人を含む)。令和2年(2020)年は、総務省統計局『令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果』による。

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

OECD加盟国の生産年齢人口の将来予測

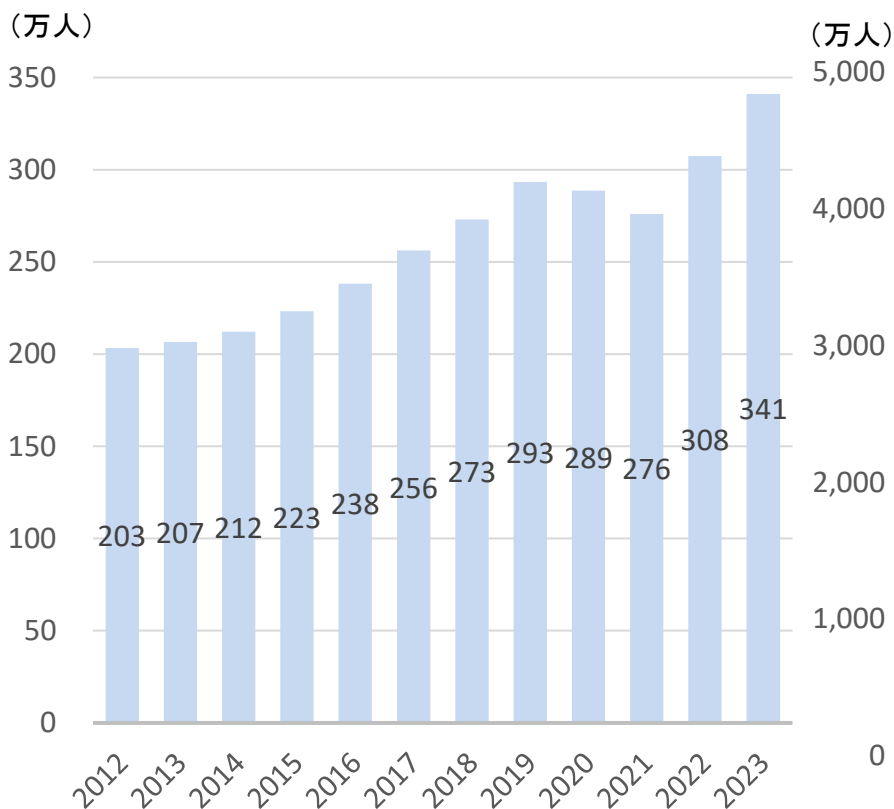
◆ OECDの予測では、2060年には日本の生産年齢人口が51.1%にまで減少し、OECD加盟国中最下位になる。



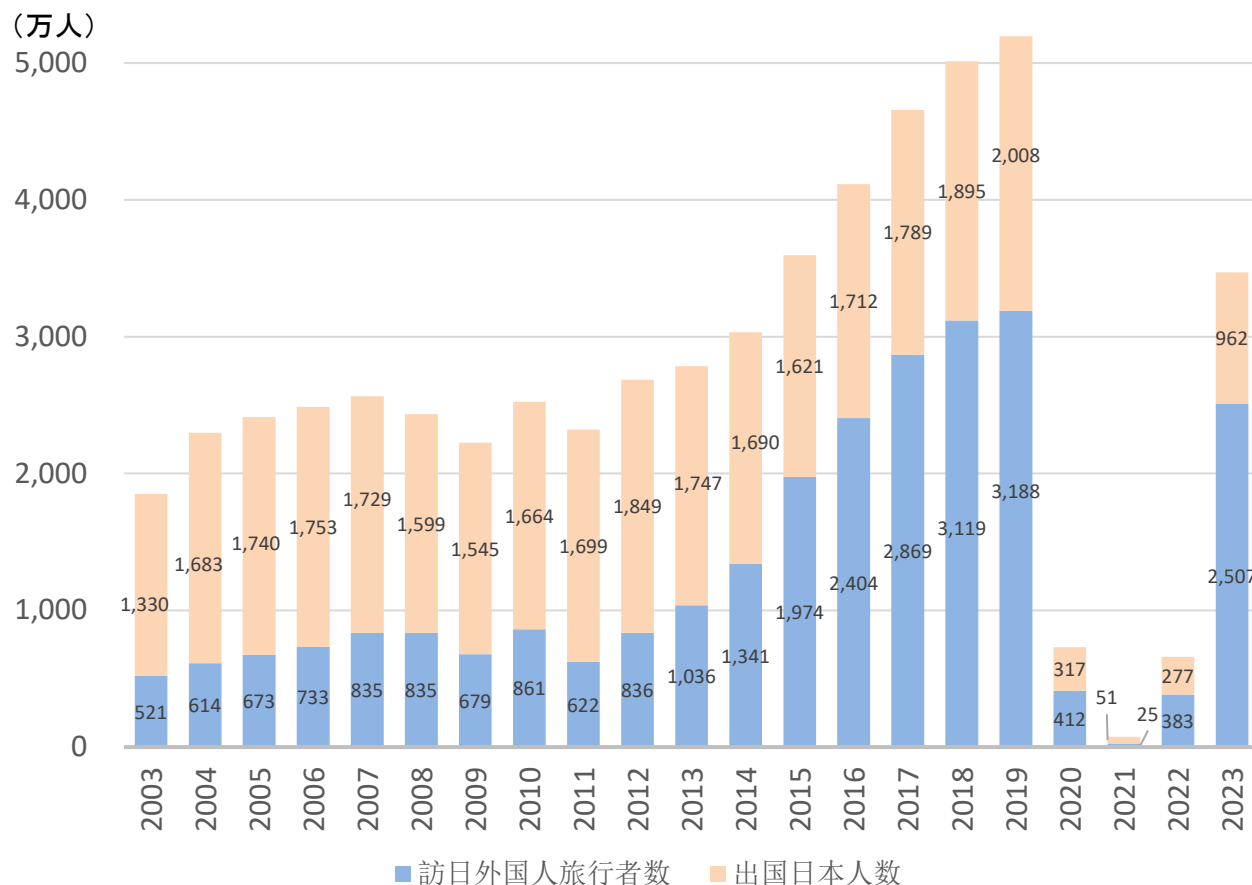
在留外国人数と訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移

- ◆ 2023年の在留外国人数は340万人強となり、過去最高。
- ◆ 2019年の訪日外国人旅行者数は約3200万人、出国日本人数は約2000万人となり、コロナ禍で激減したものの、2023年に急回復。

在留外国人数



訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移



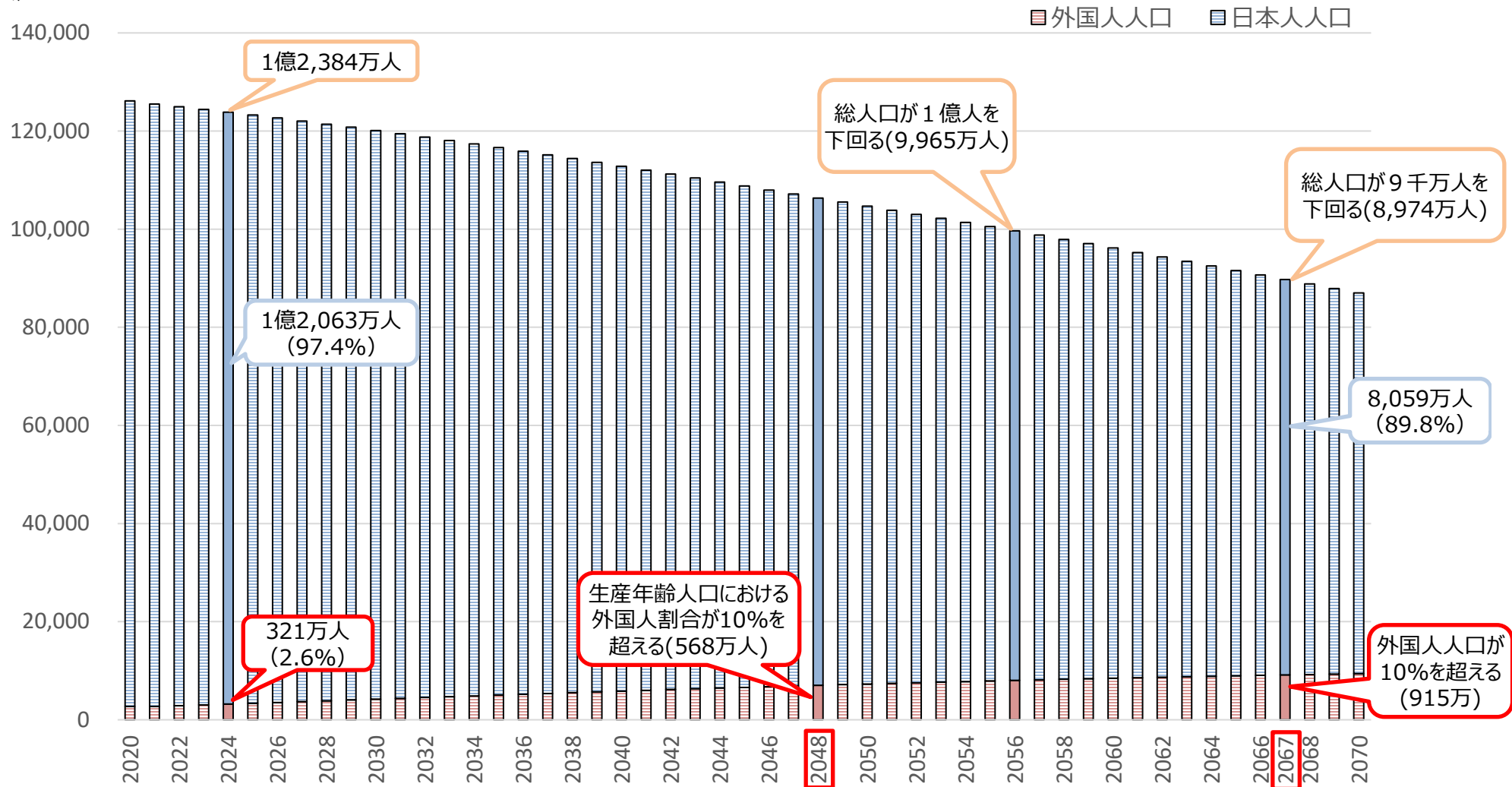
【出典】出入国在留管理庁「令和5年末現在における在留外国人数について」をもとに作成

【出典】日本政府観光局（JNTO）「訪日外客統計」をもとに作成

外国人人口の将来推計

◆ 国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2048年に生産年齢人口における外国人割合が10%を超え、2067年に総人口における外国人人口が10%を超える。

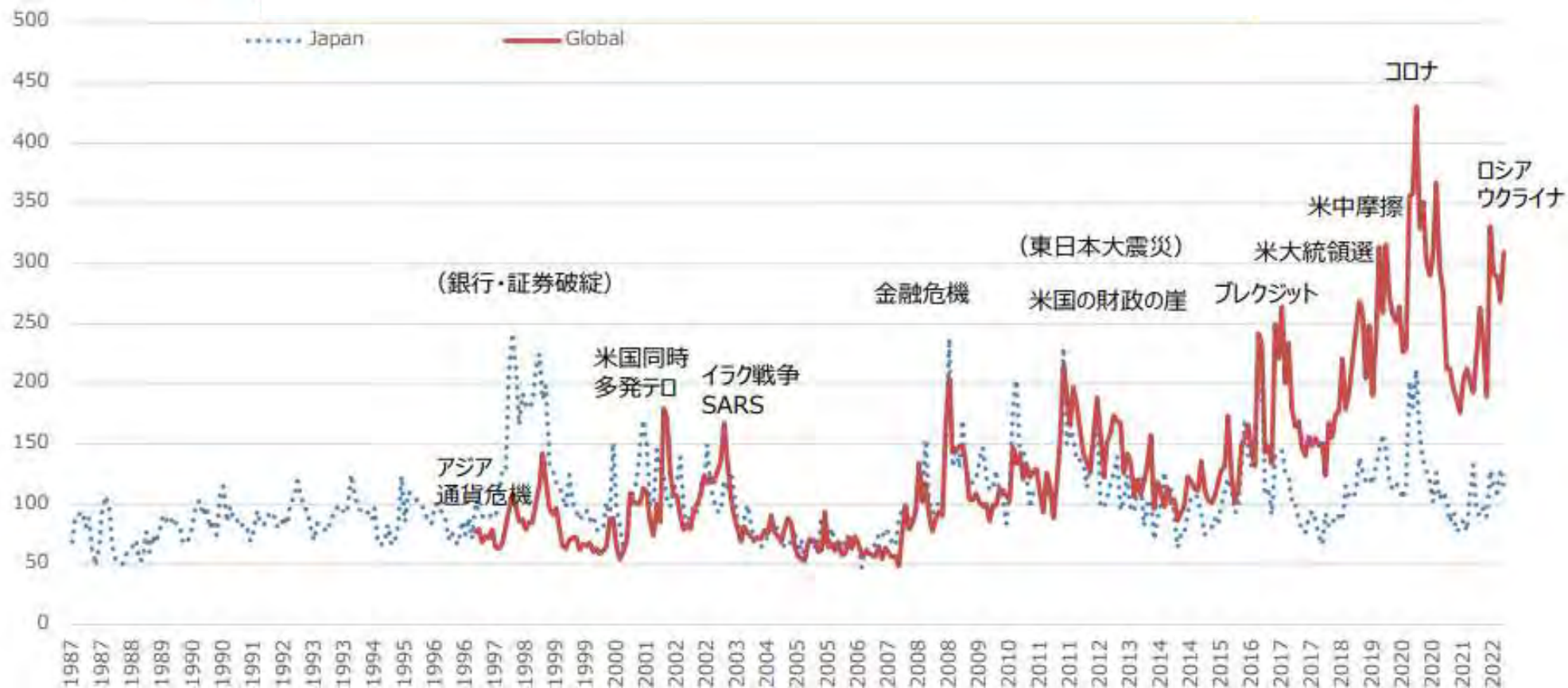
(千人)



※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。

外国人を含む日本に3か月以上にわたって住んでいる、または住むことになっている総人口から、日本人人口を減じた数を外国人人口とした。

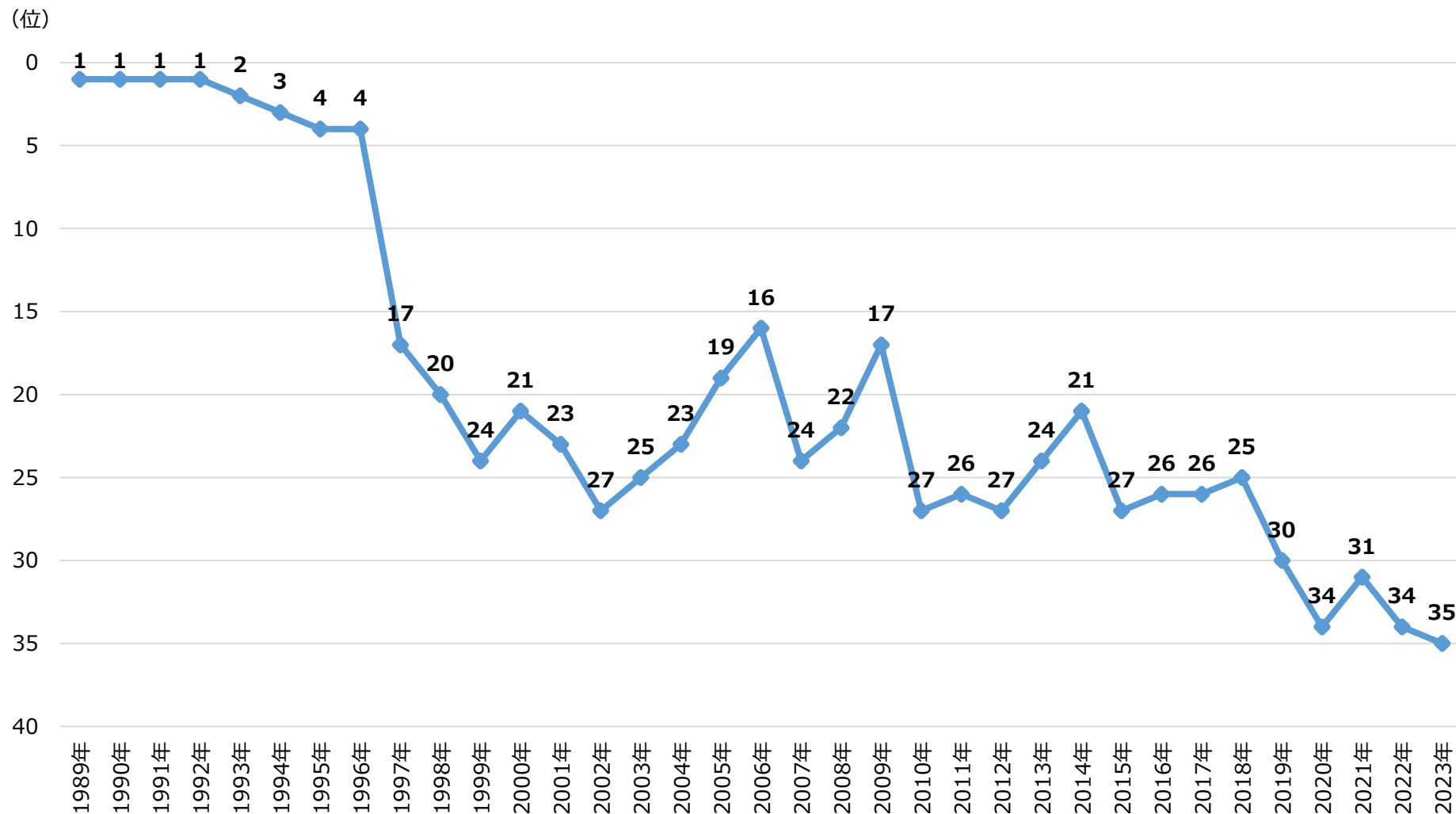
世界の不確実性指数の高まり・国際経済秩序の変動



※主要新聞における政策を巡る不確実性に関する用語の掲載頻度を指数化

世界競争力ランキングにおける日本の順位

◆ 1990年代中頃まで日本の世界競争力は5位以内だったが、1990年代後半から順位を落としており、2023年は1989年以降最低の35位となった。



※世界競争力は経済状況、政府効率性、ビジネス効率性、インフラに関する統計データや経営層を対象としたアンケートデータから算出。

OECD加盟諸国の一人当たり労働生産性（2022年）

- ◆ 2022年の日本の就業者一人当たりの労働生産性は85,329ドルであり、OECD加盟38か国中31位、米国の約54%にとどまっている。

（ドル）

300,000

250,000

200,000

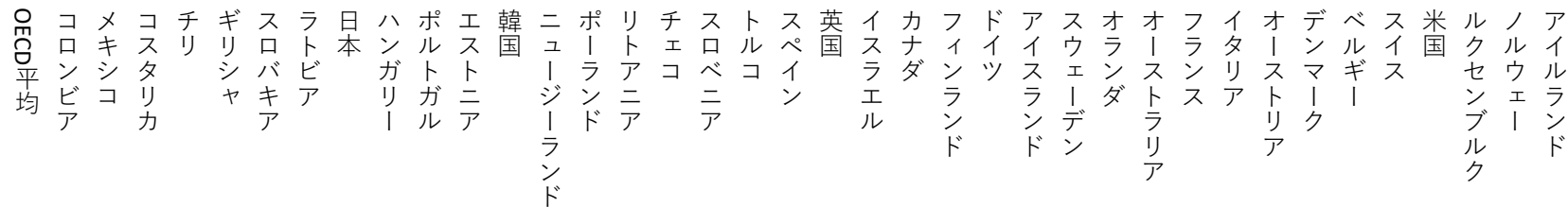
150,000

100,000

50,000

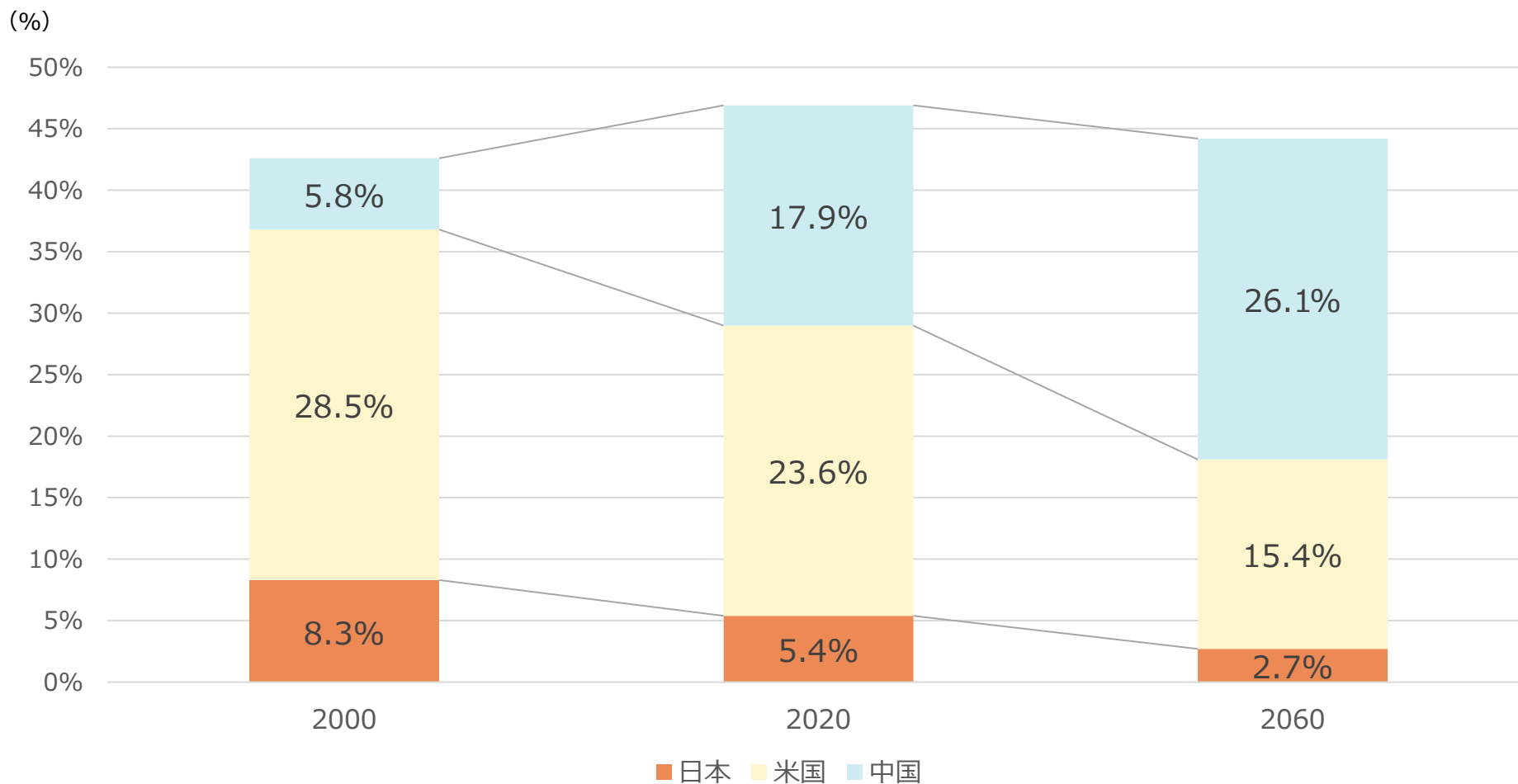
0

（計算式）
労働生産性 = GDP（付加価値）／就業者数（または就業者数 × 労働時間）



世界のGDPに占める各国の比率（2000～2060年）

◆ 世界のGDPに占める日本の割合は2020年時点で約 5 %であり、中国や米国と比べて大幅に低く、将来的にも低下することが見込まれる。



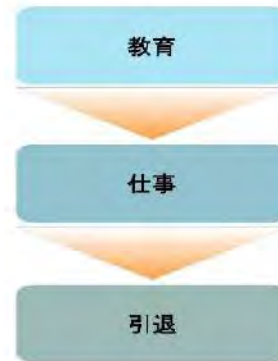
指摘されている様々な社会変化の例

Society5.0



人生100年時代

3ステージのモデル



マルチステージの人生



「ウェルビーイング」の在り方



【出典】文部科学省「教育振興基本計画（リーフレット）」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【出典】内閣府 (https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf)

【出典】人生100年時代構想会議
リンダ・グラットン氏提出資料(仮訳)(抜粋)

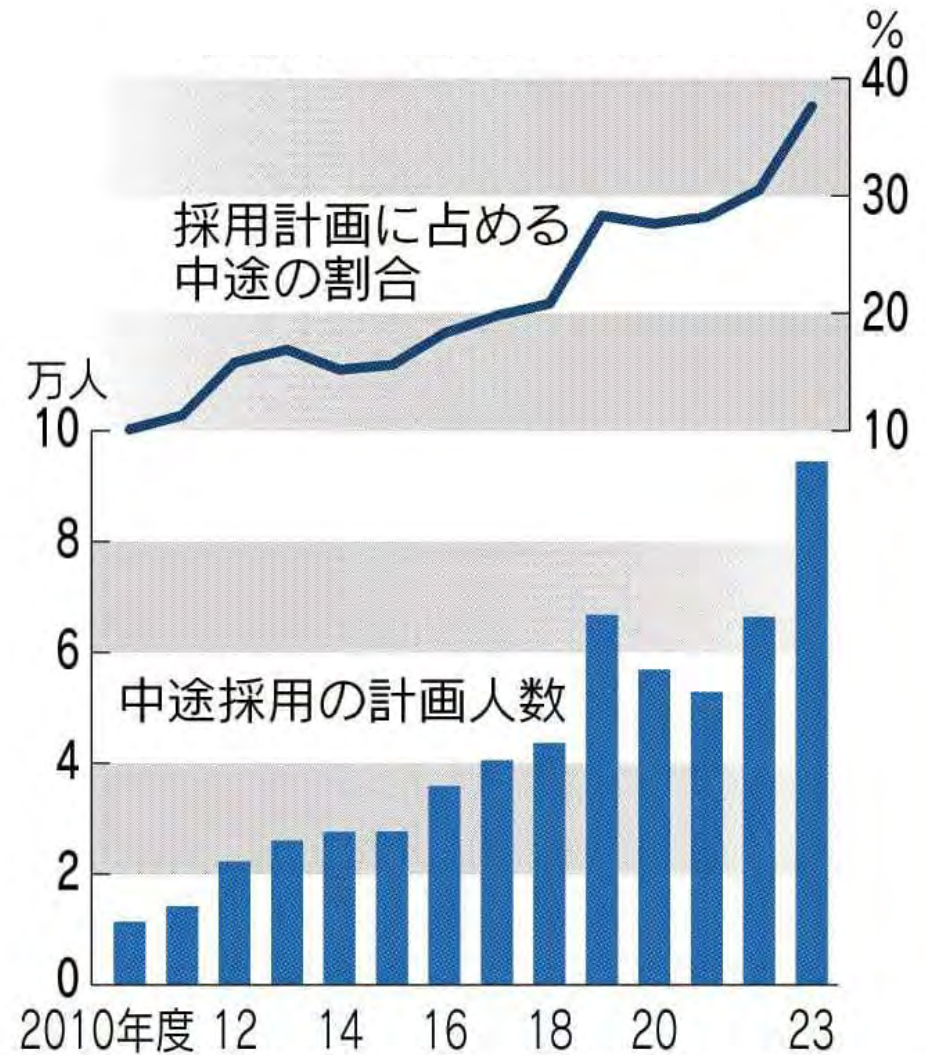
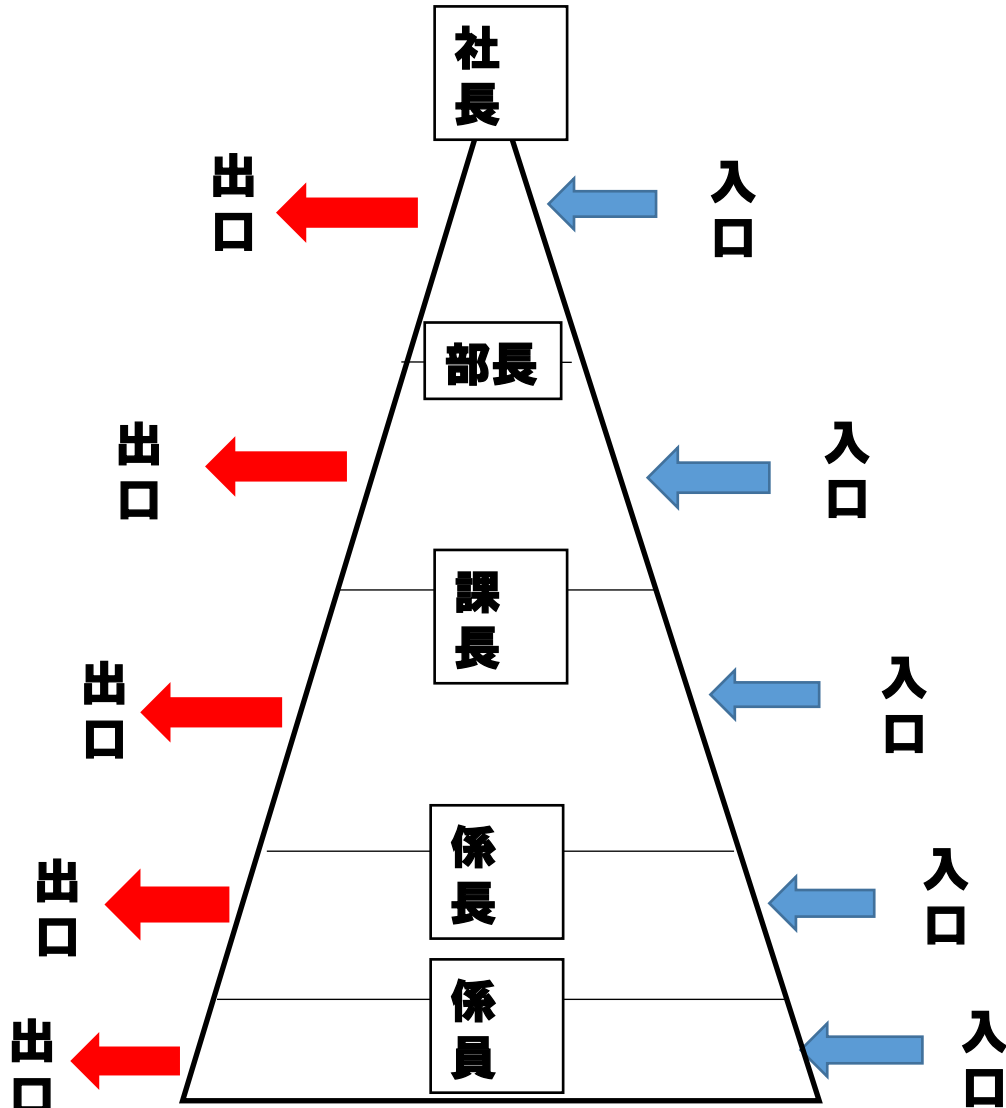
【出典】国例連合広報センターHP (https://www.unic.or.jp/files/sdg_poster_ja_2021.pdf)

労働市場の流動化

◆ ジョブ型雇用（※）が増加し、労働市場は流動化。

◆ 中途採用の割合は増加傾向にある。

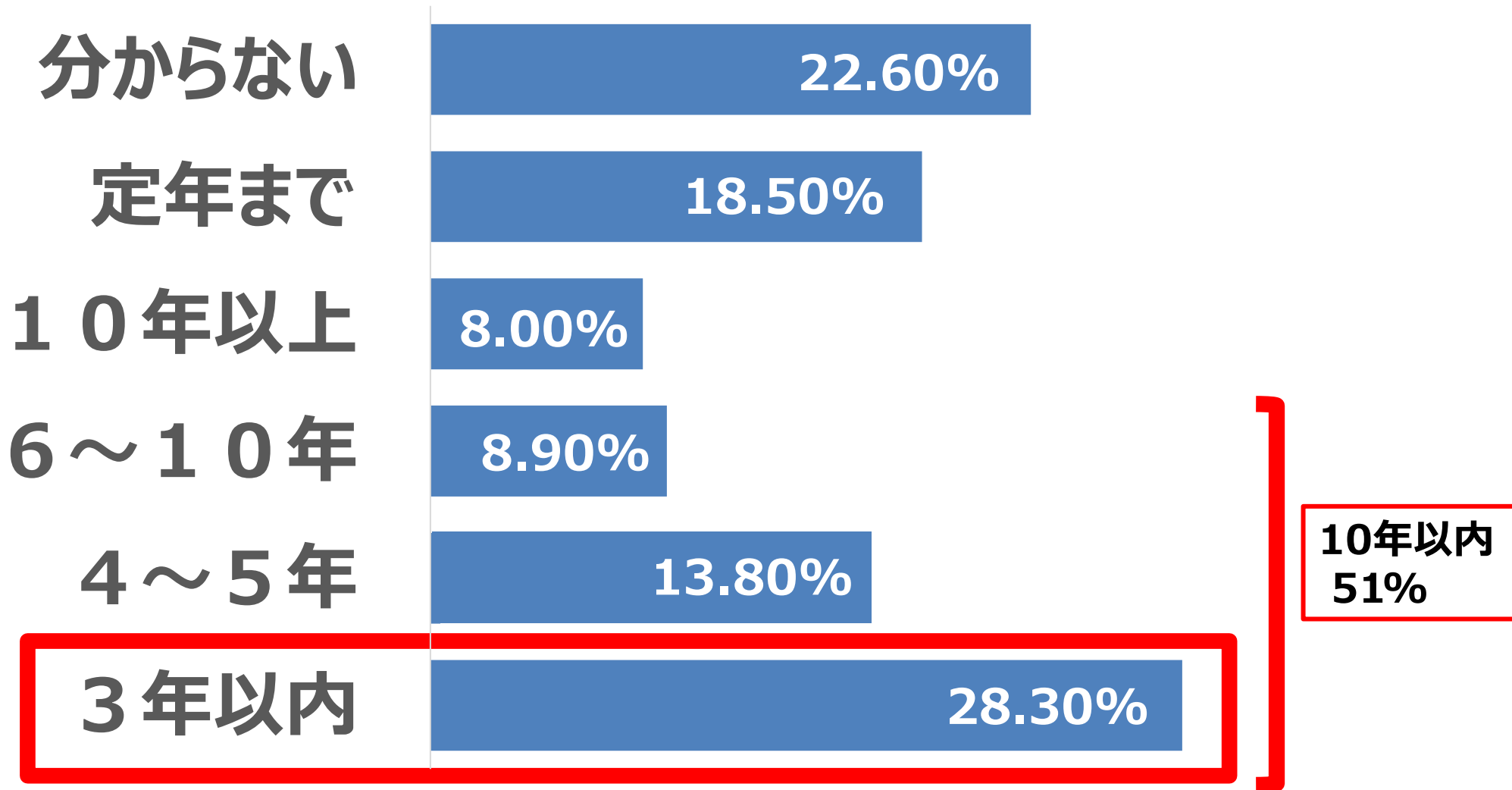
（※）企業が人材を採用する際に職務内容を明確に定義して雇用契約を結び、労働時間ではなく職務や役割で評価する雇用システムのこと。日本型のメンバーシップ型雇用は労働時間や職務内容を明確な形で定義せず、「人に仕事をつける」仕組みである一方、ジョブ型雇用は「仕事に人をつける」制度とも言われる。



【出典】田中博秀『現代雇用論』日本労働協会、1980年、378頁・小熊英二『日本社会のしくみ 雇用・教育・福祉の歴史社会学』講談社現代新書、2019年、103頁をもとに作成

【出典】日本経済新聞「中途採用比率、最高37% 7年で2倍に今年度、本社調査 日本型雇用に変革迫る (2023年4月20日 2:00)

2022年新入社員「今の会社であと何年ぐらい働くと思いますか？」



ウェルビーイングとは

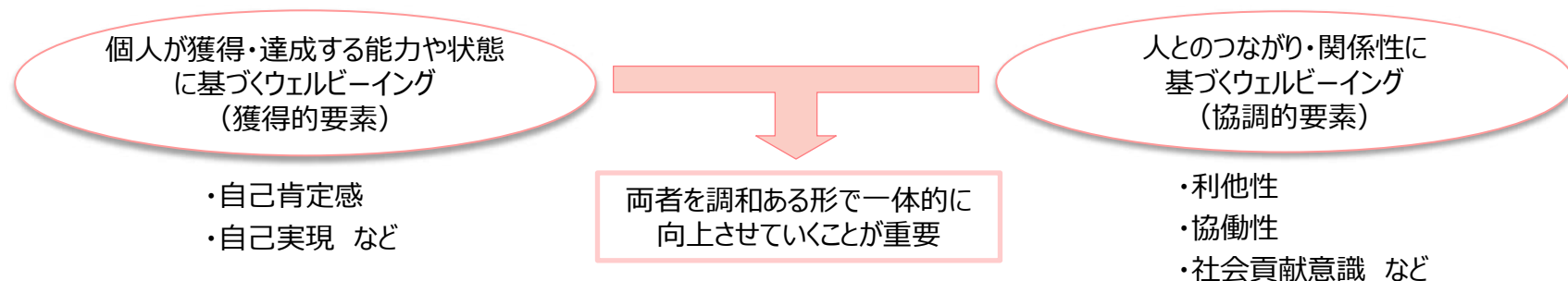
- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

なぜウェルビーイングが求められるのか

- 経済先進諸国において、GDPに代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方が重視されてきている。
- OECD（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。



⇒日本の特徴・良さを生かし、「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングを日本発で国際発信

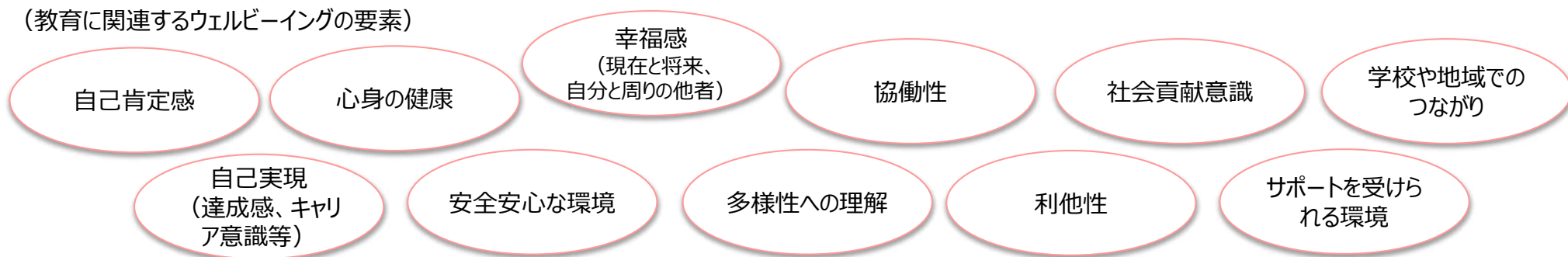
【例：インドネシアG20教育大臣会合・議長サマリー】

（略）to work towards the achievement of balanced and harmonious oriented well-being and universal quality education by 2030.

教育とウェルビーイング

- ・不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- ・子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- ・地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

(教育に関連するウェルビーイングの要素)



(各要素を育む教育活動の例)

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
 - 子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
 - きめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
 - 特別支援教育、いじめ・不登校対応 等

地域や家庭で共に学び合う環境整備
 - コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
 - 社会教育を通じた地域コミュニティ形成

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
 - 社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
 - 地域や社会の課題解決型学習

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
 - 道徳教育、体験活動、学校保健の推進
 - 学校施設の整備、学校安全の推進

グローバル社会における国際交流活動
 - 海外留学推進、外国人留学生受入れ
 - 地域社会の国際化、多文化共生

(関連する主観的指標)

主観的認識のエビデンス把握

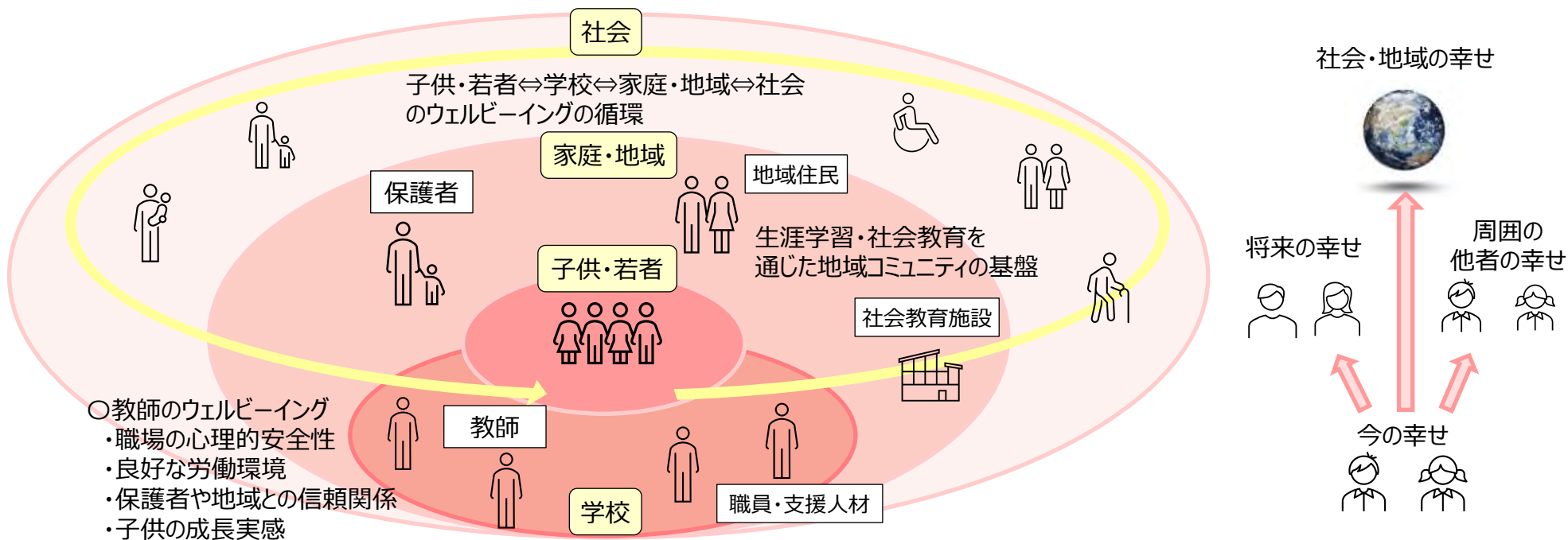
- 自分にはよいところがあると思う
- 将来の夢や目標を持っている
- 授業の内容がよく分かる
- 勉強は好きと思う

- 自分の幸福感
- 友人関係の満足度
- 自分と違う意見について考えるのは楽しい
- 人が困っているときは進んで助けている

- 学級をよくするために互いの意見の良さを生かして解決方法を決める
- 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う
- 先生は自分のいいところを認めてくれる
- 困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。



その他の留意事項

- Q. 協調的幸福を強調すると、横並びの過度な同調主義につながるのではないかと。また、自己肯定感の向上が軽視されないか。
- A. 本計画に示した協調的幸福については、組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、共創するための基盤としての協調であり、多様な他者と協働する開放的な協調であるという考え方に基づくものです。また、本計画において、自己肯定感の向上は引き続き重視しており、獲得的ウェルビーイングと協調的ウェルビーイングの双方がバランスよく育まれることが大切です。
- Q. ウェルビーイングと学力はどのような関係に立つのか。
- A. ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要です。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要です。

(参考) OECDによる子供のウェルビーイングの構成要素

○子供が生活する家庭のウェルビーイングの条件（物質的側面、家庭環境）

・所得と資産 ・仕事と報酬 ・住居 ・環境の質

○子供に特有のウェルビーイングの条件

・健康状態（乳児死亡率、青少年の自殺率など） ・教育と技能（PISA調査の得点など） ・市民参加（投票の意思など）
・社会と家庭の環境（親とよく話す生徒、学校が好きな生徒など） ・生活の安全（いじめなど） ・**主観的幸福（生活満足度）**

【出典】OECD「How's Life Measuring Well-being」

OECD Child Well-being Dashboardにおける日本の子供たちの状況

指標分野	指標	日本の結果
物質的な状況	家庭にインターネット環境がない子どもの割合	中
身体的な健康状況	乳幼児の死亡率	高
認知的・教育状況	10歳程度の子どもの数学・科学のトップ学力層の割合	高
	15歳程度の子どもの読解力・数学・科学のトップ学力層の割合	高
	高等教育を修了することを希望する子どもの割合	中
	子ども・若者のうちニートの割合	高
社会・情緒的な発達の状況	①自己有用感がある子どもの割合 「 困難に直面したとき、たいてい解決策を見つけることができる 」	低
	②成長意欲がある子どもの割合 「自分の知能は、自分ではほとんど変えることができないものである」	高
	③人生に意義や目的を感じている子どもの割合 「 自分の人生には明確な意義や目的がある 」	低
	④全体として人生に満足していると感じている子どもの割合 「 全体として、あなたはあなたの最近の生活全般に、どのくらい満足していますか 」	低

※①③は「その通りだ」「全くその通りだ」と回答した割合。②は「その通りでない」「全くその通りでない」と回答した割合。④は「0（全く満足していない）～10（十分に満足している）」の回答結果。

【出典】OECD「Child Well-being Dashboard」、PISA2018生徒質問調査



国際的な比較調査では我が国の子供たちのウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがある

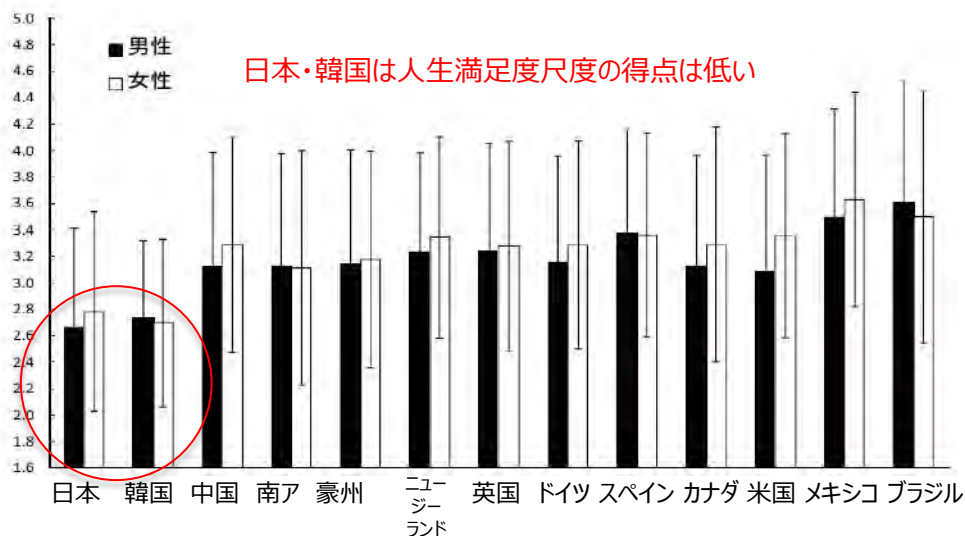
※自尊心や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすという獲得的幸福感に基づく尺度

(参考) ウェルビーイングに関する国際比較調査

人生の満足感尺度

【項目例】

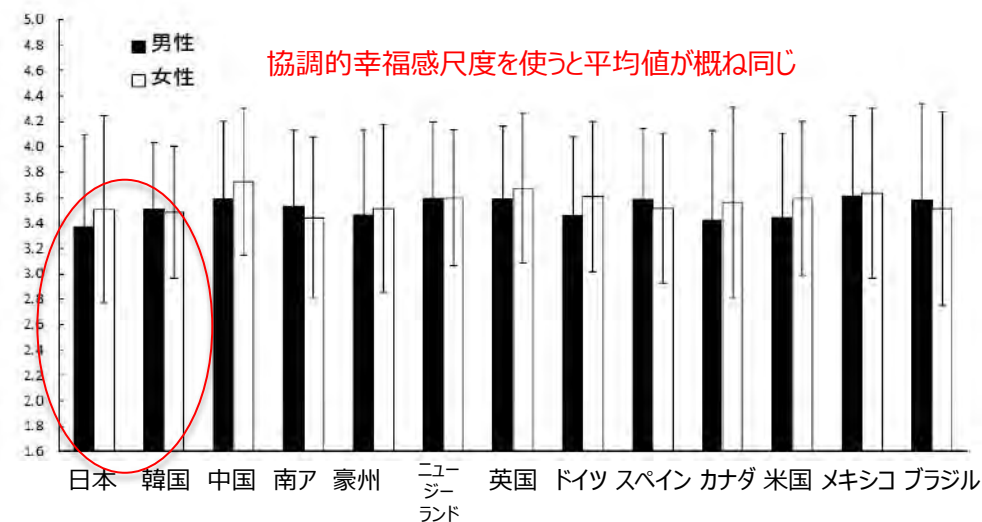
- ・私の人生は、とても素晴らしい状態だ。
- ・大体において、私の人生は理想に近いものである。 ⇒**獲得的幸福**
- ・これまで私は望んだものは手に入れてきた。



協調的幸福感尺度

【項目例】

- ・自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちでいると思う
- ・大切な人を幸せにしていると思う ⇒**協調的幸福**
- ・平凡だが安定した日々を過ごしている



【出典】人生の満足感尺度：Diener et al.(1985)、協調的幸福感尺度：Hitokoto & Uchida (2015)、幸福感の国際比較研究：子安ら (2012)

2. 現行学習指導要領の実施状況等について



現行学習指導要領の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現
各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

生きて働く
**知識・技能の
習得**

未知の状況にも
対応できる
**思考力・判断力・表現力
等の育成**



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

資質・能力の3つの柱に関する関連条文

○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)

第30条 (略)

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、③主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

「社会に開かれた教育課程」について

○ 中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)前文

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

※小学校、高等学校も同旨

各教科等の特質に応じた見方・考え方

各教科等の特質に応じた見方・考え方のイメージ

言葉による見方・考え方	自分の思いや考えを深めるため、対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着眼して捉え、その関係性を問い直して意味付けること。
社会的事象の 地理的な見方・考え方	社会的な事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けすること。
社会的事象の 歴史的な見方・考え方	社会的な事象を、時期、推移などに着眼して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。
現代社会の見方・考え方	社会的な事象を、政治、法、経済などに関する多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けすること。
数学的な見方・考え方	事象を、数量や図形及びそれらの関係などに着眼して捉え、論理的・統合的・発展的に考えること。
理科の見方・考え方	自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。
音楽的な見方・考え方	音楽に対する感性を働かせ、言や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けすること。
造形的な見方・考え方	感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと。
体育の見方・考え方	運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性などに応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けすること。
保健の見方・考え方	個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けすること。
技術の見方・考え方	生活や社会における事象を、技術との関わり方の視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性などに着眼して技術を最適化すること。
生活の営みに係る 見方・考え方	家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方	外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、目的・場面・状況等に応じて、情報や自分の考えなどを形成、整理、再構築すること。
道徳科における見方・考え方	様々な事象を道徳的諸価値をもとに自己との関わりで広い視野から多面的・多角的に捉え、自己の人間としての生き方について考えること。
探究的な見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けること。
集団や社会の形成者としての 見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現と関連付けすること。

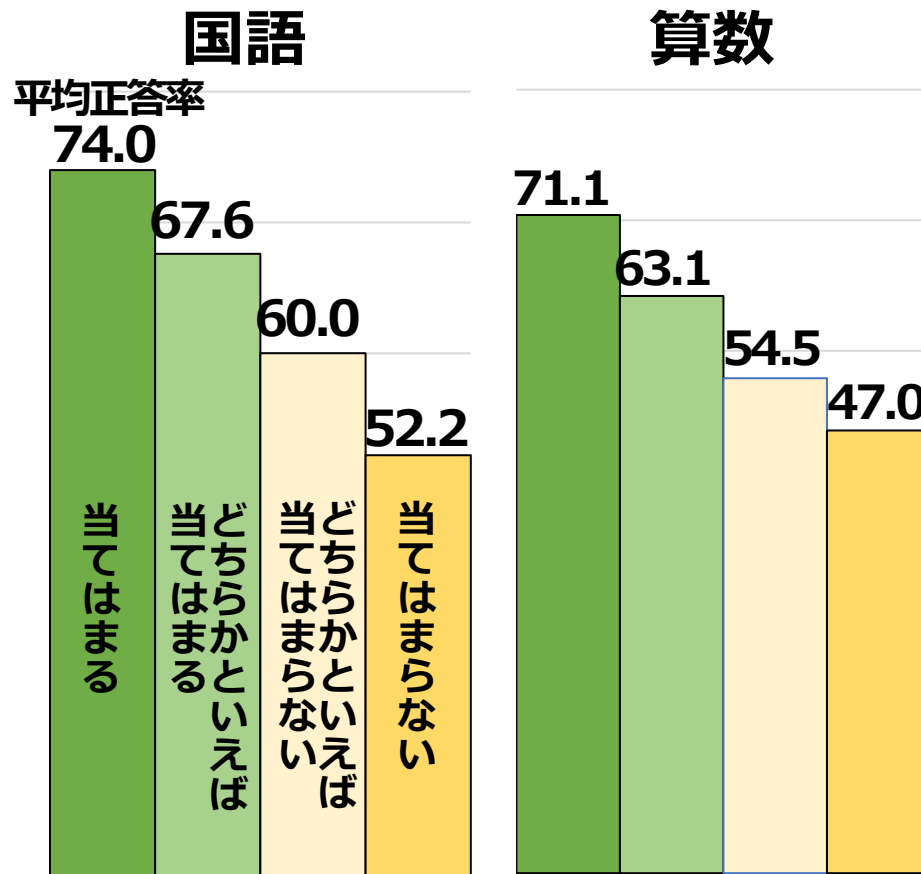
※中学校のイメージ

平成28年中教審
答申では、「見方・考
え方」(各教科等の
特質に応じた物事を
捉える視点や考
え方)を教科等別に整
理している。

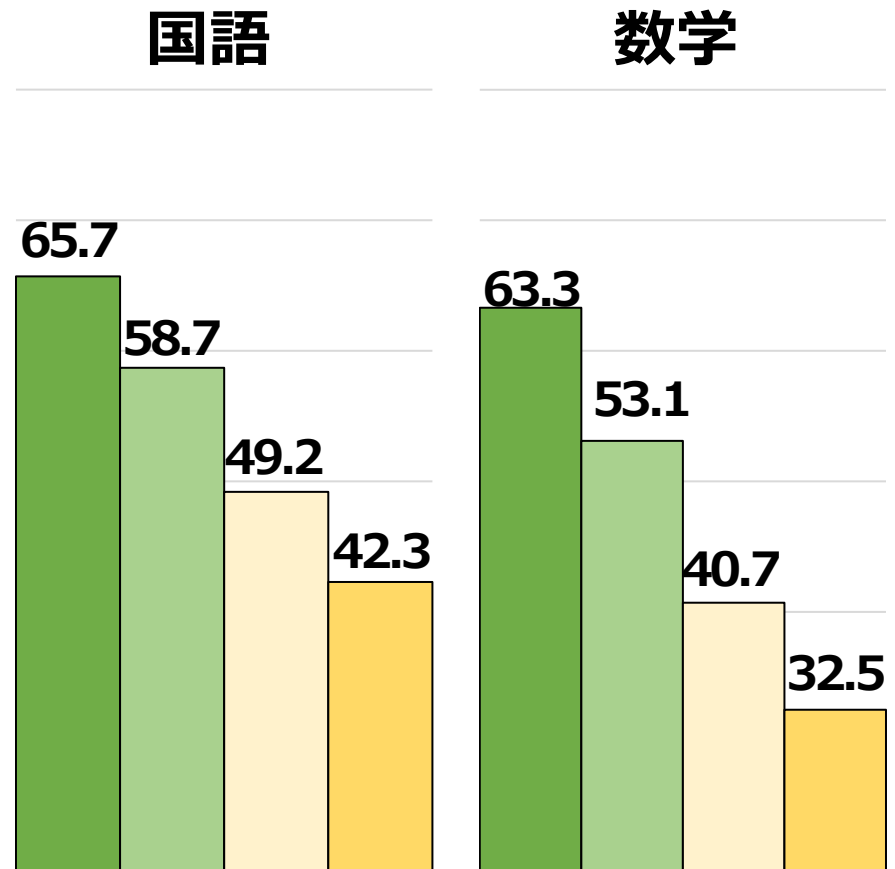
「主体的・対話的で深い学び」に取り組む子供は 平均正答率が高い傾向

Q 課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。

小学校



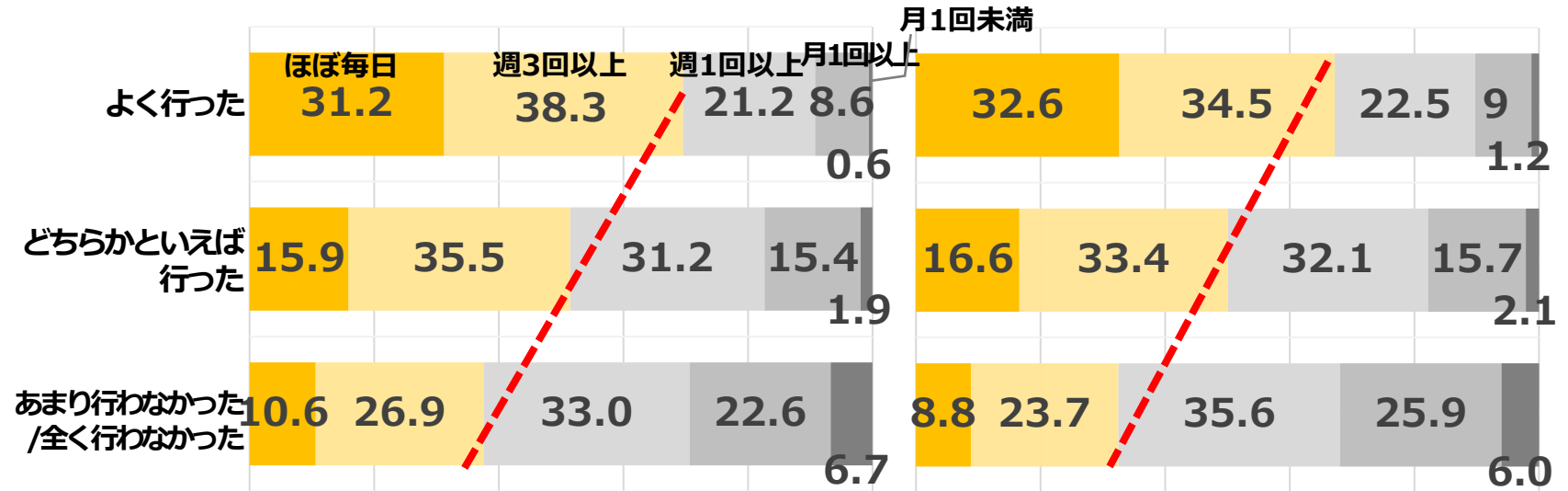
中学校



「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行っている 学校ほどICT機器を活用している傾向

自分の考えをまとめ、発表・表現する場面でのPC・タブレットなどの使用頻度

学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、発表するなどの学習活動を行った

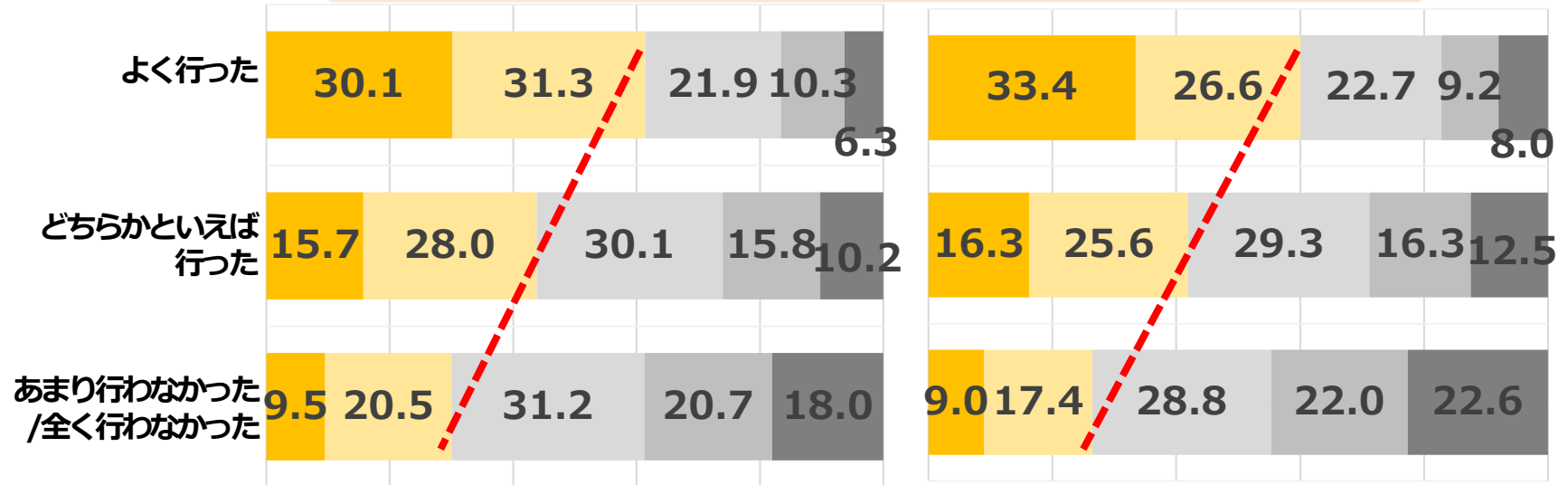


小学校

児童生徒がやりとりする場面でのPC・タブレットなどの使用頻度

中学校

各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けた

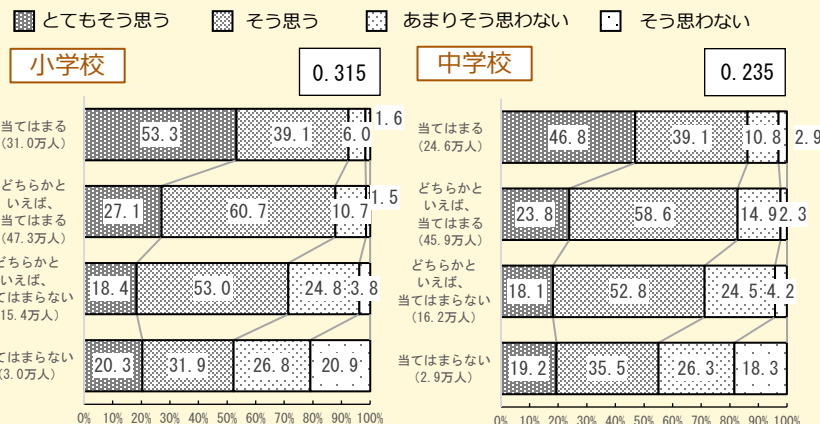


「主体的・対話的で深い学び」に取り組む子供ほど ICT活用に効力感

① 分からなかった点を見直し次の学習につなげた ×ICT活用で自分のペースで学習

ICT機器を活用することで、自分のペースで理解しながら学習を進めることができると感じますか。〔28-1〕

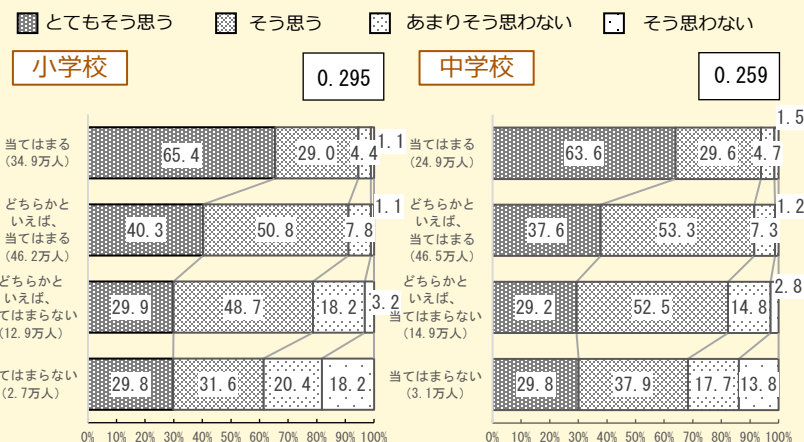
学習した内容について、分からなかった点や、よく分かった点を見直し、次の学習につなげることができていますか。〔34〕



② 授業で学んだことを実生活等に生かすことができる × 動画等の活用で学習内容がよく分かる

画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かると思いますか。〔28-4〕

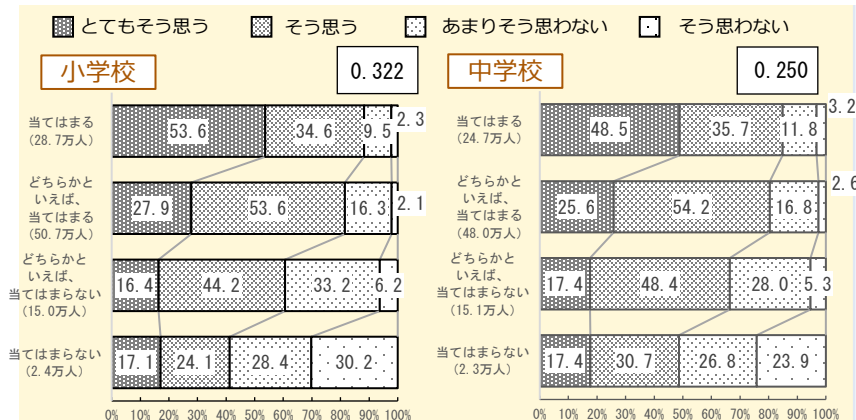
授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると感じますか。〔35〕



③ 課題の解決に向けて自分から取り組んだ ×ICT活用で考えや意見を分かりやすく伝えられる

ICT機器を活用することで、自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができると感じますか。〔28-5〕

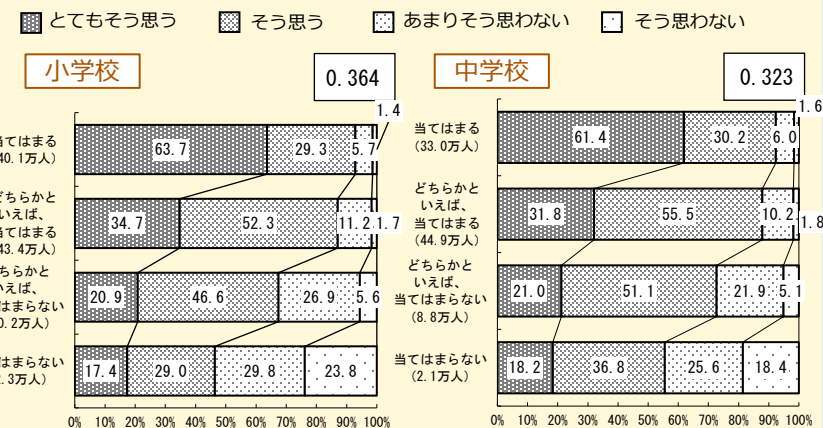
授業では、課題の解決に向けて、自分から取り組んでいましたか。〔30〕



④ 話し合う活動 ×ICT活用で友達と考えを共有・比較できる

ICT機器を活用することで、友達と考えを共有したり比べたりしやすくなると感じますか。〔28-6〕

学校の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。〔33〕

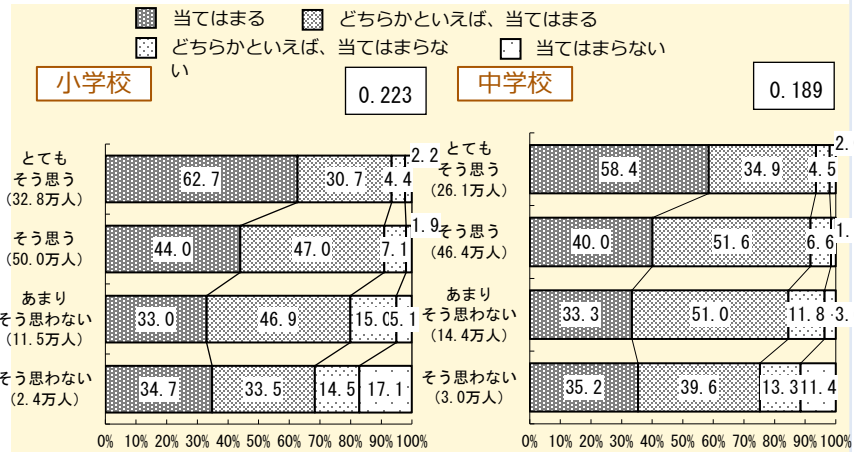


ICT活用の効力感を持つ子供は 自己有用感・幸福感・自分と異なる意見への受容性が高い

① ICT活用で自分のペースで学習 × 先生が良いところを認めてくれる

先生は、あなたのよいところを認めてくれると思いますか。〔10〕

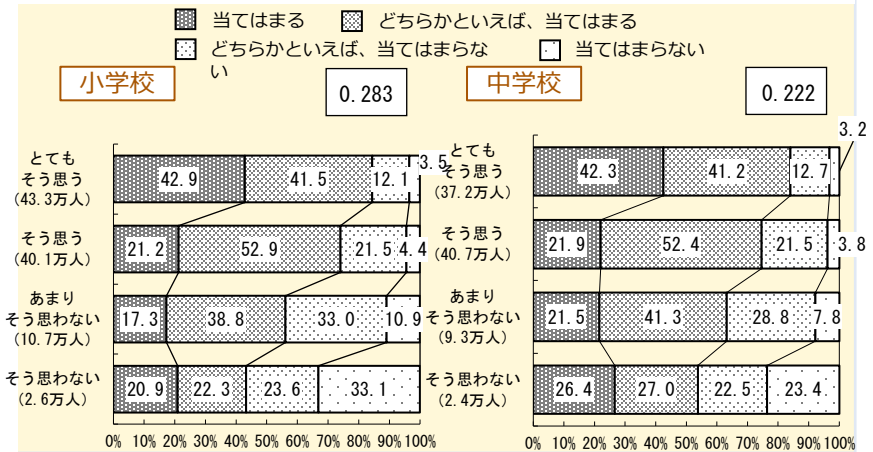
ICT機器を活用することで、自分のペースで理解しながら学習を進めることができます。〔28-1〕



③ ICT活用で友達と考え共有・比較 × 自分と違う考えについて考えるのは楽しい

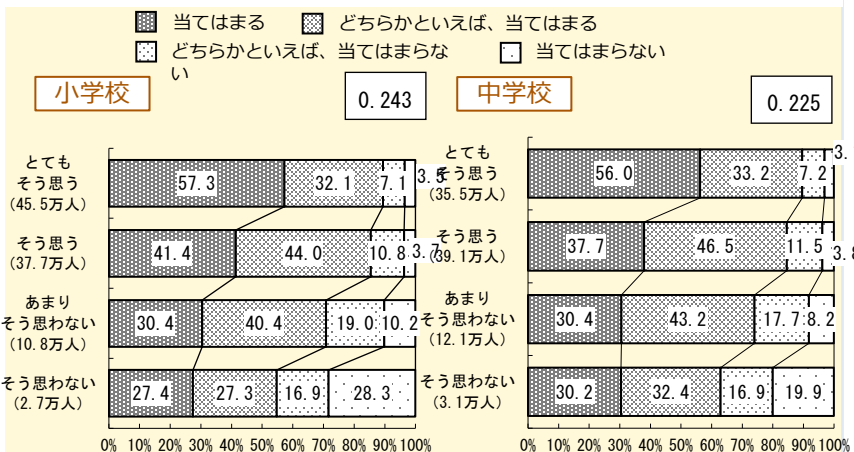
自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか。〔17〕

ICT機器を活用することで、友達と考えを共有したり比べたりしやすくなると感じます。〔28-6〕



② ICT活用で楽しみながら学習 × 学校に行くのは楽しい

ICT機器を活用することで、楽しみながら学習を進めることができます。〔28-3〕



①～③について、SESごとに相関係数を見ると、低SES層（本が0～25冊）のグループが最も相関係数が高い。

	①		②		③	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
全体	0.223	0.189	0.243	0.225	0.283	0.222
0～25冊	0.243	0.206	0.264	0.238	0.302	0.246
26～100冊	0.216	0.183	0.234	0.221	0.276	0.214
101冊以上	0.205	0.174	0.225	0.212	0.261	0.200

特に低SES層で顕著

資質・能力の育成、授業改善の取組の実現状況

- ◆ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得やICTを活用した授業改善等は、「十分実現できている」または「どちらかといえば実現できている」と約9割が回答したが、思考力、判断力、表現力等の育成や、問題発見・解決能力の育成については、「どちらかといえば実現できていない」または「ほとんど実現できていない」と回答している割合が他の項目に比べて高い。

あなたの学校では、次の各項目について、どの程度実現できていると思いますか。



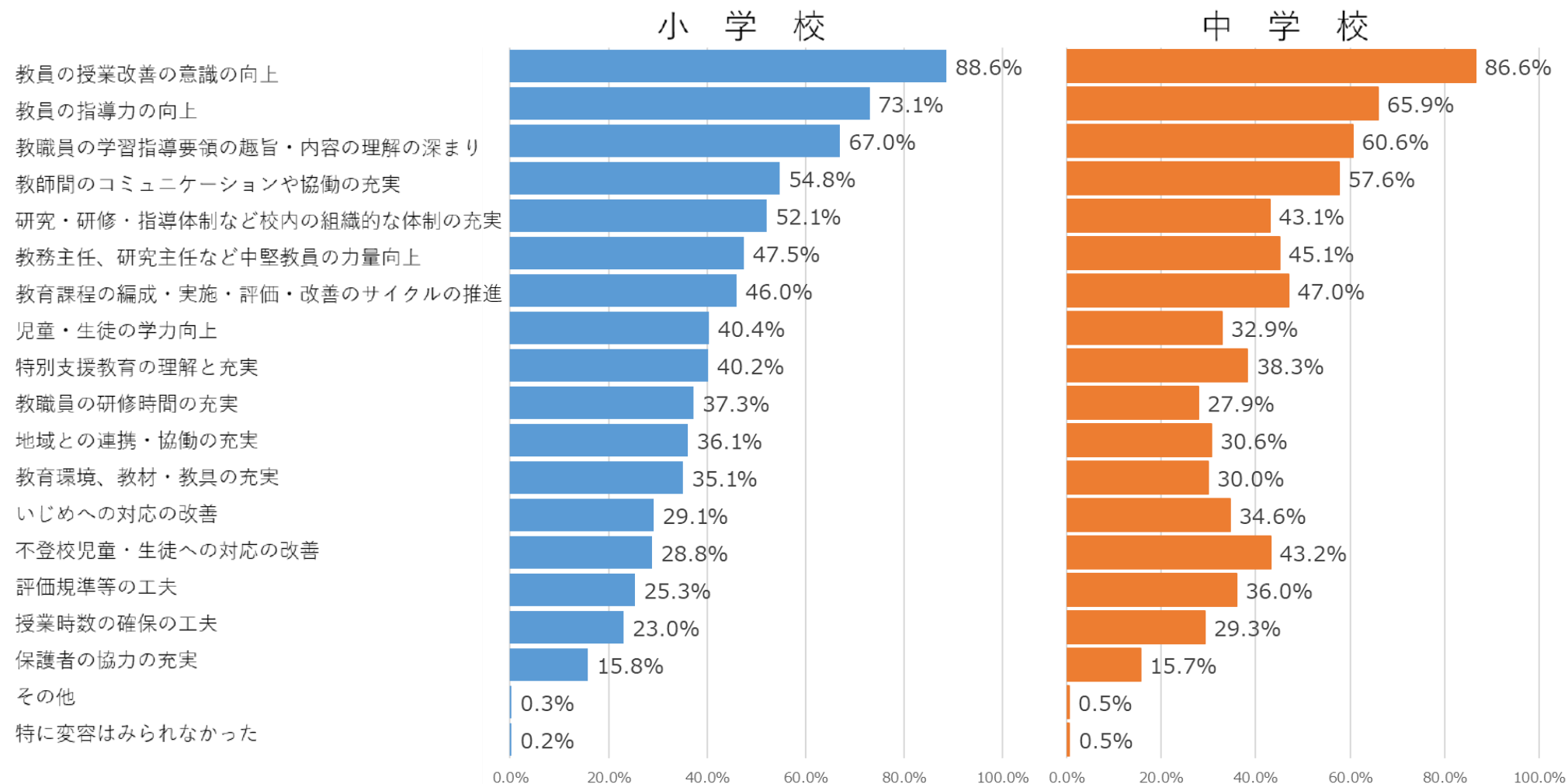
【出典】国立教育政策研究所「令和4年度小学校学習指導要領実施状況調査(学校質問)」

「令和5年度中学校学習指導要領実施状況調査(学校質問)」

学習指導要領の趣旨・内容の実現に向けて取り組んだことによる変容

◆ 学習指導要領の趣旨・内容の実現に向けて取り組んだことにより、教員の授業改善の意識の向上につながったと約9割が回答した。

学習指導要領の趣旨・内容の実現に向けて取り組んだことによってどのような変容がありましたか。



【出典】国立教育政策研究所「令和4年度小学校学習指導要領実施状況調査(学校質問)」
「令和5年度中学校学習指導要領実施状況調査(学校質問)」

学習指導要領の趣旨・内容の実現に向けた課題

- ◆ 学習指導要領の趣旨・内容の実現に向けて課題となっていることとして、教職員の多忙化や必要な人員の確保等の回答が多く挙げられた。

あなたの学校では、学習指導要領の趣旨・内容の実現に向けて課題となっているのはどのようなことですか。

※学校調査（小学校・中学校）と教師調査（小学校）の回答比較

項 目	小学校	中学校	小学3年担任	小学4年担任	小学5年担任	小学6年担任
教職員の多忙化	73.1%	78.3%	72.2%	72.7%	72.3%	72.0%
必要な人員の確保（支援員など）	72.4%	62.1%	63.1%	62.5%	63.4%	61.8%
教職員の研修時間の確保	57.2%	51.3%	45.8%	47.6%	47.4%	48.5%
教員の指導力向上	49.0%	47.8%	55.5%	50.5%	50.2%	49.1%
特別な配慮を必要とする児童・生徒（障害のある児童・生徒）への指導体制	45.0%	35.0%	42.1%	40.1%	40.0%	30.9%
保護者への対応	34.8%	34.1%	39.1%	39.0%	40.8%	37.2%
特別な配慮を必要とする児童・生徒（日本語の習得に困難のある児童・生徒、不登校児童・生徒等）への指導体制	32.9%	34.4%	23.6%	25.6%	26.3%	21.8%
新型コロナウイルス感染症への対応	30.3%	3.6%	32.0%	29.7%	31.8%	29.8%
教材や学習活動に照らした評価方法の開発・改善	27.4%	35.4%	22.1%	20.2%	22.3%	18.1%
教育課程の編成・実施・評価・改善のサイクルの定着	23.8%	28.3%	24.8%	22.0%	21.4%	20.9%
外部人材・機関との連携	22.3%	22.0%	15.0%	12.4%	11.0%	11.1%
学習指導要領の趣旨に対する教職員の理解	20.9%	25.2%	30.2%	30.4%	29.7%	27.7%
記録や報告書等の文書作成・管理	20.2%	19.0%	29.4%	27.1%	30.4%	29.0%
教育環境、教材・教具の整備	19.8%	22.4%	29.9%	29.2%	29.7%	24.3%
通信ネットワーク環境の整備	18.4%	24.8%	19.1%	17.2%	20.2%	17.8%
学習評価の基本的な方針の策定・改善	16.8%	23.9%	18.5%	17.4%	17.4%	17.6%
本校で育成を目指す資質・能力の明確化	15.2%	15.2%	30.4%	26.1%	26.0%	21.7%
研究・研修など校内の組織的な体制	12.8%	20.9%	16.0%	14.0%	13.7%	13.9%
教職員間のコミュニケーションや協働	12.7%	18.7%	15.5%	11.1%	4.6%	14.6%
授業時数の確保	9.8%	18.4%	21.3%	17.8%	28.7%	18.9%
教職員の学校の経営方針への理解・協力	9.5%	12.9%	11.6%	8.2%	10.7%	9.0%
管理職のリーダーシップ	5.0%	8.0%	13.7%	9.1%	11.9%	8.3%
その他	1.0%	1.4%	1.5%	0.9%	0.7%	2.3%
特に課題となっていることはない	0.2%	0.3%	1.0%	0.7%	0.7%	0.6%

学習指導要領の改善事項に関して、学校での教育課程や学習指導の改善に与えた効果

- ◆ 「主体的・対話的で深い学びの視点を示したこと」や「目標・内容を資質・能力の三つの柱で整理し示したこと」について、約 9 割が効果的だったと回答し、学習指導要領に示す理念は、学校における教育課程や学習指導の改善等に良い効果を与えたとの回答が多くみられる。

今回の学習指導要領の改善事項に関して、あなたの学校での教育課程や学習指導の改善に与えた効果

主体的・対話的で深い学びの視点を示したこと

目標・内容を資質・能力の三つの柱で整理し示したこと

「見方・考え方」を示したこと

内容や時間のまとまりごとに学習指導と学習評価を考えることを明確にしたこと

カリキュラム・マネジメントの三つの側面を示したこと

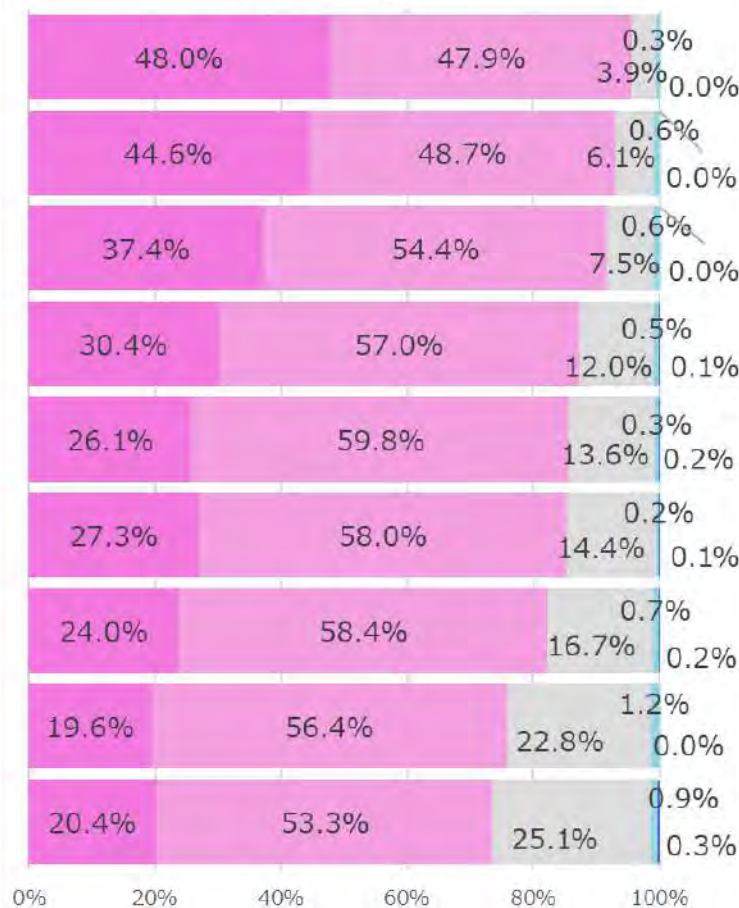
学習評価の意義や進め方について総則に規定したこと

カリキュラム・マネジメントと学校評価とを関連付けることとしたこと

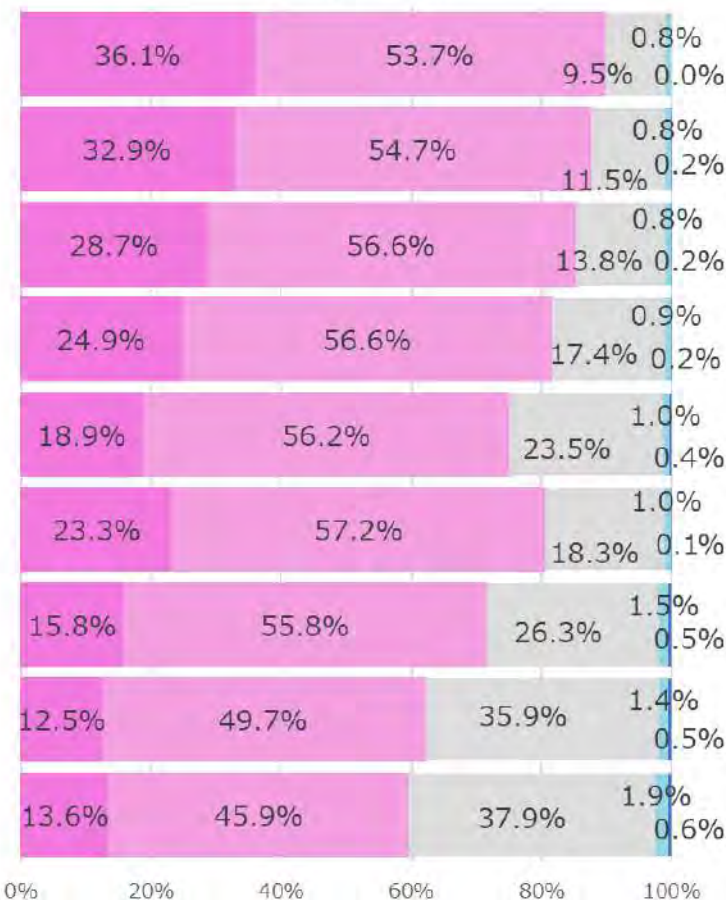
総則の章立てを構造化したこと

学習指導要領に前文を設けたこと

小学校



中学校



■ 大変効果的だった ■ まあ効果的だった ■ どちらともいえない ■ あまり効果的でなかった ■ 効果的ではなかった

【出典】国立教育政策研究所「令和4年度小学校学習指導要領実施状況調査(学校質問)」
「令和5年度中学校学習指導要領実施状況調査(学校質問)」

全国学力・学習状況調査における都道府県・指定都市の状況

- ◆ 各都道府県・指定都市（公立）の状況については、平均正答率を見ると、全ての都道府県・指定都市が平均正答率の±10%の範囲内であり、大きな差は見られない。

※都道府県は指定都市を除く。全国（公立）の平均正答率は整数値で表示している。

小学校国語

全国（公立）の 平均正答率	全都道府県市（公立）中、 最高平均正答率 【全国との差】	全都道府県市（公立）中、 最低平均正答率 【全国との差】
68%	73% 【+5%】	64% 【-4%】

小学校算数

全国（公立）の 平均正答率	全都道府県市（公立）中、 最高平均正答率 【全国との差】	全都道府県市（公立）中、 最低平均正答率 【全国との差】
63%	68% 【+5%】	57% 【-6%】

中学校国語

全国（公立）の 平均正答率	全都道府県市（公立）中、 最高平均正答率 【全国との差】	全都道府県市（公立）中、 最低平均正答率 【全国との差】
58%	62% 【+4%】	53% 【-5%】

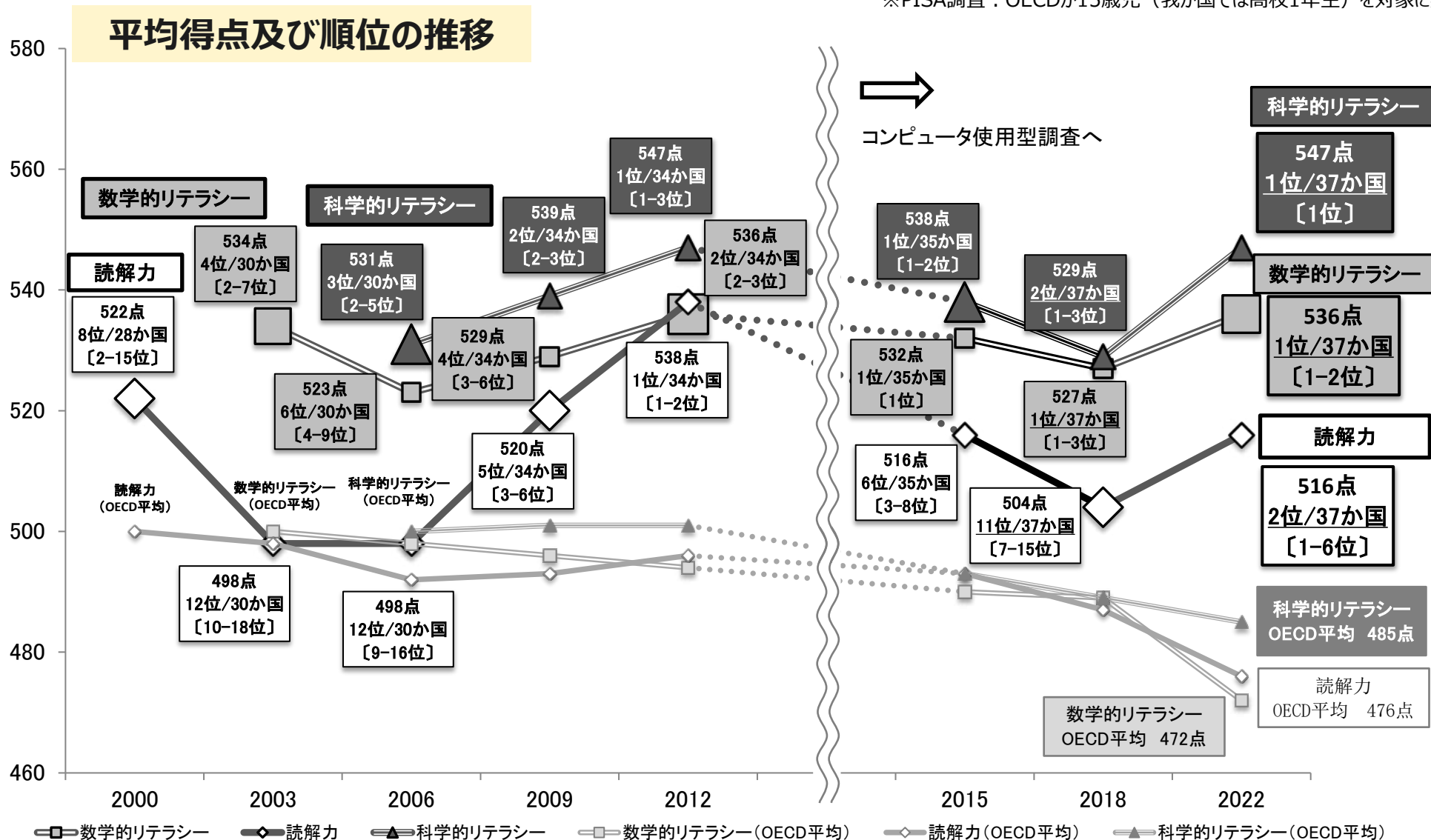
中学校数学

全国（公立）の 平均正答率	全都道府県市（公立）中、 最高平均正答率 【全国との差】	全都道府県市（公立）中、 最低平均正答率 【全国との差】
53%	58% 【+5%】	43% 【-10%】

OECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果における平均得点及び順位の推移

- ◆ 数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシー3分野全てにおいて世界トップレベル。前回2018年調査から、OECDの平均得点は低下した一方、日本は3分野全てにおいて前回調査より平均得点が上昇。

※PISA調査：OECDが15歳児（我が国では高校1年生）を対象に実施

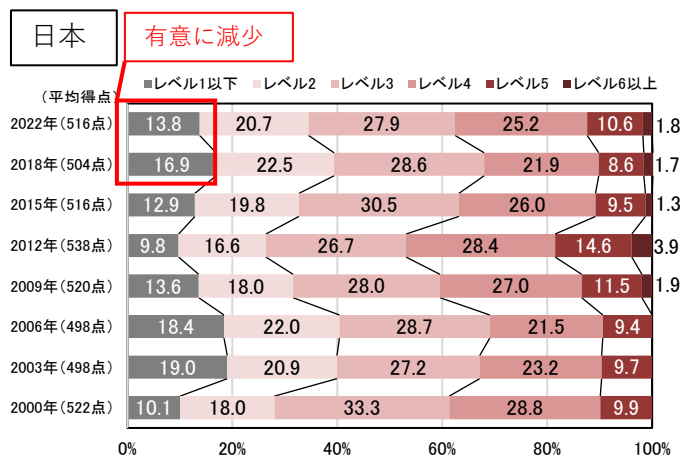


【出典】文部科学省・国立教育政策研究所「OECD生徒の学習到達度調査 PISA2022のポイント」

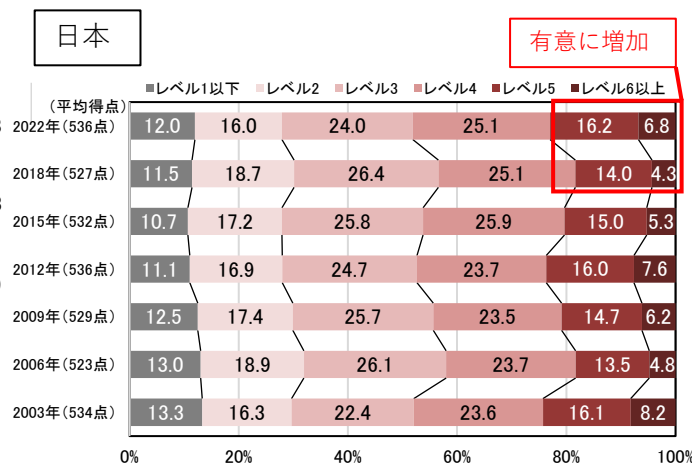
OECD生徒の学習到達度調査（PISA）の結果における習熟度レベルの変化

- ◆ 読解力、科学的リテラシーにおいて低得点層（習熟度レベル1以下）の割合が有意に減少し、数学的リテラシー、科学的リテラシーにおいて高得点層（習熟度レベル5以上）の割合が有意に増加した。

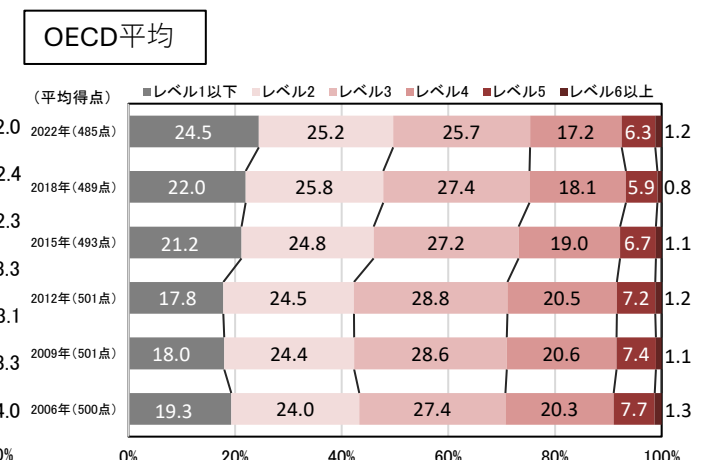
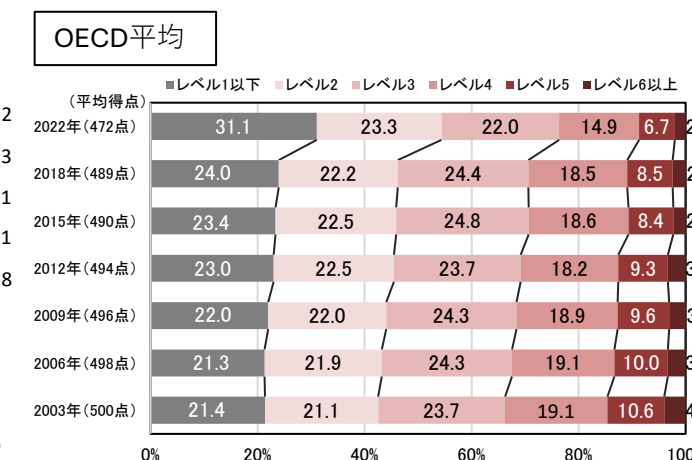
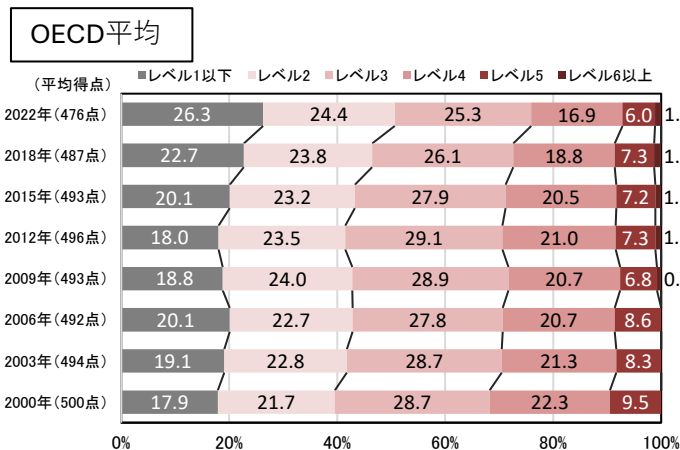
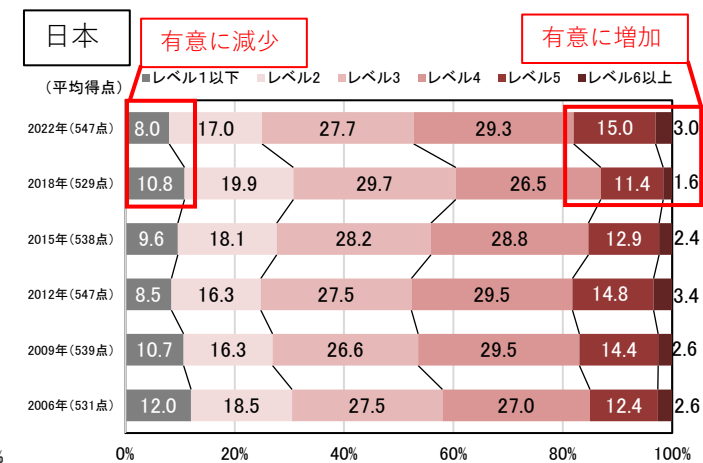
読解力



数学的リテラシー



科学的リテラシー



3. 顕在化している課題等について

子供の幸福度（精神的幸福度、身体的健康、学力・社会的スキル）

総合順位	国	精神的幸福度（※1）	身体的健康（※2）	スキル（※3）
1	オランダ	1	9	3
2	デンマーク	5	4	7
3	ノルウェー	11	8	1
4	スイス	13	3	12
5	フィンランド	12	6	9
6	スペイン	3	23	4
7	フランス	7	18	5
8	ベルギー	17	7	8
9	スロベニア	23	11	2
10	スウェーデン	22	5	14
11	クロアチア	10	25	10
12	アイルランド	26	17	6
13	ルクセンブルク	19	2	28
14	ドイツ	16	10	21
15	ハンガリー	15	21	13
16	オーストリア	21	12	17
17	ポルトガル	6	26	20
18	キプロス	2	29	24
19	イタリア	9	31	15
20	日本	37	1	27
21	韓国	34	13	11
22	チェコ	24	14	22
23	エストニア	33	15	16
24	アイスランド	20	16	34
25	ルーマニア	4	34	30
26	スロバキア	14	27	36
27	英国	29	19	26
28	ラトビア	25	24	29
29	ギリシャ	8	35	31
30	カナダ	31	30	18
31	ポーランド	30	22	25
32	オーストラリア	35	28	19
33	リトアニア	36	20	33
34	マルタ	28	32	35
35	ニュージーランド	38	33	23
36	米国	32	38	32
37	ブルガリア	18	37	37
38	チリ	27	36	38

（※1）精神的幸福度

- ・生活満足度が高い15歳の割合
- ・15～19歳の自殺率

（※2）身体的健康

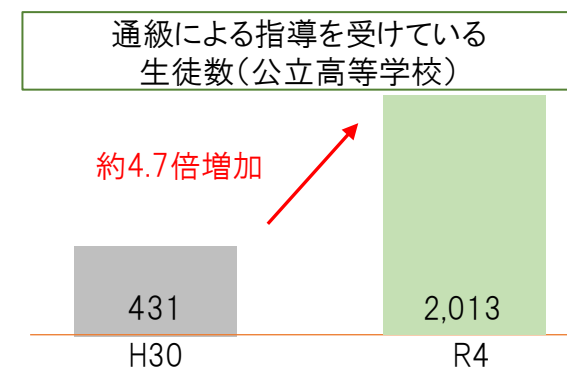
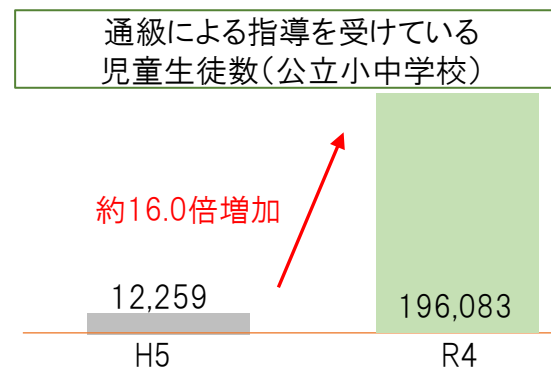
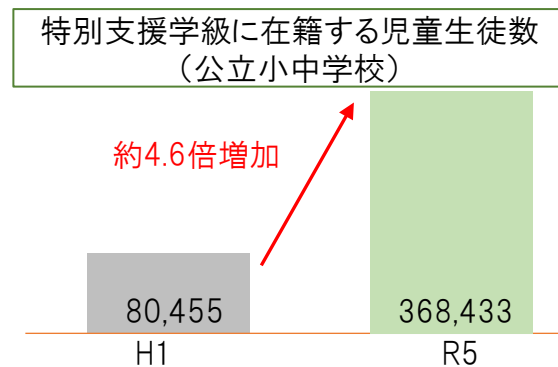
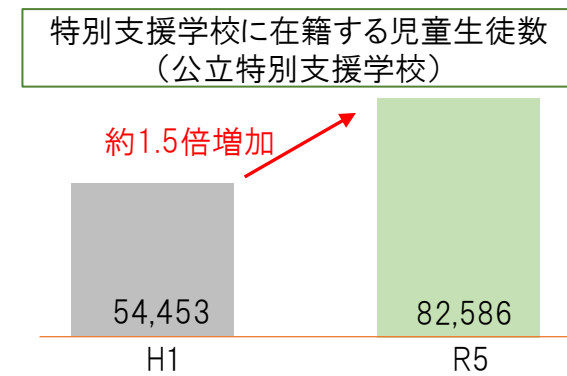
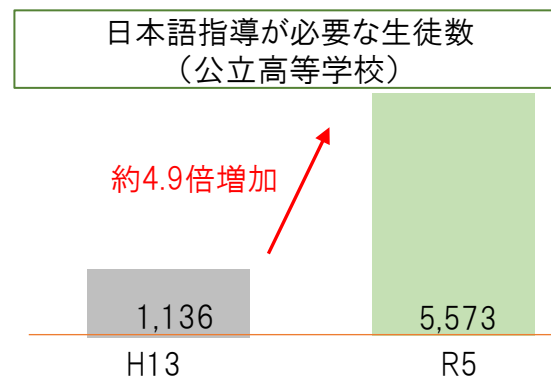
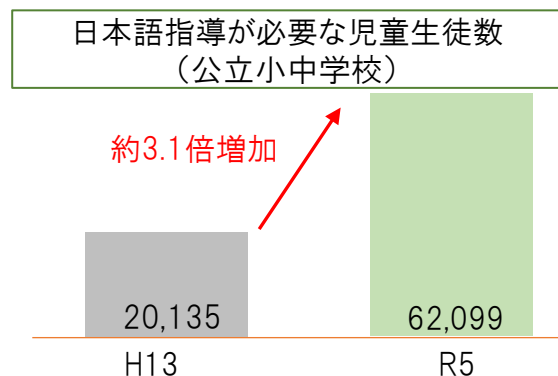
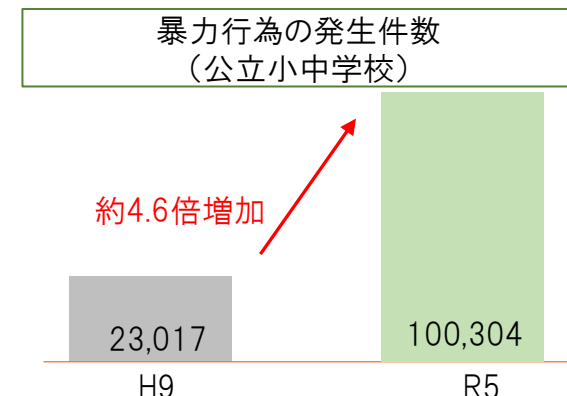
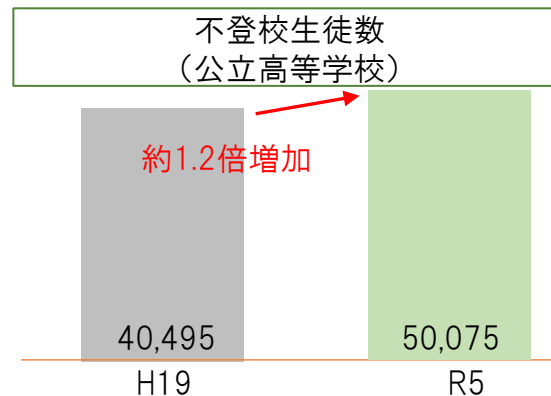
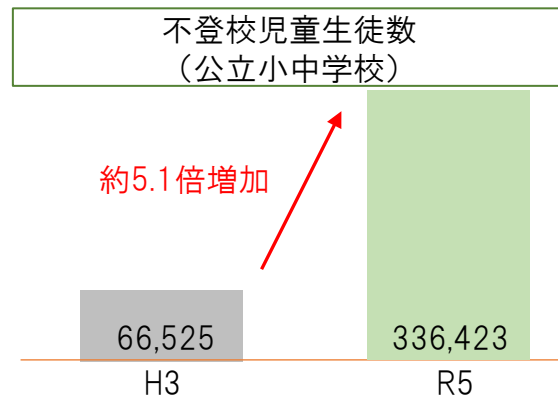
- ・5～14歳の死亡率
- ・5～19歳の過体重／肥満の割合

（※3）スキル

- ・数学・読解力で基礎的習熟度に達している15歳の割合
- ・社会的スキルを身に付けている15歳の割合

【出典】ユニセフ・イノチェンティ研究所「レポートカード16
ー子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福
度を形作るものは何か」

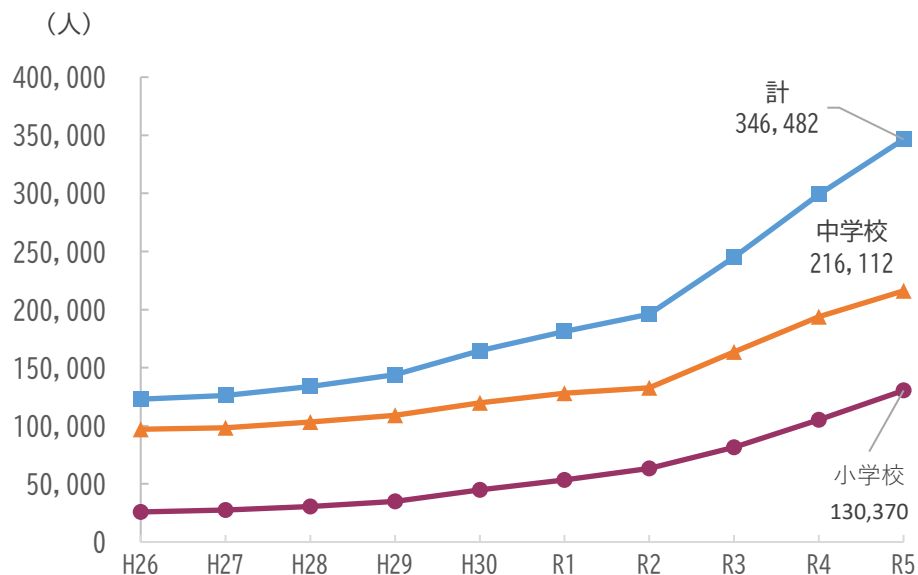
学校が抱える様々な教育課題の状況



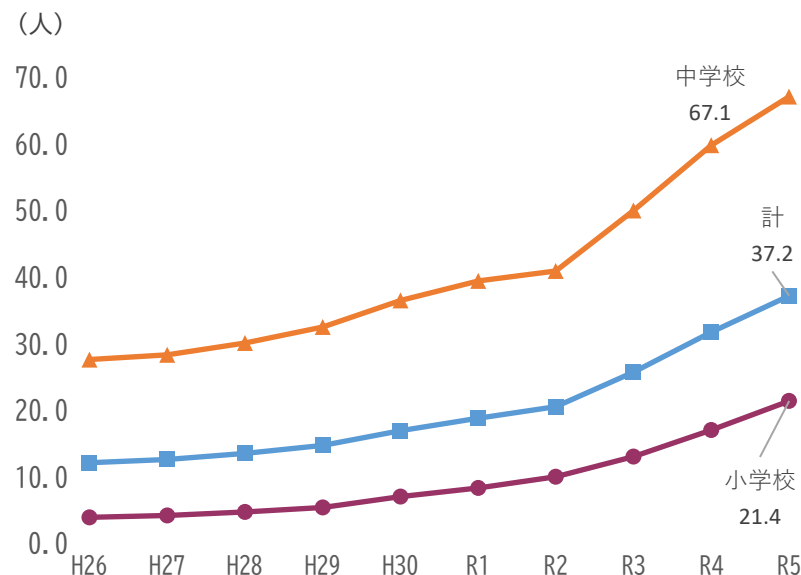
小・中学校における不登校の状況

- ◆ 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は346,482人（前年度299,048人）であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人（前年度31.7人）。
- ◆ 不登校児童生徒数は11年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移（1,000人当たり不登校児童生徒数）



不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1
計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2

不登校児童生徒について把握した事実

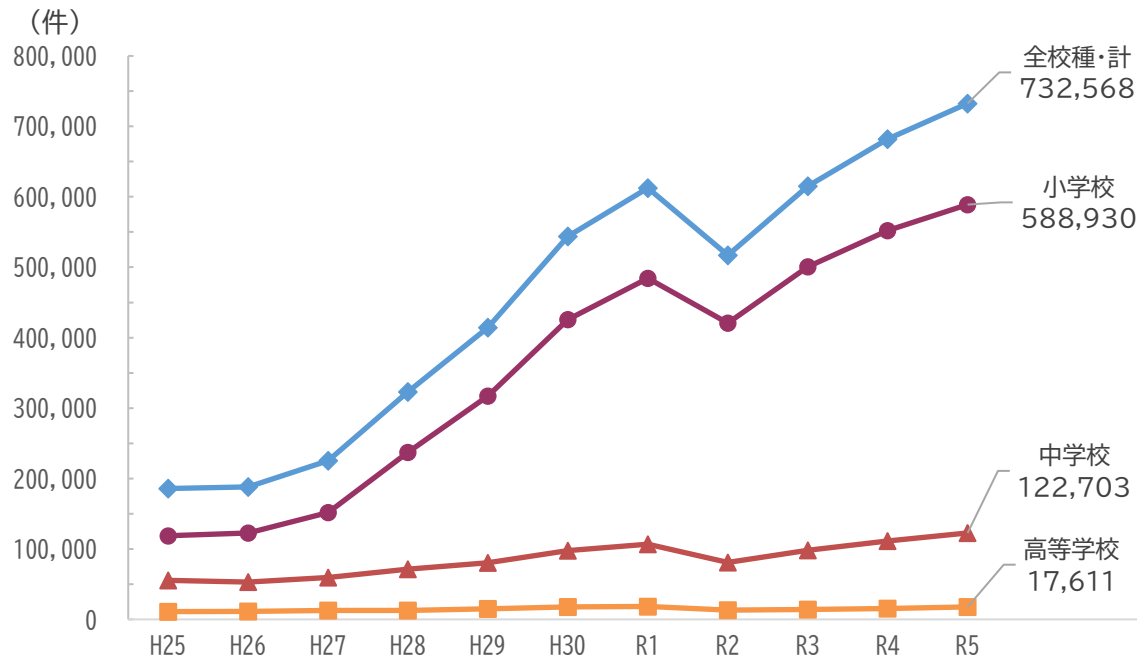
	不登校児童生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	転編入学、進級時の不応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつとの相談があった	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった
小学校	130,370	2,350	14,951	5,735	19,124	2,622	4,288	12,130	22,116	31,937	2,992	42,014	29,549	11,454	11,096
		1.8%	11.5%	4.4%	14.7%	2.0%	3.3%	9.3%	17.0%	24.5%	2.3%	32.2%	22.7%	8.8%	8.5%
中学校	216,112	2,113	31,021	4,548	33,423	4,223	9,693	12,822	20,854	47,701	8,630	69,617	50,643	12,676	11,871
		1.0%	14.4%	2.1%	15.5%	2.0%	4.5%	5.9%	9.6%	22.1%	4.0%	32.2%	23.4%	5.9%	5.5%
合計	346,482	4,463	45,972	10,283	52,547	6,845	13,981	24,952	42,970	79,638	11,622	111,631	80,192	24,130	22,967
		1.3%	13.3%	3.0%	15.2%	2.0%	4.0%	7.2%	12.4%	23.0%	3.4%	32.2%	23.1%	7.0%	6.6%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。

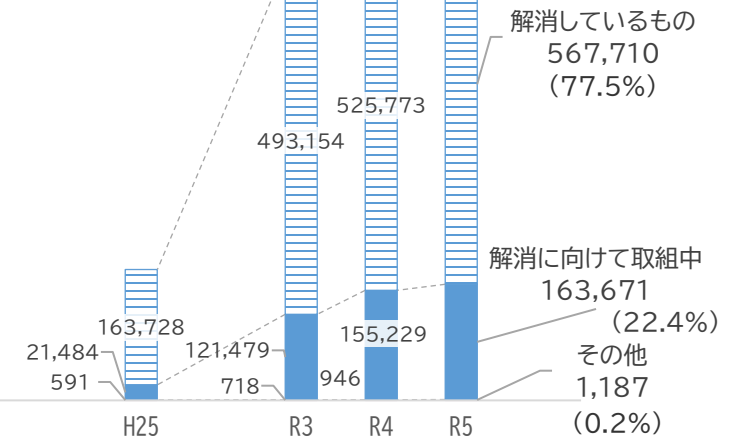
※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

※ 「個別の配慮(障害(疑い含む)以外)についての求めや相談があった。」は、障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移（各年度末時点）



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1	588,930 96.5
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3	122,703 38.1
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9	17,611 5.5
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7	3,324 22.3
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3	732,568 57.9

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(前年度681,948件)であり、前年度に比べ50,620件(7.4%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は57.9件(前年度53.3件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは567,710件(77.5%)であった。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒

<調査概要>

調査対象地域・学校等

全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒

※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象

・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出

・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出

・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名（男女それぞれ10名ずつ）を無作為抽出

回収数及び回収率

対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6％）

調査回答者等

調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）

質問項目

I. 児童生徒の困難の状況

学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）

行動面（「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」）

II. 児童生徒の受けている支援の状況

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	（参考）過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。
従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

※1 高等学校については令和4年のみ調査。 ※2 平成14年調査及び平成24年調査は、小学校・中学校のデータ。



小学校35人学級における多様性

特異な才能の
ある子供

0.8人
(2.3%)

※1

学習面又は行動面で
著しい困難を示す子供

3.6人
(10.4%)

※2

不登校

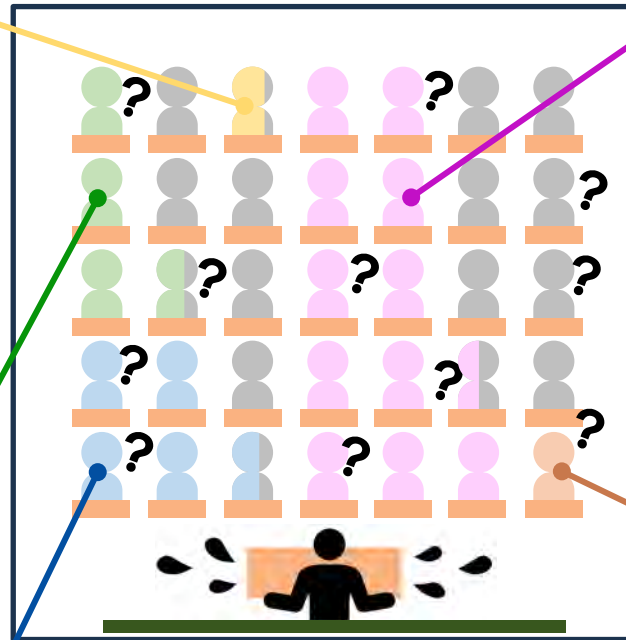
0.7人
(2.1%)

※3

不登校
傾向

4.1人
(11.8%)

※4



家にある本の冊数が
少なく学力の低い
傾向が見られる子供

12.5人
(35.6%)

※5

日本語を家で
あまり話さない子供

1.0人
(2.9%)

※6

【出典】内閣府 総合科学技術・イノベーション会議『Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ』をベースに更新

※1 日本には定義がないため、IQ130以上を仮定し、知能指数のベルカーブの正規分布を元に算出。子供の吹き出しは、文部科学省 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議アンケートを参考に編集。

※2 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）」

※3 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

※4 日本財団「不登校傾向にある子どもの実態調査（2018年12月）」

※5 文部科学省・国立教育政策研究所「令和6年度全国学力・学習状況調査」

※6 文部科学省・国立教育政策研究所「令和3年度全国学力・学習状況調査」

中学校40人学級における多様性

特異な才能の
ある子供

0.9人
(2.3%)

※1

学習面又は行動面で
著しい困難を示す子供

2.2人
(5.6%)

※2

不登校

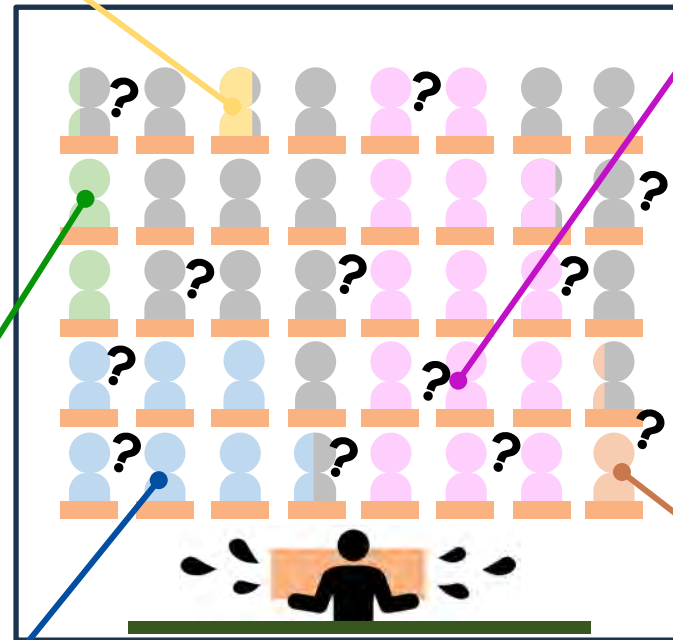
2.7人
(6.7%)

※3

不登校
傾向

4.1人
(10.2%)

※4



家にある本の冊数が
少なく学力の低い
傾向が見られる子供

15.7人
(39.2%)

※5

日本語を家で
あまり話さない子供

1.3人
(3.2%)

※6

【出典】内閣府 総合科学技術・イノベーション会議『Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ』をベースに更新

※1 日本には定義がないため、IQ130以上を仮定し、知能指数のベルカーブの正規分布を元に算出。子供の吹き出しは、文部科学省特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議アンケートを参考に編集。

※2 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）」

※3 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

※4 日本財団「不登校傾向にある子どもの実態調査（2018年12月）」

※5 文部科学省・国立教育政策研究所「令和6年度全国学力・学習状況調査」

※6 文部科学省・国立教育政策研究所「令和3年度全国学力・学習状況調査」

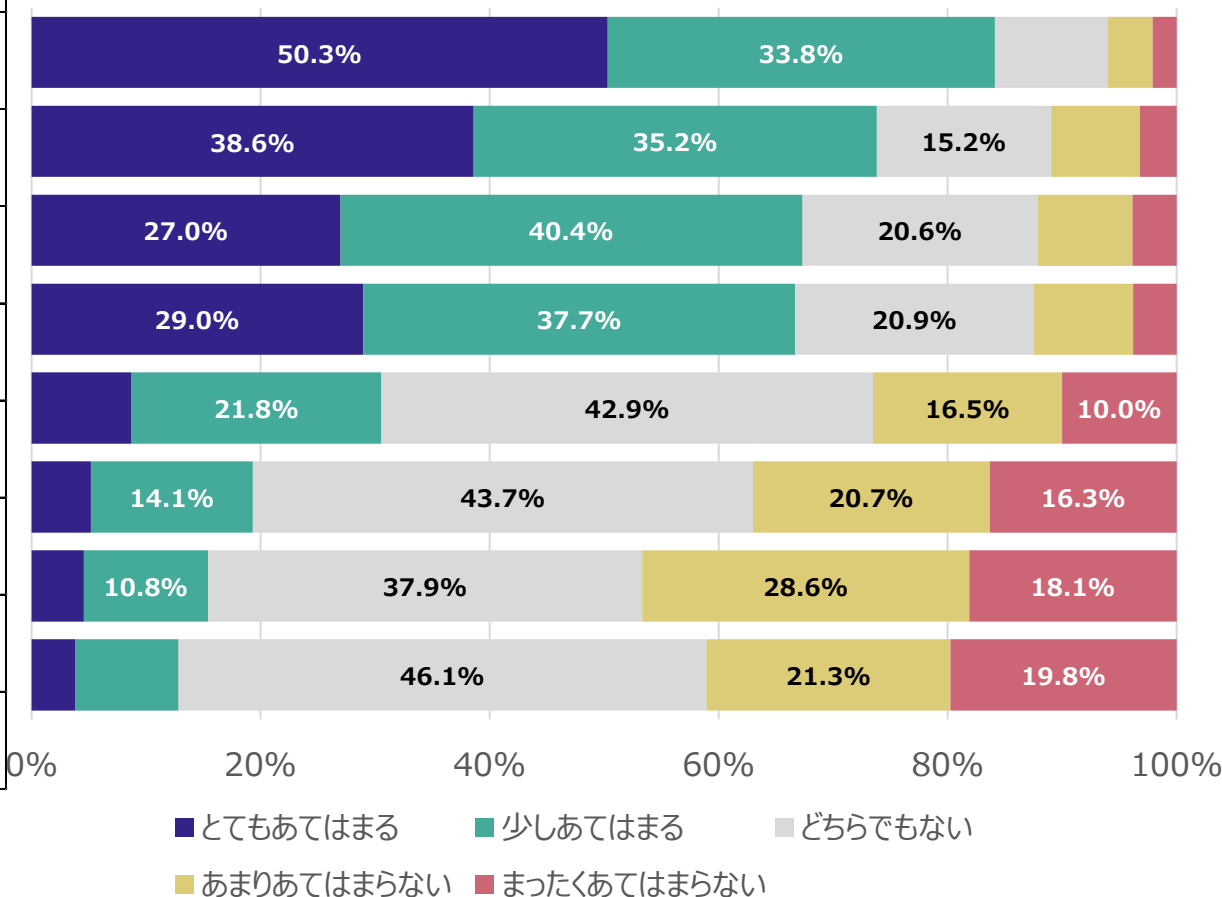
児童生徒が学校で受けている授業に関して思うこと

- ◆ 8割以上の児童生徒が、授業は、友達と一緒に学ぶことができていると感じている一方で、約3割の児童生徒が、授業の内容が難しすぎと感じている。
- ◆ 授業の進度が早すぎる・遅すぎる、授業の内容が簡単すぎと感じている児童生徒はいずれも2割未満である。

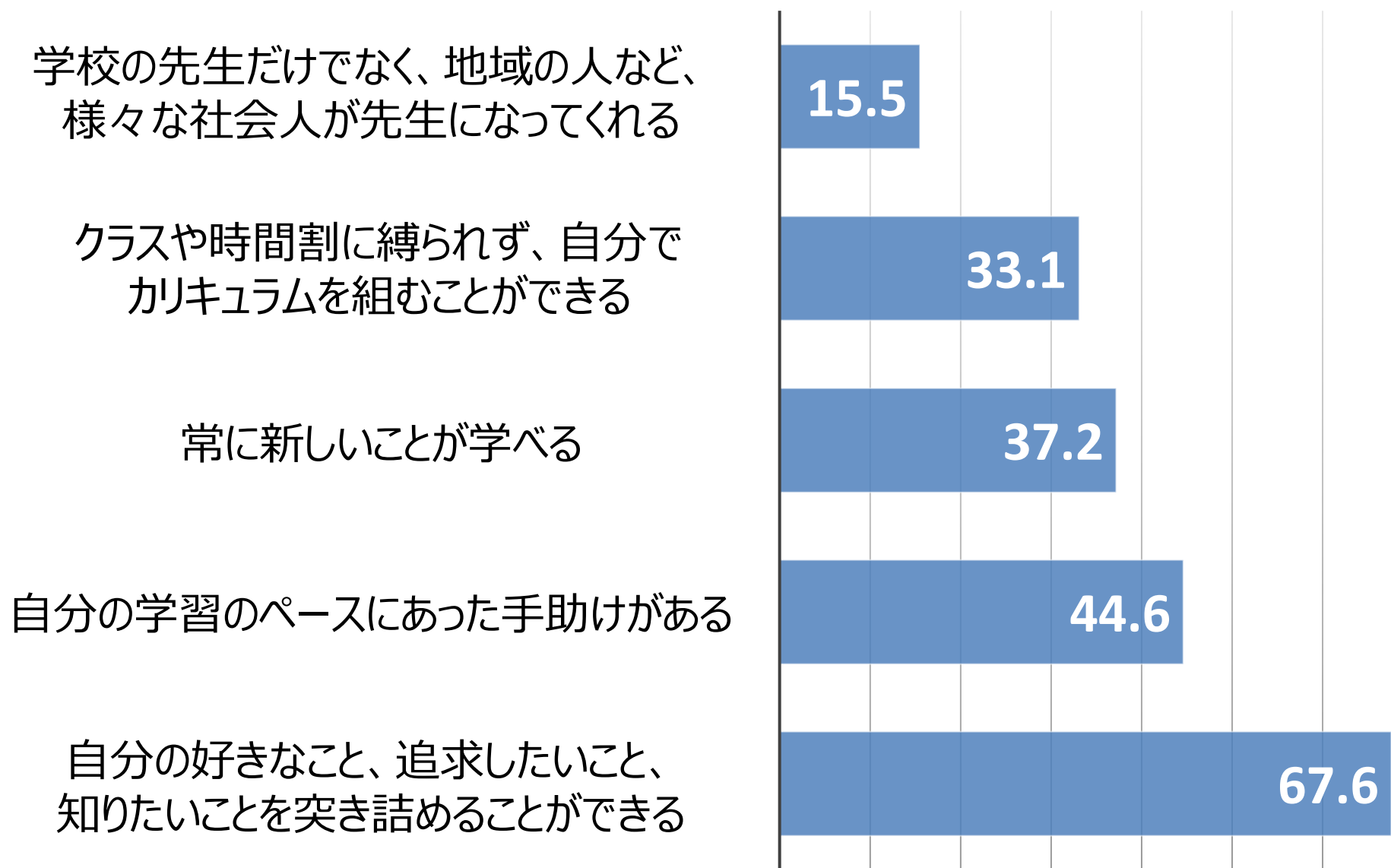
あなたが普段学校で受けている授業に関して思うことについて、それぞれあてはまるものを1つ選んでください。

	とてもあてはまる + 少しあてはまる
授業は、友達と一緒に学ぶことができていると思う	84.1%
授業で学ぶことが、将来役に立つと思う	73.8%
授業で学ぶ内容は面白いと思う	67.3%
授業で学ぶことが、自分の毎日の生活と結びついていると思う	66.7%
授業の内容が難しすぎると思う	30.6%
授業の進み方がはやすぎると思う	19.3%
授業の内容が簡単すぎると思う	15.4%
授業の進み方がおそすぎると思う	12.8%

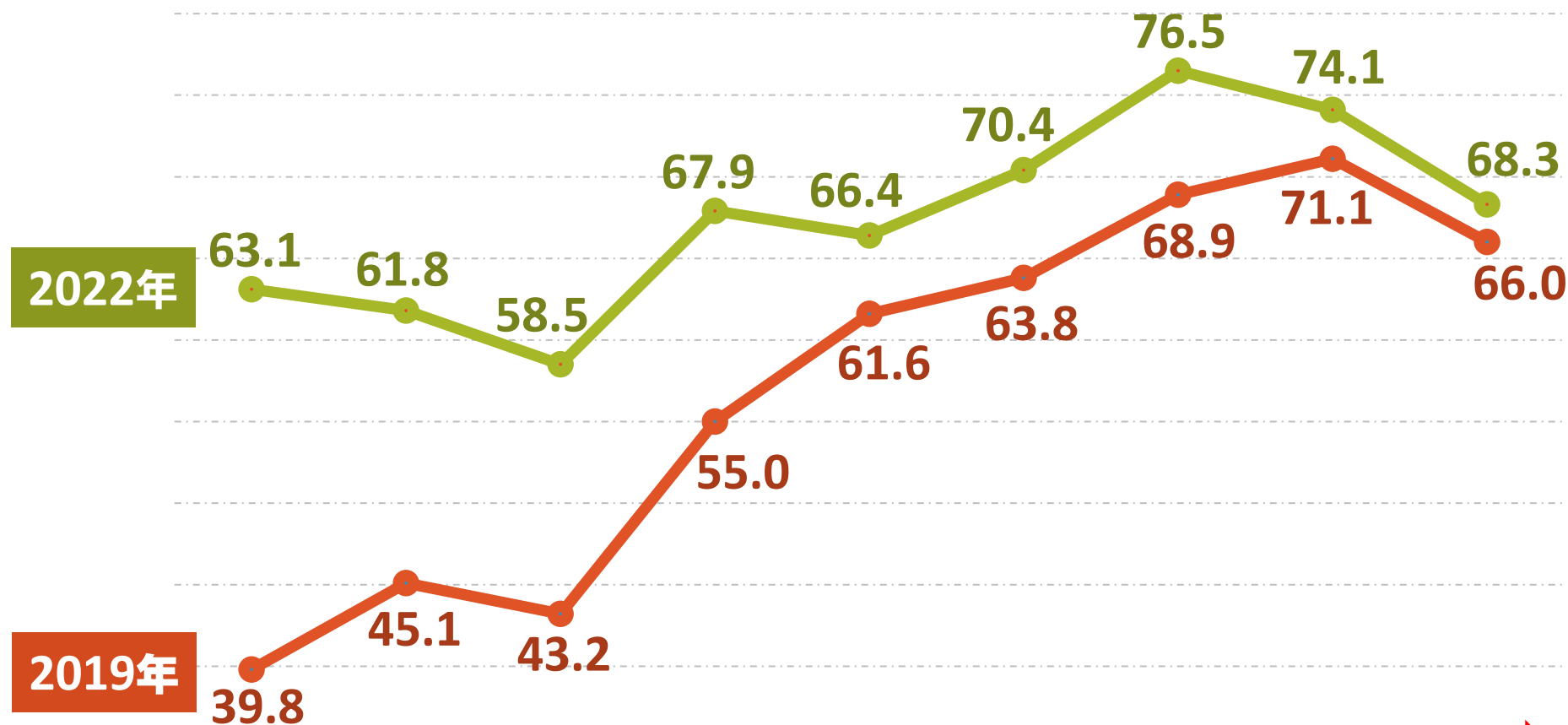
※回答割合が10%未満の場合は数値の記載を省略。



不登校又は不登校傾向にある現中学生と卒業生(卒業後～22歳)が思う 「学びたいと思える場所」



「上手な勉強のしかたがわからない」児童生徒は学年が上がるほど増加



	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3
2022	63.1	61.8	58.5	67.9	66.4	70.4	76.5	74.1	68.3
2019	39.8	45.1	43.2	55.0	61.6	63.8	68.9	71.1	66.0
差	+23.3	+16.7	+15.3	+12.9	+4.8	+6.6	+7.6	+3.0	+2.3

【小学校算数】

球の直径の長さや立方体の一辺の長さの関係を捉え、立方体の体積の求め方を式に表すことに課題がある。

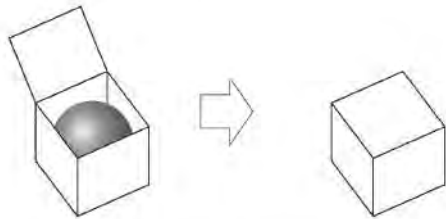
具体的な設問例 大問 3 (3)

直径22cmの球がぴったり入る立方体の体積を求める式を書く。

(3) 直径22 cmの球の形をしたボールがあります。



このボールがぴったり入る立方体の形をした紙の箱の体積を調べます。



この立方体の形をした紙の箱の体積が何 cm^3 かを求める式を書きましょう。
ただし、紙の厚さは考えないものとします。また、計算の答えを書く必要はありません。

解答の分析

正答
〔正答率
36.9%〕

$22 \times 22 \times 22$

誤答例

① 22×22
② 22×3.14 など 3.14 を用いた式
③ 22×6 等

○誤答例の解説

① 22×22 と解答している児童は、球の直径の長さや立方体の一辺の長さの関係を捉えることはできているが、立方体の一つの面の面積の求め方を式にしていると考えられる。(8.5%)

② 22×3.14 と解答している児童は、円の直径と円周率から体積を求めることができると誤って捉えていると考えられる。(15.9%)

③ 22×6 と解答した児童は、円の直径と立方体の面の数から体積を求めることができると誤って捉えていると考えられる。

⇒体積の単位とこれまでに学習した球の直径の長さや立方体を構成する要素との関係を考察できていないと考えられることから、深い理解を伴う知識の習得に引き続き課題がある。

⇒身の回りの形から図形を捉え、図形を構成する要素を見だし、体積を求めるために必要な情報を判断できるようにすることが重要である。

クロス集計

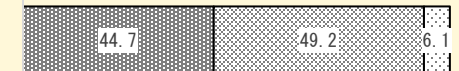
児童質問調査 × 本設問の正答率

児童質問調査〔54〕「算数の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考えますか」の各選択肢を選んだ児童の本設問における解答状況(%)

■ 正答 ■ 誤答 ■ 無解答

0.159

当てはまる
(40.1万人)



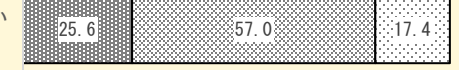
どちらかといえば、
当てはまる
(33.5万人)



どちらかといえば、
当てはまらない
(14.7万人)



当てはまらない
(6.0万人)



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

この質問に否定的に回答したグループの方が、大問3(3)の正答率が低く、無解答率も高い。

「自分の考え」を書くことに課題

【小学校国語】

目的や意図に応じて、自分の考えが伝わるようにするための書き表し方を工夫することに課題がある。

具体的な設問例

大問 2 二

「たてわり遊び」に関する高山さんの文章の空欄に、次の条件に合わせた内容を書く。

条件① 「たてわり遊び」のよさについて考えたことを書くこと。

条件② 下級生に聞いたことから言葉や文を取り上げて書くこと。

【高山さんの文章】

みんな仲良し「たてわりはん」

わたしたちの学校には、1年生から6年生までのメンバーが、同じはんで活動する「たてわりはん」の取り組みがあります。「運動会」や「たてわり遊び」を通して、ちがう学年の人とも仲良くなります。

「運動会」は、「たてわりはん」ごとに赤、青、黄の色を決め、3色対決で行います。上級生が下級生に応えんの仕方を教えたり、下級生も楽しめるように、アきょうぎの作戦を考えたりします。「みんなでつな引きをして楽しい」という2年生や、「下級生といっしょに応えんして熱い気持ちになる」という5年生がいます。このように、「運動会」のよいところは、みんなの心が一つになるところだと思います。

「たてわり遊び」は、毎月1回、休み時間に「たてわりはん」で遊ぶ活動です。みんなが楽しめるように、6年生が、遊びたいことを下級生に聞いたり、ルールをくふうしたりします。例えば、ドッジボールでは、上級生が遠くからボールをイ上げるようにしています。

【高山さんの取材メモ】

「たてわり遊び」について

6年生がくふうしていること

○遊びたいことを下級生に聞く

○ルールをくふうする

ドッジボール 上級生は遠くからボールをなげる

下級生に聞いたこと

○1年生 お兄さんやお姉さんと遊べて楽しかった

○3年生 好きな遊びや新しい友達が増えた

○4年生 みんなが楽しそうでうれしかった

【高山さんの考え】

「たてわり遊び」と「運動会」は、どちらも1年生から6年生までが同じ「たてわりはん」で活動していて、みんなが仲良しになる。このことが学校の一番の良さだと思うから、文章に書こう。



解答の分析

無解答率4.9%

正答例 〔正答率〕 56.7%	「お兄さんやお姉さんと遊べて楽しかった」という1年生や、「みんなが楽しそうでうれしかった」という4年生がいます。このように、「たてわり遊び」のよいところは、 <u>学年をこえた交流ができる</u> ところだと思います。
誤答例	たてわり遊びをしている下級生の1年生は「お兄さんやお姉さんと遊べて楽しかった」や、3年生は「好きな遊びや新しい友達が増えた」と答えてくれました。このように、 <u>みんなでたてわり遊びをしました</u> 。
○誤答例の解説 このように解答した児童の中には、「たてわり遊び」のよさを認識しているものの、そこから自分の考えをもつことができず、事実と感想、意見とを明確に区別せずに、事実を自分の考えのように書いてしまった児童がいたと考えられる。	

「自分の考え」を書くことに課題

【中学校国語】

表現の効果を考えて描写するなど、自分の考えが伝わる文章になるよう工夫することに課題がある。

具体的な設問例

大問3 四

紙の辞書を登場人物とした物語の結末を、「次の出番への期待」という心情が伝わるように工夫して書く。その際、次のア、イの指示に従う。

ア：「あの日から数日が過ぎた。」に続けて、表現を工夫して書きなさい。

イ：あなたがアで書いた表現には、どのような効果があるのかを具体的に書きなさい。

解答の分析

無解答率14.8%

正答例 (正答率 49.8%)	ア 窓から差し込む光を浴びながら、今日も僕はいつもの場所で君を待っている。 イ 「窓から差し込む光を浴びながら」のように情景を描写することで、「僕」の期待感が印象的に伝わる。
誤答例	ア 僕はまた本棚にしまわれた。でも、今度は君と近い距離。また使われる日を待っている。 イ 久しぶりに使ったよさに「君」が気づき、「僕」を近くに置いてくれたことを表現した。

○誤答例の解説

このように解答した生徒は、「あの日から数日が過ぎた。」に適切に続くように、表現を工夫して物語の最後の場面を書くことができています。一方で、自分が工夫した表現について、どのような効果があるのかを書くことができていないと考えられる。

指導改善のポイント

自分の考えが伝わる文章になるように、表現の効果を考えて描写を工夫して書けるように指導することが大切である。

「令和6年度【中学校国語】報告書」大問3 授業アイデア例

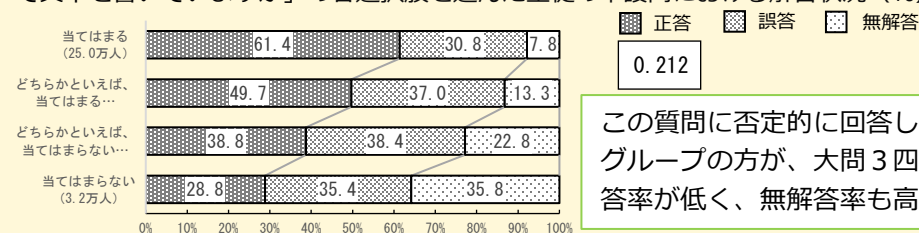
https://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukoku/report/data/24mla_ng_idea_03.pdf#page=11



クロス集計

生徒質問調査 × 本設問の正答率

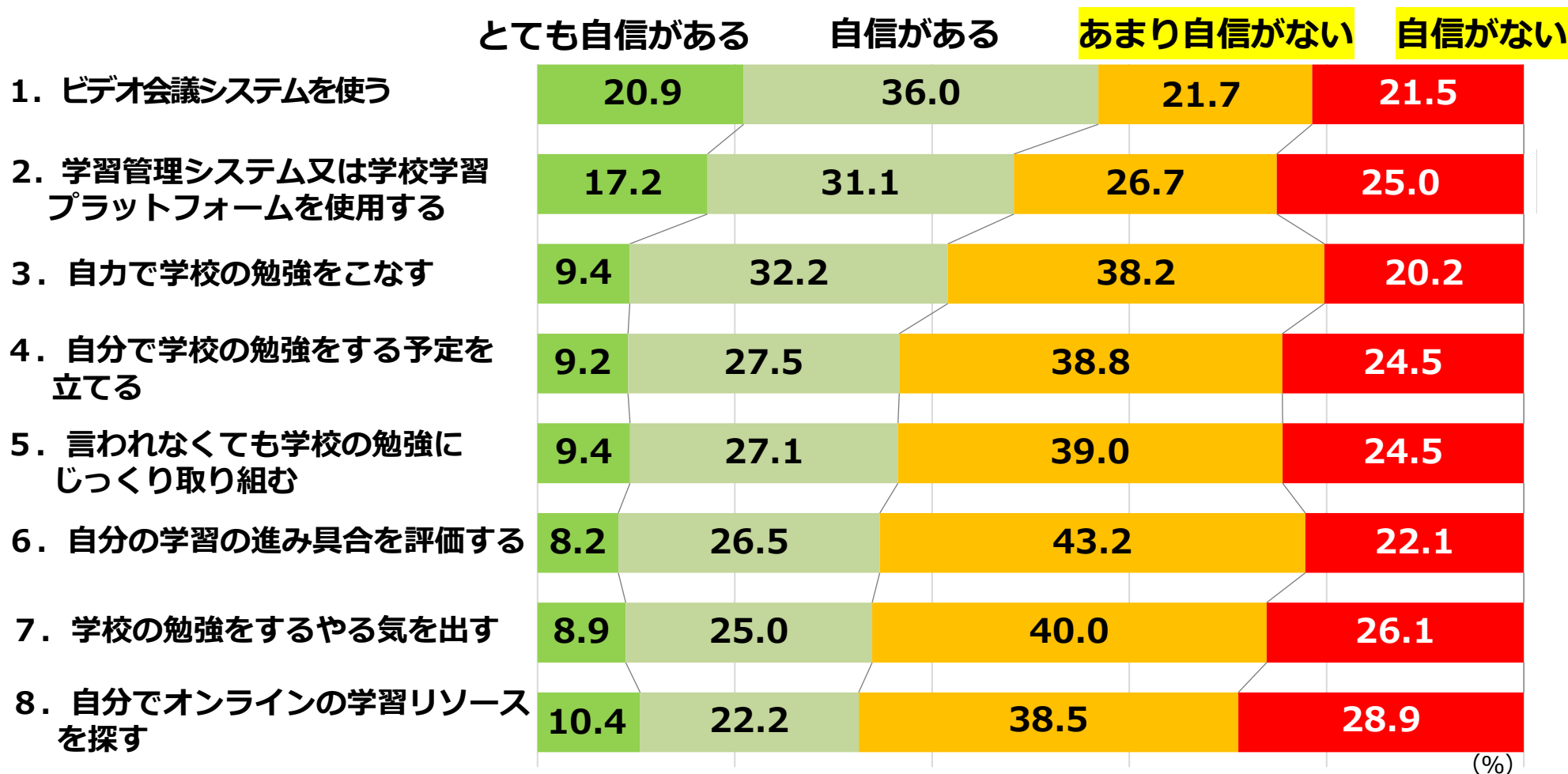
生徒質問調査〔48〕「国語の授業で、自分の考えが伝わるように、表現の効果を考えて文章を書いていますか」の各選択肢を選んだ生徒の本設問における解答状況(%)



この質問に否定的に回答したグループの方が、大問3 四の正答率が低く、無解答率も高い。

自律学習を行う自信に課題

- ◆ 学校が再び休校になった場合に自律学習を行う自信があるか、という質問に対する回答で、自信がないと回答した生徒が日本は非常に多かった。

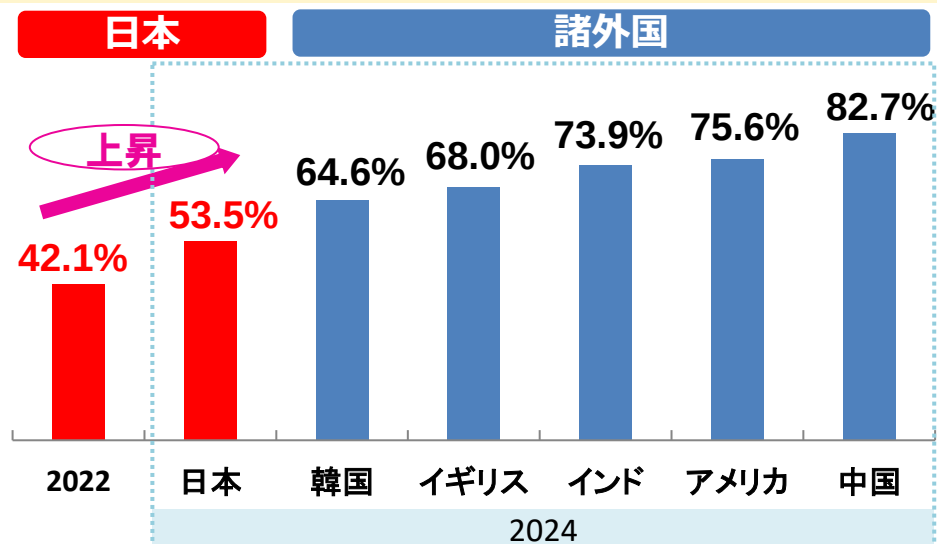


上記 8 項目を指標化して比較

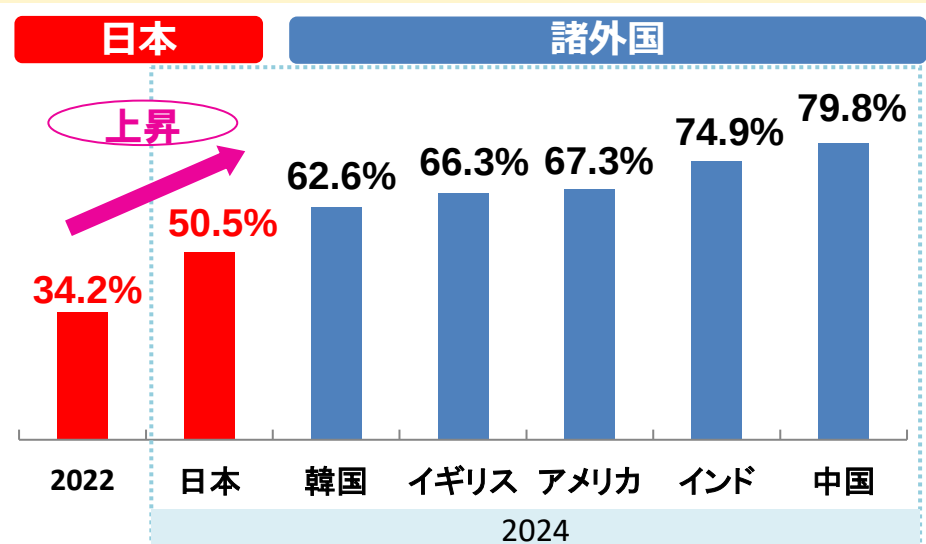
※OECD加盟国37か国の平均値が0.0、標準偏差が1.0となるよう標準化されており、値が大きいほど、自律学習に対する自己効力感(自信)が高い。

OECD平均	0.01
日本 (34/37位)	-0.68

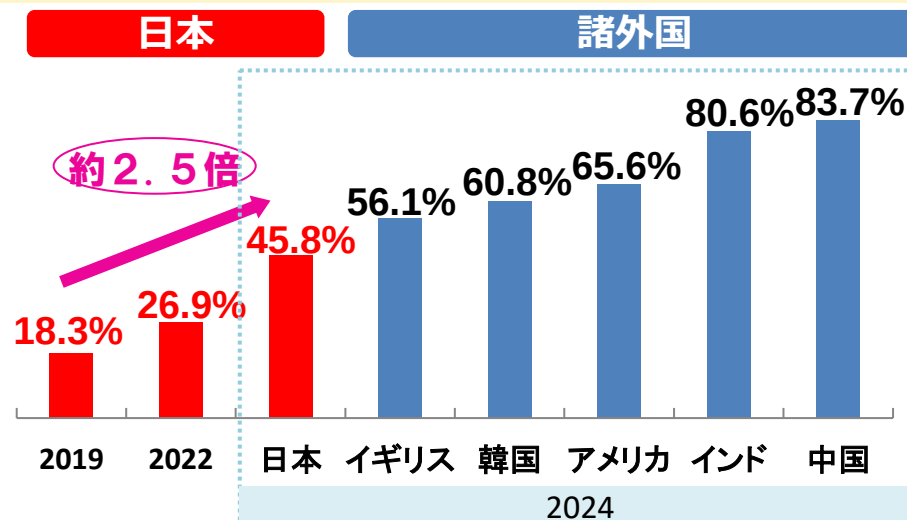
①政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている



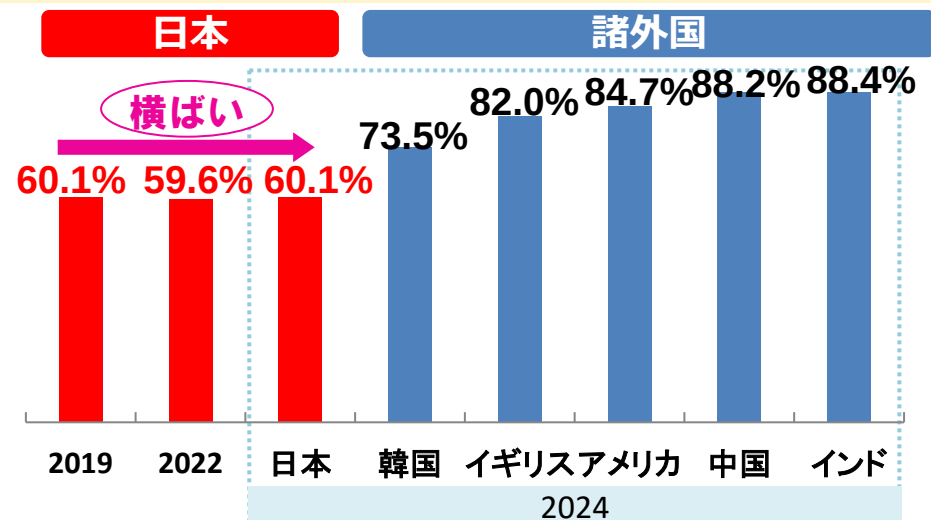
②政治や選挙、社会問題について家族や友人と議論することがある



③自分の行動で国や社会を変えられると思う



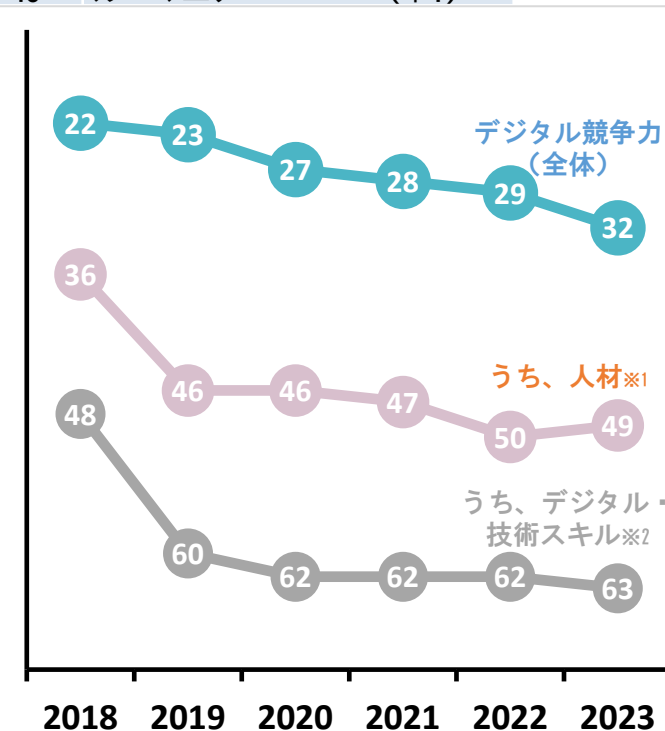
④将来の夢を持っている



諸外国のデジタル競争力

◆ 日本のデジタル競争力は32位と諸外国に比べて低く、うち人材のスコアやデジタルスキルのスコアが低い。

順位	国名	順位	国名	順位	国名
1	米国 (↑1)	23	ドイツ (↓4)	45	インドネシア (↑6)
2	オランダ (↑4)	24	チェコ共和国 (↑9)	46	スロバキア共和国 (↑1)
3	シンガポール (↑1)	25	ニュージーランド (↑2)	47	ハンガリー (↓5)
4	デンマーク (↓3)	26	ルクセンブルク (↑4)	48	ルーマニア (↑1)
5	スイス (0)	27	フランス (↓5)		
6	韓国 (↑2)	28	リトアニア (↓3)		
7	スウェーデン (↑4)	29	カタール (↓3)		
8	フィンランド (↓1)	30	サウジアラビア (↑5)		
9	台湾 (↑2)	31	スペイン (↓3)		
10	香港 (↓1)	32	日本 (↓3)		
11	カナダ (↓1)	33	マレーシア (↓2)		
12	UAE (↑1)	34	カザフスタン (↑2)		
13	イスラエル (↑2)	35	タイ (↑5)		
14	ノルウェー (↓2)	36	ポルトガル (↑2)		
15	ベルギー (↑8)	37	スロベニア (0)		
16	オーストラリア (↓2)	38	バーレーン (↓6)		
17	アイスランド (↑4)	39	ポーランド (↑7)		
18	エストニア (↑2)	40	ラトビア (↓6)		
19	中国 (↓2)	41	クウェート (0)		
20	英国 (↓4)	42	チリ (↓1)		
21	アイルランド (↑3)	43	イタリア (↓4)		
22	オーストリア (↓4)	44	クロアチア (↓1)		



※括弧内は前年度との比較

デジタル競争力：知識（人材（デジタル・技術スキル含む））、テクノロジー、将来に向けた環境整備の3領域から構成され、計54の指標に基づき算出

※1 人材：PISAの数学的リテラシーの評価、シニアマネージャーの国際経験、外国人高度人材に対する魅力、デジタル・技術スキルの利用可能性、留学生の流動性（受入数と派遣数）等から算出されたデータを総合的に評価

※2 デジタル・技術スキル：自然科学分野の大卒者の割合、科学技術職雇用者の割合から算出されたデータを総合的に評価

【出典】IMD「World Digital Competitiveness Ranking」（2023）をもとに作成

【経年比較グラフの出典】<https://www.imd.org/centers/wcc/world-competitiveness-center/rankings/world-digital-competitiveness-ranking/>

4. 審議事項第一関係

より質の高い、深い学びを実現し、資質・能力の育成につながると同時に、
分かりやすく、使いやすい学習指導要領の在り方

学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成

- ◆ 現行学習指導要領では、各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

目 標

平成20年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国 語

第1 目 標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

平成29年改訂小学校学習指導要領

第2章第1節 国 語

第1 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内 容

平成20年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数 学

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内 容

A 数と式

- (1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し、その四則計算ができるようにするとともに、正の数と負の数を用いて表現し考察することができるようにする。
 - A 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。
 - イ 小学校で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。
 - ウ 正の数と負の数の四則計算をすること。
 - エ 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。

平成29年改訂中学校学習指導要領

第2章第3節 数 学

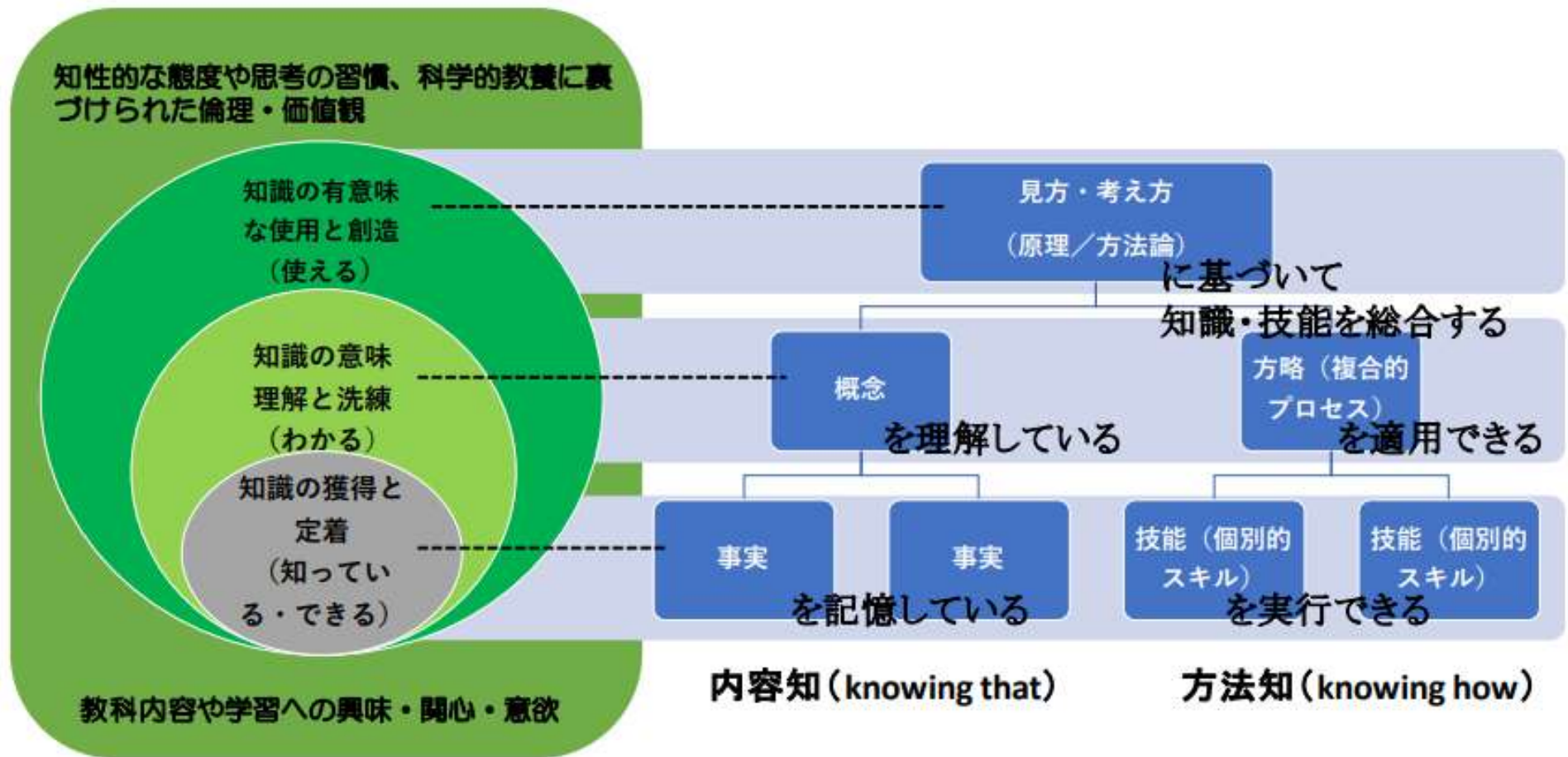
第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内 容

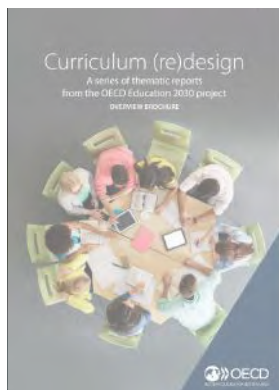
A 数と式

- (1) 正の数と負の数について、数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - A 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】
 - (ア) 正の数と負の数の必要性和意味を理解すること。
 - (イ) 正の数と負の数の四則計算をすること。
 - (ウ) 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。
 - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。【思考力、判断力、表現力等】
 - (ア) 算数で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の方法を考察し表現すること。
 - (イ) 正の数と負の数を具体的な場面で活用すること。



「中核的概念（ビッグアイデア）」を通じた教育課程の構造化は世界トレンド

- ◆ 近年カリキュラムの全面改訂を行った国・地域において、しばしば各教科の学習の中核となる概念（いわゆる「ビッグアイデア」）の下で内容の整理が行われている。OECDが2020年に公表した報告書「カリキュラムの（再）デザイン」では、「12のカリキュラムのデザイン原則」が提示され、「ビッグアイデア」を用いてカリキュラムを構造化することが原則の一つとして位置づけられている。



①教科内のデザイン原則

1. Focus（焦点化）
2. Rigour（知的挑戦）
3. Coherence（一貫性）

③社会に開かれたデザイン原則

7. Authenticity（真正性）
8. Flexibility（柔軟性）
9. Alignment（整合性）

②教科横断のデザイン原則

4. Transferability（転移可能性）

子供たちが特定の教科における基盤となる概念やビッグアイデアを理解し、それがどのように他の教科に適用できるかをわかるようにカリキュラムを構造化する

5. Interdisciplinary（教科横断性）

6. Choice（選択肢）

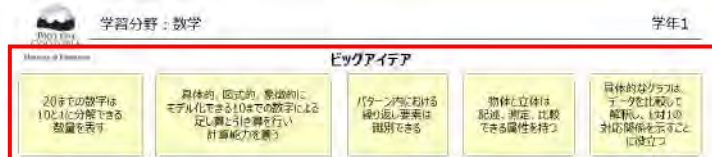
④過程に関するデザイン原則

10. Engagement（参画）
11. Student Agency（生徒のエージェンシー）
12. Teacher Agency（教員のエージェンシー）

（各国の事例）

ブリティッシュコロンビア州（カナダ）

- ・ 教科内容の焦点化が行われ、学習分野における理解の中心となる内容を記述したビッグアイデア（専門的知識を理解するための鍵となる概念、原則、理論等）に沿って整理された。（2016年）



韓国

- ・ 「核心アイデア」を新たに設定して内容体系の枠組みの全面的な見直しを実施。「内容要素」を「知識・理解」「過程・技能」「価値・態度」の3カテゴリーで再構築し、教科固有の思考や探究過程を明示し、核心アイデアを中心に内容要素を関連づけることで、「深みがある学習」の実現を目指している。（2022年）

カテゴリー	内容要素		
	3・4年生	5・6年生	中学校（7～9年生）
知識・理解	・ 地球村の地理的要素	・ 地域の統合と分離	・ 地域平均値
過程・技能	・ 私達が住むところの環境	・ 地球村を脅かす要因	・ 地域間の関係
価値・態度	・ 私達が住むところの環境に対する感受性	・ 地球村を脅かす要因	・ 地域間の関係

シンガポール

- ・ 一部教科（理科(2023年実施)、人格・市民性教育(2021年実施)）において、「ビッグアイデア」に基づき内容整理が行われている。
- ・ 理科では、各分野共通の「ビッグアイデア」（多様性・循環・システム・相互作用・エネルギー）の下で学習内容を相互に関連付けた構成となっている。

オーストラリア

- ・ 8つの学習領域（教科に相当）全てで、必要不可欠な内容や「核となる概念」に焦点を当てた内容の再構成を実施。これにより、教員が教える児童生徒が学習を期待される内容を示した「学習内容の記載（content descriptions）」の分量が21%削減された。（2022年）

【出典】今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会（第8回）
国立教育政策研究所提出資料より

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう

主体的・対話的で深い学び

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

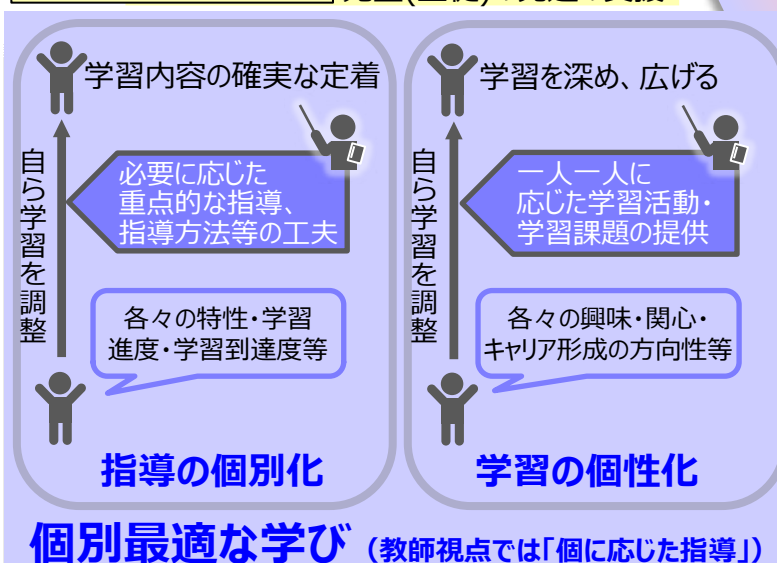
学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達の支援

授業改善

一体的に
充実

授業外の
学習の改善

資質・能力の育成



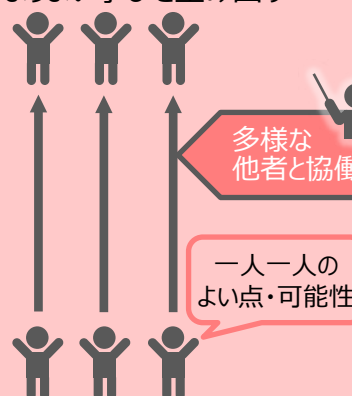
修得主義 ・個々人の学習状況に応じて学習内容を提供 ・一定の期間における個々人の学習の状況・成果を重視
の考え方を生かす

・集団に対して共通に教育を行う ・一定の期間の中で個々人の多様な成長を包含

履修主義

の考え方を生かす

異なる考え方が組み合わせり
よりよい学びを生み出す



クラスメイト

異学年・他校の子供

地域の人

専門家

等

これからの学校には……一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

平成29,30年改訂
学習指導要領 前文

言語能力を構成する資質・能力

◆ 平成28年中教審答申では「言語能力」を資質・能力の3つの柱で整理している。

知識・技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
○言葉の働きや役割に関する理解 ○言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け ・音声、話し言葉 ・文字、書き言葉 ・言葉の位相(地域や世代、相手や場面等による言葉の違いや変容) ・語、語句、語彙 ・文の成分、文の構成 ・文章の構造(文と文の関係、段落、段落と文章の関係) など ○言葉の使い方に関する理解と使い分け ・話し方、書き方、表現の工夫 ・聞き方、読み方 など ○言語文化に関する理解 ○既有知識(教科に関する知識、一般常識、社会的規範等)に関する理解	テキスト(情報)を理解したり、文章や発話により表現したりするための力 【創造的・論理的思考の側面】 ➢ 情報を多面的・多角的に精査し、構造化する力 ・推論及び既有知識・経験による内容の補足、精緻化 ・論理(情報と情報の関係性: 共通一相違、原因一結果、具体一抽象等)の吟味・構築 ・妥当性、信頼性等の吟味 ➢ 構成・表現形式を評価する力 【感性・情緒の側面】 ➢ 言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力 ➢ 構成・表現形式を評価する力 【他者とのコミュニケーションの側面】 ➢ 言葉を通じて伝え合う力 ・相手との関係や目的、場面、文脈、状況等の理解 ・自分の意思や主張の伝達 ・相手の心の想像、意図や感情の読み取り ➢ 構成・表現形式を評価する力 ≪考えの形成・深化≫ ➢ 考えを形成し深める力 ・情報を編集・操作する力 ・新しい情報を、既に持っている知識や経験・感情に統合し構造化する力 ・新しい問いや仮説を立てるなど、既に持っている考えの構造を転換する力	・言葉が持つ曖昧性や、表現による受け取り方の違いを認識した上で、言葉が持つ力を信頼し、言葉によって困難を克服し、言葉を通して社会や文化を創造しようとする態度 ・言葉を通じて、自分のものの見方や考え方を広げ深めようとするとともに、考えを伝え合うことで、集団としての考えを発展・深化させようとする態度 ・様々な事象に触れたり体験したりして感じたことを言葉にすることで自覚するとともに、それらの言葉を互いに交流させることを通じて、心を豊かにしようとする態度 ・言葉を通じて積極的に人や社会と関わり、自己を表現し、他者を理解するなど互いの存在についての理解を深め、尊重しようとする態度 ・自分の感情をコントロールして学びに向かう態度 ・歴史の中で創造され、継承されてきた言語文化の担い手としての自覚

情報活用能力を構成する資質・能力のイメージ

◆ 平成 28 年中教審答申では「情報活用能力」を資質・能力の 3 つの柱で整理している。

	情報活用の実践力 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力 ■ 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用 ■ 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造 ■ 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達 情報の科学的な理解 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解 ■ 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解 ■ 情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解 情報社会に参画する態度 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度 ■ 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解 ■ 情報モラルの必要性や情報に対する責任 ■ 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度
	〔 情報活用能力の 3 観点 8 要素を基に、教育課程企画特別部会「論点整理」の方向性も踏まえて整理 〕
i) 知識・技能 (何を理解しているか、何ができるか)	情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。 ・ 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能 ・ 情報と情報技術を活用して問題を発見・解決するための方法についての理解 ・ 情報社会の進展とそれが社会に果たす役割と及ぼす影響についての理解 ・ 情報に関する法・制度やマナーの意義と情報社会において個人が果たす役割や責任についての理解
ii) 思考力・判断力・表現力等 (理解していること・できることをどう使うか)	様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見出す力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。 ・ 様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉える力 ・ 問題の発見・解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力 (相手や状況に応じて情報を適切に発信したり、発信者の意図を理解したりすることも含む) ・ 複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだしたり、自分の考えを深めたりする力
iii) 学びに向かう力・人間性等 (どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)	情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。 ・ 情報を多面的・多角に吟味しその価値を見極めていこうとする態度 ・ 自らの情報活用を振り返り、評価し改善しようとする態度 ・ 情報モラルや情報に対する責任について考え行動しようとする態度 ・ 情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度

デジタル学習基盤が可能とする学びの姿（イメージ）

●働き方改革

- ・研修を含む校務処理の負担軽減・効率化
- ・ロケーションフリーでの業務

●データ連携

- ・データの可視化による学習指導等の高度化

●レジリエンス確保



校務DXのための環境

- ・汎用のクラウドツールの活用
- ・校務系・学習系ネットワークの統合
- ・校務支援システムのクラウド化
- ・ダッシュボードの創出
- ・セキュリティの確保

【個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実】

個別最適な学び

指導の個別化
必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫等による学習内容の確実な定着を図る
ex.) 一人一人に合った教材の提供

学習の個性化
一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供により学習を深め、広げる
ex.) 子供の関心・特性に応じた多様な学び

協働的な学び

多様な他者との協働により、異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す
ex.) 好きなタイミングでの他者参照や共同編集

【デジタル学習基盤による情報活用の飛躍的充実】

情報活用の場面

収集

判断

表現

処理

創造

発信

伝達



充実の具体的な姿

- # すぐに
- # 1人1人に応じて
- # 何度でも
- # いつでも
- # 大量に
- # どこでも
- # 誰とでも

全ての子どもを誰一人取り残すことなく
これからの社会を生きる資質・能力を育む



多様な子供たちにとって包摂的で、
主体的・対話的で深い学びの
一層の充実に資する学習環境の実現

加速

学びの専門職としての教師の役割

- ・個々の「情報」を一人一人の深い学びにつなげ、資質・能力を育むための学習・指導の計画
- ・適切な見取りと児童生徒への効果的な支援
- ・主体的に学ぶことができる適切な学習環境整備

デジタル学習基盤の整備

- ✓ 児童生徒の端末
- ✓ デジタル教材・学習支援ソフトウェア

- ✓ 通信ネットワーク
- ✓ CBTシステム (MEXCBT)

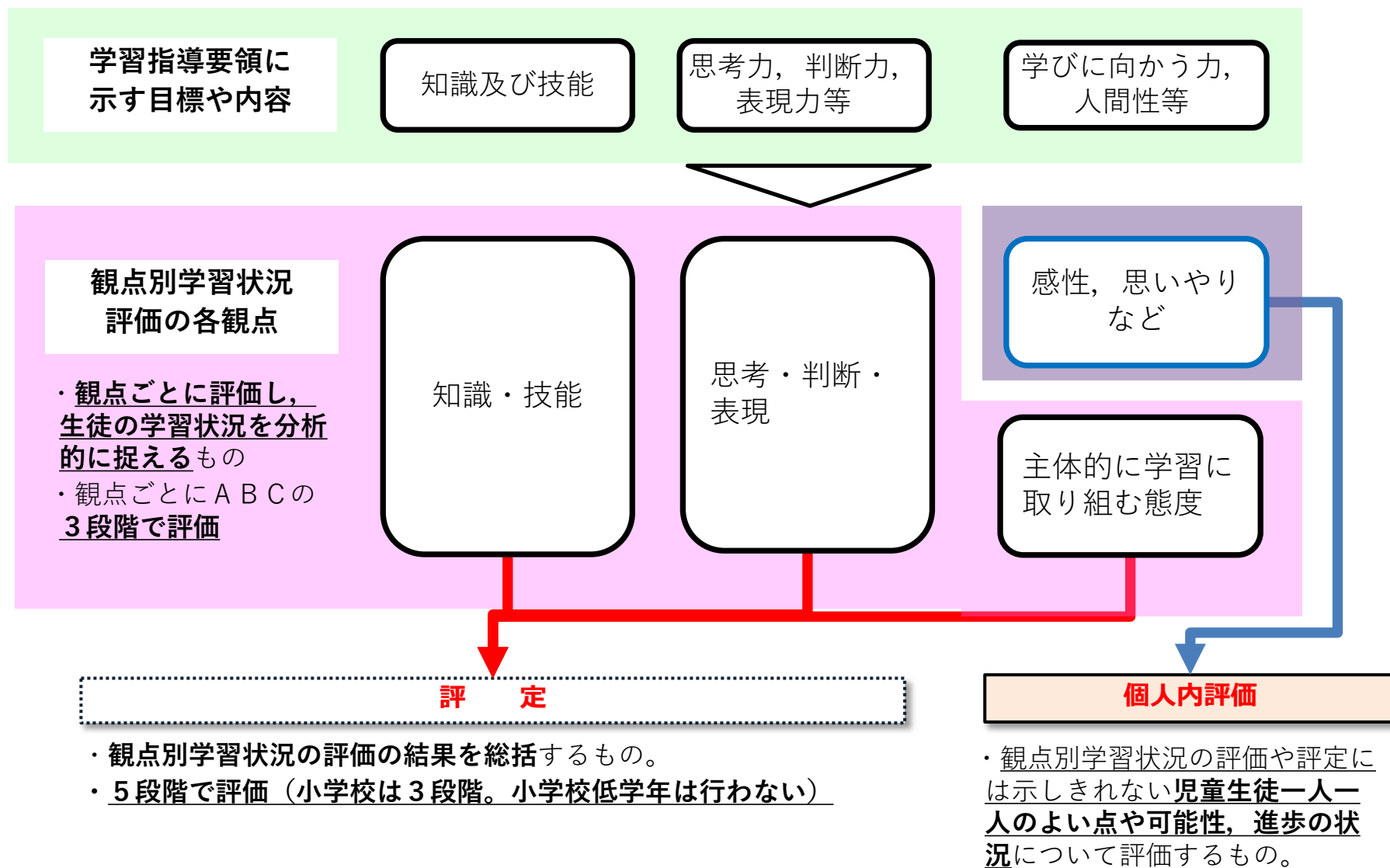
- ✓ 周辺機器
- ✓ 教育データ利活用

- ✓ デジタル教科書
- ✓ 情報セキュリティ



各教科における評価の基本構造

- ◆ 資質・能力の3つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえ、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。
- ◆ 感性や思いやり等、観点別学習状況の評価にはなじまない部分については、個人内評価等を通じて見取ることとした。



5. 審議事項第二関係

多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ

(令和5年12月28日 中央教育審議会初等中等教育分科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 義務教育の在り方ワーキンググループ) (抄)

2. 義務教育の意義を踏まえたこれからの学校の在り方に関する基本的な考え方

(4) 目指すべき義務教育・学校教育の姿及び取組の方向性

④生涯学習社会を生き抜く自立した学習者の育成

○これに関連したものとして、教師が学習の動機付けや方向付けを行いつつ、子供たちに単元や題材のまとまりを見通した学習目標に加え、学びの手立てや学習に必要な多様な情報を提示しながら、子供たちが自分に合った教材や学習方法、学習時間を判断し、自分に合った学習計画を立て、自己調整しながら学び深める取組も広がっている。このような状況を踏まえ、全ての子供たちが自分の強みを生かしながら主体的に学ぶ環境の構築に向けて、多様性を包摂する柔軟な教育課程の編成・実施を進めるための方策について検討していくことが重要である。

経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～

(令和6年6月21日 閣議決定) (抄)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(3) 公教育の再生・研究活動の推進

持続可能な社会づくりを見据え、多様なこどもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情等を踏まえつつ、全てのこどもたちの可能性を最大限引き出す個別最適・協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びを実現するため、柔軟な教育課程の実現に向けた取組を進めるとともに、GIGAスクール構想をデータに基づく効果検証をしっかりと行った上で着実に推進しながら、義務教育段階にとどまらず、高校教育の質の向上を含め、令和型の質の高い公教育の再生に取り組み、我が国の学校教育の更なる高みを目指す。

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理

(令和6年9月18日) (抄)

4. 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程

(2) 教育課程の柔軟性の在り方

(教育課程の編成・実施の柔軟性)

○学校の教育課程編成の柔軟性の視点からは、現行の教育課程の特例制度（教育課程特例校、授業時数特例校、小中一貫、中高一貫など）をより活用しやすくとともに、各教育委員会の判断や学校のカリキュラム・マネジメントにより、各教科等の標準授業時数についてどのような柔軟性を持たせられ得るのかなど、各学校の教育課程編成に係る教育委員会（学校）の裁量拡大の在り方について検討すべき。

特別の教育課程の編成を認める制度

- ◆ 各学校が創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成するに当たり、学習指導要領によらない特別の教育課程の編成が必要となる場合は、以下のような特例が活用できる

1 教育課程の基準の改善に資する研究を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条、第85条、第132条等）

- 研究開発学校
- スーパーサイエンスハイスクール（認定枠以外）
- WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
- 地域との協働による高等学校教育改革推進事業
- マイスター・ハイスクール事業
- 新時代に対応した高等学校教育改革推進事業（創造的教育方法実践プログラム）

2 学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2等）

- 教育課程特例校
- 授業時数特例校
- スーパーサイエンスハイスクール（認定枠）

3 学校段階間の接続を見通した計画的かつ継続的な教育を実施するための教育課程の特例

- 義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第55号）
- 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第54号）
- 中等教育学校、併設型中学校、併設型高等学校の教育課程の特例（平成10年文部省告示第154号）
- 連携型中学校、連携型高等学校の教育課程の特例（平成16年文部科学省告示第61号）

4 特別の配慮を要する児童生徒の実態に配慮した教育を実施するための教育課程の特例

- 特別支援学級における特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第138条）
- 障害のある児童生徒に対する通級による指導における特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第140条等）
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第56条の2、第86条の2、第132条の3等）
- 療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第86条等）
- 不登校児童生徒等に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第56条、第86条等）
- 学齢を超過した者に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行第56条の4、第132条の5等）

5 その他

- 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（平成27年文部科学省告示第127号）

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。 ※予算措置なし

指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和6年4月現在）

指定されている管理機関数： 225件

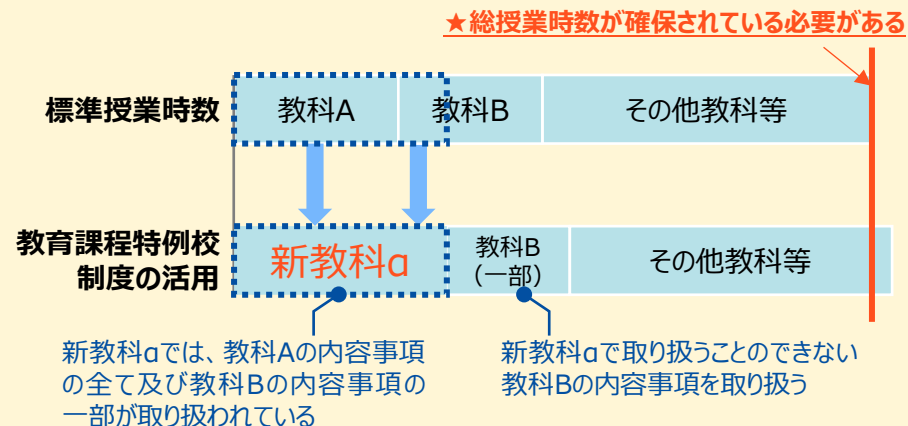
指定されている学校数： 1,845校



【主な取組内容】

- 学校や地域の実態に照らした新教科等の設定
(例) 北海道羅臼町：理科、生活科、総合的な学習の時間等を削減し、新教科「知床学」を設定
(例) 信州大学教育学部附属松本小学校：1～2 学年の既存の各教科をすべて統合・再整理し、「ことば」「かがく」「くらし」「ひょうげん」の4つの領域を新設
- 既存教科を英語で実施（イメージ教育）
(例) 私立西大和学園中学校・高等学校：音楽・体育の一部を英語で実施
- 学校段階間の連携による教育
(例) 東京都立川市：特別活動や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小・中学校が連携した学習活動を実施

教育課程特例校における授業時数のイメージ



★学習指導要領の内容事項は、特別の教育課程において適切に取り扱われる必要がある

授業時数特例校制度

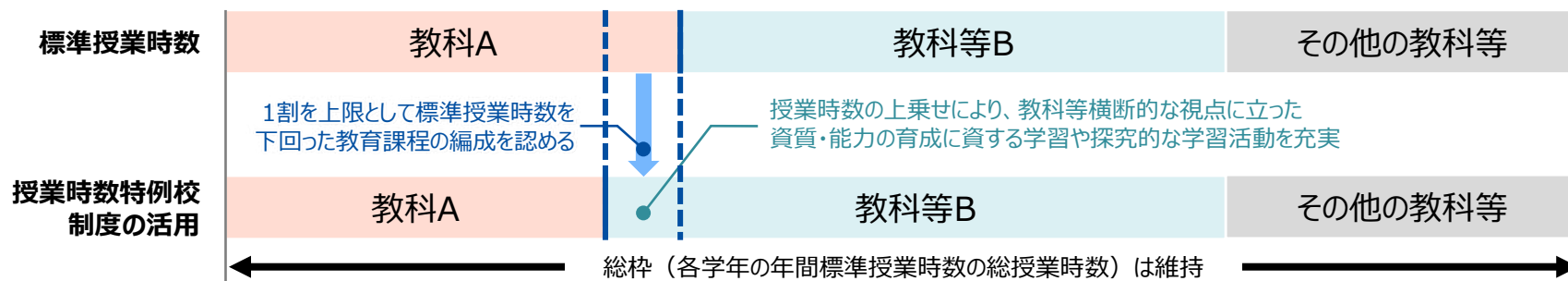
制度概要

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、**総枠としての授業時数**（各学年の年間の標準授業時数の総授業時数）は**維持した上で、1割を上限として各教科^(※1)の標準授業時数を下回った教育課程の編成を特例的に認める制度**。
- 下回ったことによって生じた授業時数を**別の教科等の授業時数に上乗せ**することで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成^(※2)や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。
- 令和3年7月に制度創設し、令和4年4月から実施**。

(※1) 音楽（中学校第2,3学年）、美術（中学校第2,3学年）、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。

(※2) 学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土・地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育の充実など）が考えられる。

イメージ



学校の指定 （学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号）

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。
（指定の要件）

- 学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること。
- 各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること。
- 児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系的に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和6年4月現在）

指定されている管理機関数：27件

指定されている学校数：104校

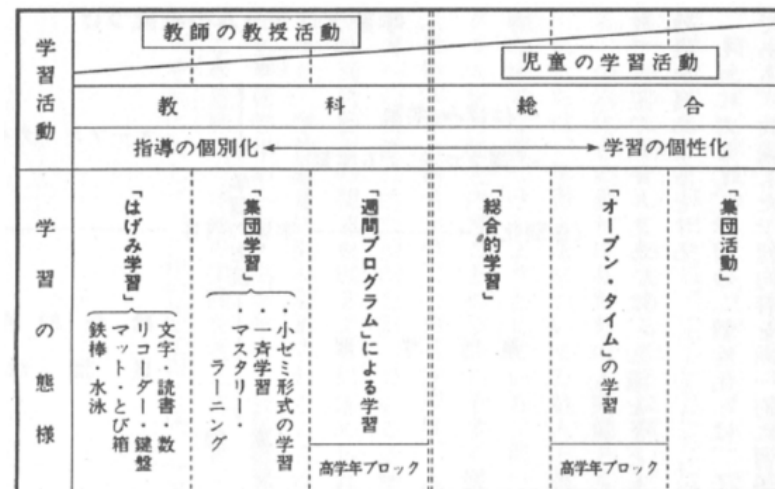


主な取組内容	
渋谷区 （全小学校）	探究的な学習活動の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加し、午前に各教科の学習、午後に子どもの主体性を重視した探究を実施するカリキュラムを編成。
京都府京都市 （義務教育学校）	伝統文化教育等の充実のため、音楽科の授業時数を増加。
宮崎県宮崎市 （中学校）	環境教育、食育、STEAM教育等の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
私立星美学園 （小学校）	国際的・平和的な世界の担い手教育の充実等のため、生活、外国語活動、総合的な学習の時間等の授業時数を増加。

東浦町立緒川小学校における取組（特例活用なし）

東浦町立緒川小学校での取組概要

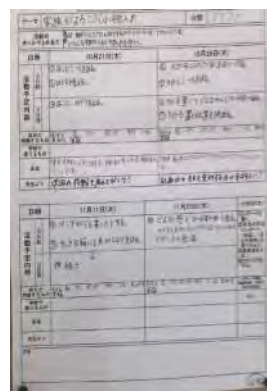
- 1980年代から子供が主体的に学ぶ教育活動を総合的に実施。個別最適・協働、教科と総合、習得と探究、教師の教授と子供の学習をバランスよく実施することを重視。「指導の個別化」と「学習の個性化」を明確にし、学習の6つの態様（右図参照）に整理し教育課程を編成。
- 単元内自由進度学習（週間プログラム）や自分でテーマを決めて主体的に学ぶ時間（オープン・タイム）の設定に加え、個々の習熟度にあわせたドリル学習（はげみ学習）などを実施。
- オープン・タイムの実施に当たっては、地域の方々の協力を得て、地域ぐるみで子供の学びを支援
- オープン・スペースの校舎を活用し、教室に限らず、校舎全体を利用して子供たちが学ぶことができるよう学習環境を整備している。



緒川小学校の学習プログラム



- 教師の案をもとに、話し合い活動、調査活動などを行う「集団学習」の様子。子供は、教師の指導を中心としながらも、プリントを選びながら自分で学習を進めている。



- 教科活学習と特別活動を結ぶ役割を担う「オープン・タイム」では、個々の興味・関心にしたがい、自分の立案した学習計画を展開する。
- 写真は、子供が自ら計画した学習の計画表。毎時間活動を振り返り、必要に応じて計画を変更する。

オープン・スペースの校舎



- オープンスペースで作られた平屋建の校舎。全学年の教科書コーナーや季節ごとの掲示など、子供自身の手で自発的に学習することができるよう環境整備がされている。

意見交換でのポイント

- 子供たちの主体的な学びの推進は、不登校を生みにくい学校づくりに繋がる。学校に行きづらさを感じる子供も、週間プログラムやオープン・タイムの時間は登校している。
- 子供たちが主体的に学ぶ環境を作るだけでなく、必要な資質・能力を確実に育成するために必要な取組もバランス良く実施していくことが必要。
- 教師による子供の見取りと支援にあたっては、学びを支えるという指導観の転換が必要。

目黒区立中目黒小学校における取組（研究開発学校）

目黒区立中目黒小学校での取組概要

- 研究開発学校の指定を受け、授業の1単位時間を45分から40分に変更する教育課程の特例を実施し、午前中に5コマの授業を行う。
- 1単位時間の短縮により生み出された時間を活用し、子供が教材・ペースを自分で選びながら学ぶ単元内自由進度学習（マイプラン学習）を行ったり、子供たちが自分でテーマを決めて主体的に学ぶ時間（フリースタイルプロジェクト）を設けたりするなど、子供の主体的な学びを重視した教育活動を展開。

通常の学校（1コマ45分）

45分×1,015コマ

研究開発学校（1コマ40分）

40分×1,015コマ

5分×1,015コマ

5,075分

生み出した時間

127コマ



マイプラン学習

- マイプラン学習の時間では、自分の学びたい場所で、自分でペースを決めながら学ぶ。
- 一人で学びに向かうことも、友達と協働的に学ぶこともできる。
- ICTを活用することで、一人一人の学びの進度等を効果的に把握。



1コマ40分の通常の授業

- 通常の授業の中でもICTを活用することで、短くした1コマの中でも効果的な指導を行う。
- 1コマが短くなったことで、通常の授業においても、単元としてのつながりや、見方・考え方を働かせる授業デザインをより意識した授業を展開。



フリースタイルプロジェクト

- フリースタイルプロジェクトでは、ギターの探究など、自分の興味関心に応じて自ら課題を設定し、主体的に探究に取り組む。
- 各教科等で学んだことを生かしながら、一人一人が違う課題に取り組み、成果を発表する。

意見交換でのポイント

- 子供たちが自由に学び方を選ぶ時間が増えたことで、自ら進んで主体的に学ぶ姿勢が見られるようになってきたと感じる。
- 目黒区の他の小学校でも1単位時間を短縮しているのは同じだが、生み出された時間の活用の仕方が学校によって様々。この時間を学校がそれぞれの実態に応じて使うことができ、裁量が広がったのが魅力になっている。
- 生み出された時間の一部は、教材研究等の先生のための時間にも使っている。時間の短縮を働き方改革の観点だけで捉えるのではなく、子供たちの学びを充実させるためにどう使うかを考えることが、豊かなカリキュラムの在り方につながっている。

グローバル社会で活躍する自律した学習者をはぐくむ シブヤモデル「未来の学校」

探究的な学び「シブヤ未来科」スタート！

ICT×探究 + 地域×企業

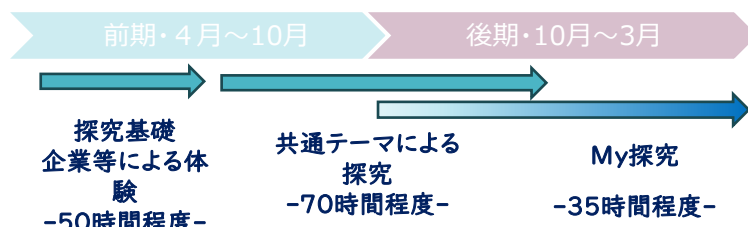
学校の1日の流れの例（令和6年度）

中学校は、時間講師の関係で、午後の探究時間に変更もあります。

月～金	
午前 1～4校時	教科を中心とした授業 国語、社会、算数・数学、理科など
午後 5～6校時	「シブヤ未来科」の時間 ～子ども主体の学び 探究～ 総合的な学習の時間、道徳、特別活動など

探究の1年の流れの例（令和6年度）

例：小学校6年生 総合的な学習の時間の年間授業時数155時間



前期（～夏休み）は、各教科の見方・考え方に基づいた探究の進め方やスキルを学びます。また、渋谷区や各学校と関連のある地域の方や企業等とコラボして魅力ある体験活動を経験することで、「すごいな」「驚いた」「不思議だな」「なぜだろう」といった子どもたちの感動、発見、疑問を「問い」につなげます。

夏休み明け以降は、学校が定めた共通テーマによる探究や、子ども一人一人が立てた「問い」を探究していくMy探究を通して、情報収集や整理・分析、まとめ・表現の力を高めていきます。最終的にはMy探究の時間を増やしていきます。

先生が教える授業から、子どもが学び取る授業へ！
シブヤ未来科で『探究』の時間が充実します！

未来に求められる3つの力

時代とともに学び方や学校の役割も変化していきます。

渋谷区では「自ら考え判断して学び続けていく自己調整力」「多様な仲間と協働して新たな価値を生み出す創造力」「自分が思う描く未来を実現していく挑戦力」の育成に重点をおき、個別最適な学び、協働的な学び、そして探究的な学びを重視して、シブヤモデル「未来の学校」に向けた新しい教育を進めています。

「探究」することで、教科での学びを本当の学力へ

探究的な学びを充実させるのが、「シブヤ未来科」の探究の時間です。教科の学習で培った見方や考え方・スキルは、日常生活や社会の事象を考察する場面において生かされなくては本当の学力として身につきません。「シブヤ未来科」の探究の時間は、それを最大限に生かす時間です。

他者と協働的に問題を解決したり、問題解決の過程を自ら振り返ったり、方法や手順を的確に記述したり伝え合ったりする探究活動は、従来の教科等の学習の中でもありましたが、「シブヤ未来科」の探究の時間を通して、グローバルな視野をもった主体的な探究活動を充実させ、生きて働く本物の学力を身に付けていきます。

標準授業時数について

- ◆ 学校教育法施行規則において、各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数の標準として定められたもの。
- ◆ 年度当初の計画段階から、標準授業時数を下回って教育課程を編成することは適当とは考えられないが、非常変災等の不測の事態において、当該授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではない。
- ◆ 児童生徒の負担に配慮した上で、標準授業時数を上回って教育課程を編成・実施することは可能であるが、年間の総授業時数を1086単位時間以上として教育課程を編成している学校については、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とすることを求めているところ。

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

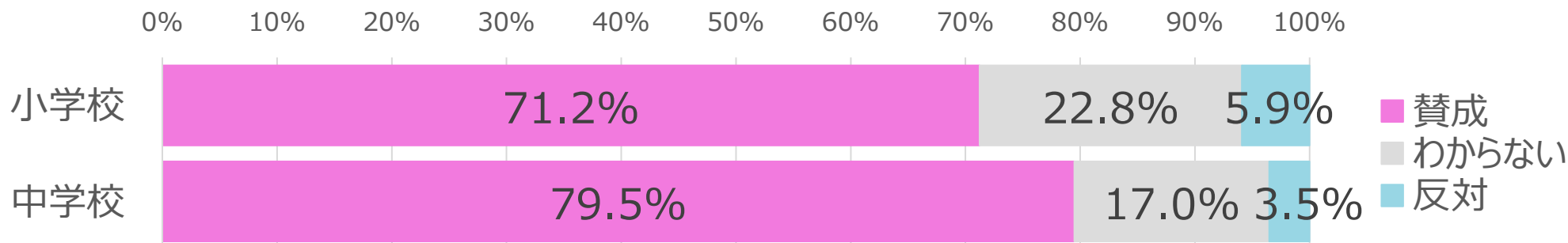
備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

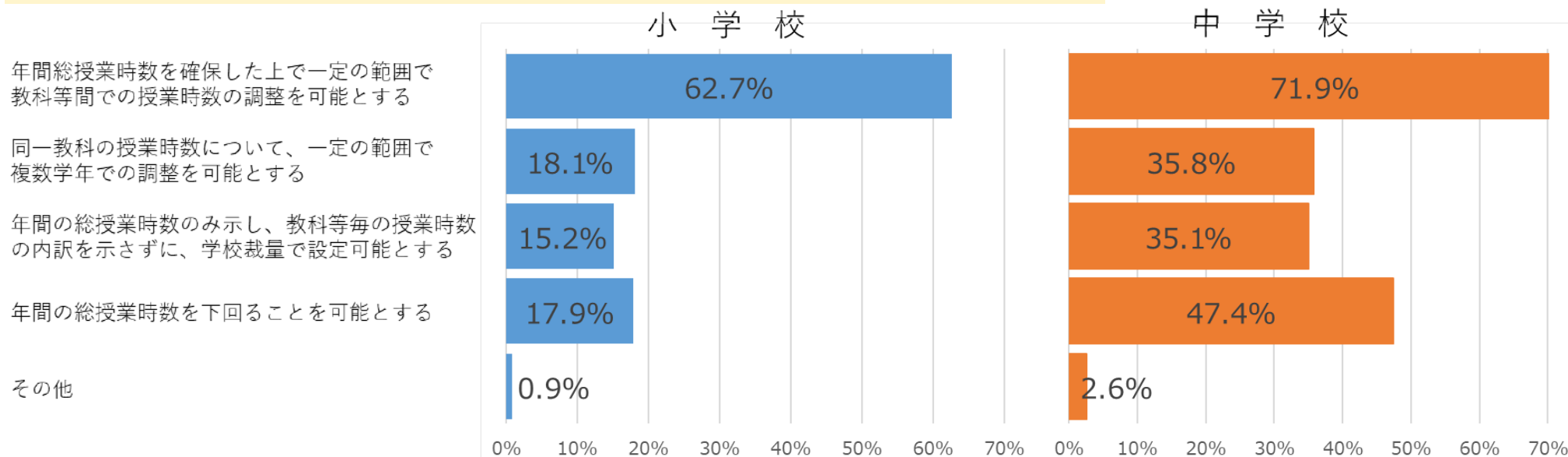
教育課程編成に係る学校の裁量についての考え方

- ◆ 学校教育法施行規則に定める標準授業時数について、教育課程編成に係る学校の裁量を広げることにについて小学校では約 7 割、中学校では約 8 割が賛成と回答。取り組んでみたいこととして、「年間総授業時数を確保した上で一定の範囲で教科等間での授業時数の調整を可能とする」と回答した割合が小・中学校ともに最も高い。

学校教育法施行規則に定める標準授業時数について、あなたの学校において、教育課程編成に係る学校の裁量を広げることにについてどう思いますか。



【「賛成」の回答者への質問】取り組んでみたいと思うことについて、当てはまるものを全て選んでください。



【出典】国立教育政策研究所「令和 4 年度小学校学習指導要領実施状況調査(学校質問)」
「令和 5 年度中学校学習指導要領実施状況調査(学校質問)」

フレキシブルハイスクール

(愛知県立佐屋高等学校・武豊高等学校・豊野高等学校・御津あおば高等学校)

- ◆ 不登校経験者など多様な学習ニーズをもつ生徒にとって学びやすい高校として、全日制・昼間定時制・通信制の3つの課程を一つの学校内に置き、各課程間をまたいで柔軟な学びができる新しいタイプの高校（フレキシブルハイスクール）を設置する。
(令和7年度より開設予定)

学校の特徴

- 各校既存の全日制課程を興味や関心に合わせて自由に科目を選択し、自分のペースで学ぶことができる「単位制」に改編。あわせて、新たに昼間定時制課程及び通信制課程を設置。
- 昼間定時制課程では定員を20名、通信制課程では定員を40名程度に設定し、生徒へのきめ細かい対応が可能。
- 通信制課程のスクーリング(面接指導)を原則平日に実施。
スクーリングのない日にも登校し、教員への質問や自習が可能。
- 学習状況や進路希望等に応じて、柔軟に他の課程へ転籍、または「併修」制度により、在籍する課程とは異なる課程の科目を履修し、単位を修得することが可能。
- 3つの課程は全て平日の昼間の時間帯のため、教員が他の課程の生徒を教えることも可能。また、全日制で行われる補習授業などに昼間定時制や通信制の生徒も参加可能。
- 4年間で卒業することも可能。

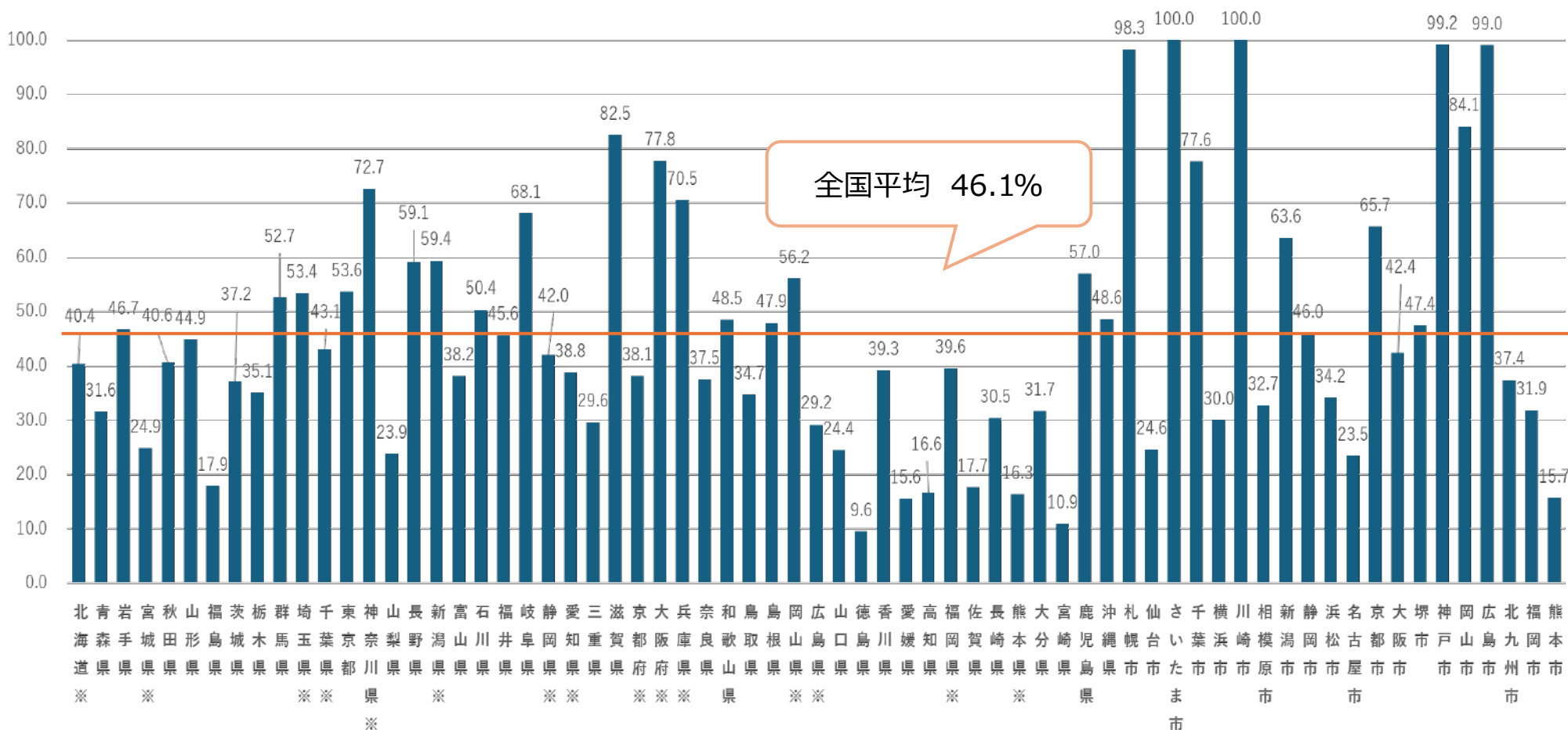
学習のイメージ(例)

		月	火	水	木	金
1年目	通信制に入学 ・週に1日登校してスクーリングを受けます。 ・スクーリングのない日は、自分のペースでレポート課題に取り組みます。 ・スクーリングのない日にも登校して、レポート課題についての質問や自習をします。	1				
		2				
		3				
		4				
		5				
		6				
		7				
2年目	「併修」により昼間定時制の科目を受講 ・登校することに慣れてきたので、通信制のスクーリングに加えて、昼間定時制の科目を併修します。 ・昼間定時制の生徒と交流し、人間関係や視野が広がります。	1				
		2				
		3				
		4				
		5				
		6				
		7				
3年目	全日制の科目も「併修」により受講 ・大学進学に備えて、全日制の授業も併修します。 ・空き時間には、通信制のレポート課題や予習に取り組みます。 ・毎日登校して、3年間で卒業します。	1				
		2				
		3				
		4				
		5				
		6				
		7				

通信制のスクーリング 昼間定時制の授業 全日 全日制の授業

公立小中学校の校内教育支援センター設置率（都道府県・政令市別）

設置校数 12,712校（小学校6,643校、中学校6,069校）※令和6年7月現在



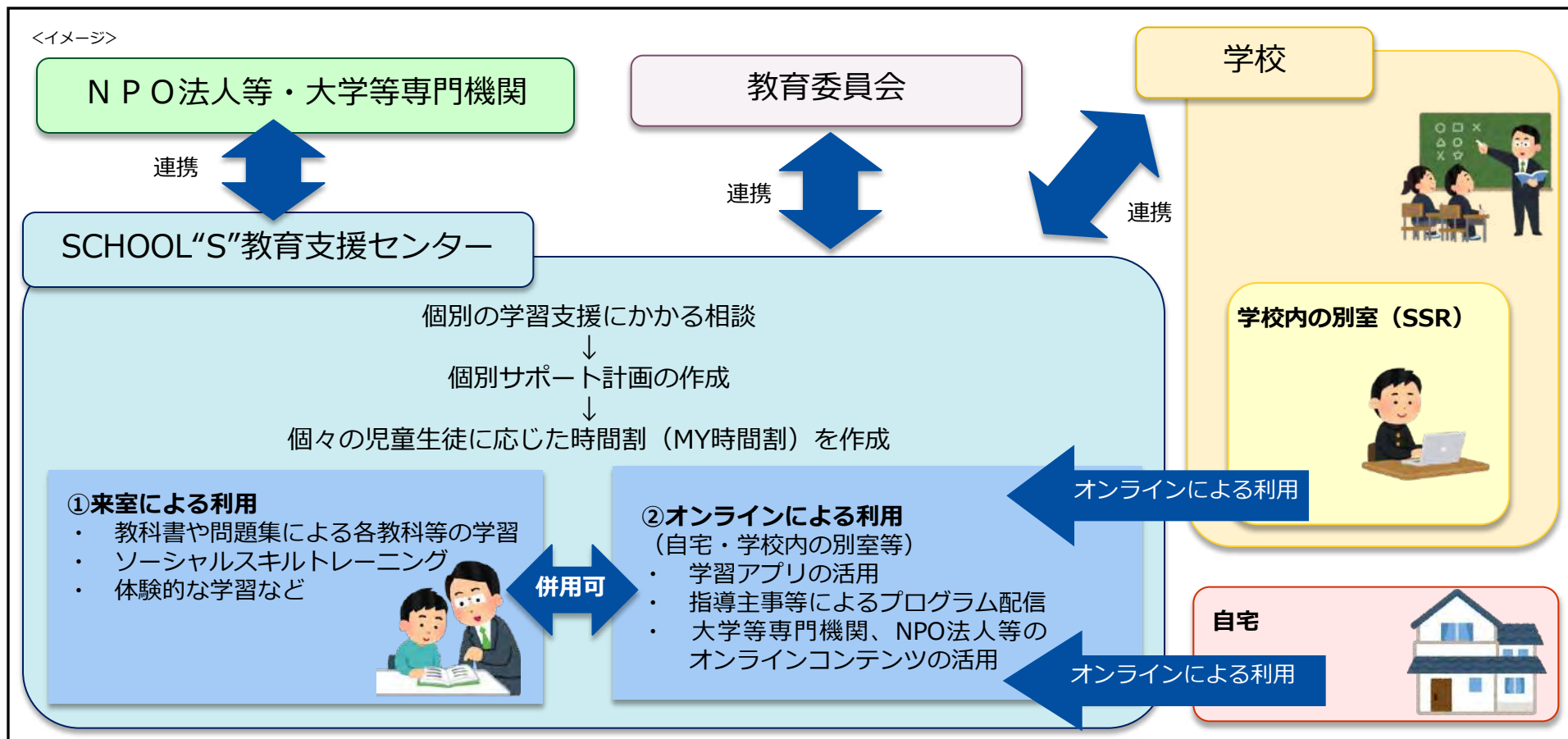
※の付く都道府県の中に、政令市の実績は含まない

（文部科学省調べ）

教育支援センターを活用した支援事例（広島県）

支援内容

- 教育支援センターでの来室による支援として、教科書や問題集による各教科等の学習、ソーシャルスキルトレーニング、体験的な活動などを実施。
- 教育支援センターからのオンライン配信による支援として、学習アプリの活用、指導主事等によるプログラム配信、大学等専門機関、NPO法人等のオンラインコンテンツの活用などを実施。
- また、指導主事等は、アセスメント、個別サポート計画の作成、個別サポート計画に基づいた個別の支援に係る相談、児童生徒との話し合いによる個々が学びたい内容や回数を踏まえた時間割（MY時間割）の作成支援、児童生徒との話し合いによる個々の目標に向けた振り返りの実施と次の段階の目標設定を行う。



校内教育支援センターの事例：ステップルーム（宮城県仙台市富沢中学校）

1. 仙台市の取組

令和2年度から仙台市独自に専任教諭を配置し支援を行う、在籍学級外教室「ステーション」の取組を中学校において進めている。富沢中学校においては、在籍学級外教室「ステーション」を「ステップルーム」と呼称して実施。

2. 「ステーション」事業について

<目的>

学校生活への対応が困難になりつつある児童生徒に対し継続的にかかわることにより、子どもたちのコミュニケーションスキルの向上や社会的自立に向けた支援を行う。

<位置づけ>

- ・不登校傾向が見られ、教室に入ることができない児童生徒が利用できる。
- ・専任の担任教諭を配置し、児童生徒が通常学級において行っている諸活動と同等の活動を行うことができる。
- ・従来の「別室」とは異なり、適応支援の機能を有し児童生徒の社会性を育む。

<担任教諭の役割>

「ステーション」の運営、児童生徒のアセスメント、個別支援計画の作成、学習指導と支援（学習・活動の整理）、個別の家庭訪問、児童生徒や保護者との教育相談、関係機関との連携、所属学級担任との情報共有、利用手続きの整備

※不登校支援コーディネーター（公務分掌に位置づけ）としての役割も担う。

<期待される効果>

- ・担任がいることで、児童生徒に所属意識や安心感が生まれる。
- ・小集団の中で、人間関係づくりのスキルアップや社会性を身に付けることができる。

3. 富沢中学校「ステップルーム」の成果と今後の課題

	不登校生徒数(出現率)	ステップルーム利用者数	関係機関利用者数
R 3	54人 (5.5%)	20	4
R 4	36人 (3.7%)	35	7

<変容が顕著だった生徒の例>

○生徒A：(R3)63日欠席 → (R4)14日欠席

R3は1～2時間程度登校し、読書などをして過ごしていたが、R4は多くの仲間と関わりながら活動し、学校で過ごす時間が長くなった。

○生徒B：(R3)99日欠席 → (R4)1日欠席

R3は欠席も多く、断続的な不登校であったが、R4は3教科の授業を教室で受け、ほぼ欠席せずに明るく笑顔で過ごせるようになった。

<今後の課題>

- ・昨年度から継続利用の生徒の次のステップに向けた支援の在り方。
- ・ステップルーム利用の生徒の実態を把握し、共通理解を図ること。
- ・学習評価委について共通理解を図ること。等

ステーション担任の1日の流れ（例）

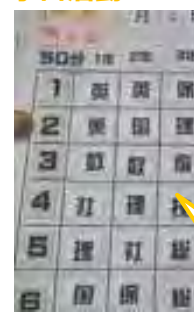
- ・朝の会（出席状況の把握）
- ・授業（学活・道徳等を含む）
- ・給食指導（別室で配膳・給食）
- ・清掃指導
- ・帰りの会
- ・日誌の記入

保護者支援

- ・ひまわりの会(不登校生徒の親の会)の実施(月1回2時間)
- ・ステップルーム通信の発行

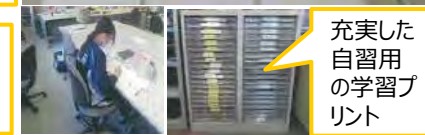


学習活動



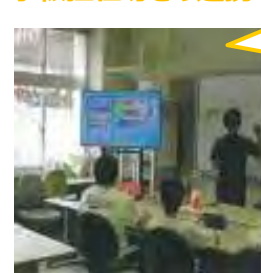
授業で使うプリントを毎朝担任から預かり、ステップルームに並べ、オンライン授業でも教室と同じ内容の学習が受けられる。ステップルームと常時つないでおくタブレットもあり、登校できない子も家庭から様子が分かる。

各学年1クラスの時間割を固定して1～6限までオンライン授業を行える環境をつくっている。



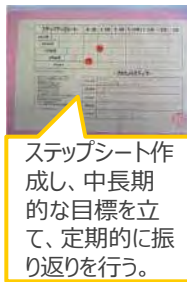
充実した自習用の学習プリント

学級担任等との連携



「保健体育」の授業にて、水難事故について学習中。全教科担任が週1回はステップルームで授業を行う時間割を組んでいる。

その日の学習活動と振り返りをファイルし、積み重ねを見える化。ステップルーム担任だけでなく、学級担任も毎日確認し、コメントを記して返却。



ステップシート作成し、中長期的な目標を立て、定期的に振り返りを行う。

コミュニケーション力を高める取組

- ・学校訪問相談員等との学習
- ・掃除当番や係活動の実施



教室環境

学校目標、学校だよりや学年だより等を掲示し、壁面装飾等を作成。明るくて温かみのある環境で、通いやすい環境を目指す。



1 特異な才能のある児童生徒をめぐる現状

- ・特異な才能のある児童生徒は、言語・数理・科学・芸術・音楽・運動など様々な領域に高い能力を示す。
 - ・社会問題など、特定の事柄に強い関心を示すこともある。
 - ・強い好奇心や感受性、過敏な五感、機能間の発達水準の偏りなどの認知・発達の特性を示すこともある。また、障害を併せ有する場合もある。
- ⇒ 上記の特性がゆえに、困難を抱えることもある。

2 指導・支援に関する課題

● 学習に関する状況

- ・授業での学習内容が知っていることばかりでつまらない。
- ・発言すると雰囲気壊してしまうので、分からないふりをしていた事例も。
- ・資質・能力を伸ばせない。充実した学びができない。

● 学校生活に関する状況

- ・知的側面が年齢不相応に発達しているため、同級生との会話や友人関係構築に困難。
- ・教師との関係で課題を抱える場合もある。
- ・集団の中でトラブルや孤立が発生する場合もある。

⇒ 以上の結果、不登校になることもある。

● 特異な才能のある児童生徒を取り巻く状況

- ・教師・学校・教育委員会による効果的な支援が行われている実態もあるが、各主体の理解や体制に左右。
- ・興味・関心に合った学校外の学びの場にアクセスできない（地域偏在）や、情報が届かない状況。
- ・環境整備に当たっては、国民的な合意形成の視点も重要。

3 今後の取組の基本的な考え方

- ◎ **多様な一人一人の児童生徒に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、支援策を考える。**
- ◎ **特異な才能のある児童生徒が抱える学習上・生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに、個性や才能を伸ばす。**

<留意点>

- ・何らかの特定の基準や数値によって才能を定義しない。（ラベル付けや過度な競争はしない。）
- ・学校現場が分断されたり、特異な才能のある児童生徒が差別対象となったりしないよう留意。

<取組を進める上での考え方>

- ・学校種の特性を踏まえる

〔	義務教育段階：学校内の多様性と包摂性を高める中で一人一人の社会性を涵養。 <u>飛び級は慎重に検討</u> 。	〕
	高校段階： <u>学校外学修の単位認定</u> などを活用。	
- ・学校外の学びの場を積極的に活用

・デジタル社会の進展を踏まえ、 <u>ICTを積極的に活用</u>

- ・教育課程に求められる共通性との関係に留意

4 今後取り組むべき施策

有識者会議が想定する「あるべき姿」

●教室や学校の様子

- ・学校の教室で、特異な才能のある児童生徒も含む子供たち一人一人が、その多様性を認められている。
- ・教師の理解の下、一人一台端末も活用して学習内容の習熟の程度に応じた学習も取り入れ、かつ子供たちがお互いに高めあう教育活動が行われている。
- ・上記の姿が実現してもなお、困難が生じている場合、普段過ごす教室とのつながりが切れることのないように配慮しつつ一時的に別の教室等で特性等に合った学習等を行うことが可能。

●学校外での学びとの連携

- ・大学や民間事業者、非営利法人、教育支援センターなどの学校外の様々な機関等が、学校や教育委員会と連携し、夏休みや休日などに提供されるプログラムや、学校にしながらオンラインで提供されるプログラムなどを提供。

●周囲の理解等

- ・教職員からの理解や、家庭・地域社会からの理解と協力を得ている。また、教職員や保護者が必要に応じていつでも相談できる体制も整えられている。

特異な才能のある児童生徒を含む全ての子供たちが、自らの理解の程度や知的好奇心に応じ積極的に学習に取り組み、お互いに特性やよさを認め合い、安心感・充実感をもって学校生活を送ることができる。

具体的な施策

- 1 **特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進**
・教職員の理解のための研修動画の作成など

- 2 **多様な学習の場の充実等**
 - ・学校内の教室以外で、安心して過ごせるような居場所の充実（校内教育支援センターの活用など）
 - ・養護教諭・SC・SSW・学校司書・学習指導員の活用
 - ・既存の支援策の推進
 - * スーパーサイエンスハイスクール
 - * WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
 - * 大学等が理数系分野で突出した能力を有する児童生徒の能力を伸長する「ジュニアドクター育成塾」、「グローバルサイエンスキャンパス」
 - * 国際科学技術コンテスト（科学オリンピックなど）
 - * 国立文化施設における研修、音楽・舞踊分野等での高校生の海外研修
 - * スポーツ分野における取組

施策間の成果の往還により、
全体としての施策の質的向上に総合的に取り組む

- 3 **特性等を把握する際のサポート**
・認知・発達・行動の特性等を把握するアセスメントツール等の情報収集

- 4 **学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供**
・プログラム・イベント・人材等を集約するオンラインプラットフォームの構築

- 5 **実証研究を通じた実践事例の蓄積、横展開**

＜検証すべきこと＞

- * 子供の関心等に合った授業、多様性を包摂する学校教育環境
- * 多様な学びの場の設定や、過ごしやすい居場所としての環境整備
- * 学校と学校外の機関の連携による学習面・生活面の指導・支援
 - ※出席扱いとする場合の考え方（判断の主体、要件）の整理が必要
- * 才能と障害を併せ有する児童生徒の対応
- * 教職員・保護者に対する、児童生徒の対応に関する相談支援 など

特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.8億円
0.8億円)



趣旨

特定分野に特異な才能のある児童生徒は、**その才能や認知・発達の特性等がゆえに、学習上・学校生活上の困難を抱える**ことがあると指摘されている。

しかし、これまで我が国の学校において、特定分野に特異な才能のある児童生徒を念頭においた指導・支援の取組はほとんど行われてこなかった。

今後は、全ての子供たちの可能性を引き出す、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環**として、学校外とも連携し、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対してきめ細かな指導・支援を行っていく必要がある。

【**学校で経験した困難の例**】（特定分野に特異な才能のある児童生徒の本人・関係者に対するアンケート結果より）

- ・発言をすると授業の雰囲気壊してしまい、申し訳なく感じてしまうので、分からないふりをしなければならず苦痛で、授業の中に自分を見出すことができなかった。
- ・鉛筆で文字を書く速度と脳内での処理速度が釣り合わず、プリントでの学習にストレスを感じていた。
- ・同級生との話がかみ合わず、大人と話している方が良い。変わっている子扱いされる。
- ・先生の間違いを指摘してもすぐにわかってもらえず悔しい思いをする。先生の矛盾した指導に納得いかない。
- ・早熟な知能に対して情緒の発達が遅く感情のコントロールが未熟なので、些細な事で怒られてしまったり泣けたり、他の児童と言ひ合いになったりする。

事業内容

○ 学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究【33百万円】

特定分野に特異な才能のある児童生徒が、その特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるよう、学校外の団体と学校が連携して、教育課程に位置づけることができる学習・支援プログラムの在り方及び学習成果の評価の在り方等について研究開発を実施する。

【委託先：教育委員会、民間企業等（3団体）】

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 教育課程に位置づけることができる学習・支援プログラムの在り方
- * 児童生徒の学校外の学習の成果の学校での評価への活かし方 など



アウトプット（活動目標）

- ・特異な才能のある児童生徒への特性に応じた学びの提供
- ・相談支援体制の構築、実践事例の蓄積、横展開

アウトカム（成果目標）

- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒の困難の解消及び才能の伸長

インパクト（国民・社会への影響）

- ・一人一人の才能・個性の尊重
- ・多様性を重視する社会の形成

○ 学校と連携した相談支援体制の構築等に関する実証研究【44百万円】

① 地域単位での取組

特定分野に特異な才能のある児童生徒やその保護者及び学校の教職員に対する相談支援を、地域単位で、学校と教育委員会及び相談支援に係る専門家・団体が連携して実施し、実践事例を蓄積し、地域での日常的・継続的な支援体制の構築を図る。

【委託先：都道府県・政令指定都市教育委員会（3団体）】

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 各機関の役割分担や情報共有の在り方
- * 対応可能な地域規模・学校数 など



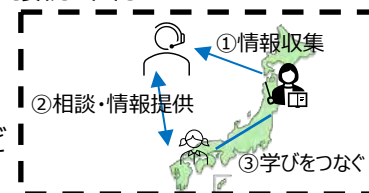
② 全国的な取組

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対して、児童生徒に応じた学びへアクセスしやすくなるよう、その特性に応じたプログラム等の情報提供や当該児童生徒の才能・特性の理解者となる人材の紹介を行うなど、地域を超えた学びへの接続を図る。

【委託先：民間団体（1団体）】

＜実証研究を通じて検証する事項＞

- * 相談支援における児童生徒の特性の把握の在り方
- * 情報提供後の児童生徒への伴走支援の在り方 など



6. 審議事項第三関係

これからの時代に育成すべき資質・能力を踏まえた、各教科等やその目標・内容の在り方

国策としてのGIGAスクール構想の更なる推進

① これまでの 成果

●世界に先駆け、わずか1～2年で整備完了

- ✓ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は9割を超え、その割合は年々上昇。
- ✓1人1台端末、無線LAN環境等のデジタル学習基盤が整い、端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムに。



●学力調査等にも効果

- ✓全国学力・学習状況調査において、ICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びに取り組むほど、平均正答率が高い結果。
 - ✓約9割の児童生徒が、「友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる」などのICT機器活用の効力感を実感。
 - ✓ICT機器の効力感に肯定的に回答した児童生徒ほど、挑戦心・自己有用感・幸福感等に関して肯定的に回答。
- また、その傾向は、特に低SES（社会経済的背景）グループにおいて見られる。
- ✓コンピュータ活用型調査（CBT）であるPISA2022において、日本は世界トップレベル。



●誰一人取り残されない学びの保障

- ✓該当者のいる約7割の学校で、授業配信を含め、ICT機器を活用した不登校児童生徒の学習活動等の支援を実施。
- ✓同様に、8割以上の学校で、特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援を実施。



●単なる教育施策ではなく、我が国の重要施策のインフラ

- ✓デジタル人材育成の基盤（端末を活用してプログラミングを学んだ子どもの増加、また、今後のAI戦略にとっても重要）。



●地域・学校間で大きな活用格差

- ✓活用率の自治体間格差（約7割～ほぼ100%）や授業での活用方法に学校間格差があり、早急な是正が必要。



●端末更新、学校のICT環境（ネットワーク）の改善

- ✓端末については、R5補正予算及びR6補正予算でR7年度までの更新に必要な経費を確保。
- 一方、各自治体において適切かつ計画的な更新が行われる必要。
- ✓ネットワークについては、速度が不十分な学校が存在しており、改善が急務（GIGA端末はクラウドの活用を前提としており、ネットワーク環境がないと十分に活用できない）。



●校務DXの推進

- ✓校務支援システムが自前サーバに構築され、校務処理の多くが職員室に限定。また、ネットワークが分離され、学習系データと校務系データの連携が困難。校務システムのクラウド化及び校務系・学習系ネットワークの統合等による更なる校務DXが必要。



② 直面する 課題

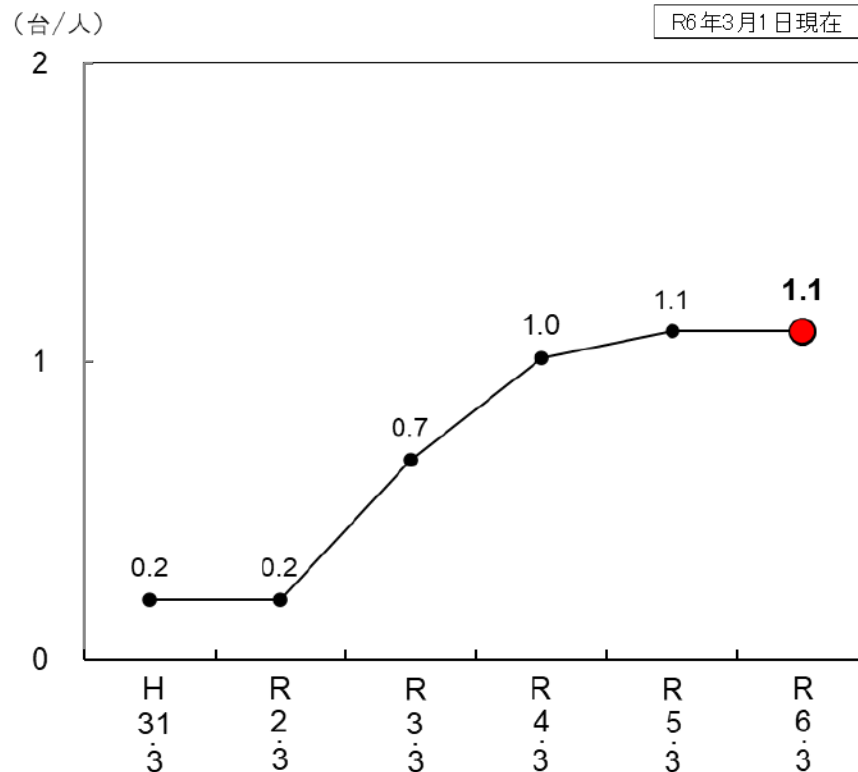
③ 今後の方向性（教育DXの更なる進化）

- 共同調達スキームの下での**着実な端末更新**。
- ネットワークアクセスの徹底・その結果を踏まえた**通信ネットワークの着実な改善**。
- 地域間活用格差の解消に向けた好事例の創出やICT運用支援を含む**伴走支援の強化**。
- クラウド環境の活用等による**校務DXを加速**。



学校におけるICT環境の整備状況

児童生徒 1 人あたりの学習者用コンピュータ台数

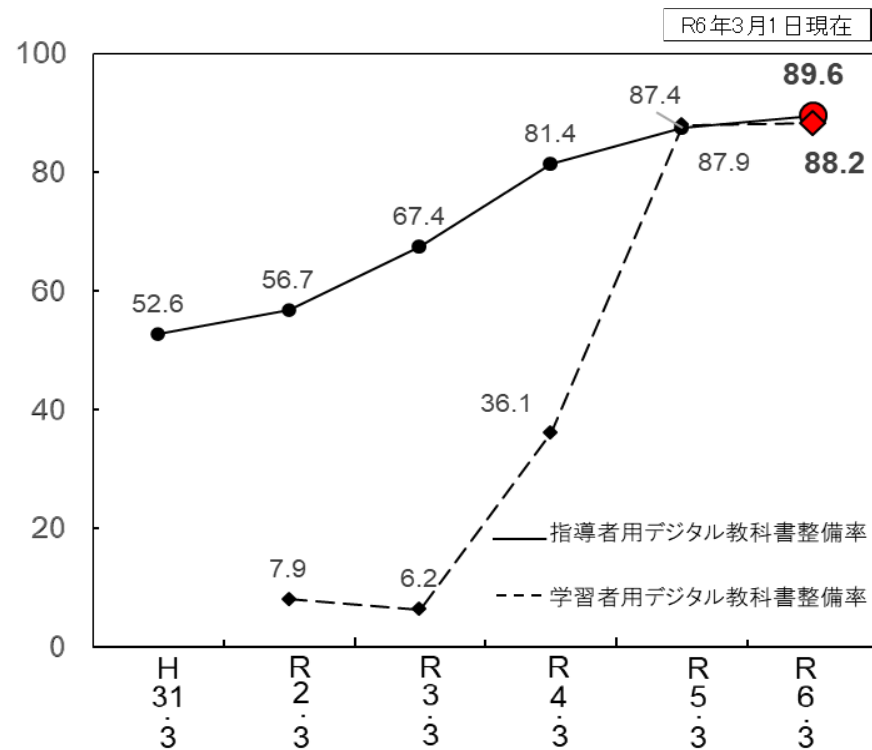


※「学習者用コンピュータ」は「教育用コンピュータ」のうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。

※「学習者用コンピュータ」はタブレット型コンピュータ(平板状の外形を備え、タッチパネル式などの表示／入力部を持ったコンピュータ)のほか、コンピュータ教室等に整備されているコンピュータを含む。

※「児童生徒 1 人あたりの学習者用コンピュータ台数」は、「学習者用コンピュータ」の総数を児童生徒の総数で除して算出した値である。

指導者用・学習者用デジタル教科書整備率



※ ここでいう「指導者用デジタル教科書」は、令和6年3月1日現在で学校で使用している教科書に準拠し、教員が大型提示装置等を用いて児童生徒への指導用に活用するデジタルコンテンツ(教職員等が授業のため自ら編集・加工したものを除く)をいう。

※ ここでいう「学習者用デジタル教科書」は、紙の教科書の内容を全て記載し、教育課程の一部または全部において、学校で使用している紙の教科書に代えて児童生徒が使用できるものをいう。

※ 教科や学年を問わず1種類でも指導者用・学習者用デジタル教科書を使用していれば、整備していることとする。

※ 文部科学省から配布されている「Hi, friends!」「We Can!」「Let's Try!」はカウントしていない。

- ◆ ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は、**小学校93%**（前年比3ポイント増）、**中学校91%**（前年比4ポイント増）。

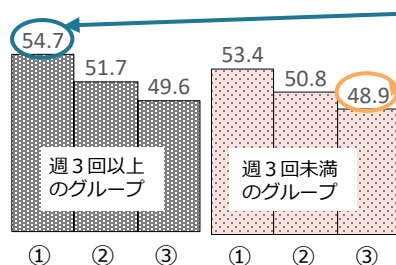
- ◆ 課題解決に取り組む学習活動を行っている学校ほど、**考えをまとめ、発表・表現する場面でICTを活用している。その両方に取り組んだ学校グループ**の児童生徒は、それ以外のグループよりも**各教科の正答率**が高い。

発表場面でのICT活用頻度別に見た学校質問「課題解決に向けて話し合い、まとめ、表現する学習活動」の選択肢ごとの教科の正答率

課題解決に向けて話し合い、まとめ、表現する学習活動

- ① 当てはまる ② どちらかといえば、当てはまる
③ どちらかといえば、当てはまらない（又は）当てはまらない

中学校数学



発表場面でのICT活用頻度が週3回以上で、課題解決の学習活動の質問に「当てはまる」と回答した学校の生徒の平均正答率は**54.7%**。

発表場面でのICT活用頻度が週3回未満で、課題解決の学習活動の質問に「どちらかといえば、当てはまらない」又は「当てはまらない」と回答した学校の生徒の平均正答率は**48.9%**。

- ◆ 該当者のいる学校の7割以上で、授業配信を含め、ICT機器を活用した**不登校児童生徒の学習活動等の支援**が行われている。

- ◆ 約9割の児童生徒が、以下のような**ICT機器活用の効力感**を感じている。

- ・ 分からないことがあった時に、すぐ調べることができる
- ・ 画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる
- ・ 友達と考えを共有したり比べたりしやすくする

- ◆ ICT機器活用の効力感が高い児童生徒ほど、**挑戦心・自己有用感・幸福感**等が高い。

児童生徒質問「ICT活用で友達と考え共有・比較しやすくなる」と児童生徒質問「自分と違う考えについて考えるのは楽しい」のクロス集計

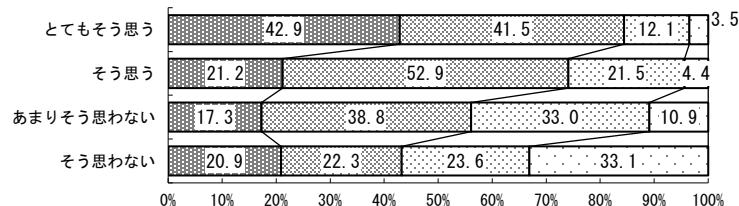
小学校

0.283

自分と違う考えについて考えるのは楽しい

- 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない □ 当てはまらない

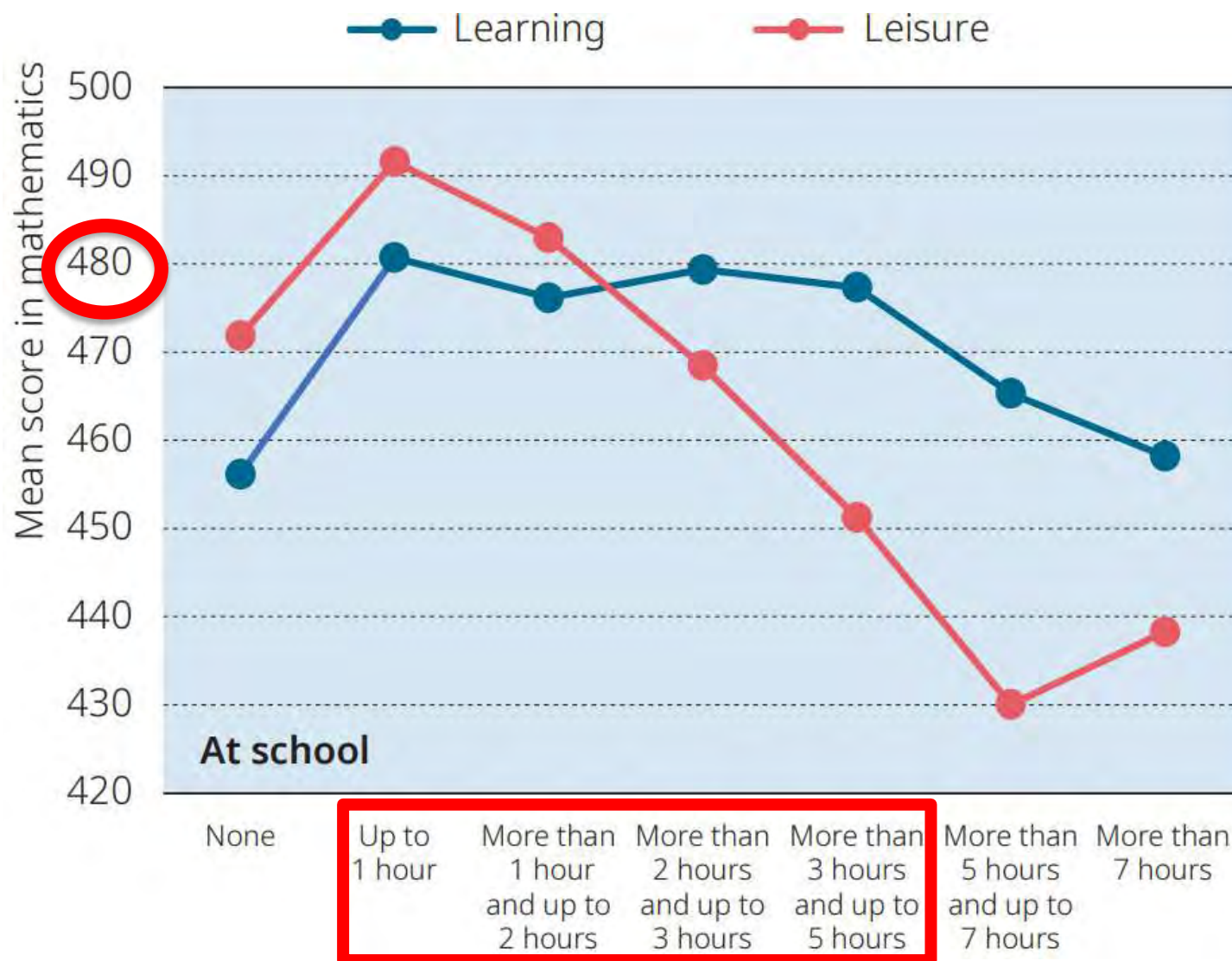
ICT活用で友達と考える共有・比較しやすくなる



※ □ 内の数字は相関係数

学習用デバイスの適度な使用による効果

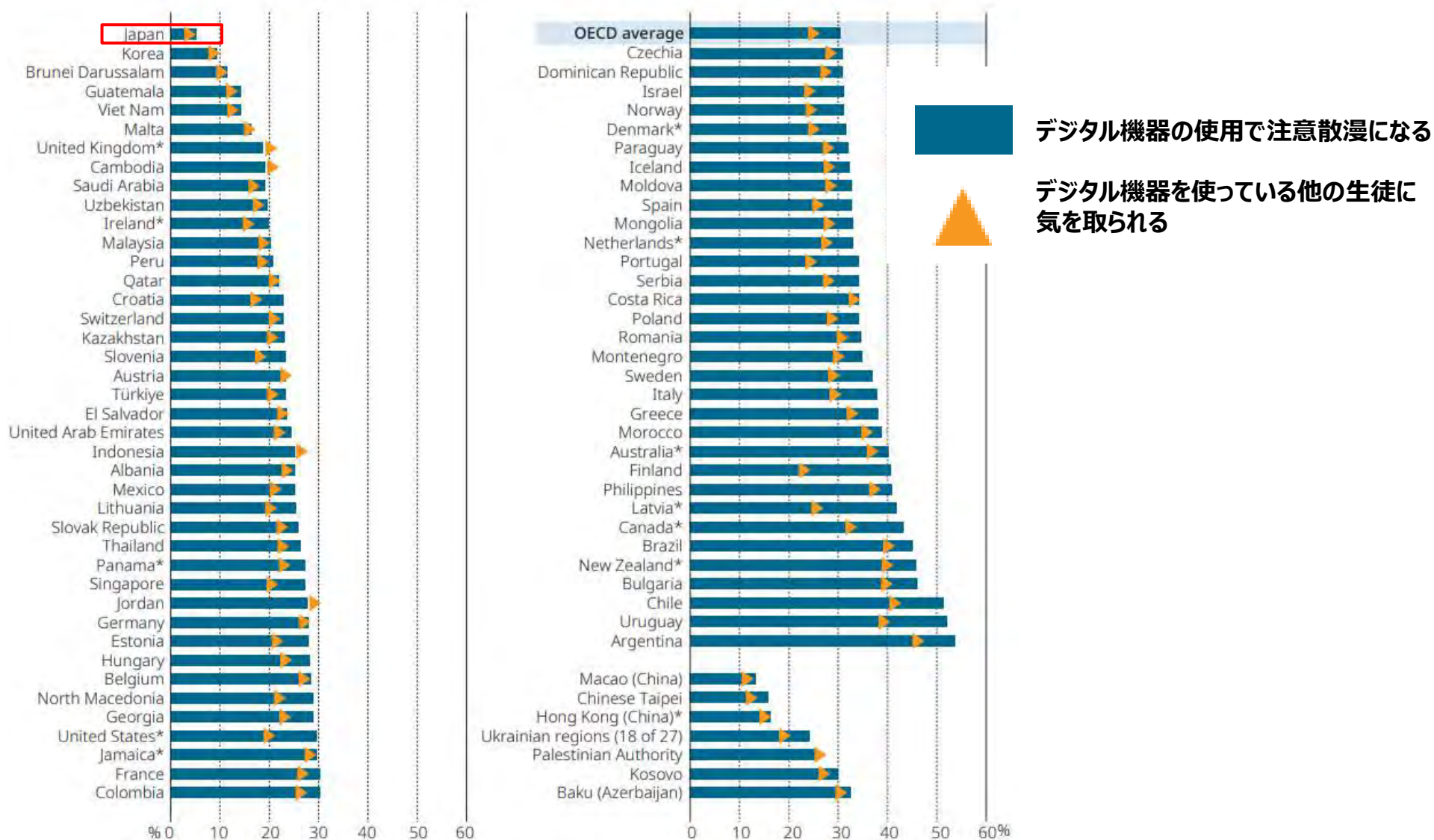
- ◆ OECD加盟国平均で、学習用デバイスの適度な使用により、数学スコアが20ポイント向上。（1時間～5時間まで）
- ◆ 5時間以上の過剰使用ではスコアは下落。遊びに1時間以上も同様。



【出典】OECD (2024), "Managing screen time: How to protect and equip students against distraction", PISA in Focus, No. 124, OECD Publishing, Paris (<https://doi.org/10.1787/7c225af4-en>)

デジタル機器の使用に係る各国の状況

- ◆ OECD加盟国平均では、3人に1人が授業中にデジタル機器を使って注意散漫になるとの結果である一方、日本は5%程度。



【出典】OECD (2024), "Managing screen time: How to protect and equip students against distraction", *PISA in Focus*, No. 124, OECD Publishing, Paris (<https://doi.org/10.1787/7c225af4-en>)

- ◆ 1人1台端末を活用しながら、通常授業においても様々な学習形態が同時に進行。
- ◆ クラウド上で単元計画が開示されている。



情報活用能力とは、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集、整理・比較、発信・伝達できる力であり、情報手段の**基本的な操作の習得**や**プログラミング的思考**、**情報モラル**、**情報セキュリティ**、統計等に関する資質・能力等も含むもの

(学習指導要領解説の要約)

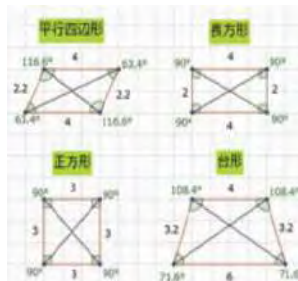
<情報活用能力を育成する指導の場面（例）>

情報活用（情報の収集、整理・比較、発信・伝達）

整理した考えを説明

中学校数学（第2学年）

図形の学習において、図形作成ソフトで図を動かしながら、長方形、ひし形、正方形、平行四辺形の特徴を考えさせ、その違いをグループで説明する場面



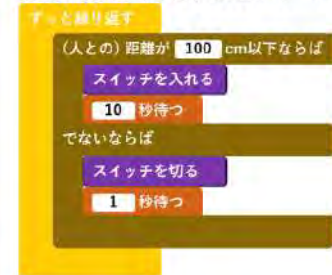
プログラミング

プログラムの作成を体験

小学校理科（第6学年）

電気の学習において、人感センサーや照度センサーを使い、人の有無や明るさによって自動的に扇風機を制御するプログラミングを体験をする場面

通電を制御するプログラムのイメージ



基本的な操作

タイピングによる文字入力

小学校国語（第3学年）

検定サイトを使用して、ローマ字入力に慣れ、タイピングで文字入力ができるようにする指導の場面



情報モラル・セキュリティ

自他の情報の大切さを理解

小学校道徳（第4学年）

他人に知られてもよい情報と知られたくない情報は人によって違うことに気付き、他者のことを考え行動する心情を育てる場面



諸外国の義務教育段階における情報教育の現状

	中国	韓国	イギリス
対象学年	小3から中2（※）	小5から中3	5歳から14歳
教科名称	情報科技	技術・家庭（小）、情報（中※）	Computing
教科の 主な内容	・データとコーディング ・オンライン学習 ・オンライン生活 ・情報処理のプロセスと制御 ・身の回りのアルゴリズム ・人工知能とスマート社会 ・IoTの実践と探究 ・インターネットの応用とイノベーション ※小1、2、中3では、他教科と統合し情報に関する内容を実施する	・デジタル社会と人工知能 ・コンピューティングシステム ・データ ・アルゴリズムとプログラミング ・人工知能 ・デジタル文化 ※中学校では、技術・家庭において、情報と関連させながら、IoT、ロボティクスを取り扱う	・アルゴリズム ・プログラミングとデバッグ ・目的に応じた機器操作 ・情報モラル ・コンテンツやシステムの設計・制作 ・ネットワークの仕組み ・コンピュータ・サイエンス ・IoT開発等のイノベーション活動 ・データ構造、分析 ・コンピュータ機器の構成

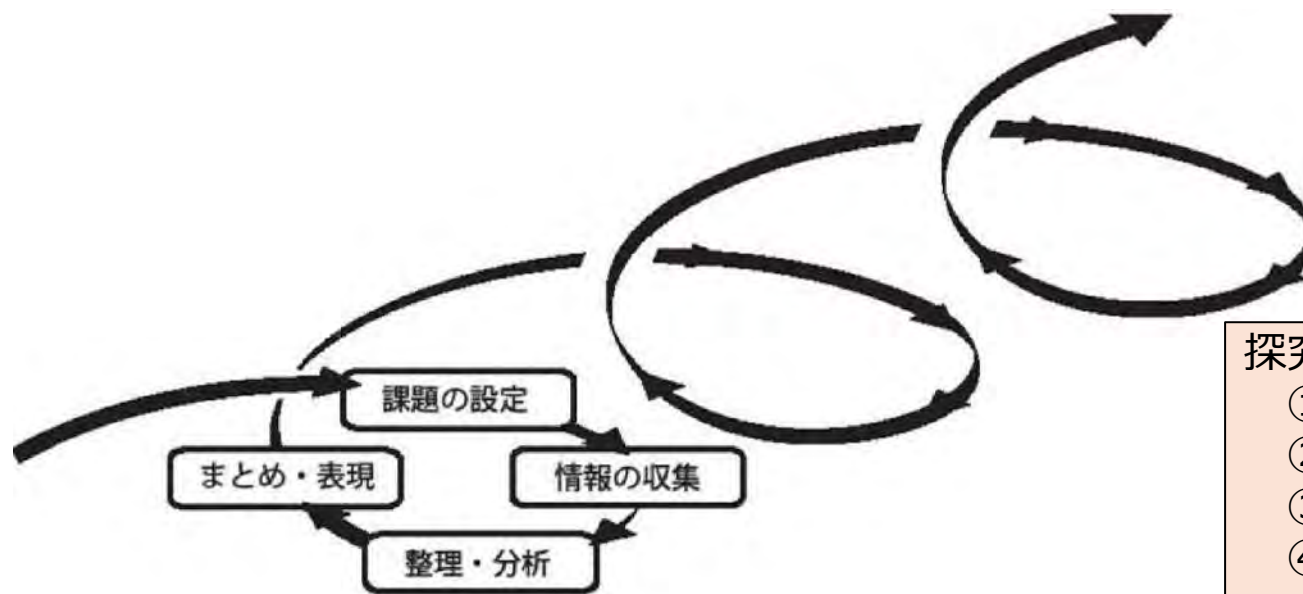
	米国	オーストラリア	ニュージーランド
対象学年	5歳から16歳	5歳から13歳（※）	6歳から16歳
教科名称	Computer Science	Digital Technology	Technology
教科の 主な内容	・情報処理システム ・ネットワークとインターネット ・データと分析 ・アルゴリズムとプログラミング ・コンピューティングの影響	・データの取得、解釈、モデル化 ・アルゴリズムの設計・検証とプログラミング言語を用いた実装 ・サイバーセキュリティ ・インタラクティブなコンテンツの作成 ※14、15歳では、個々の学校で情報に関する内容を実施するかどうかが決める	・アルゴリズムの理解と設計、実装 ・データの収集、整理、表現 ・プログラミングとデバッグ ・UI/UXの評価 ・ソフトウェアの使用方法 ・デジタルコンテンツの開発等 ・システムの理解と開発、評価 ・社会形成と情報技術の評価

総合的な学習の時間の目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

※記載は、小学校、中学校の総合的な学習の時間の目標



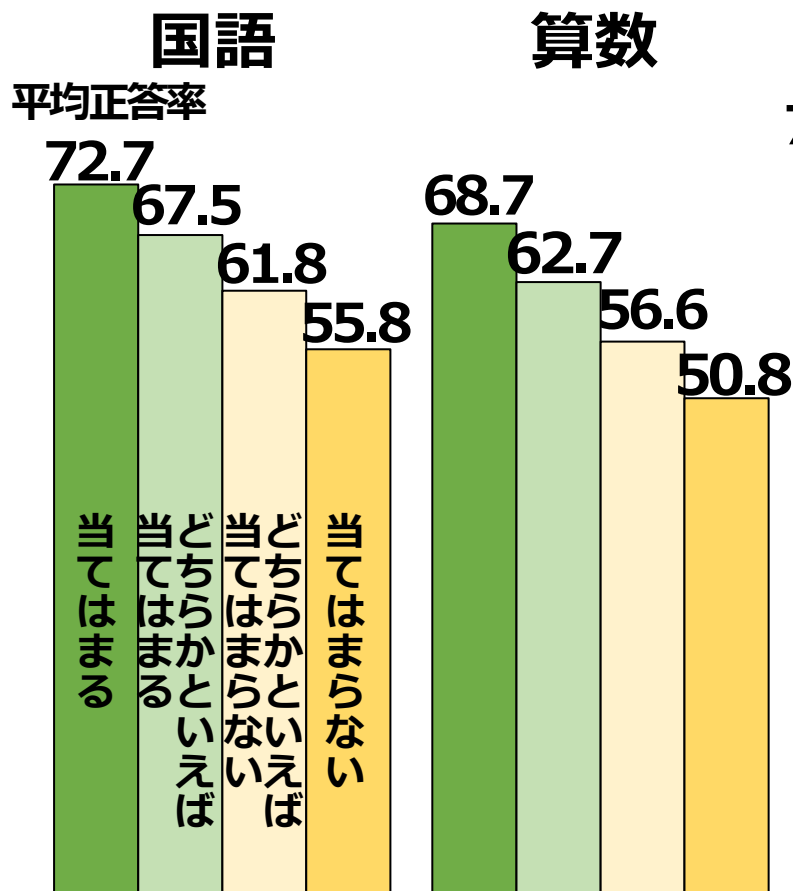
探究の過程

- ① 課題の設定
- ② 情報の収集
- ③ 整理・分析
- ④ まとめ・表現

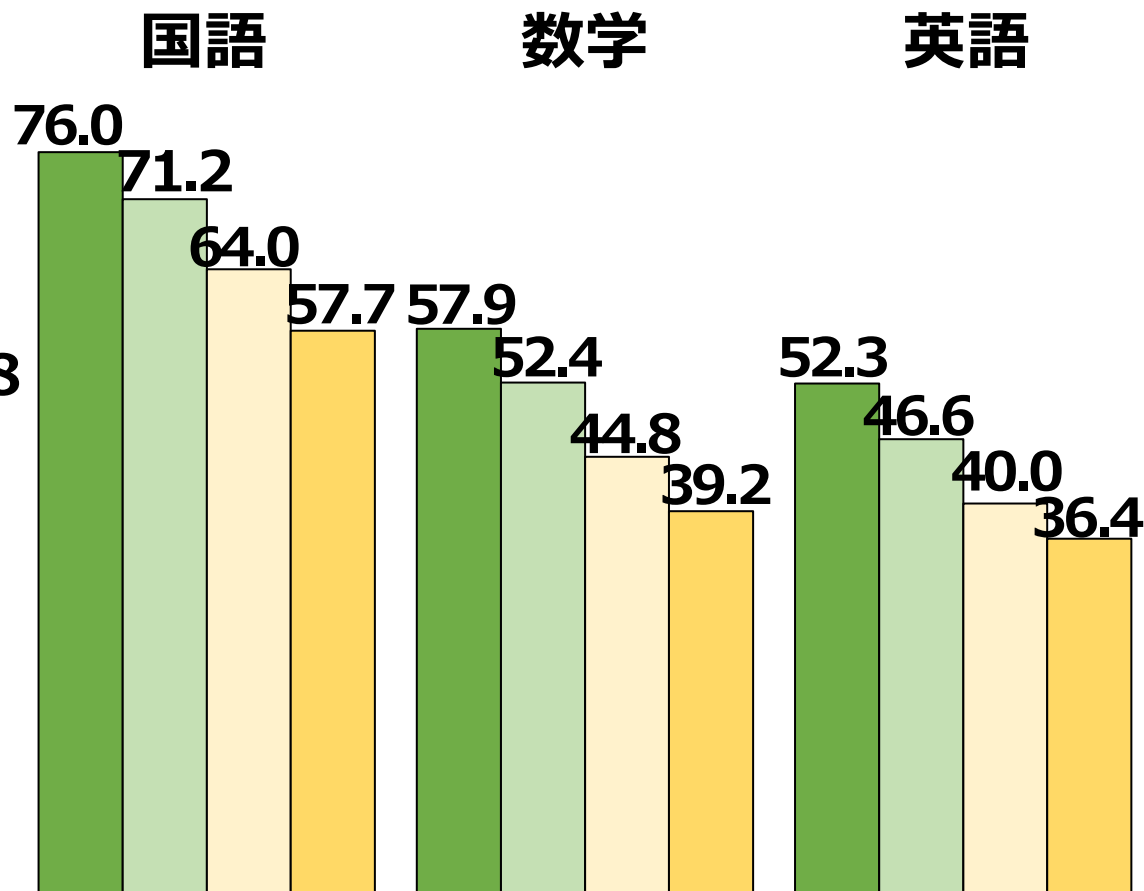
「探究的な学習」に取り組む児童生徒は平均正答率が高い傾向

Q 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。

小学校



中学校



「探究的な学習」と「自己有用感等」は正の相関

Q 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。

小	中	←正答率との相関	総合との相関係数→	児童	生徒
		・ 人の役に立つ 人間になりたいと思いますか		0.264	0.245
		・ 学校に行くのは 楽しい と思いますか		0.252	0.254
		・ 自分と違う意見 について考えるのは楽しいと思いますか		0.360	0.312
		・ 家で 自分で計画を立てて 勉強をしていますか（学校の授業の予習や復習を含む）		0.337	0.271
○	○	・ 土曜日や日曜日など 学校が休みの日 に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）		0.217	0.200
		・ 今住んでいる 地域の行事に参加 していますか		0.208	0.207
		・ 地域や社会をよくする ために何かしてみたいと思いますか		0.354	0.314

※「○」は、教科の平均正答率と相関が見られた質問

「探究的な学習」と「主体的・対話的で深い学び」は正の相関

Q 総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。

小	中	←正答率との相関	総合との相関係数→	児童	生徒
○	○	・ 5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、 自分の考えがうまく伝わるよう 、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表しましたか		0.445	0.421
○	○	・ 5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業では、課題の解決に向けて、 自分で考え、自分から取り組んでいましたか		0.495	0.467
○	○	・ 5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業では、 各教科等で学んだことを生かしながら 、自分の考えをまとめる活動を行っていましたか		0.496	0.487
		・ 学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、 自分の考えを深めたり、広げたり することができていますか		0.411	0.425
○	○	・ 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、 次の学習につなげる ことができていますか		0.442	0.417
	○	・ 授業で学んだことを、 ほかの授業で生かしていますか		0.439	0.429

※「○」は、教科の平均正答率と相関が見られた質問

事業創設の背景

- デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想。
- デジタル・グリーン等の成長分野を担うのは理系人材であるが、日本は理系を専攻する学生割合が諸外国に比べて低い。

※ 理系学部 of 学位取得者割合

【国際比較】日本 35%、仏 32%、米 39%、韓 43%、独 41%、英 44%（出典：文部科学省「諸外国の教育統計」令和5（2023）年版）

【国内比較】国立大学 60%、公立大学 47%、私立大学 29%（出典：文部科学省「令和5年度学校基本調査」）

（注）「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計

- デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革を行うためには、大学・高専が予見可能性をもって取り組めるよう、基金を創設し、安定的で機動的かつ継続的な支援を行う。

支援の内容

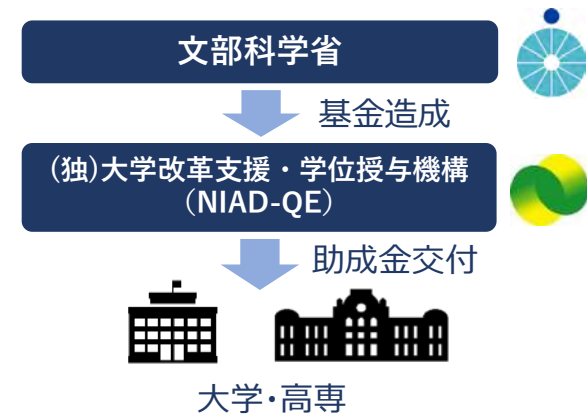
① 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等（支援1）

- 支援対象：私立・公立の大学の学部・学科（理工農の学位分野が対象）
- 支援内容：学部再編等に必要な経費（検討・準備段階から完成年度まで）
定率補助・20億円程度まで、原則8年以内（最長10年）支援
- 受付期間：令和14年度まで

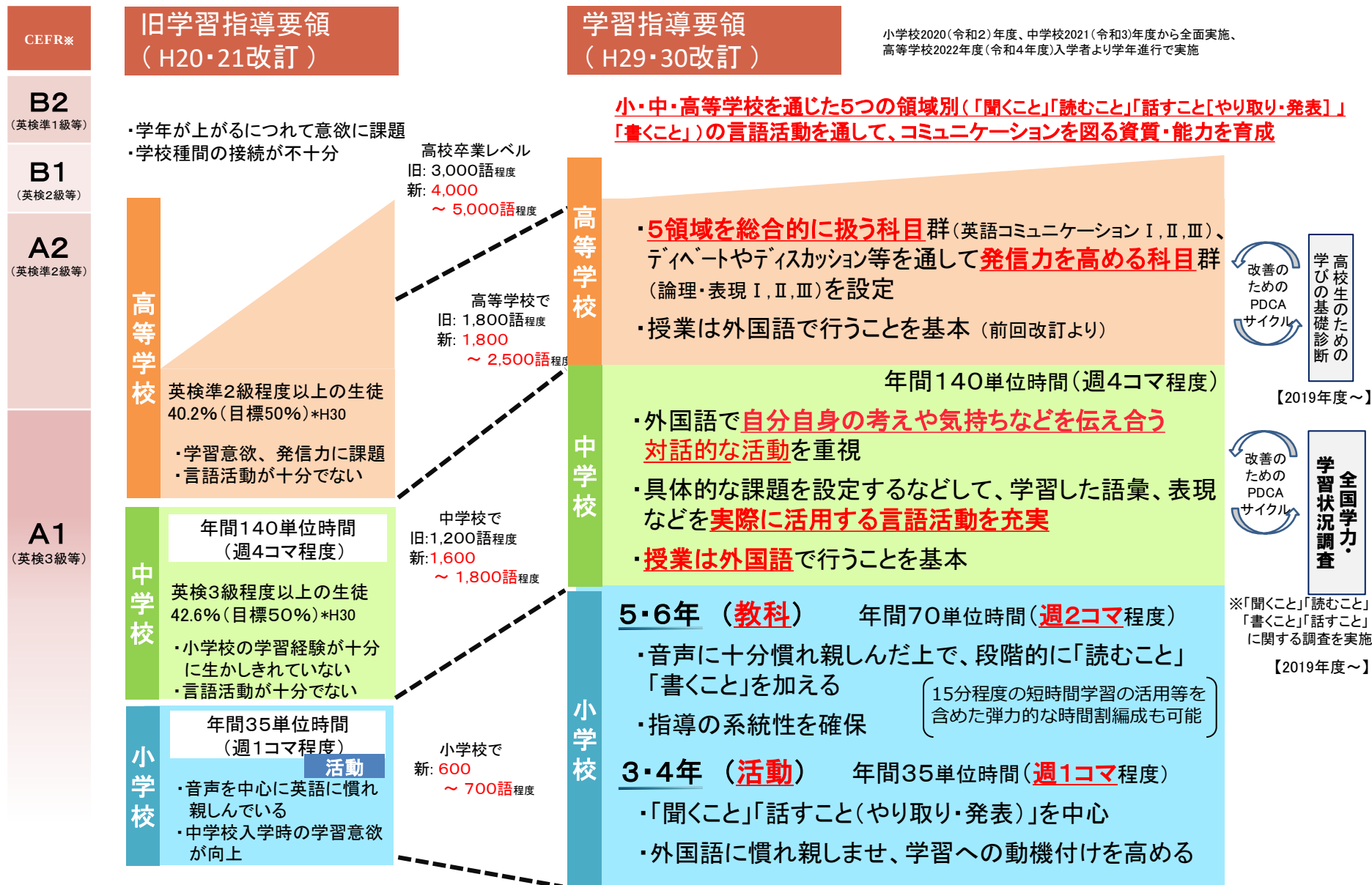
② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援2）

- 支援対象：国公立の大学・高専（情報系分野が対象。大学院段階の取組を必須）
- 支援内容：大学の学部・研究科の定員増等に伴う体制強化、
高専の学科・コースの新設・拡充に必要な経費
定額補助・10億円程度まで、最長10年支援
※ハイレベル枠（規模や質の観点から極めて効果が見込まれる）は20億円程度まで支援
- 受付期間：原則令和7年度まで

【事業スキーム】



学習指導要領における小・中・高を通じた外国語教育の改善



※CEFR：欧州評議会（Council of Europe）が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

現状・課題

- 生徒の英語力は向上傾向にあるが、社会の期待とは依然大きな乖離
- 英語を使う機会の圧倒的少なさや学ぶ動機付けの弱さが積年の課題
- 生成AIの効果的活用により、練習量の増加や動機付けの強化が期待できる

次期学習指導要領の検討を見据え、教師やALTによる指導とAI活用との効果的な組み合わせを実証研究し、知見を早急に蓄積する必要

事業内容

①AIを英語の授業等で活用するモデル校※を指定 …約300校

【考えられる取組項目】

- 会話練習量の増加や言語活動の充実
- 家庭学習におけるAI活用方法、授業との連携モデル構築
- 個々の児童生徒の興味関心を踏まえた個別最適な教材生成
- 不登校や特別な支援を要する児童生徒への活用方法

※国公私を想定

②AI英語活用リーダーによる実践の普及 …約1,200名

- 授業等で自ら率先してAI活用を実践
- 研究協議を通じて全国のリーダー教師と切磋琢磨し、実践を改善
- 域内の教員へ実践を普及
(普及方法の例)
 - ・AIを活用した公開授業を実施
 - ・教育委員会主催研修のワークショップで、リーダーが講師役を担当

件数

事務局：1箇所程度
都道府県・市区町村教育委員会、民間企業等：27箇所程度
(1箇所当たり1,500万円程度)
※民間企業の場合は、モデル校設置者と調整の上で応募

委託先

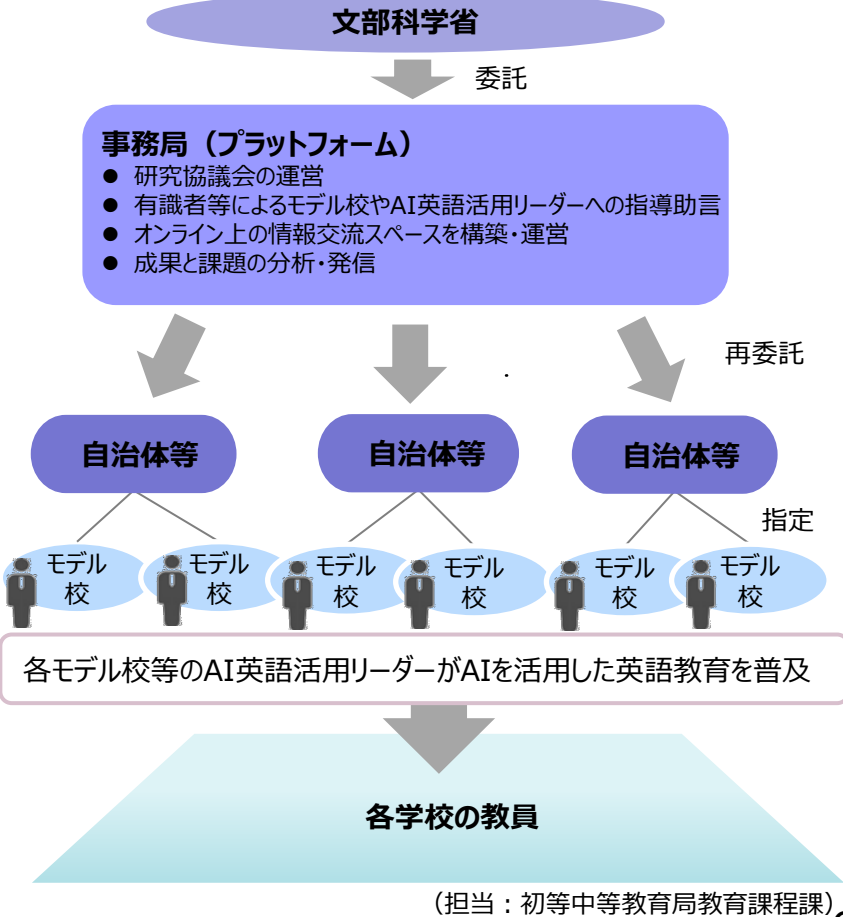
事務局を民間企業等に委託

※モデル校・AI英語活用リーダーは
都道府県・市区町村教育委員会等を通じて募集
民間企業の場合は、都道府県・市区町村教育委員会と連携して募集

【経済財政運営と改革の基本方針2024】

(略) AIの活用等による英語教育や国際交流の強化を含む教育の国際化を進めるとともに、(略)を通じ、グローバル人材の育成を抜本的に強化する。

事業スキーム



こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

はじめに

- 教育基本法第1条（教育の目的）及び同法第14条（政治教育）に基づき、これからの社会を担う子供たちに、平和で民主的な国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育成するための取組を推進することが重要（こうした動きは諸外国、OECDの教育改革の方向性とも軌を一にする）
- 特に、平成27年の公職選挙法等の改正により選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、令和4年度からは成年年齢が満18歳へと引き下げられることを踏まえ、新学習指導要領の下で、主権者教育の一層の充実を図ることが求められている

I 主権者教育推進の背景、経緯

➤ 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成27年10月文部科学省初等中等教育局長通知）の発出

- 習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質・能力を生徒に育むことを一層期待
- 政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象を扱うことや、実践的な教育活動を積極的に行うことを明確化

➤ 高校生向け副教材と教師用指導資料の作成

- 文部科学省と総務省との連携により作成した政治や選挙等に関する副教材である「私たちが拓く日本の未来」ならびに教師向けの指導資料を平成27年度から配付し、その活用を通じた指導の充実を推進



➤ 「主権者教育の推進に関する検討チーム」（中間まとめ（平成28年3月）、最終まとめ（平成28年6月）

- 主権者教育の目的を「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることと定義
- 学校教育のみならず、地域、家庭等における取組の推進方策を整理

➤ 中央教育審議会における審議と学習指導要領の改訂

- 平成28年の中央教育審議会の答申（「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」）では、①小・中学校からの体系的な主権者教育の充実、②関係する教科等間相互の連携の重要性を指摘
- 平成29・30年改訂の学習指導要領では、小学校、中学校における社会科等の充実、高等学校における「公共」の新設など、各学校段階において主権者教育の内容を充実

主権者教育推進会議における議論

1 各学校段階等における取組の充実

（初等中等教育段階、大学段階・教師の養成・研修）

2 家庭・地域における取組の充実

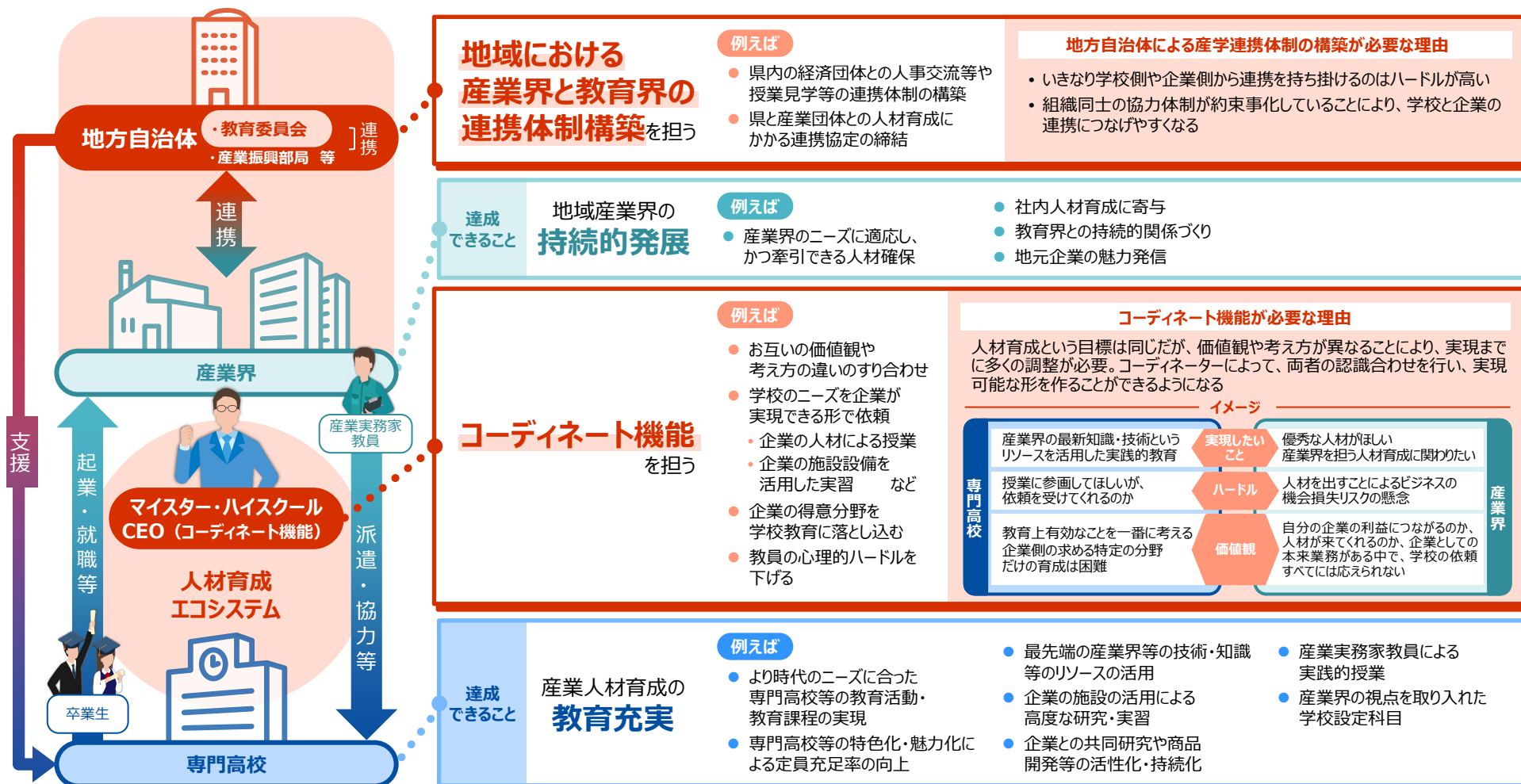
3 主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成

4 社会総がかりでの「国民運動」としての主権者教育の重要性

マイスター・ハイスクール事業 ～産学連携による産業人材育成のスキーム～



専門高校と産業界・企業が連携する仕組みをつくり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成エコシステムを確立。



地域の産学連携体制の基盤づくり ・ 産学連携コーディネート機能を果たす人材 が不可欠な要素

海洋高等学校×新潟県教育委員会×糸魚川市×株式会社能水商店

地域産業の持続可能性を実現する活動

地域産業会の全面的な支援（施設や設備利用・実践の場）をもらい、地域の持続可能性を高めるプロジェクトを課題研究で取り組む。

新しい低コスト型鮭放流事業、モズク育成域マップによる取りすぎの抑制、森が豊かな海をつくる保安林の保護育成、究極の循環型食糧生産アクアポニックス、廃棄物削減に向けた水産加工残渣の有効活用などの課題に向き合う。



新商品・新事業の創出、地域産業の活性化

新しい地域産業の立ち上げ「マリンスポーツイベント・海洋レジャー体験サービスの開発による観光誘客」、地域水産資源を活用した新商品開発、地域産業の持続可能性に向けた研究開発「鮭発眼卵放流による漁協の担い手不足や経営改善」を推進。



取組による成果等

私は海洋高校教員を退職・起業し、水産加工会社の経営者として産業界から学校の学習を支援する立場となった。

学校設定科目「地域探究」の新設と各学科・コースの専門性を活かして地域課題解決に取り組む教育プログラムの運用により、海洋高校の学習活動を直接的に地域産業振興に結び付けるといふ意思と持続可能性が高まった。

地方における専門高校の存在意義や可能性が今後さらに高まっていくと信じている。

事業の取組や成果は商工会や観光協会でも話題に挙がることも多く、さらなる連携に向けた機運は産業界でも高まっている。

生徒はもちろん、学校や行政、事業に関わる全員が方向性を共有し、真剣に取組を実行してきた成果だと思う。

この取組が市内ばかりでなく、広域にわたる地域連携の起爆剤となる可能性を感じていると同時に、事業・取組の継続に大きな期待をしている。

I T 活用を通じてこれからのスマート水産業を学ぶ

水産や海洋における情報技術を座学で学び、実習で地元企業や外部講師の協力を得て I T 活用。

道の駅に「新潟海洋高校アンテナショップ 能水商店」をオープンし、W E B サイトでのオンライン販売と融合。

自らがデジタル変革の推進役になれるよう学びを深めている。



資質・能力を評価するアセスメントテスト実施

「学びみらいPASS」によるアセスメントテストを実施。リテラシー（情報収集力・構想力など）の4つの力の着実な伸長とコンピテンシー（協働力・自信・創出力など）の8つの力の3年次における著しい伸長が確認できた。



毎年多くの県内外生徒が入学し、糸魚川市の地域振興にも寄与している。

海洋高校では「キャリア教育」をはじめ、生徒が市内各地を巡検する「ジオパーク学習」にも取り組むなど、地域や人との関わりにも力を入れている。

今後も生徒が社会の第一線で活躍できる能力を着実に身に付け、未来を担う、時代に対応した人材育成の継続に期待している。



マイスター・ハイスクール C E O
（コーディネート機能を担う）



産業実務家教員
（観光物産センター）



糸魚川市の職員

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数①（前回・現行比較）

【現行】

教科	科 目	標準 単位数	必履修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現	4	
	古典探究	4	
地理 歴史	地理総合	2	○
	地理探究	3	
	歴史総合	2	○
	日本史探究	3	
	世界史探究	3	
公民	公共	2	○
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を 含む2科目 又は 基礎を付した科目を 3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	

【前回】

教科	科 目	標準 単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理 歴史	世界史A	2	○ ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」 又は 「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を 含む2科目 又は 基礎を付した科目を 3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学 理科課題研究	4 1	

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数②（前回・現行比較）

保健 体育	体育 保健	7～8 2	○ ○
芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	○2単位まで減可
	英語コミュニケーションⅡ	4	
	英語コミュニケーションⅢ	4	
	論理・表現Ⅰ	2	
	論理・表現Ⅱ	2	
	論理・表現Ⅲ	2	
家庭	家庭基礎	2	┌ ○
	家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○
	情報Ⅱ	2	
理数	理数探究基礎	1	
	理数探究	2～5	
総合的な探究の時間		3～6	○2単位まで減可

保健 体育	体育 保健	7～8 2	○ ○
芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外国語	コミュニケーション英語基礎	2	○2単位まで減可
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	
	英語表現Ⅰ	2	
	英語表現Ⅱ	4	
	英語会話	2	
家庭	家庭基礎	2	┌ ○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	└ ○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3～6	○2単位まで減可

高等学校学習指導要領の教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成(国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめることなど)の充実(総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視(数学、理科)するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実(理科)などの充実により学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実(数学)
- ・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設(理数)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実(国語「言語文化」「文学国語」「古典探究」)
- ・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色(地理歴史)、我が国の先人の取組や知恵(公民)、武道の充実(保健体育)、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実(家庭)

道徳教育の充実

- ・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定(総則)
- ・公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記(総則)

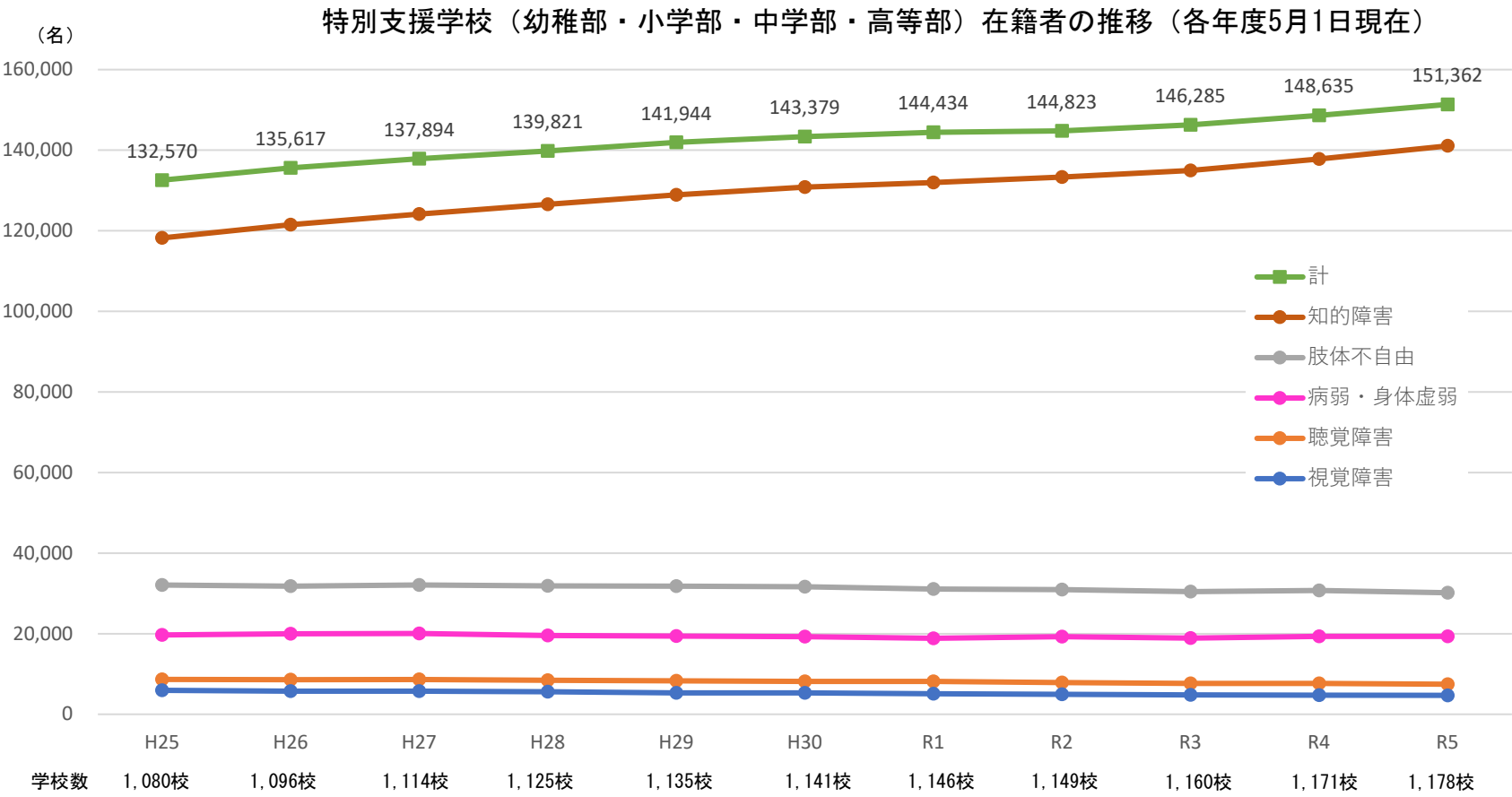
外国語教育の充実

- ・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目(「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」)や、発信力の強化に特化した科目を新設(「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」)
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成

職業教育の充実

- ・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成(総則)、職業人に求められる倫理観に関する指導(職業教育に関する各専門教科)
 - ・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善
 - ・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」(工業)、「観光ビジネス」(商業)、「総合調理実習」(専門家庭)、「情報セキュリティ」(専門情報)、「メディアとサービス」(専門情報)を新設
- ※職業教育の充実に当たっては、必要な施設・設備の計画的な整備を促していく。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移

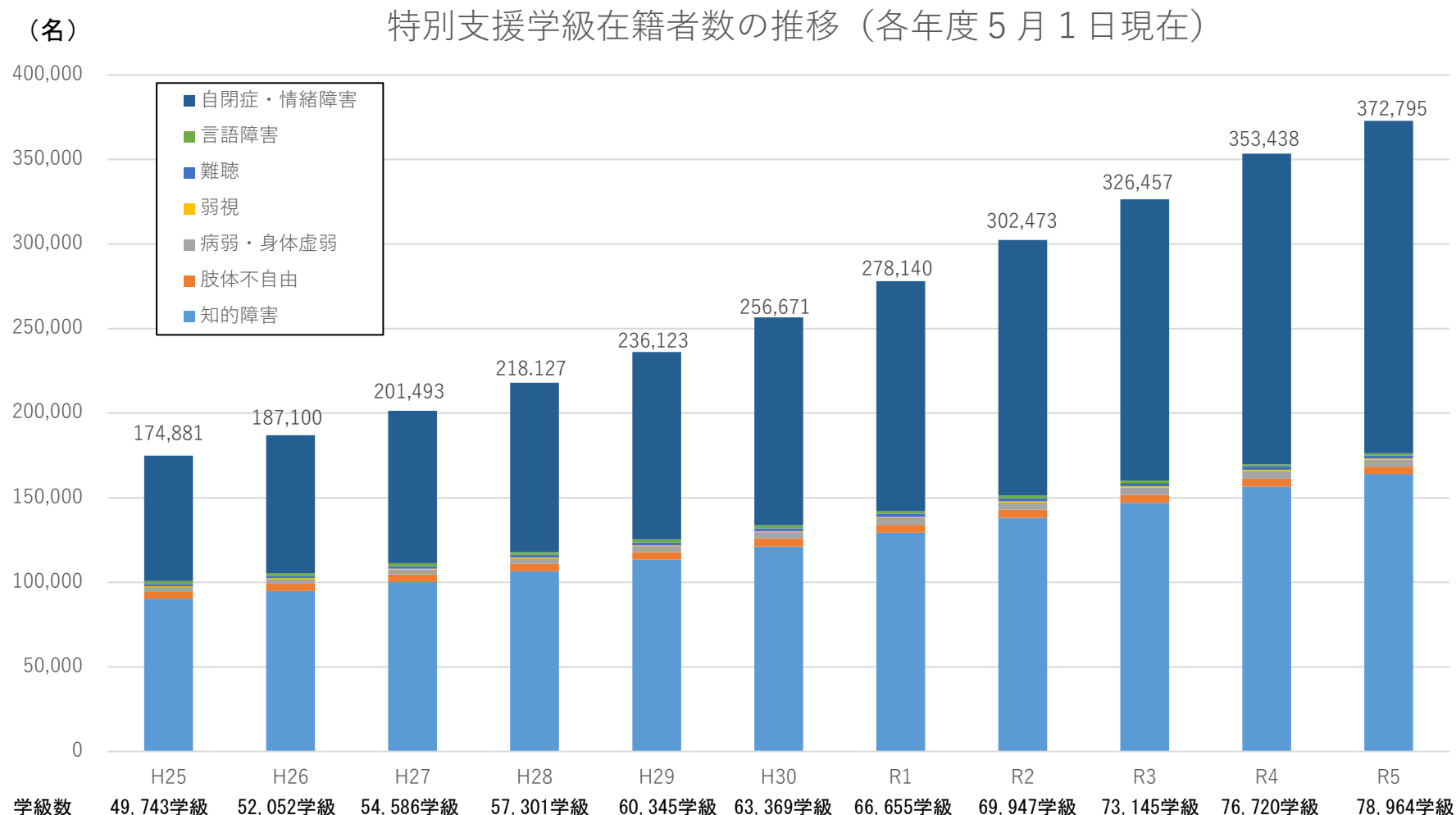


【令和5年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	82	120	823	351	156	1,532
在籍者数	4,696	7,457	141,063	30,161	19,339	202,716
学級数	2,068	2,772	33,168	12,003	7,683	57,694

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

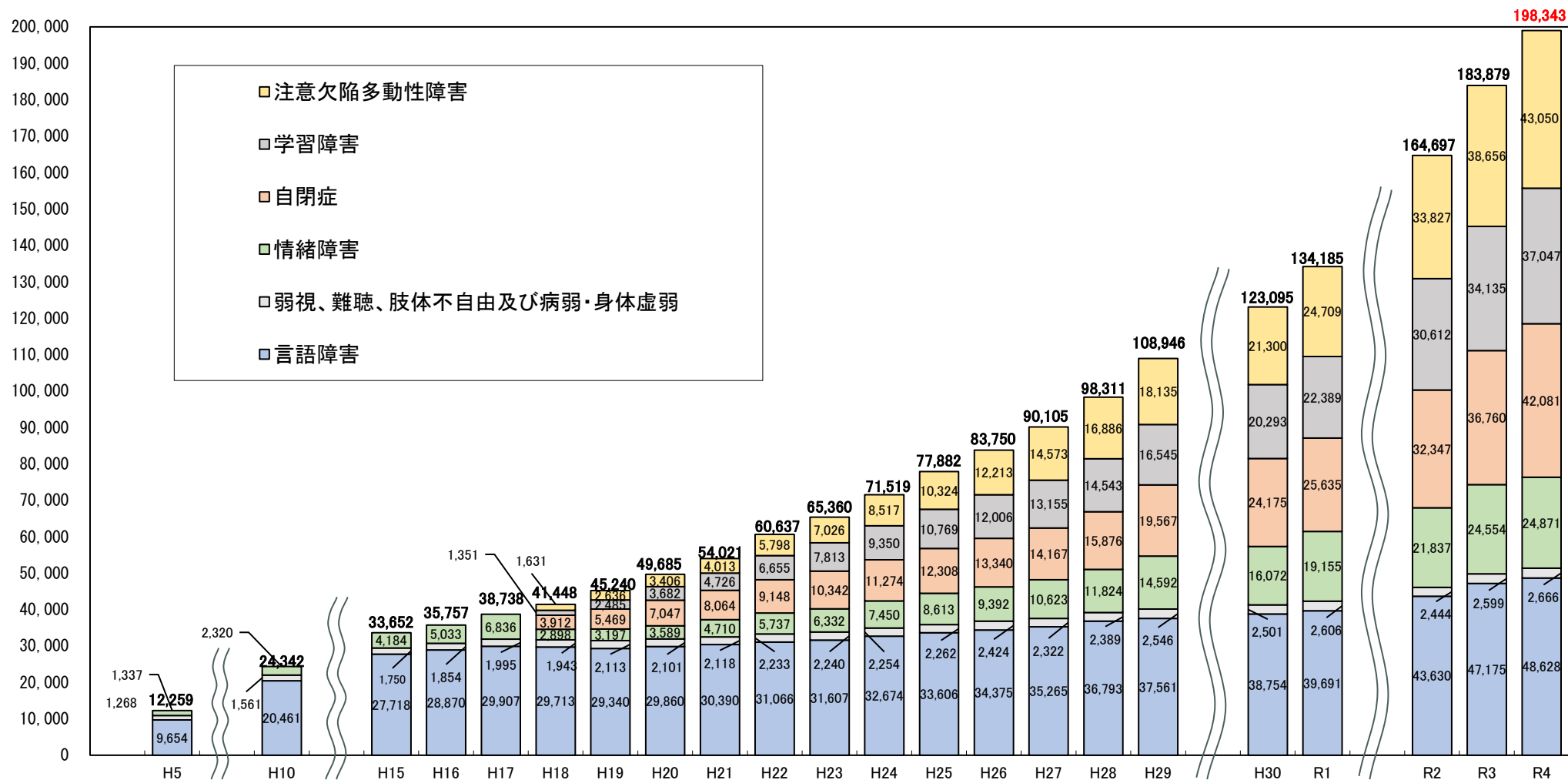
特別支援学級の児童生徒数・学級数



【令和5年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	33,206	3,146	2,841	532	1,354	649	37,236	78,964
在籍者数	164,036	4,419	4,200	592	1,837	1,209	196,502	372,795

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



※令和2年度～令和4年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

- 政府は、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定（附則第7条）を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、
現行の努力義務から義務へと改める。

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを求めている。
- ※ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】

段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真の
カードやタブレット端末などを使う



2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

合理的配慮に当たり得る配慮の例

- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、カラーユニバーサルデザインに配慮した資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合にに応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える、活動や場所の手がかりとなるものを示す等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にるびを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータ等を事前に渡すこと。
- 知的障害のある児童生徒等に対し、抽象的な言葉や文章を説明する際、絵カード、文字カード、ICT 機器等、分かりやすい教材・教具に代えて行うこと。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験において読みやすい字体による資料を作成したり、タブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行ったりすること。
- 障害の特性等により人前での発表が困難な児童生徒等に対し、必要に応じて代替措置としてレポートを課すことや、児童生徒等が自らの発表を録画したものを発表用資料として活用すること。

「自立活動」とは

【概要】

自立活動は、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標とし、特別支援学校学習指導要領にその目標及び内容等が示されている。

自立活動の内容は、特別支援学校学習指導要領において、6区分27項目で示されており、指導に当たっては個別の指導計画を作成することが規定されている。

【小学校における取扱い】

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、

- ・ **特別支援学級**において「**自立活動を取り入れること**」
- ・ **通級による指導**において「**自立活動の内容を参考とし、（中略）指導を行う**」

と小学校学習指導要領に規定されている。（中学校は、小学校と同様に規定、高等学校は通級による指導のみ規定）

【時数】学習指導要領において、「障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、**適切に定める**」とされている。

具体的には・・・

【事例A】言語障害（吃音）。自分の話したいことを自分から話せない。

目標：①自分の話したいことを自分から話し出せる。

- ②人前で吃音が出てしまっても過度に不安にならず、落ち着いて行動ができる。

方法：①体験したことや興味のあることについて、自分から意欲的に話をする。

- ②吃音理解に関する本と一緒に読み、わからないことを話し合う。
③いろいろな読み方や話し方を体験し、話し方は1通りではないことを知る。

→ 自分の話したいことを安心して自分から話す機会が増加した。

色々な話し方を体験し、うまく話せないときに過度に不安にならず落ち着いて対処ができるようになった。

【事例B】注意欠陥多動性障害。衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である。

目標：①ルールを守ることの大切さを知る。

- ②衝動的な言動を自分でコントロールする力を高める。

方法：①個別や小集団において、簡単なルールのあるゲーム等に取り組み、ルールを守ることや負けた時の対応方法などを身に付ける。

- ②学校の中で起こる実際の場面を絵やビデオで振り返りながら、適切な行動を、その理由とともに話し合う。
③気持ちを安定させるための、身体を自分でコントロールする方法を学ぶ。

→ 成功体験を実感することを通じて、衝動的な行動をコントロールしようとする場面が増え、円滑な集団参加ができるようになった。

自立活動の内容（6区分27項目）

内 容	項 目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

※自立活動の内容の取扱いは、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導のねらい及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、上記に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。（詳細は、特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編を参照）

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導における特別の教育課程の編成

	特別支援学校	小学校等		
		特別支援学級	通常の学級	
			通級による指導	
特別の 教育 課程	「<u>自立活動</u>」の実施に加え、障害の状態に応じた弾力的な教育課程が編成可。 知的の特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた各教科を設定 (編成の主な例) ・下学年の教育課程を編成する場合 ・特別支援学校(知的障害)各教科に一部又は全部を替えた教育課程を編成する場合 ・自立活動を主とする教育課程を編成する場合 等	○障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、「<u>自立活動</u>」を取り入れる ○児童生徒の<u>障害の程度</u>や<u>学級の実態</u>等を考慮の上、実態に応じた教育課程を編成 (編成の例) ・各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に代替 ・各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に代替	○通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた<u>特別の教育課程</u>を編成。「<u>自立活動</u>」の内容を参考として、<u>障害による学習上又は生活上の困難を改善することを目的とする指導</u>を実施	—

幼児教育施設の現状

	幼稚園		認定こども園				保育所	
	公立	私立	幼稚園型	幼保連携型	保育所型	地方裁量型	公立	私立
園数	約7,000園		約10,500園				約2.3万園	
	約2,400園	約4,600園	約1,500園	約7,100園	約1,800園	87園	約6,500園	約1.6万園
幼児数	約7.6万人	約52万人	約17万人	約84万人	約16万人	4,980人	約52万人	約132万人
法的性格	<u>学校</u>		<u>学校</u>	<u>学校</u> かつ <u>児童福祉施設</u>	<u>児童福祉施設</u>	認可外施設	<u>児童福祉施設</u>	
職員の性格	<u>幼稚園教諭（免許状）</u>		3歳児以上 …併有が望ましい 3歳児未満 …要保育士資格	<u>保育教諭</u> (幼稚園教諭免許状 + 保育士資格)	3歳児以上 … 併有が望ましい 3歳児未満 … 要保育士資格		<u>保育士（資格）</u>	
教育・保育 内容の基準	<u>①幼稚園教育要領</u>		②を踏まえるとともに ①及び③に基づく	<u>②幼保連携型 認定こども園 教育・保育要領</u>	②を踏まえるとともに ①及び③に基づく		<u>③保育所保育指針</u>	

【出典】文部科学省「学校基本調査（令和6年5月、速報値）」、こども家庭庁「認定こども園に関する状況について（令和6年4月）」、厚生労働省「社会福祉施設等調査（令和4年10月）」をもとに作成

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm)

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期**であり、**小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮**しつつ、「架け橋期」の教育の充実に図り、**生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針[※]及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。^{※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領}

① 子供の発達段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼 小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼 小**

- ・ **幼保小が協働**して、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム[※]を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**
^{※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの}
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的に行うなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実に図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼 小**

- ・ 幼児期の遊びを通じた学び[※]の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通じた学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**
^{※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく}

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼** **小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成
- ・ 幼児教育施設は、一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施、小学校は、引き継いで必要な支援を実施

② 好事例の収集 **幼** **小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する好事例等を収集・蓄積して活用

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の子育て支援を充実

② 全ての子供のウェルビーイング[※]を保障するカリキュラムの実現 **幼** **小**

- ・ 全ての子供のウェルビーイングを高める観点から、教育課程の編成^{※※}や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築 **幼** **小**

- ・ 地方自治体において、幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼** **小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上
- ・ 幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「幼保小の架け橋プログラム」を推進

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、処遇改善等の必要な施策を引き続き実施
- ・ 地方自治体において、総合的な人材確保策を推進
- ・ 幼児教育施設において、管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実
心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
働き方改革を推進するため、ICT環境の整備を推進
- ・ 事故等の発生・再発防止のための取組を徹底

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼** **小**

- ・ 国において、架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる国内外の研究ネットワークを構築
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、大規模な長期縦断調査を実施
- ・ 日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進

遊びを通した学び～幼児教育が大切にしていること～

幼児期は、幼児が自発的・主体的に人やものに関わりながら、遊びを通して必要な能力や態度などを獲得していく時期です。

そのため、幼児教育では、幼児の「遊びを通した学び」を大切にしています。ただ自由に遊ばせるのではなく、

幼児一人一人が自ら興味や関心をもって、遊びに夢中になる中で試行錯誤しながら、様々な経験を重ねていくことを大切にしています。

保育者は、幼児の遊びが確保されるよう、小学校以降の教育とのつながりを見通しながら、意図をもって幼児を取り巻く人やものといった環境を構成しています。

幼児教育では、こうした教育を「環境を通して行う教育」と呼んでいます。

そして、こうした幼児教育を通して育まれた幼児の資質・能力は、その後の小学校以降の生活や学習においての基盤となっています。

小学校以降の生活や学習の基盤となります。



幼児

遊びを通した総合的な指導を通して、
幼児教育において育みたい資質・能力が一体的に育まれていきます。



ものを転がす遊び



ものを転がす遊びを通して育まれる資質・能力の例

- うまく転がしたいと思い、様々な斜面や素材で試してみる
- 友達の転がす様子をよく見たり、転がし方のアイデアを出し合ったりする
- 何度も試しながら、転がる仕組みに気付く
- 発見したうまく転がる方法を他の友達に伝える など

幼児教育において育みたい資質・能力



保育者

一人一人の幼児を理解し、幼児の興味が広がったり深まったりして遊びがさらに展開されるよう、必要な遊具や用具、素材などの物的環境や、保育者や友達との関わりなどの人的環境など、教育的に価値のある環境を計画的に構成しています。

幼小接続の参考資料～幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？～

幼児教育と小学校教育の接続について、幼児期の遊びを通した学びと小学校の各教科等の学習のつながりが見える化し、幼保小の相互理解を促進するための参考資料です。

第1章「幼児教育と小学校教育」においては、それぞれの教育の特徴等を解説し、第2章「各教科等における学びのつながり」においては、幼児期の遊びを通した学びと各教科等の学習（小学校一年生で学習する全ての各教科等）とのつながり等を解説しています。

参考資料 (冊子)

幼稚園等の
遊びを通した
学び



小学校の 授業展開例



幼児教育及び小学校教育関係者向け参考資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html (文部科学省HP)



書籍情報はここから

<https://www.toyokan.co.jp/products/5659?pos=1&sid=6530f6695&ss=r> (東洋館HP)



7. 審議事項第四関係

教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、
学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策等

標準授業時数について（再掲）

- ◆ 学校教育法施行規則において、各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数の標準として定められたもの。
- ◆ 年度当初の計画段階から、標準授業時数を下回って教育課程を編成することは適当とは考えられないが、非常変災等の不測の事態において、当該授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではない。
- ◆ 児童生徒の負担に配慮した上で、標準授業時数を上回って教育課程を編成・実施することは可能であるが、年間の総授業時数を1086単位時間以上として教育課程を編成している学校については、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とすることを求めているところ。

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

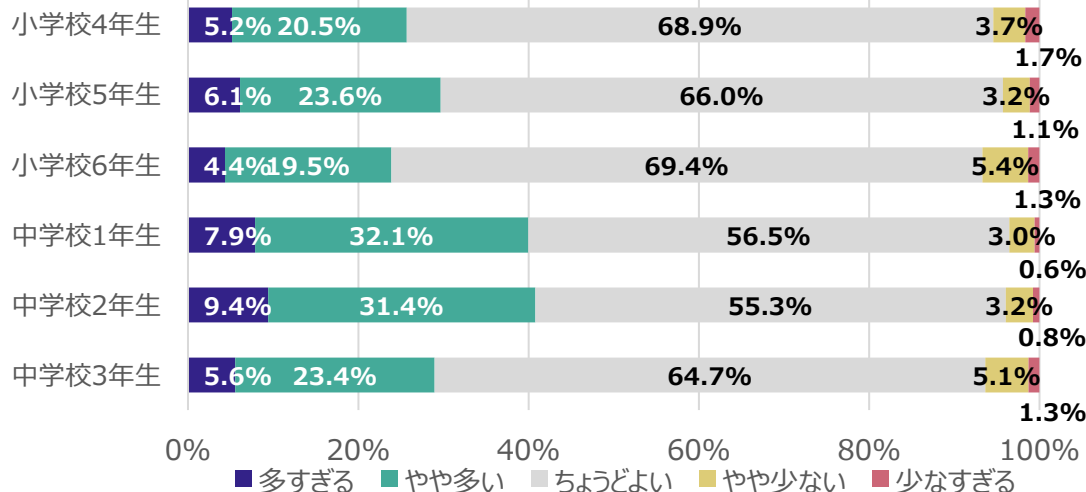
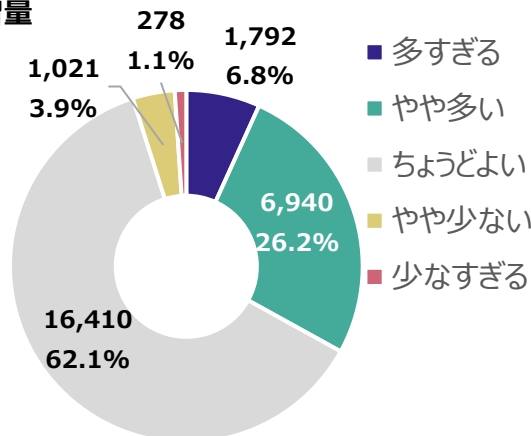
学校における子供たちの学習量①

- ◆ 児童生徒の約6割が、授業で学ぶ量や1週間に受ける授業の時間数については、「ちょうどよい」と感じている。授業で学ぶ量や1週間に受ける授業の時間数が「多すぎる」または「やや多い」という回答は、ともに中学校1年生、2年生で多くなっている。

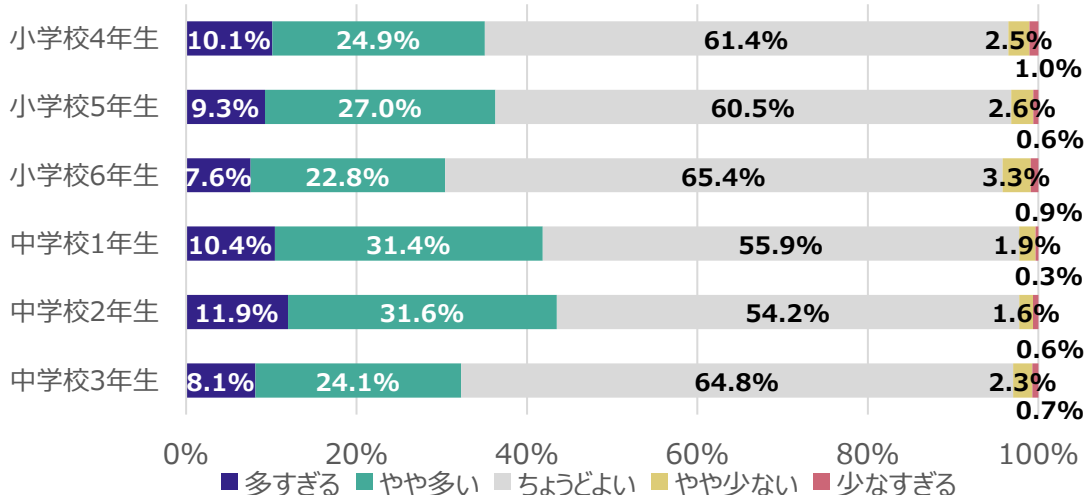
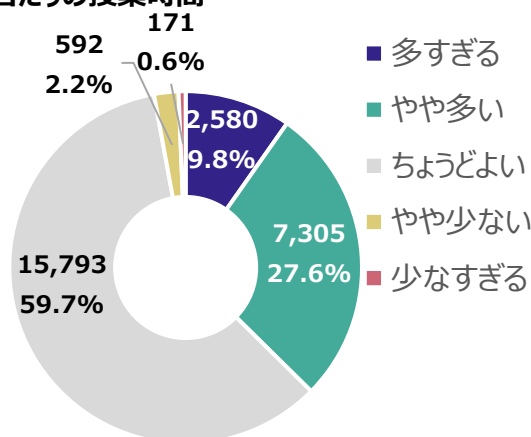
児童生徒向け調査

あなたが、普段学校で受けている授業で学ぶ量や授業時間について、どう思いますか。

① 学習量



② 週当たりの授業時間



【出典】文部科学省「義務教育に関する意識に係る調査」（令和5年12月公表）

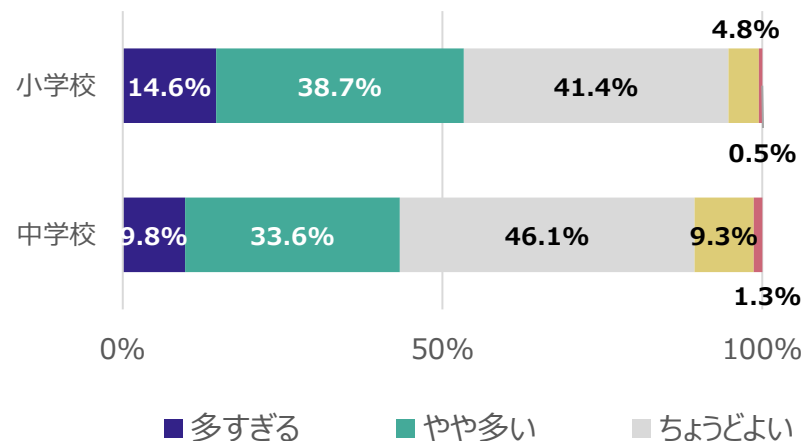
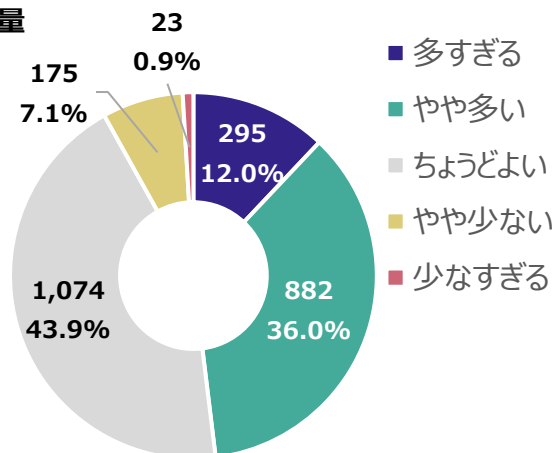
学校における子供たちの学習量②

- ◆ 教師向け調査では、約4～5割の教師が「ちょうどよい」と回答している一方で、「多すぎる」または「やや多い」と回答した教師は、小学校で半数以上、中学校で4割以上であった。

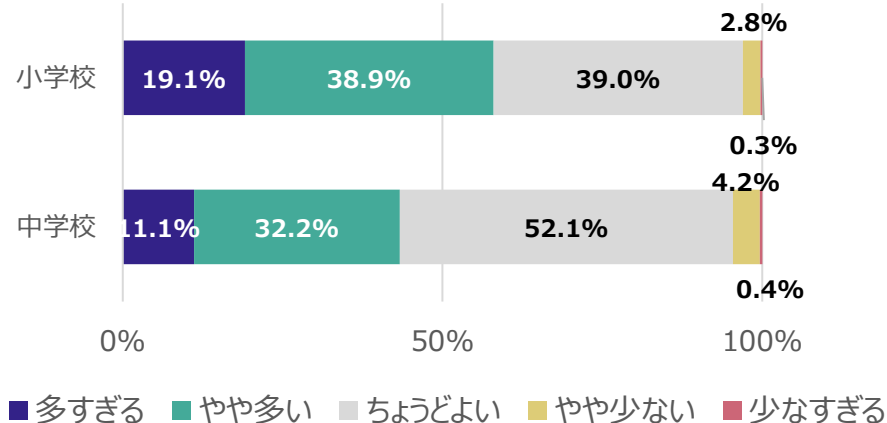
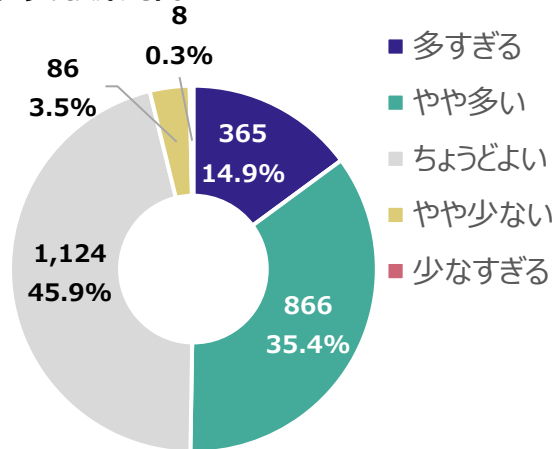
教師向け調査

あなたは、学校における子供たちの学習量、授業時間についてどう思いますか。

① 学習量



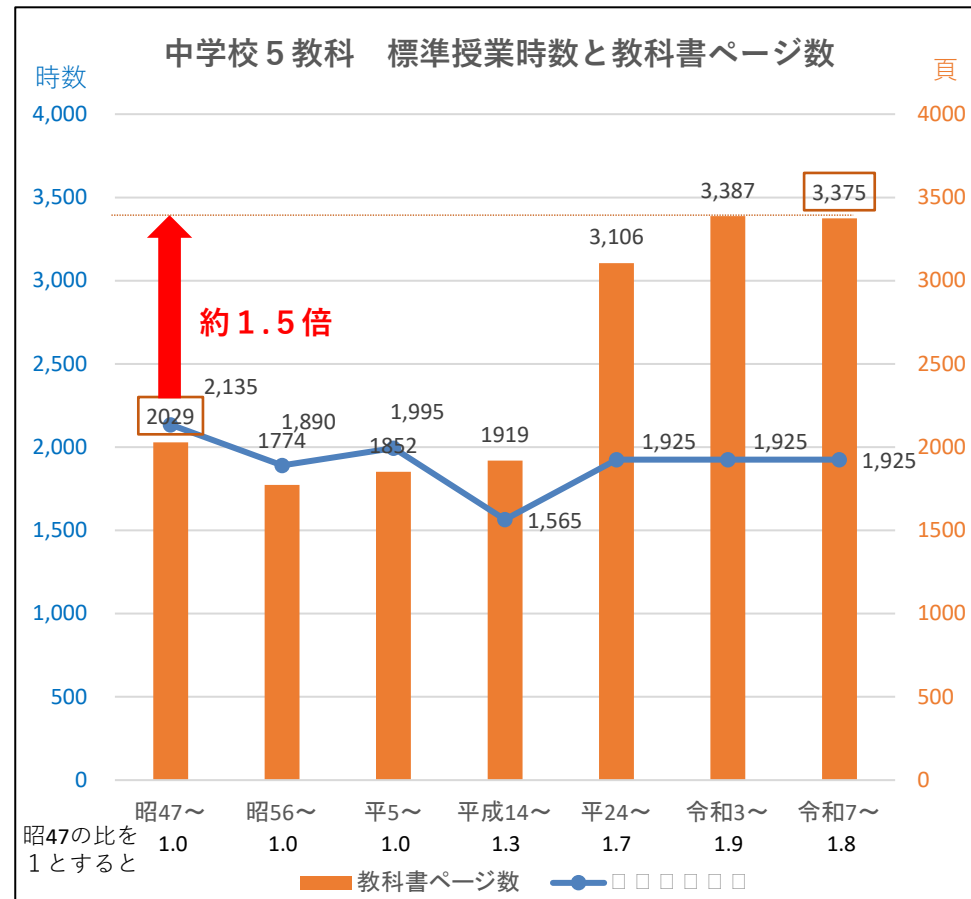
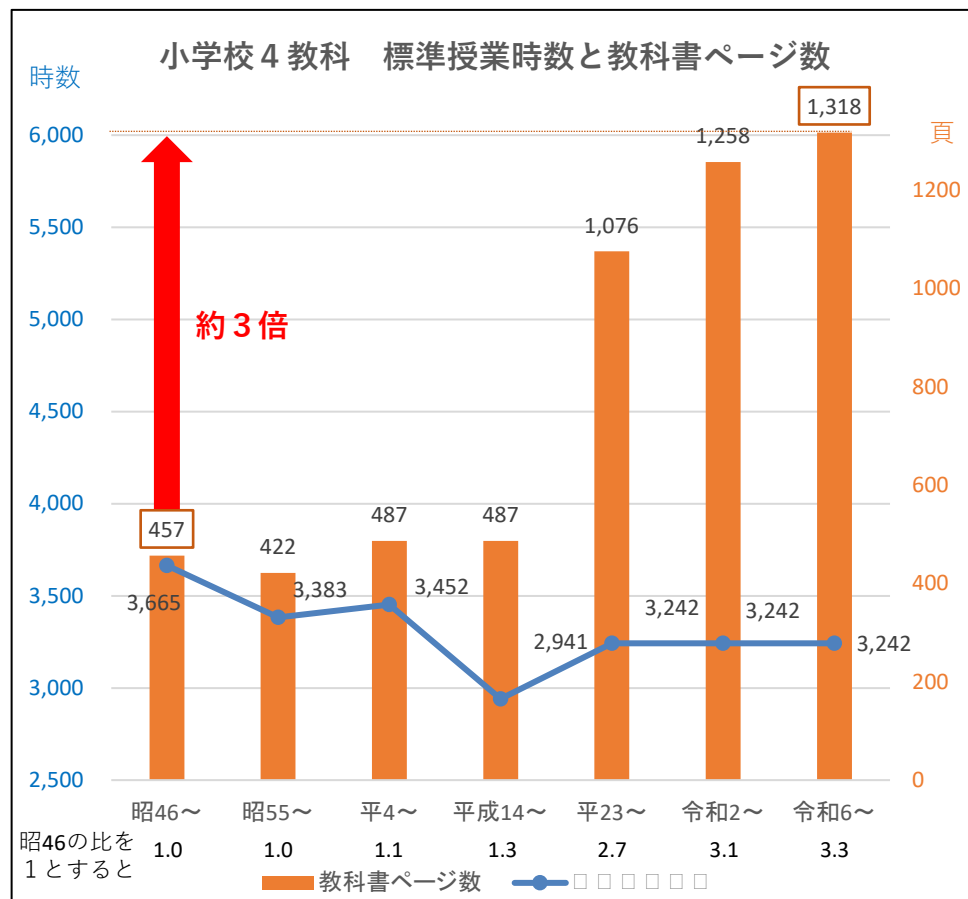
② 週当たりの授業時間



教科書のページ数の推移について

約50年前から、小学校4教科・中学校5教科について、

- ◆ **標準授業時数は減少**しているものの、
- ◆ 教科書ページ数（A5換算）は**小学校で約3倍、中学校で約1.5倍に増加**。



※小学校4教科：国語・社会・算数・理科、中学校5教科：国語、社会、数学、理科、外国語

※教科書ページ数は、各教科の教科書の平均ページ数を足し上げたものであり、A5換算。

※A5換算ページ数は、A5判との面積比を踏まえ、B5判は1.5倍、A4判は1.74倍、A3判は2.01倍して算出。

※平成4年の生活科創設に伴い小学校1、2年生の社会と理科がなくなったため、標準授業時数・教科書ページ数ともに社会と理科は小学校3～6年生の数値としている。

カリキュラム・オーバーロードについて

4 types of curriculum overload issues

Curriculum Expansion

カリキュラムの拡張：カリキュラムの他の部分との調整を適切に行うことなく、新たな社会需要に対応する形で新規のコンテンツを含める傾向。コンテンツ・オーバーロードや認知されたオーバーロード、カリキュラムの不均衡につながる。

Content Overload

コンテンツ・オーバーロード：利用可能な授業時数に対して過剰量のコンテンツがある状態。

CURRICULUM OVERLOAD

Perceived Overload

認知されたオーバーロード：一部の教員や生徒によるカリキュラムが詰めすぎとの認識であり、大量の事項や時数、定期評価、カリキュラム文書や関連文書の量、新たな改革を推進する準備の不足などによってもたらされうる。

Curriculum Imbalance

カリキュラムの不均衡：他の教科の負担の下で、特定の教科が優先されている状態

デジタル教科書の制度等

- 学習者用デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高校等において、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能。
- デジタル教科書の今後の在り方に関する検討会議の議論を踏まえ、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃。

学習者用デジタル教科書の推進

- 令和3年度から令和5年度は「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」、令和6年度からは「学習者用デジタル教科書購入費」として、小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供し、学校現場における活用を推進。



導入の方向性

中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 報告（令和5年2月）

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、**教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入。**
- 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、**まずは小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」で導入。**
- **その他の教科については「算数・数学」**など、現場のニーズを踏まえて導入（令和4年度の実証事業において、英語の次に現場のニーズが高いのは算数・数学）。

※ 紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容に応じてハイブリッドに活用

教材 × デジタル教材

学習プリント
資料集 等

音声・動画
AI機能付教材 等

紙ノート／デジタルメモ 等

個別最適な学び×協働的な学び

教具 × 学習支援ソフト

拡大提示装置
黒板 等

対話ツール
共有・共同編集 等

電子黒板・プロジェクター 等

児童生徒一人一人に応じて適切に多様な「学びの手段」を組み合わせしていく

教科書 × デジタル教科書

学習指導要
領に準拠した
主たる教材

左記に加えて
アクセシビリティ機能や
教材等へのアクセス機能
を有するもの

地方教育行政を取り巻く状況

- 教育を取り巻く**社会状況の変化**、外国人児童生徒や不登校児童生徒の増加等の多様化や教育DXをはじめとする学校現場における**課題の多様化・複雑化**
 - 「令和の日本型学校教育」を構築するため「**個別最適な学び**」・「**協働的な学び**」の**一体的な充実**を図り、**主体的、対話的で深い学びを実現**する必要
 - **平成26年の地教行法（※）の改正** → 施行されて8年以上が経過し、**制度運用の成果と課題の整理が必要**
- （※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の在り方に係る基本的考え方

- 各学校を所管する管理運営機関として、**指導等を通じた管理運営に加え、教育委員会が、積極的な支援を行うこと**
- **教育委員会の機能強化・活性化**を通じて、**教育長がリーダーシップを十分に発揮**すること、教育委員会が**合議制の執行機関として十分な役割を果たすこと**
- 教育委員会のみでは対応しきれない課題の解決や教育の更なる充実に向けて、**総合教育会議の更なる活用等により、首長との連携・協働を通じて対応していくこと**
- 小規模自治体においては、**近隣自治体等と連携しつつ取組を進めること**、特に、都道府県教委は、**広域自治体として、市町村教委への支援を積極的に行うこと**

基本的な考え方を踏まえた具体的な方策等について

教育委員会の機能強化・活性化

【教育委員会会議の活性化】

- ・ 事前勉強会開催や教育委員提案に基づく課題設定など教育委員会会議活性化等

【教育長、教育委員の人選、資質・能力の在り方】

- ・ 教育の状況や候補者の資質・能力、特性等を踏まえた教育長の選任等

【教育委員会事務局の在り方】

- ・ 様々な研修の機会等を通じて指導主事の資質・能力の向上を図ること等

教育長と首長との効果的な連携の在り方

【危機管理に係る対応】

- ・ 総合教育会議を災害発生時の対応に係る議題で開催するなど首長との認識共有等

【総合的な施策の大綱の策定等】

- ・ 総合教育会議等における大綱を踏まえた取組の進捗状況等の共有等

【総合教育会議の在り方】

- ・ いじめ重大事態等緊急の場合の総合教育会議等を通じた協議・調整実施の徹底等

【関係部局等との連携の促進】

- ・ 専門家の配置、組織改編等を通じた教育委員会事務局と関係部局の連携実現等

学校運営の支援のために教育委員会が果たすべき役割

【学校の自主性・自律性を促す取組の実施】

- ・ 学校予算に係る裁量の拡大の取組の推進や外部資金の獲得等

【教師が教育活動に専念できる環境整備】

- ・ 保護者等による過剰な苦情や不当な要求等への対応に係る各教育委員会の支援体制の構築
- ・ 学校事務職員がその役割を発揮できるよう支援に取り組むこと等

小規模自治体への対応、広域行政の推進のための方策

【現状と課題】

- ・ 職員数10人以下の教育委員会は全体の約3割、指導主事未配置の教育委員会は約2割（※）。小規模自治体は必ずしも十分な体制が構築されていない中で様々な課題への対応が必要（※）「教育委員会の現状に関する調査」（令和3年度間）
→ 都道府県の支援とともに広域連携を含めた各自治体の一層の取組が必要

【必要な方策】

- ・ 都道府県教委は広域自治体として、域内の市町村教委への適切な支援を行うこと
- ・ 自治体間連携に係る取組について、事例の把握創出・横展開等積極的な支援
- ・ 指導主事の共同設置や、校長経験者等のアドバイザー等としての任用
- ・ 小規模自治体指導主事対象オンライン情報交換やネットワークづくりの場設置等

国における対応として、
① **総合教育会議の活性化**や**自治体間連携の促進**に向けた支援、
② **手引きの作成・公表**による**取組事例**や**留意事項等**の周知、
③ 特に**小規模自治体の指導主事に係るオンラインの情報共有・ネットワークづくりの場の提供** 等

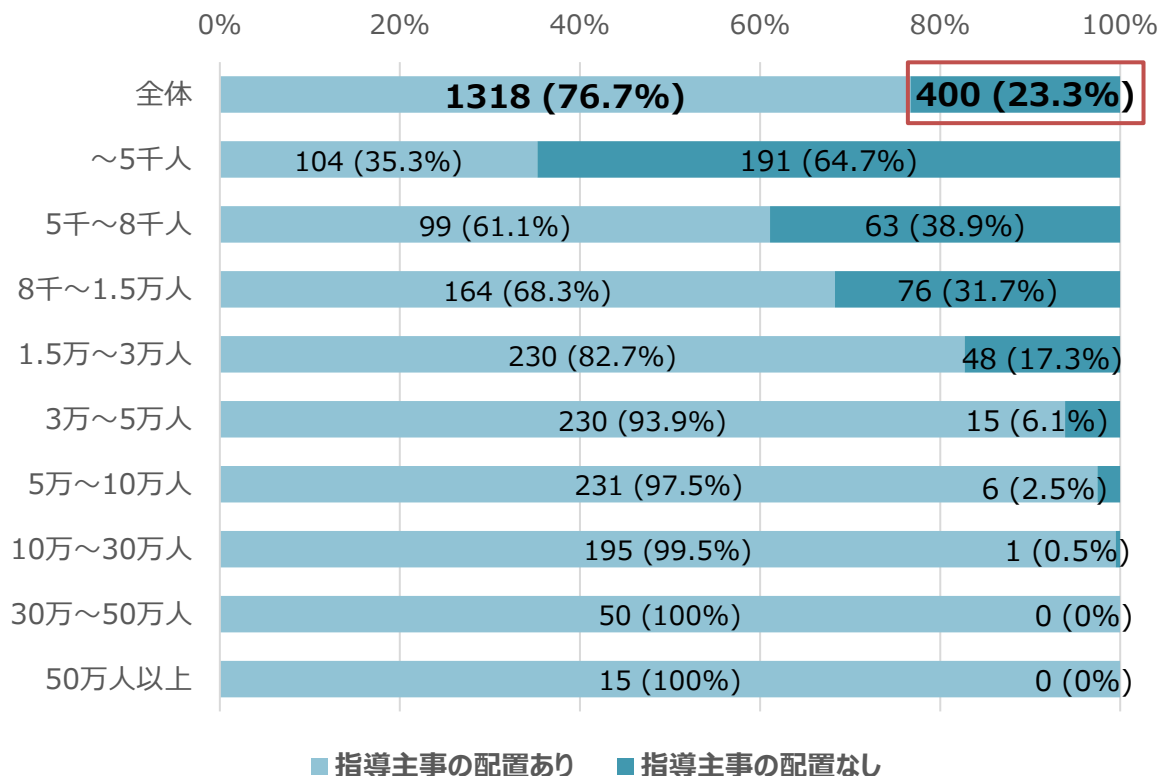
（報告書QRコード）



指導主事の配置状況

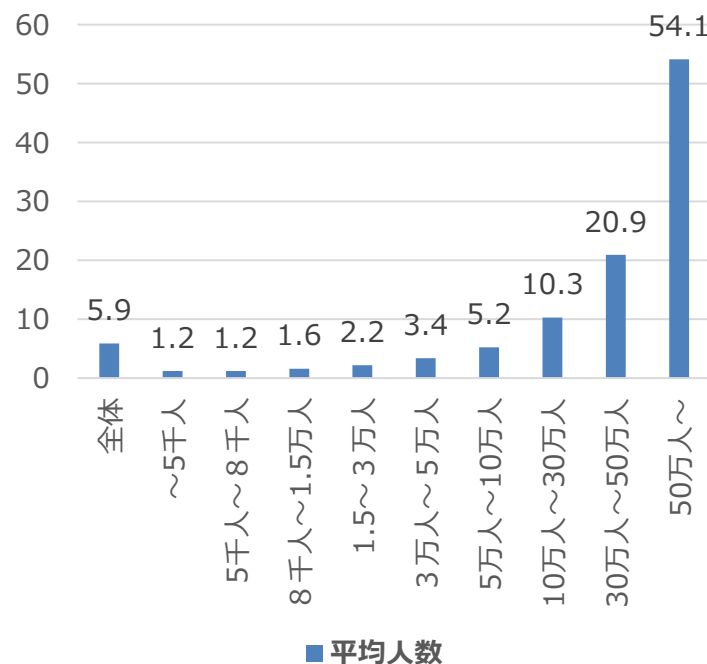
- ◆ 指導主事は、教育委員会事務局において、学校におけるにおける教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する職員である。
- ◆ 指導主事が配置されていない市町村等は23.3%。小規模自治体ほど配置されていない割合が大きく、また、配置されている場合も、配置人数が少ない。

市町村等における指導主事の配置状況



【出典】文部科学省「教育委員会の現状に関する調査（令和4年度間）」

指導主事を配置する市町村教育委員会あたりの平均配置人数



【出典】文部科学省「令和5年度地方教育費調査（令和4会計年度）」

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

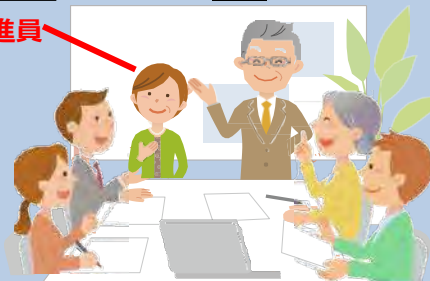
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

任命

(委員) 10～15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員 など



校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

説明

承認

説明

意見

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



教育・体験活動プログラム等の利用者と提供者のマッチングを行うポータルサイト（現在構築中）の活用

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動
などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など

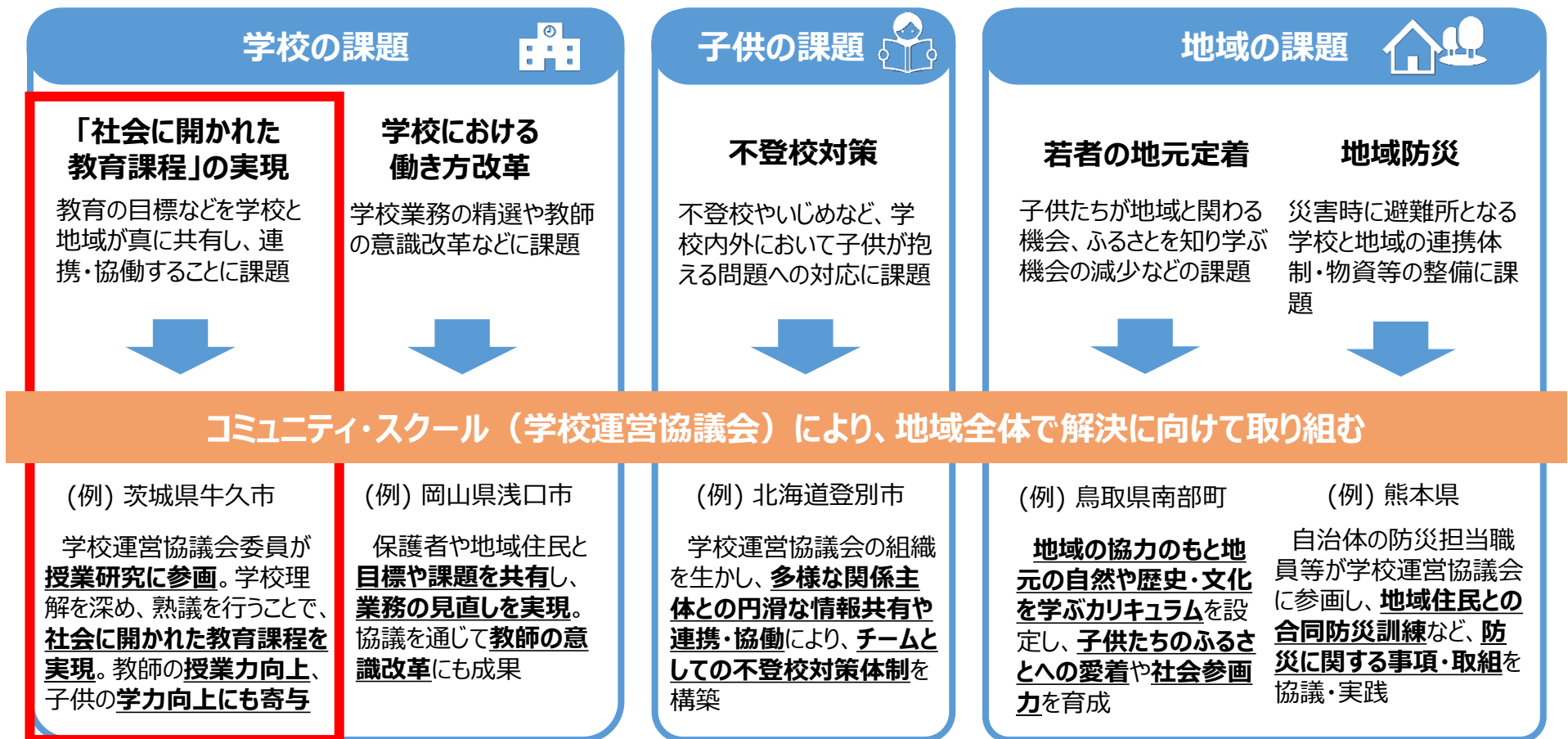


コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

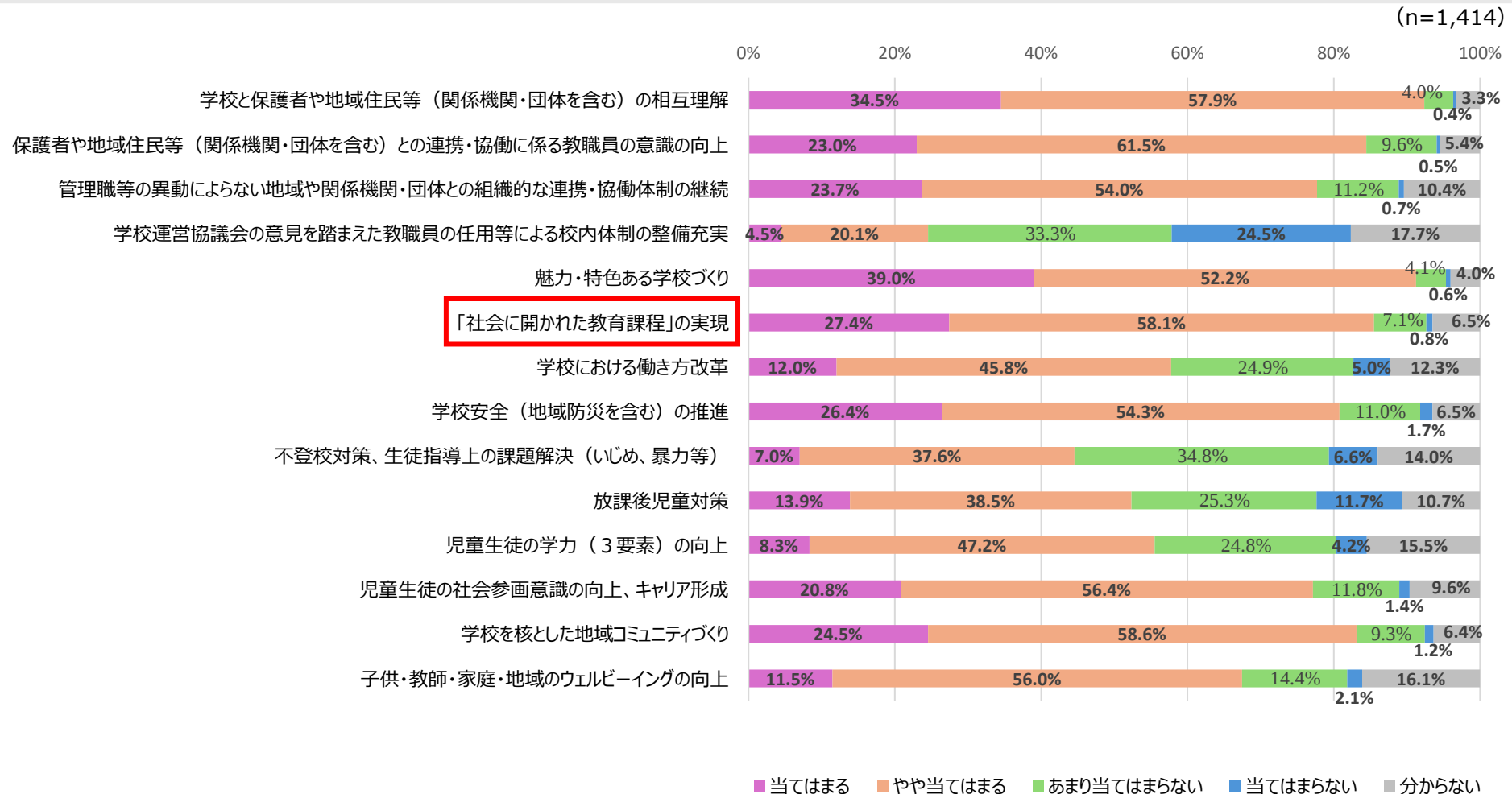
学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



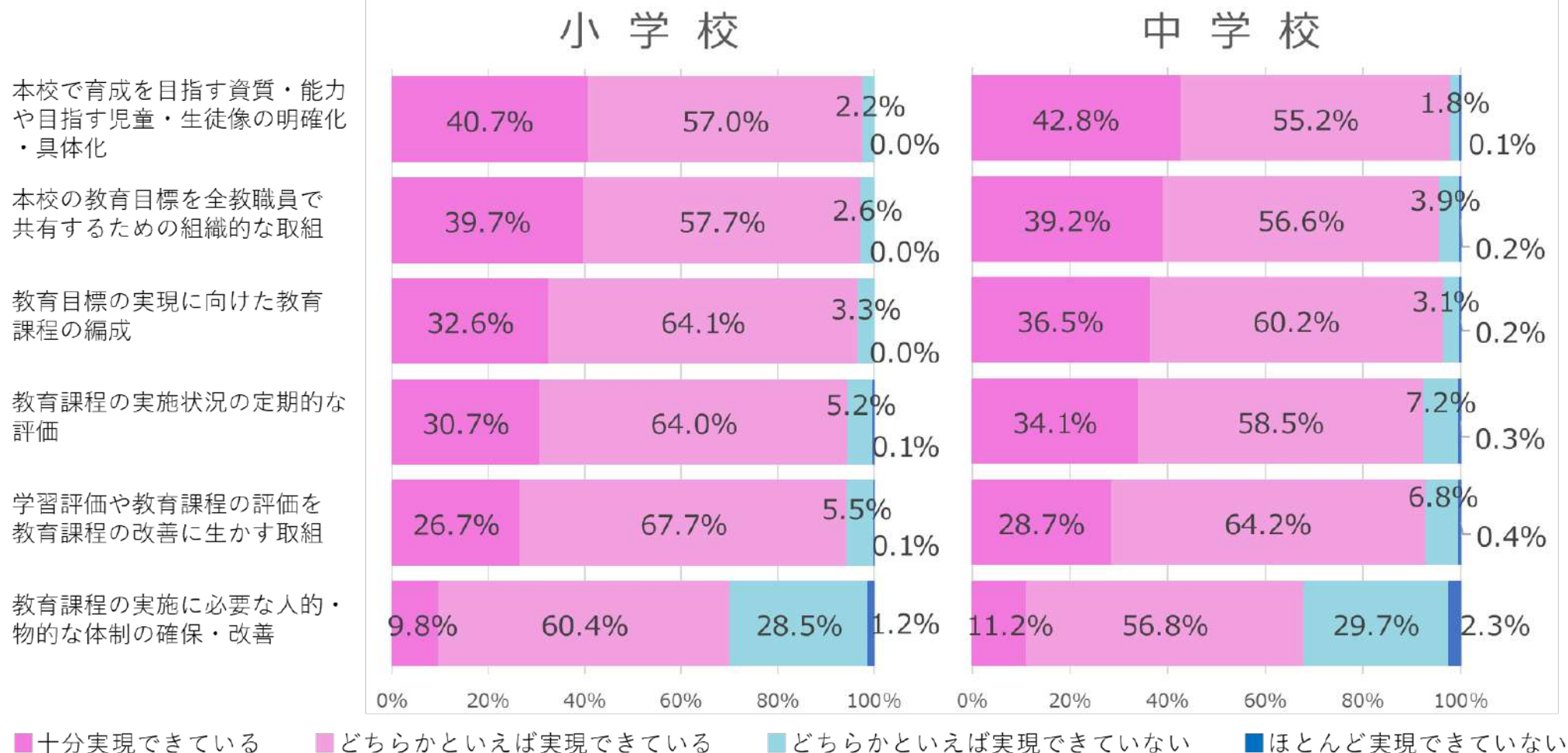
- ◆ 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- ◆ 『学校と保護者や地域住民等の相互理解』、『魅力・特色ある学校づくり』においては、90%以上の教育委員会が「当てはまる」又は「やや当てはまる」と回答した。



カリキュラム・マネジメントの実現状況

- ◆ 目指す資質・能力や目指す児童・生徒像の明確化・具体化や、教育目標の実現に向けた教育課程の編成等についてはおおむね実現できているものの、教育課程の実施に必要な人的・物的な体制の確保・改善には課題が見られる。

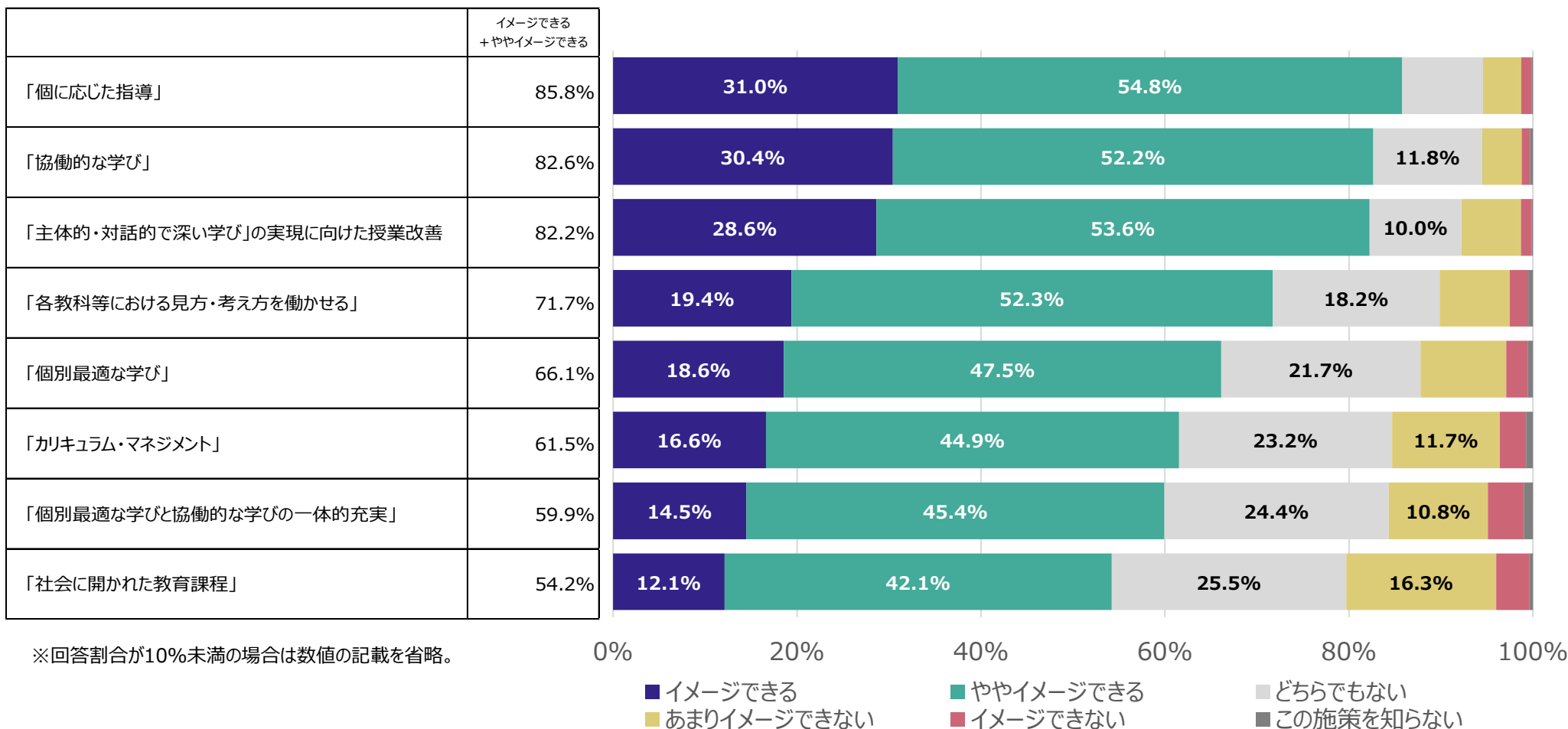
あなたの学校では、次の各項目について、どの程度実現できていると思いますか。



文部科学省の施策の認知度

- ◆ 回答した教師の多くが中央教育審議会で示されてきた考え方を認識し、「この施策を知らない」と回答した教師はいずれも1%以下であった。
- ◆ 「個に応じた指導」などの従来から示されてきた考え方は「イメージできる」または「ややイメージできる」という回答が8割以上を占める一方で、比較的最近の中央教育審議会において議論された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」については、約半数にとどまっている。
- ◆ 平成29年～平成31年改訂学習指導要領において示された考え方の中でも、「イメージできる」または「ややイメージできる」という回答が8割以上のものもあれば、「あまりイメージできない」「イメージできない」「この施策を知らない」という回答が2割以上のものもあるなど、ばらつきがある。

これまで、中央教育審議会では、学習指導に関するいくつかの考え方を示してきました。
以下の考え方や取組について、児童生徒への指導に具体的に活かすイメージを持てているか教えてください。



文部科学省の施策をどのように知るか

- ◆ 校内研修や校長等管理職からの周知によって文部科学省の施策を知る教師が半数以上を占めている。
- ◆ 校長や副校長・教頭については、教育委員会等の研修や配布資料から施策を知る者が多いのに対し、教諭等は校内研修や校長等管理職からの周知で施策を知ることが多い。

あなたは文部科学省の施策についてどこで知りますか。あてはまるものをすべて選んでください。

	教師（全体）					小学校					中学校				
校内研修（指導主事による学校訪問、校内で行う授業研究を含む）					64.1%					65.2%					63.2%
校長等管理職からの周知					59.9%					61.3%					58.7%
教育委員会、大学等が主催する研修					42.7%					42.4%					42.9%
ウェブサイト（動画コンテンツを含む）					35.3%					34.2%					36.3%
教育委員会から配布される広報誌、会議資料等					34.9%					35.0%					34.8%
TV・新聞等のマスメディア					33.9%					34.6%					33.4%
同僚教師との学び合い					26.7%					28.4%					25.2%
文部科学省や国立教育政策研究所が作成している刊行物					22.7%					22.0%					23.2%
文部科学省や国立教育政策研究所、教職員支援機構が主催する研修					18.9%					20.3%					17.6%
指導に関連する市販の書籍や雑誌					18.0%					19.1%					17.0%
SNS、メールマガジン					12.2%					12.8%					11.6%

	小学校					中学校				
	校長	副校長・教頭	主幹教諭・指導教諭	教諭	助教諭・講師	校長	副校長・教頭	主幹教諭・指導教諭	教諭	助教諭・講師
校内研修（指導主事による学校訪問、校内で行う授業研究を含む）	46.0%	45.5%	51.3%	68.6%	60.5%	38.8%	50.0%	62.2%	65.6%	61.4%
校長等管理職からの周知	34.0%	56.4%	59.0%	63.7%	57.0%	26.5%	67.2%	68.9%	59.3%	58.8%
教育委員会、大学等が主催する研修	64.0%	76.4%	41.0%	41.7%	22.8%	75.5%	69.0%	57.8%	41.1%	29.4%
ウェブサイト（動画コンテンツを含む）	46.0%	49.1%	41.0%	33.0%	28.9%	67.3%	62.1%	44.4%	33.6%	31.4%
教育委員会から配布される広報誌、会議資料等	76.0%	70.9%	43.6%	30.7%	30.7%	65.3%	65.5%	60.0%	30.8%	31.4%
TV・新聞等のマスメディア	40.0%	40.0%	30.8%	34.1%	34.2%	51.0%	43.1%	37.8%	31.3%	35.9%
同僚教師との学び合い	14.0%	18.2%	20.5%	29.9%	30.7%	14.3%	31.0%	22.2%	24.9%	29.4%
文部科学省や国立教育政策研究所が作成している刊行物	58.0%	52.7%	30.8%	19.0%	12.3%	57.1%	48.3%	35.6%	21.5%	10.5%
文部科学省や国立教育政策研究所、教職員支援機構が主催する研修	26.0%	36.4%	12.8%	20.5%	11.4%	20.4%	32.8%	24.4%	17.6%	9.2%
指導に関連する市販の書籍や雑誌	38.0%	34.5%	28.2%	17.6%	12.3%	32.7%	41.4%	26.7%	14.7%	14.4%
SNS、メールマガジン	8.0%	3.6%	12.8%	14.0%	9.6%	6.1%	10.3%	8.9%	11.4%	15.7%

※色付きの部分は各職種で回答の多かった上位3項目。

8. 関連する最近の動向について

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**等による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・**日本発の調和と協調（Balance and Harmony）**に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**
- ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）**ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
- ・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な**地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充
- ・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、家庭教育支援の充実による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者として地域社会の担い手**となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、**第1段階から第2段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、**ICT環境**の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。**公教育の再生**は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大 等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策 等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けたいと考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(答申)のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「**個別最適な学び**」と「**協働的な学び**」を**一体的に充実**し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①**学習機会と学力の保障**、②**社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障**、③**安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障**を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「**二項対立**」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0時代**」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な
「**予測困難な時代**」
- 社会全体の **デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性**

子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【ポイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、**新学習指導要領の着実な実施**が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、**ICTの活用**が必要不可欠

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育」とは？

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【新しい動き】



新学習指導要領の着実な実施



学校における働き方改革

GIGAスクール構想

【成果】

【今日の学校教育が直面している課題】

国際的にトップクラスの学力

子供たちの多様化

情報化への対応の遅れ

学力の地域差の縮小

生徒の学習意欲の低下

少子化・人口減少の影響

規範意識・道徳心の高さ

教師の長時間労働

感染症への対応

「正解主義」や「同調圧力」への
偏りからの脱却

一人一人の子供を主語にする
学校教育の実現



「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる／
新しい時代の学校教育の実現

3.2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



子供の学び

- ✓「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

#個別最適な学び #協働的な学び
#主体的・対話的で深い学び #ICTの活用



教職員の姿

- ✓環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携
#学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加



子供の学びや 教職員を支える環境

- ✓ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

#ICT環境の整備 #学校施設の整備
#少人数によるきめ細かな指導体制

「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について

「子供の学び」の姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる



個別最適な学び
協働的な学び

一体的に充実



主体的・対話的で
深い学び

授業外の学習改善

授業改善

＼子供の資質・能力の育成／

個別最適な学び【学習者視点】（＝個に応じた指導【教師視点】）

＼子供が自己調整しながら学習を進めていく／

指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う

→ 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、
異なる方法等で学習を進める

学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う

→ 異なる目標に向けて、学習を深め、広げる



協働的な学び

- ✓ 子供一人一人のよい点や可能性を生かし、
- ✓ 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する

→ 異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出す



各学校段階において目指す学びの姿

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、質の高い教育が提供されている
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

義務教育

- 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている
- 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている
- 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている
- 多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている
- 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている

特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の充実・整備

義務教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（令和6年12月24日）概要①



本審議まとめの位置付け

- 義務教育を取り巻く今日的な課題への対応について、国や中央教育審議会において、専門的な議論・検討が進みつつあることを受け、令和答申以降の議論の蓄積も踏まえつつ、**義務教育における今後の学校の在り方についての基本的な考え方**や、**その実現に向けた取組の方向性**について取りまとめ。

義務教育を取り巻く今日的な課題

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響**
臨時休業や学校教育活動（授業、学校行事、係活動や委員会活動など）の制約

**児童生徒の指導上の様々な課題**
不登校児童生徒数は過去最多を更新、いじめ重大事態・暴力行為の発生件数等も過去最多

**教師を取り巻く環境整備**
依然として長時間勤務の教師が多く、全国的に「教師不足」が発生

**情報化の加速度的な進展と学校における変化**
義務教育における学習基盤や教育環境の劇的な変化、生成AI等の新技術

義務教育の目的と歴史的経緯を踏まえた学校の役割

義務教育の目的

- 一人一人の児童生徒の有する能力を伸ばしつつ、社会で自立的に生きる基礎を培うこと
- 国家及び社会の形成者として必要な基本的資質を養うこと

2040年以降の社会を見据えた教育政策の基本方針（教育振興基本計画）

- 持続的な社会の創り手の育成
- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の学校教育の本質的な役割（令和答申）

- 学習機会と学力の保障
- 社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障
- 安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障

目指すべき義務教育・学校教育の姿及び取組の方向性

- ① 義務教育の中核としての学校教育の役割**
 - 学力や健やかな体を育むだけでなく、**学校生活全般において、他者と関わりながら、共に学び、人間性を涵養する学校教育の役割の重要性**を再認識
 - 社会の分断や格差を防ぎ、民主的で公正な社会を形成する基盤としての**学校こそが、引き続き義務教育の中核**を担うべき
- ② 公教育としての共通性の担保と多様性の包摂**
 - 学校を、**子供たちが安全に安心して学び、ウェルビーイングを実現できる場所**にすることが必要
 - **公教育として必要な共通性を最低限担保しつつ、一人一人の「よさを徹底的に伸ばす」**ことに対応できる学校教育の実現
 - **個々の不登校児童生徒の状況に応じ、様々な形態の学びの多様化に資する環境整備や関係機関の連携体制が重要**
- ③ 児童生徒と教師が集い、共に学び、生活する場としての価値の最大化**
 - 過度に同調圧力が高まることのないよう十分に留意しつつ、**児童生徒と教師が集い、共に学び、生活し、成長する中で、民主的で公正な社会を実現する場としての学校の価値を最大化していくことが重要**
 - 児童生徒や教師が**学ぶ楽しさや期待を感じながら共に学びに向かうことができるよう、「魅力ある学校づくり・授業づくり」**を推進
- ④ 生涯学習社会を生き抜く自立した学習者の育成**
 - **自立した学習者の育成のため、自分に合った学び方や他者と協働する力を身に付けることが大切。子供たちが好きや強みを生かしながら主体的に学べるよう、多様性を包摂する柔軟な教育課程の編成・実施を進めるための方策の検討も重要**
 - **子供が主体的に学ぶ機会を積極的に設けることにより、子供たちが自らの学びを「自分事」として捉え、自発的に他者と関わりながら学びを深めていく学習活動を展開**
 - 学校教育全般において、**子供たちが自ら学校内外の他者と関わりながら積極的に参画し、挑戦する場面を適切に設定**
- ⑤ 義務教育の目的を達成するための創意工夫の発揮**
 - 画一的な教育の有り様は、義務教育の目的・目標の実現を遠ざけるだけでなく、教師の立場を機械的なものへと追いやり、児童生徒と教師等の触れ合いによる生き生きとした教育の働きが十分に発揮されない
 - それぞれ状況に応じて、**学校現場において創意工夫を凝らした教育活動が展開できる環境整備を推進**
- ⑥ 公教育を支える学習基盤に係る一体的な検討・充実**
 - **教師のウェルビーイングを確保しつつ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援の一体的な推進、教育課程の編成に関する学校裁量、教科書・教材、教員免許・教員研修、ICT、学校施設等の在り方について、学校現場における創意工夫を引き出し、子供たちの学習意欲や創造性を育むものとして、それぞれ専門的な見地から検討を深め、充実を図る**
 - 各分野での専門的な検討が一体的に深められ、**次期学習指導要領の改訂の検討と相互に連動しながら進められることを期待**

本審議まとめを契機に、**今後の義務教育、学校教育の方向性に係る共通理解**が図られ、**令和の日本型学校教育の実現・充実に向けた更なる取組が進むとともに、次期学習指導要領の改訂や教師を取り巻く環境整備、不登校児童生徒への支援など、今後の各会議体等における専門的な議論やそれに基づく取組を進めるに当たっての共通の方向性となることを期待。**

義務教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（令和6年12月24日）概要②



学びにおけるオンラインの活用 —基本的な考え方—

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で**1人1台端末をはじめとして学校におけるICT環境の整備が急速に進み、学習基盤や教育環境に大きな変革をもたらした。**
 - 空間的・時間的制約を乗り越えた学びの展開（学校外の専門家、他の学校・地域や海外との交流、病気療養児や不登校児童生徒のオンラインでの授業参加）
 - 中山間地域や離島等の小規模校における学びの充実
 - オンラインの活用はこれからの学校の在り方の実現にも資するもの。
 - 教師の献身的な努力のみに頼るようなことはあってはならず、個々の状況に応じて各学校・教育委員会が戦略的にオンラインを活用できる環境の構築が重要。
 - オンラインは学びのツールの一つであり、教育の質の向上や子供たちの学びへのアクセスの保障を実現するための最適な手段は何かという観点から選択し、活用することが適切。**
 - これからの学校教育のあるべき姿としては、**学校に教師と児童生徒が集い、共に学び、生活する中で子供たちの資質・能力を育てていくという義務教育段階における学校教育の役割や価値が最大限に発揮**されることが重要。オンラインの活用を進める上では、特にこの点に留意することが必要。
 - 学校教育の中心である授業は、単に知識を伝達するものではなく、児童生徒と教師、児童生徒同士が触れ合い、関わり合う中で、対話や協働、学び合いや教え合い等を通じて学習する場
 - 特に義務教育段階においては、教師が児童生徒と共に学校生活を過ごし、日常的に児童生徒一人一人の特性や状況等を把握すること等を通じ、教師と児童生徒との信頼関係や児童生徒相互のより良い人間関係を構築することが質の高い教育活動を行う上で不可欠
- 義務教育段階におけるオンラインの活用は、学校や教師に代わるようなものではなく、対面による指導の中でオンラインを適切に組み合わせることで、子供たちの興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる観点から教師をサポートし、児童生徒の学習をより充実させるものと位置付けられるべき。**

※「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和3年3月29日内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）で確認された内容を十分に踏まえる必要

必要な方策

(1) 義務教育におけるオンラインを活用した学びの充実のための取組	(2) オンラインを活用した学びへのアクセスを保障するための取組
①義務教育段階における活用方策 # GIGAスクール構想の着実な推進を通じた1人1台端末の着実な更新、安定したネットワーク環境の整備などのデジタル学習基盤の整備 # 外部専門人材を活用した事例（プログラミング、英語、探究学習、STEAM教育等）の収集・発信 # 文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の機能拡充・活用拡大、デジタル教材等が連携する仕組みの構築を通じた教育データを分析・利活用できる環境整備の推進 # ICT支援員の配置拡充等を含めた指導体制の充実等	①不登校児童生徒への対応 # オンラインを活用した相談体制の構築を推進 # オンラインで必要な支援につなげることができるよう、教育支援センターにおけるICT環境を整備 # オンデマンド型も含めたコンテンツの利用促進・周知 # メタバース等を活用した先進的な支援に関する実証研究を行い、成果を周知 # 自宅等でのICT等を活用した学びを出席扱いとするだけでなく学習成果の成績反映を促す # 遠隔授業を有効に活用した学びの多様化学校の設置事例を収集・発信 ※ オンラインの活用ありきで支援を検討することは適当ではなく、オンラインでの支援を行うことが適切かは一人一人の子供の状況に応じて慎重に判断することが必要。不登校児童生徒が抱える課題はそれぞれ異なることを踏まえ、子供たちに応じた支援を検討する中で、選択肢の一つとしてオンラインの活用を位置付けることが重要。
②小中学校の連携・接続 # オンラインを活用した小中学校の連携・接続の好事例の周知・普及	②義務教育未修了者・形式卒業者への対応 # 授業を欠席した者や夜間中学への通学が困難な者に対し、可能な限り学び機会を提供し、夜間中学での学びにつなげていくため、対面による授業を原則とした上で、夜間中学の授業の配信を受けることは可能であることを周知
③中山間地域や離島等に立地する小規模校における活用 # 小規模校におけるオンラインを活用した学びの好事例の周知・普及 # 「教科・科目充実型」や「教師支援型」の遠隔授業の活用による免許外教科担任の解消・負担軽減 # 広域自治体としての都道府県の取組の好事例の周知	③病気療養児や日本語指導が必要な児童生徒への対応 # オンラインの活用が有効な場面での活用を推進
④遠隔教育特例制度の活用 # 学校現場の創意工夫が発揮され、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な実施が可能となるよう、見直された制度の活用を推進	(3) 働き方や生活スタイルの多様化への対応 ○働き方や生活スタイルの多様化への対応 # 二地域居住等を行う保護者と共に普段の居住地から離れた児童生徒を、区域外就学制度を活用して受け入れる取組を行っている自治体について、受け入れに当たっての具体的な課題や解消方策例等の把握

高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ（令和5年8月） 概要

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

■ 多様性への対応

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現

■ 共通性の確保

- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

に

取り組む
ことが
特に重要

II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

主な手段の
凡 例

○：法令・通知等 □：予算事業（予算事業によって調査を行うものを含む）◇：調査 ☆：その他取組

1 少子化が加速する地域における 高校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- 教科・科目充実型遠隔授業における要件（受信側教室の教員配置要件、対面授業に係る要件）の弾力化
- 全日制・定時制課程における通信教育の活用に向けた制度改正（国内の他の高校に一定期間留学する場合等）
- 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- 地域や学校を越えた生徒同士の学びのプラットフォームの構築
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える 柔軟で質の高い学びの実現に向けて

全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会の確保

- 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に向けた制度改正
- 上記に係るモデル事例の創出
- 履修・修得の柔軟な認定の促進
- 学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置促進
- 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜 等
- 通信制課程における優良事例の創出等
- ◇ 不登校生徒に対する継続的な実態調査
- ☆ 通信制課程の制度や特徴に係る情報発信
- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- 公立通信制高校等の機能強化等
- 通級指導・日本語指導の実施に向けた体制整備
- 学校と地域社会の連携・協働の推進

3 社会に開かれた教育課程、 探究・文理横断・実践的な学び

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実にに向けて

- 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- グローバル人材育成に資する拠点校の整備等、国際的な教育を行う高校の整備推進・運営支援
- 理数系教育の更なる充実
- 産業界等と専門高校の連携・協働の強化、取組の横展開に向けた支援
- 学校における働き方改革の推進
- 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆ 大学入学者選抜の改善（学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善、文理横断的な学びを進める観点からの出題科目の見直し等の促進）
- 学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校間連携等の促進

中間まとめ本文はこちら→



「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について
～全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～
(答申)【概要】

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状 令和6年8月 中央教育審議会

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、**全国的に一定水準の教育を保障**
- **知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価**
- **PISA2022でも世界トップレベルの結果**

➡ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**：「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を上向き、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

これらは、**教師の献身的な努力**の成果

- コロナ禍により、学校が子どもたちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化
(例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化 等)

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➢不登校 ➢いじめ重大事態 ➢特別支援教育 ➢児童虐待 ➢外国人児童生徒 ➢子供の貧困 ➢ヤングケアラー ➢家庭・地域の状況も大きく変化 など

➡ **課題が複雑化・困難化**する中で、結果として、**学校や教師の負担が増大**してきた実態

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

改革の成果

- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
- 「3分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
- **教職員定数の改善**や**支援スタッフ**の配置拡充 など

➡

- **時間外在校等時間の減少**
- 有給休暇の取得日数の増加 など

＜教師の時間外在校等時間の推移＞
(教員勤務実態調査より推計。教諭・月当たり)

平成28年度		令和4年度	
小学校	中学校	小学校	中学校
約59時間	約81時間	約41時間	約58時間

➡

課題

- **依然として時間外在校等時間の長い教師が存在**
- **教師不足**も憂慮すべき状況
- 教師の**メンタルヘルス対策**も喫緊の課題

➡

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**
教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養**が求められる**学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられる**ようにしていくことが必要
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要

➡ **研修や学ぶ時間の十分な確保**等によって**自己の資質・能力等を高め**られるようにし、**生き活きと子どもたちと接**することができる環境の整備が必要

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性**や**創造性**を高め、高い**専門性を発揮**できるようにするとともに、知識・技能等を**学び続けられる**環境の整備
- **新たな学びの実現に向けて**、教師の**資質能力の向上**や多様な人材の**教育界内外からの確保**により、質の高い教職員集団を実現
- **若手教師**や**教職志望の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力を上向き**

➡ **学校教育の質の向上を通じた、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現**

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性

第3章

学校における働き方改革の更なる加速化

➡

第4章

学校の指導・運営体制の充実

➡

第5章

教師の処遇改善

一体的・総合的に推進することが必要

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。
➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。※平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。
- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部分を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類※に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討
・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求める ことが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要。

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充てることを想定し、いわゆる「乗ずる数」(※)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（**少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ**）

(※) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12学級の中学校には19人の教員（校長を除く。）の配置等。

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

<持ち授業時数の軽減>

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、**小学校中学年についても教科担任制を推進**し、専科指導のための定数改善が必要。

<若手教師への支援>

- **新卒教師は、学級担任ではなく教科担任**としたり、**持ち授業時数を軽減**したりする等の取組ができるよう、**教科担任制の充実に向けた定数改善**が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、**若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実**する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が**安心して産休や育休を取得することができるような体制整備**が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「**COCOLOプラン**」の実現に向けた体制整備に向けて、**学びの多様化学校への教員配置の充実**や、不登校生徒への支援等に対応する**生徒指導担当教師の全中学校への配置**等が必要。
- **養護教諭**や**栄養教諭**の配置充実、**高等学校**や**特別支援学校**の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- **35人学級**についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、**中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**が必要。

(4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての**学校内外との連携・調整機能の充実**や、若手教師へのサポートのため、**「新たな職」の創設**が必要。
- **副校長・教頭**の未配置校の解消や複数配置基準の引下げの検討、**主幹教諭**の配置充実、**事務職員**の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、**支援スタッフの更なる配置充実**と、**次世代型「チーム学校」の実現**が必要。
- **教員業務支援員の安定的な確保**のための環境整備と一層の**連携・協働に向けた学校マネジメント**の推進、**副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実**が必要。
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**の配置充実や効果的な活用の推進、**部活動指導員**の配置充実が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、**支援スタッフの着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担**の推進が必要。

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、**社会人の学校への参入促進**等により**多様な専門性を有する教職員集団の形成**が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、**様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用**や、**特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用**が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、**参入しやすくなる免許制度の検討**等が必要。
- 民間企業等の従業員が**任期付職員**として学校現場で勤務することも想定。国は**制度の周知・活用促進**を図るべき。
- **教職の魅力の広報・啓発**や現場二ーズの適切な発信等が必要。

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、現在ではわずかになっている状況。
- 諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職。
- 教師が、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められる。
 - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
 - ・どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大い。
 - ・教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、正確な峻別は極めて困難。授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。
- ＝一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。
- ➡ 教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。
- 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しないと考えられる。
- ➡ PDCAサイクルを通じた働き方改革を推進し、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みの検討や、学校の指導・運営体制の充実により、時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当。管理職は、教師の時間外在校等時間の適切な把握が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大いこと等から、超勤4項目に別の業務を追加することは適さない。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築が必要。また、人事評価の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、学級担任の教師について、義務教育等教員特別手当の額を加算する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、管理職による適切な学校運営が重要であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップし、機動的に取組みの見直しを図ることが重要。
- 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理（概要）

令和6年9月18日

- 現行の学習指導要領の実施状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を見据えた教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について、教育課程等に関する有識者を集めて議論。（令和4年12月から令和6年9月まで計15回開催）
- 本論点整理は、今後検討を深めるべき具体的な論点等について、有識者としての意見をまとめたものであり、教育課程の改善の検討を行っていく際の基礎的な資料として活用されることを期待。

1 これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況

- 人口減少、グローバル化、生成AIの加速度的発展等、非連続的な社会変化が予想される未来
→前回改訂時に2030年頃の未来として描いていた社会像が想像以上の速さで現実化
- 不登校児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒、外国人児童生徒等、教育的支援を要する子供が増加
→多様な子供たちを学校教育の中で包摂し、豊かで幸福な人生を送ることができるようにすることが重要
- 現行の学習指導要領のコンセプト自体は授業改善に繋がっており、おおむね妥当。一方、学習指導要領にわかりにくい側面があることや、教師の多忙化等が課題。
→理念を更に具体化するとともに、教育課程の実施に伴う過度な負担感が生じにくい仕組みの検討が必要

2 これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力

- 資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で整理していることは基本的には妥当。一方、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」等との関係性を含め、より分かりやすい整理・具体化が必要。
- 「学習の基盤となる資質・能力」（※）については、重複する部分も多く現場の具体的な実践に繋がっていない場合もあり、更なる整理・具体化が必要。
特に情報活用能力については、教育課程全体での扱いに加え、各教科等を通じた具体的な充実方策も検討し、その際、情報活用能力の向上と探究的な学びの充実を一体的に考えるべき。
(※) 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等
- デジタル学習基盤は、今後の学習者主体の学びを支える極めて重要なインフラであり、デジタル学習基盤を前提とした学びのデザインの方向性として示すべきものについて検討すべき(ICT等のツールが「深い学び」に繋がっていない例もあることに留意)。
- 情報技術など変化の速い領域では、技術の変化に即応して最新の状況に応じた学びを確保するための方策を検討すべき。

3 各教科等の目標・内容、方法、評価

- 既存の情報から大量のアウトプットを出すことが得意な生成AIの出現なども踏まえ、深い意味理解を促すことや学ぶ意味・社会とのつながりの明確化が重要。
- 分かりやすく活用しやすい学習指導要領を目指し、各教科等の目標・内容について、中核的な概念や方略を中心に構造化を図る意義や具体的方法を検討すべき。
また、他国の好事例を踏まえ、図表の形式を活用して示すことや、解説なども含め一体的に確認できるようデジタル技術を活用することなど、形態の工夫を検討すべき。
- 「主体的・対話的で深い学び」の基本的な考え方は維持しつつも、個々の指導方法に関する制約や留意点を増やすことは避け、教師に様々な裁量が生まれるよう目標・内容の示し方を工夫すべき。
- 現行の観点別評価（※）は、教師の授業改善に重要な役割を果たすものである一方、子供の学習の改善に結びつきにくい等の課題も指摘されており、教師の力量形成・授業改善に効果的で、子供の学習改善に資する学習評価の在り方を検討すべき。
(※) 知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度

4 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程

- 子供が興味・関心や能力・特性等に応じて自ら教材・方法・ペース等を選択できる環境を整えることなど、学習者が主体的に学ぶ中で自ら学習を調整しつつ資質・能力を身につけることの重要性やその中で教師が発揮すべき指導性について、具体的に議論し、位置付けを検討すべき。
(教師の指導性はより積極的かつ高度なものが求められ、「教師は教えなくてもいい」「全て子供に委ねればよい」といった誤ったメッセージとして伝わることをないように注意。)
- 以下のような視点から、各学校の教育課程編成に係る教育委員会(学校)の裁量拡大の在り方について検討すべき。
 - ・現行の教育課程の特例制度(教育課程特例校、授業時数特例校、小中一貫、中高一貫など)をより活用しやすくする
 - ・各教科等の標準授業時数についてどのような柔軟性を持たせられ得るのか
 - ・年間の最低授業週数(35週以上)、単位授業時間(小学校1単位時間45分、中学校1単位時間50分)の取扱い
※例えば、①午前は教科等の授業を実施し、午後は探究学習や教科・領域に該当しない多様な学びを重点的に実施する取組、②情報活用能力に係る時間を創設して各教科等の情報教育に関連する内容をまとめて指導するといった取組、をより行いやすくするためにどのようなことが考えられるか。
- 高等学校については、全日制・定時制・通信制の3つの課程の区分の在り方やその一体的運用の在り方を検討すべき。
- 不登校児童生徒など、学校が編成する一つの教育課程では包摂が難しい多様な子供の良さを伸ばしつつ資質・能力の育成に繋げていくための教育課程における取扱いの在り方や付随する環境整備の在り方を検討すべき。

5 学習指導要領の趣旨の着実な実現を担保する方策や条件整備

- 教育課程の実施に伴う負担への指摘(いわゆる「カリキュラム・オーバーロード」との呼称で指摘されている諸課題)に真摯に向き合いつつ、学習指導要領や同解説の在り方に加え、厚い教科書・入試・教師用指導書等の影響も含めた授業づくりの実態を全体として捉えながら、教育課程を実施する上での学校現場の過度な負担が生じにくい仕組みを検討すべき。
- 総授業時数については、現在以上に増やさないよう検討すべき。
- 学年や学期といった長いスパンも念頭に、単元をベースとして授業を構想することや必要な評価場面を精選することは指導や評価の負担感を防ぐとともに、授業づくりを通じた教師の成長を促し、資質・能力のよりよい育成や多様な子供の包摂性を高める上でも重要であり、その重要性や示し方を検討すべき。
- 一人一台端末で、子供たちが多様な学習材に自らアクセス可能になったという状況の変化も踏まえて、ページ数が大幅に増えている教科書の性質や分量についてあらためて検討すべき。
- 教育委員会における学校支援体制の強化が重要。また、教育課程の改善・充実と教育条件整備を一体的に行っていくことが必要。

6 学習指導要領の趣旨の実現に向けた政策形成・展開

- 中央教育審議会等での改訂の審議の最中においても、資料を学校や教育委員会にとって徹底的に分かりやすいものとしたり、審議状況をウェブサイト・動画等で積極的に発信したりするなど、改訂プロセス自体を通じて多くの関係者を巻き込み、学校や教育委員会と趣旨や内容を共有し、浸透を図ることが重要。
- 改訂後においても、教師一人一人が自らの課題に引きつけて当事者意識をもって理解できるよう、学習指導要領の趣旨を共有・浸透する方法の工夫を検討する必要。

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

2. 幼児期の発達の特性

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることでより成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。



第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

(1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

(2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むのではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育んでいくようにすることが重要。(参照:「[幼児教育と小学校教育がつながるってどういふこと?](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・国・地方自治体においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。

(3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

(5) 幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

(1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究、研修プログラムの開発等、デジタル環境の整備や支援、低年齢児への弊害・リスクや活用上の留意点についての検討が必要。

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。

(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・国・地方自治体において、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

(5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域では、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。

・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。

・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、国においては、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究等により支援を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少が続いている公立幼稚園については、これまで果たしてきた役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

3. 幼児教育施設への支援体制

- ・地方自治体において、
 - 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進
 - 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築
 - 国公立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進
- ・国において、
 - 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を促進
 - 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援
 - NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進
 - 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

4. EBPMの推進

・国・地方自治体において幼児教育政策について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが必要。

※NIERセンター：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

※EBPM：証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）

「平和、人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発のための教育に関する勧告」(概要)

外務省国際文化協力室
文部科学省国際統括官付

- 本勧告は、1974年に採択された「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」の改正勧告として、第42回ユネスコ総会(2023年11月7日-22日)にて採択。我が国は、本勧告の採択を支持。
- ユネスコ憲章第4条4は、「加盟国は、勧告又は条約が採択された総会の閉会后1年の期間内に、その勧告又は条約を自国の権限のある当局に提出しなければならない」と規定。

主な内容(法的拘束力なし)

I 定義

- ✓ 本勧告の適用上の「教育」、「平和」、「国際理解」、「協力」、「平和の文化」、「人権」、「基本的自由」、「人権教育」、「持続可能な開発のための教育」、「グローバル・シチズンシップ教育」、「包摂」、「変革的教育」について定義。

II 目的

- ✓ 教育を通じて人権、基本的自由、グローバル・シチズンシップ及び持続可能な開発の享受を確保し、平和を維持及び促進すること。
- ✓ 国際理解、協力、貧困撲滅及び寛容の促進、並びに差別及び暴力の防止に貢献する社会への個人的・集团的参加に必要な知識、技能、価値観、態度及び行動を生涯を通じて育成することを確保するために、具体的な指針を与えること。

III 範囲

- ✓ ①全ての人のための、②正規の、正規でない及び形式によらない環境で提供される、③様々な様式と教授法を用いた、④全ての段階、種類及び規定の教育活動が対象となる。

IV 指導原則

- ✓ ①全ての人が利用可能で質の高い教育の確保、②人権の保護及び促進、③全ての差別の排除と包摂性、衡平性の確保、④配慮及び連帯の倫理促進、⑤ジェンダー平等並びに女性及び女児の自律的な力の育成、⑥多様性の尊重、⑦学習者及び教員等の健康及びウェルビーイングの促進、⑧生涯にわたる継続的・変革的な教育と学習の機会の提供、⑨知識の共創の推進、⑩あらゆる形態の憎悪の唱道の禁止並びに思想、信条及び表現の自由の確保、⑪テクノロジーの倫理的利用の促進、⑫グローバルな視点の育成、⑬異文化間・世代間、並びに人々、社会及び国家間の対話の促進、⑭グローバル・シチズンシップ、平和、人権及び持続可能な開発のための共同責任倫理の啓発

V 行動分野

- ✓ V.1 制度全体的な要件: ①法令、政策及び戦略、②ガバナンス、説明責任及び連携、③カリキュラム及び教授法、④評定及び評価、⑤学習及び教育の資料及び資源、⑥学習環境、⑦教員及び教育職員の育成
- ✓ V.2 教育の各段階及び各種の特定の要件: ①幼児期の保育及び教育(ECCE)、②初等教育及び中等教育、③高等教育及び研究、④技術教育及び訓練並びに職業教育及び訓練(TVET)、⑤成人学習及び成人教育、⑥正規でない教育及び形式によらない学習

VI 事後措置及び見直し

- ✓ 加盟国は、国別報告作成、勧告の目的及び指導原則を促進するための社会全体での取組を実施。

VII 促進

- ✓ 加盟国は、国内及び国際的な利害関係者と協力し、ユネスコのネットワークの支援を得つつ、政府間で協力し、自国の取組を拡大。

国内状況

我が国は、教育基本法、学校教育法、学習指導要領その他の法令等に従い、教育振興基本計画等に基づき、勧告の理念に沿った取組を推進している。また、持続可能な開発のための教育(ESD)提唱国として持続可能な社会の創り手の育成に努めている。

OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030

OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030は、OECD Future of Education and Skills 2030プロジェクト※の成果であり、教育の未来に向けての望ましい未来像を描いた、進化し続ける学習の枠組み。教育の幅広い目標を支えるとともに、**個人のウェルビーイングと集団のウェルビーイング**に向けた方向性を示している。

※2011年にOECDと日本で開始した「OECD東北スクール」事業を多国間の枠組みに発展させ、2030年以降の未来を形作るため生徒に求められるコンピテンシーを明確化するとともに、このコンピテンシーを育む教師の資質や教育環境等を検討することを目的としたOECDの事業。

その構成要素には、学びの中核的な基盤、知識、スキル、態度と価値、より良い未来の創造に向けた変革を起こす**コンピテンシー**や、**見通し(Anticipation)・行動(Action)・振り返り(Reflection)のAARサイクル**が含まれる。また、ラーニング・コンパスは、生徒が周囲の人々、事象、状況をより良いものにすることを学ぶ上で、責任ある有意義な行動を取るための方向性を決めるために生徒が使うことができるツールであることから、**生徒エージェンシー**※は、ラーニングコンパスの中心的な概念である。

※エージェンシー：

変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任をもって行動する能力。≒主体性

学びの中核的基盤

カリキュラム全体を通して学習するために必要となる基礎的な条件や主要な知識、スキル、態度及び価値を指す。

より良い未来の創造に向けた変革を起こすコンピテンシー

新たな価値を創造する力、責任ある行動をとる力、対立やジレンマに対処する力は未来を形づくり、そこで活躍するための必要な能力。



見通し・行動・振り返りサイクル

学習者が継続的に自らの思考を改善し、集団のウェルビーイングに向かって意図的に、また責任を持って行動するための反復的な学習プロセス。

生徒エージェンシー

生徒が教師の決まりきった指導や指示をそのまま受け入れるのではなく、未知なる環境の中で自立で歩みを進め、意味のある、また責任感を伴う方法で進むべき方法を見出す必要性が強調されている。

2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言（概要）

1. 基本的な考え方 ～教育の普遍的価値の再確認～

- G7各国間で自由・平和、法の支配と民主主義の価値観を共有しつつ、以下の基本的考え方に基づいて、各国で教育政策を進めていくことで合意した。
- ・「民主主義や自由、法の支配や平和の礎」としての**教育の普遍的価値**を改めて共有しつつ、**持続可能な社会の創り手**を育む。
 - ・コロナ禍やウクライナ侵略で停滞した**国際的な人的交流の促進**に向けて協働して取り組む。
 - ・ウクライナも含め**危機的な状況にある子供（特に女子）や学生が質の高い教育にアクセス**できるよう取り組む。
 - ・生成AIを含めた近年の**デジタル技術の急速な発達**が教育に与える**正負の影響**を認識する。

2. G7が目指す取組の方向性

① コロナ禍を経た学校の役割の発揮とICT環境整備

- ・コロナ禍を契機に明らかになった**学校の役割が今後も継続して効果を発揮し、多様で包摂的な社会の基盤形成**に資するよう取り組む。
- ・自然体験・文化芸術体験活動の機会を充実することで、子供の**社会情動的スキルの向上**を図る。
- ・対面による教育に加え、リアルとデジタルを融合した教育の促進に向け、**ICT環境の整備**を継続するとともに、**教師のICTスキルの向上**に取り組み、**情報活用能力に係る教育**を充実させる。

③ 社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成

- ・イノベーションと持続可能な経済成長を促し、社会課題の解決にもつなげる取組を支援する。
- ・**全ての子供・若者にSTEAM教育等の教科等横断的な教育を推進**するとともに、**デジタル・グリーン等の成長分野の人材育成や起業家教育**を推進する。
- ・より広範な社会的背景と結びついた教育システムを構築するとともに、子供たちや若者、大人に必要な支援と多様な教育機会を提供する。

② 全ての子供たちの可能性を引き出す教育の実現

- ・**デジタルの活用**を含めた**一人一人の子供に最適な学び**を進めるほか、**多様な他者同士が学び合う機会**を確保し、子供たちの**ウェルビーイングの向上**に寄与する。
- ・各国・地域の事情に応じて、少人数学級の推進や教師が担う業務の適正化、処遇を含む働きやすい労働条件の整備などを推進する。これらを通じて、魅力ある優れた**教師の確保・資質能力の向上**や**学校の指導・運営体制の整備**を行う。
- ・特別支援教育において、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り**共に協働的に学ぶための環境整備**と、一人一人の**教育的ニーズに応じた学びの場の整備**を同時に進める。

④ 国際社会の連携に向け、新たな価値を創造するための国際教育交流の推進

- ・初等・中等・高等教育や職業教育におけるG7各国間の**生徒・学生の人的交流**をコロナ禍前の水準に回復し、更に拡大させる。
- ・大学間の**国際ネットワークの進展・深化**を通じた質の高い**国際交流・国際頭脳循環**の活発化を図る。
- ・**ICTを活用した交流の促進、国境を越えたオンライン学習コンテンツの共有**などを推進する。

3. G7における認識の共有

- 人への投資の重要性を認識し、今後、G7においてハイレベル政策対話の継続的な実施に向け合意。
- 調和と協調に基づくウェルビーイングの考え方について確認。

(同時公表資料)

令和6年度 公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査 【概要】

1. 調査概要	3
2. 結果概要	4
(1) 令和5年度の授業時数等	5
(2) 令和6年度の授業時数等	6
①総授業時数の状況	6
②標準授業時数を大幅に上回る教育課程の状況	7
③標準授業時数を大幅に上回る教育課程の点検の状況	8
④週当たりの授業時数の状況	9
⑤年間の総授業日数の状況	11
⑥土曜授業の実施状況	12
⑦標準的な授業時間の区切りの状況	14
(3) 学期の区分及び評価の状況	15
(4) 教科担任制の実施状況	16
3. まとめ	17
4. その他のデータ	18

1. 調査概要

調査の目的

各学校における教育課程の編成・実施状況を把握し、今後の教育課程に関する政策の改善・充実に活かすために実施。今回の調査では、特に、**標準授業時数を大幅に上回る教育課程（※）を編成している学校の状況を把握し、必要な点検・改善を促す観点から、悉皆調査によって実施した。**

（※）年間1,086単位時間以上の授業時数で編成する教育課程

調査の対象等

○調査対象

全ての公立小学校、中学校（義務教育学校、中等教育学校を含む）

○調査手法

文部科学省Web調査システム上で各調査対象校より回答

○調査期間

令和6年7月22日 ～ 令和6年8月30日

○調査回答校数（※）

小学校等（義務教育学校の前期課程を含む） : 18,532校

中学校等（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む） : 9,199校

（※）分校の回答については、集計の対象からは除いている。

留意点

前回（令和4年度）の調査は、**全国的な取組状況を把握することができる規模での抽出調査により実施**（小学校等：1,235校、中学校等：1,243校）したが、今回の調査は、**悉皆調査により実施したため**、前回の調査結果と比較する際には、**調査対象校数が異なるものであることを踏まえつつ、参考として比較したものであることに留意が必要。**

2. 結果概要

2. (1) 令和5年度の授業時数等【R5実績】

- 令和5年度（実績）の年間授業時数（※1）について、1,086単位時間（※2）以上の学校は、
 - ・小学校5年で8.2%であり、令和3年度と比べて**17.6ポイント減**
 - ・中学校2年で11.4%であり、令和3年度と比べて**13.4ポイント減**
- 標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編成している学校に対し、見直しを前提とした点検の実施等を促してきており、これらの学校は**大きく減少**。

【小学校5年】

<令和5年度>

平均：1049.1
(標準 ※3)：1,015)

▲17.6ポイント

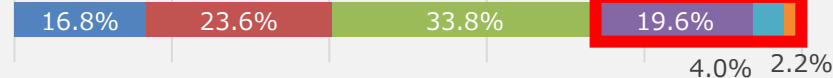
8.2%



<令和3年度>

平均：1059.9
(標準：1,015)

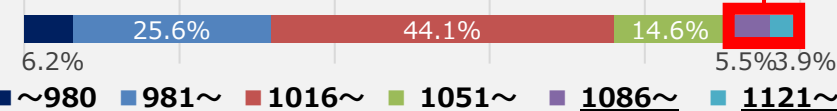
25.8%



<平成29年度>

平均：1040.2
(標準：980)

9.4%



【中学校2年】

<令和5年度>

平均：1050.9
(標準：1,015)

▲13.4ポイント

11.3%



<令和3年度>

平均：1058.5
(標準：1,015)

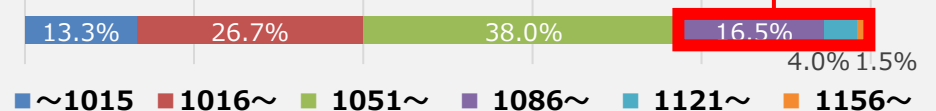
24.7%



<平成29年度 ※4>

平均：1061.3
(標準：1,015)

22.0%

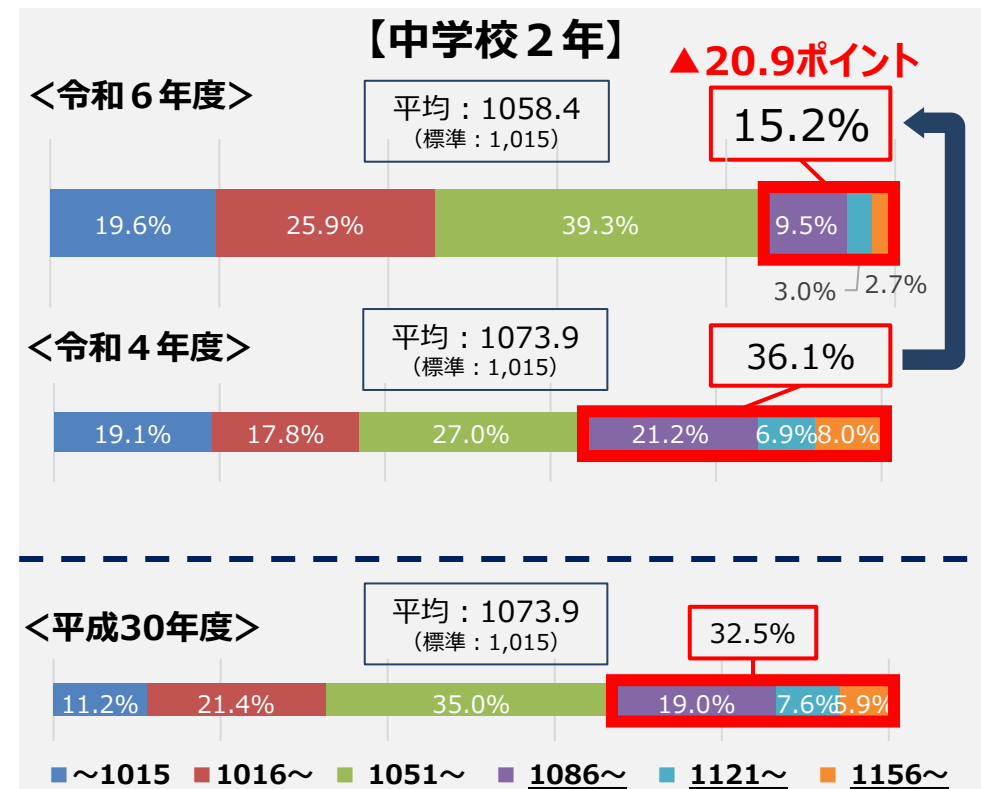
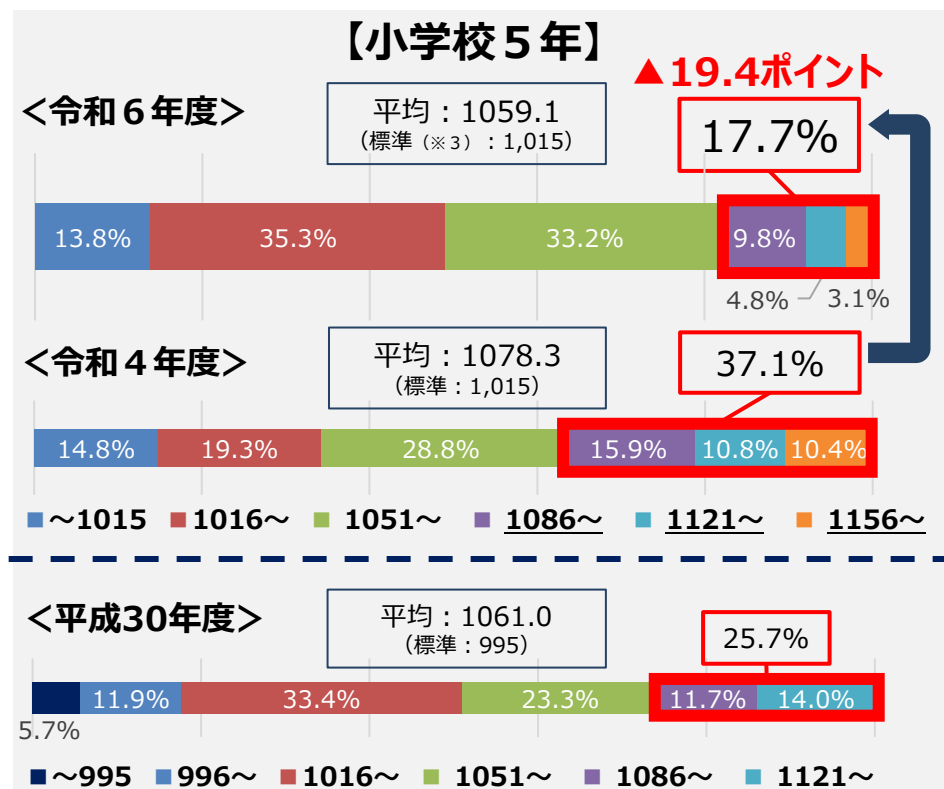


※1 学校教育法施行規則に示す各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（学級活動のみ）に充てる年間の授業時数を指し、学級活動以外の特別活動の時間は含まない。
 ※2 1単位時間は、小学校においては45分、中学校においては50分として計算している。
 ※3 学校教育法施行規則別表第1・別表第2に定める標準授業時数を指す。
 ※4 平成29年度は中学校第1学年の授業時数の実績の数値。

2. (2) 令和6年度の授業時数等【R6計画】

① 総授業時数の状況（小学校5年・中学校2年）

- 令和6年度（計画）の年間授業時数（※1）について、1,086単位時間（※2）以上の学校は、
 - ・小学校5年で17.7%であり、令和4年度と比べて**19.4ポイント減**
 - ・中学校2年で15.2%であり、令和4年度と比べて**20.9ポイント減**
- 標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編成している学校に対し、見直しを前提とした点検の実施等を促してきており、これらの学校は**大きく減少**。

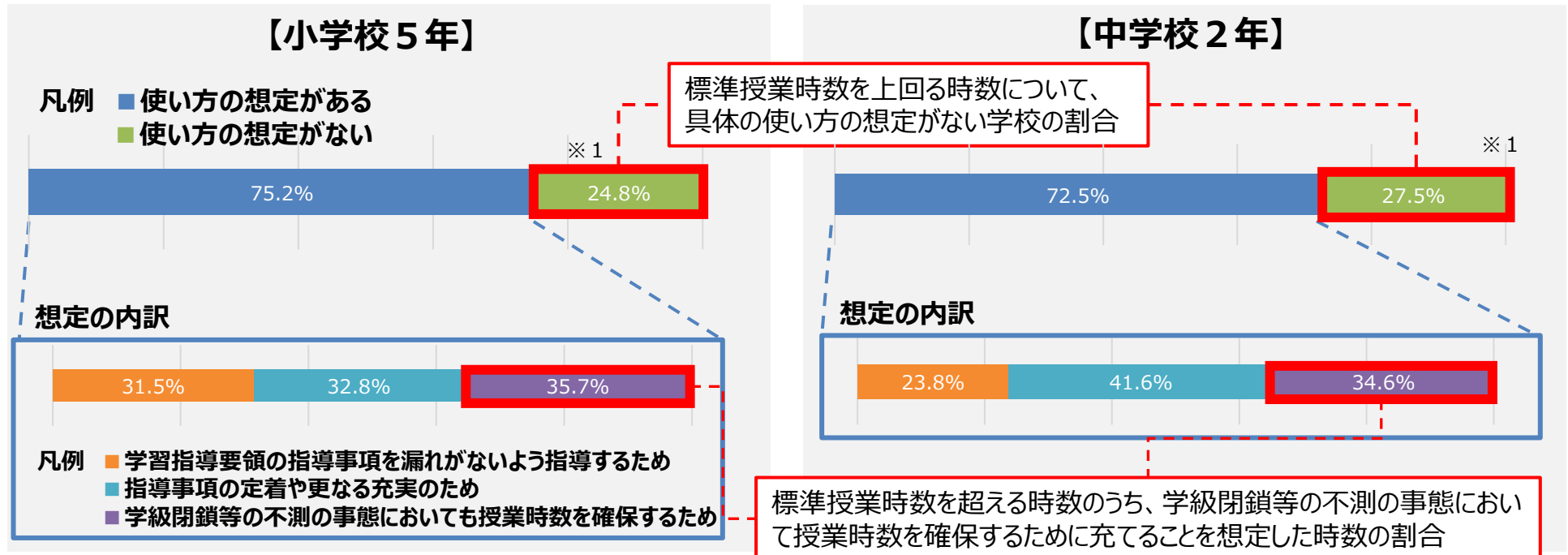


※1 学校教育法施行規則に示す各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（学級活動のみ）に充てる年間の授業時数を指し、学級活動以外の特別活動の時間は含まない。
 ※2 1単位時間は、小学校においては45分、中学校においては50分として計算している。
 ※3 学校教育法施行規則別表第1・別表第2に定める標準授業時数を指す。

2. (2) 令和6年度の授業時数等【R6計画】

②標準授業時数を大幅に上回る教育課程の状況（小学校5年・中学校2年）

- 1,086単位時間以上の教育課程を編成している学校のうち、標準授業時数（1,015単位時間）を上回る時数について、具体的な使い方を想定していない学校が約25%程度存在。真に必要な時間か検討し、改善を図る必要。
- 標準授業時数を上回る時数全体のうち、約35%が学級閉鎖等の不測の事態のための時数に充てられている。こうした事態においては、標準授業時数を下回ったことのみをもって法令に反するものではないことに留意する必要。



※1 母数は令和6年度の授業時数について、1,086単位時間以上と回答した学校数。

2. (2) 令和6年度の授業時数等【R6計画】

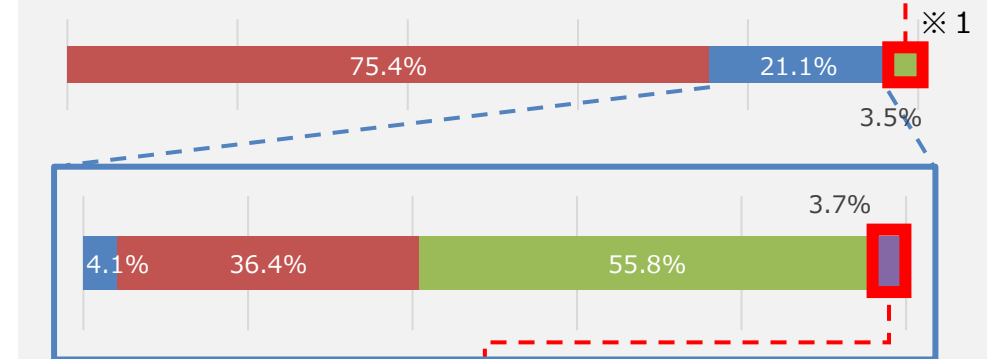
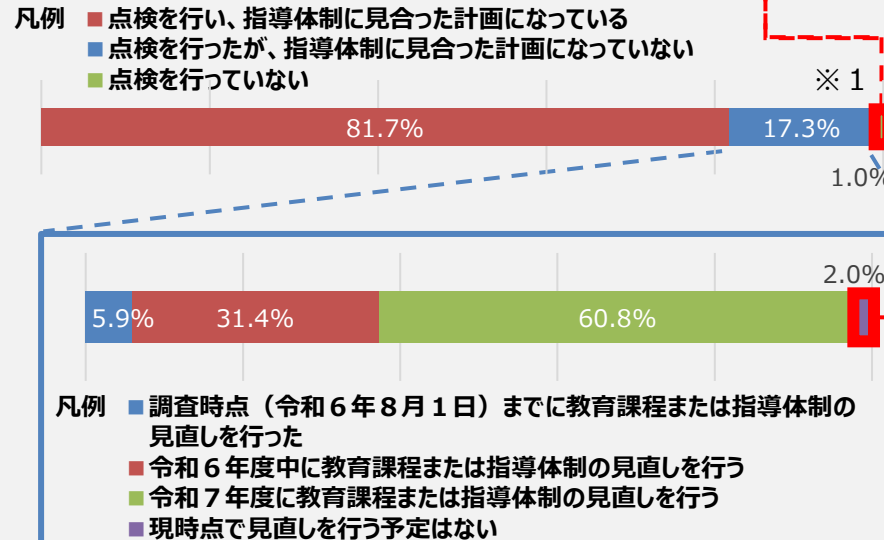
③標準授業時数を大幅に上回る教育課程の点検の状況（小学校5年・中学校2年）

- 1,086単位時間以上の教育課程を編成している学校のうち、点検を行っていない学校が小学校等で34校、中学校等で49校存在。早急な点検の実施が必要。
- 点検を行った結果、指導体制に見合った計画となっていないにもかかわらず、必要な見直しを行う予定が無い学校が、小学校等・中学校等のいずれも11校存在。指導体制に見合った計画とするための対応の検討が必要。

【小学5年生】

【中学2年生】

小学校等では34校、中学校等では49校が、そもそも点検を行っていない旨の回答。
今後点検を行うことを全ての学校に確認。

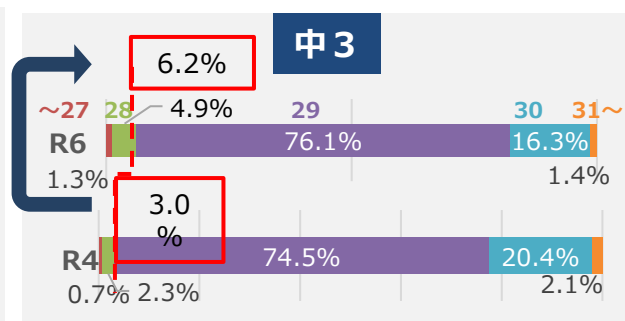
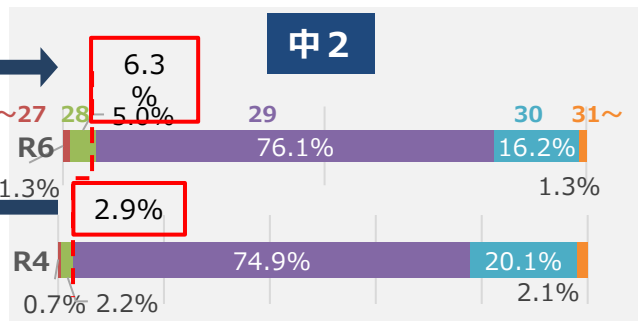
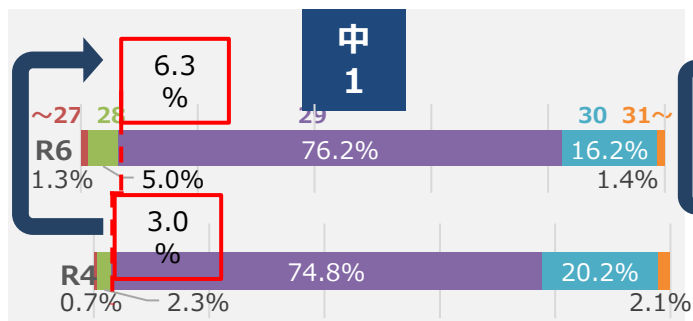
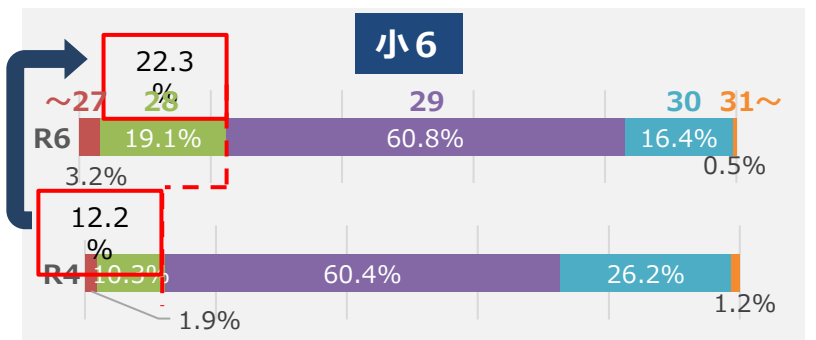
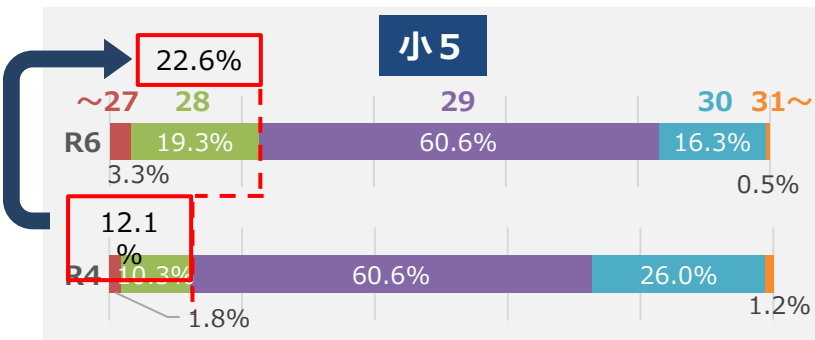
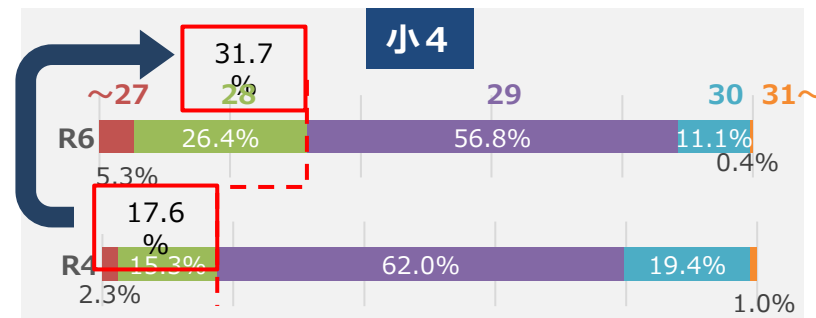
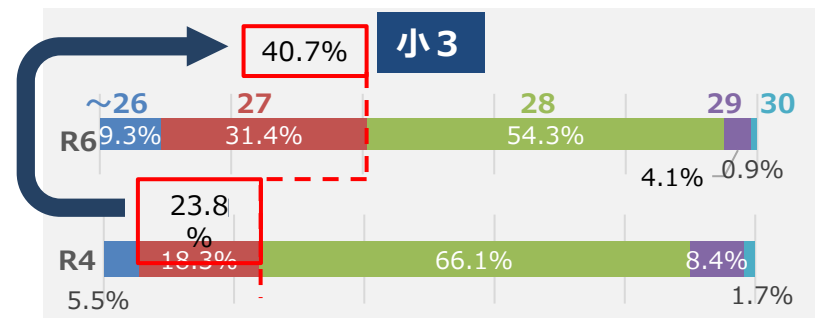


指導体制に見合った計画となっていないにもかかわらず、教育課程または指導体制の見直しを行う予定がない学校が、小学校等・中学校等ともに11校。

2. (2) 令和6年度の授業時数等【R6計画】

④ 週当たりの授業時数の状況（小学校3年～中学校3年）

- 週当たり授業時数について、小学校3年では**27コマ以下**、小学校4年以降では**28コマ以下**で設定する学校の割合が増えており、今後とも取組を推進する必要。



2. (2) 令和6年度の授業時数等【R6計画】

④ 週当たりの授業時数の状況 ー 取組事例ー

○埼玉県深谷市教育委員会

週当たり授業時数が28単位時間となるよう、各学校の校長をはじめとした様々な教職員から意見を聴取した上で、**市教育委員会**で具体的な週時程や時間割、時数計算等の例を示しながら、所管の学校に指導・助言。

各学校がこれを踏まえて教育課程を編成し、**域内の全ての小・中学校**等で週当たり授業時数を28単位時間以下とする教育課程を実現。

深谷市教育委員会が示す週時程等の例

○東京都八王子市教育委員会

市として、総授業時数は標準授業時数に18単位時間を加えた時数を上限とし、週当たりの授業時数は28単位時間を上限とする指針を示し、所管の学校に指導・助言。

各学校がこれを踏まえて教育課程編成を工夫し、**全ての小・中学校**で週当たり授業時数を27単位時間又は28単位時間とする教育課程編成を実現。

○東京都渋谷区立笹塚小学校

- 渋谷区として総授業時数の計画が標準授業時数となるように域内の学校に指導・助言。
- 週当たりの授業時数を28単位時間に設定し、水曜日を4コマ、それ以外の曜日を6コマに設定。
- 授業間の時間を5分にすることや、普段の清掃は係活動の一環として日常で行い、一斉の清掃活動は水曜日にのみ行うといった工夫により、6コマの日でも児童の最終下校時刻を15:00に設定。
- さらに水曜日を4コマにすることで、水曜日の児童の最終下校時刻を13:00に設定し、午後を教員の研修やスキルアップの時間として活用。

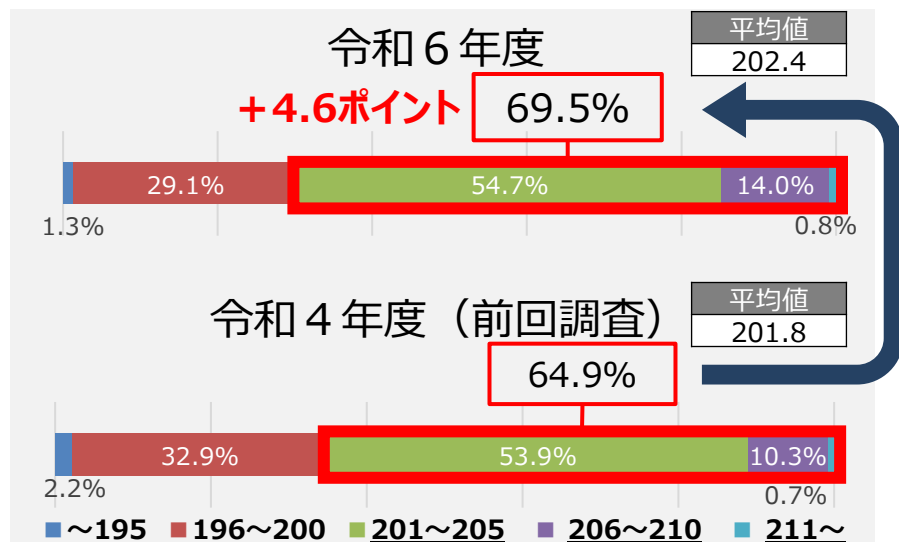
渋谷区立笹塚小学校の時間割

2. (2) 令和6年度の授業時数等【R6計画】

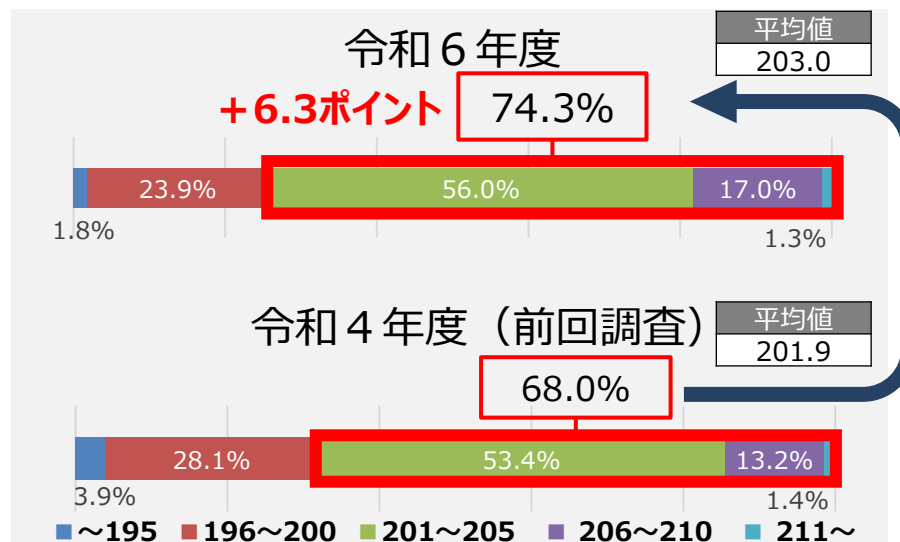
⑤年間の総授業日数の状況（小学校5年、中学校2年）

- 令和6年度（計画）の総授業日数（※）について、201日以上に設定する学校の割合が、
 - ・小学校5年で69.5%であり、令和4年度と比べて**4.6ポイント増**
 - ・中学校2年で74.3%であり、令和4年度と比べて**6.3ポイント増**

【小学校5年】



【中学校2年】



○総授業時数と総授業日数

総授業時数	総授業日数の 平均値
～1015	202.9日
1016～1050	202.0日
1051～1085	202.2日
1086～1120	202.6日
1121～1155	203.5日
1156～	203.6日

○週当たり授業時数と総授業日数

週当たり 授業時数	総授業日数の 平均値
～27	205.4日
28	203.1日
29	202.2日
30	201.7日
31～	204.0日

○総授業時数と総授業日数

総授業時数	総授業日数の 平均値
～1015	202.8日
1016～1050	203.2日
1051～1085	202.8日
1086～1120	202.9日
1121～1155	203.4日
1156～	204.0日

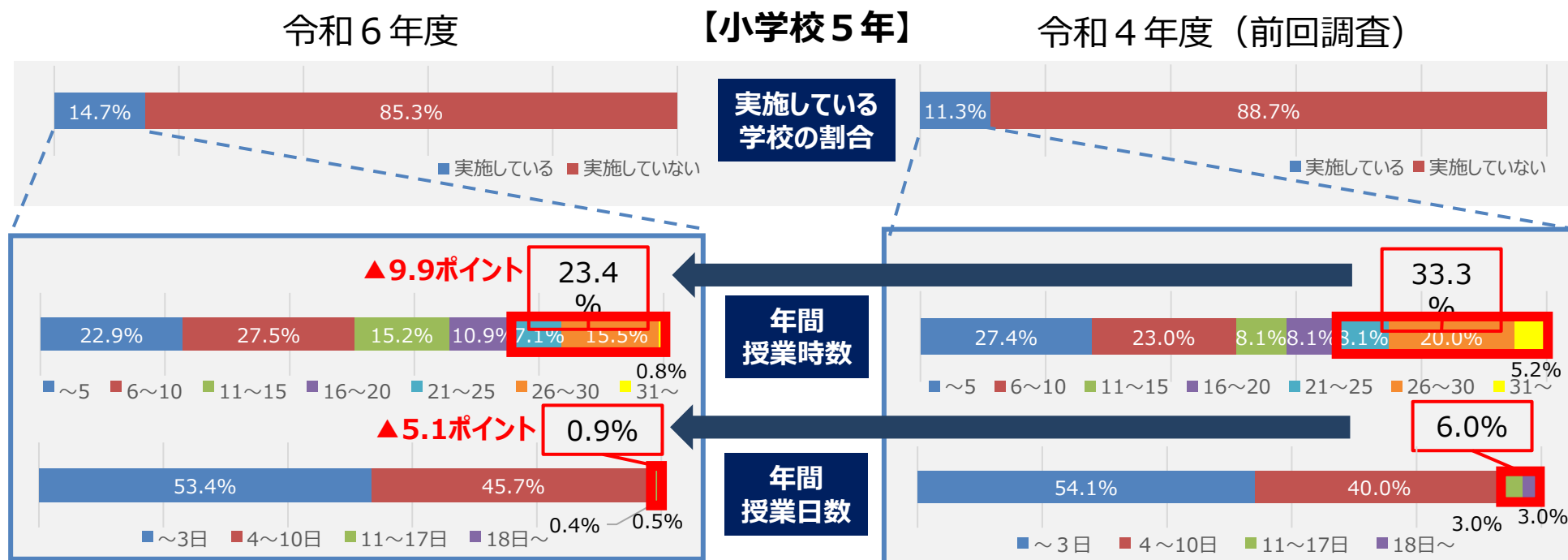
○週当たり授業時数と総授業日数

週当たり 授業時数	総授業日数の 平均値
～27	203.9日
28	204.7日
29	202.9日
30	202.8日
31～	201.4日

2. (2) 令和6年度の授業時数等【R6計画】

⑥土曜授業の実施状況（小学校5年）

- 小学校5年における土曜授業（※）を実施する学校の割合はやや増加しているが、
- ・年間の授業時数は、**21コマ以上**行う学校の割合が**9.9ポイント減**
 - ・年間の授業日数は、**11日以上**行う学校の割合が**5.1ポイント減**



○総授業日数と、土曜授業の年間日数の関係

土曜授業の年間日数	総授業日数の平均値
実施していない	202.0日
~3日	203.7日
4~10日	206.0日
11~17日	203.5日
18日~	205.8日

全体の総授業日数の平均値：202.4日

※ 土曜授業は、児童生徒の代休日設けず、土曜日・日曜日・祝日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものを指す。

2. (2) 令和6年度の授業時数等【R6計画】

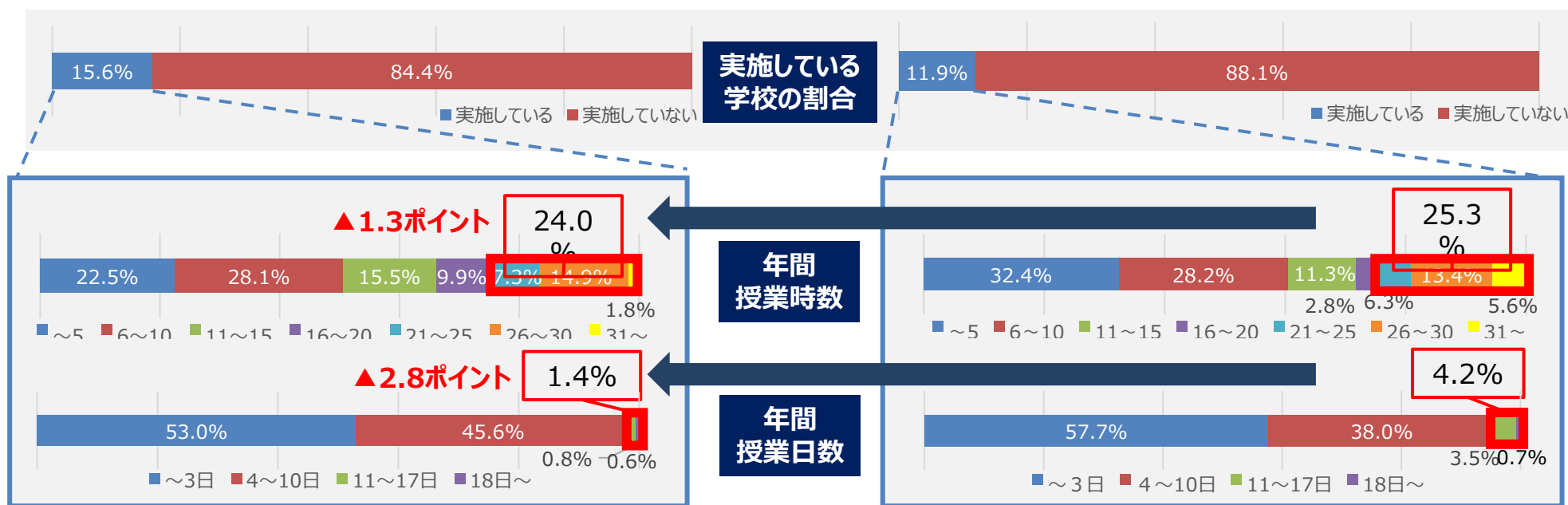
⑥土曜授業の実施状況（中学校2年）

- 中学校2年における土曜授業（※）を実施する学校の割合はやや増加しているが、
 - ・年間の授業時数は、**21コマ以上**行う学校の割合が**1.3ポイント減**
 - ・年間の授業日数は、**11日以上**行う学校の割合が**2.8ポイント減**

令和6年度

【中学校2年】

令和4年度（前回調査）



○総授業日数と、土曜授業の年間日数の関係

土曜授業の年間日数	総授業日数の平均値
実施していない	202.3日
~3日	204.5日
4~10日	208.8日
11~17日	212.3日
18日~	213.6日

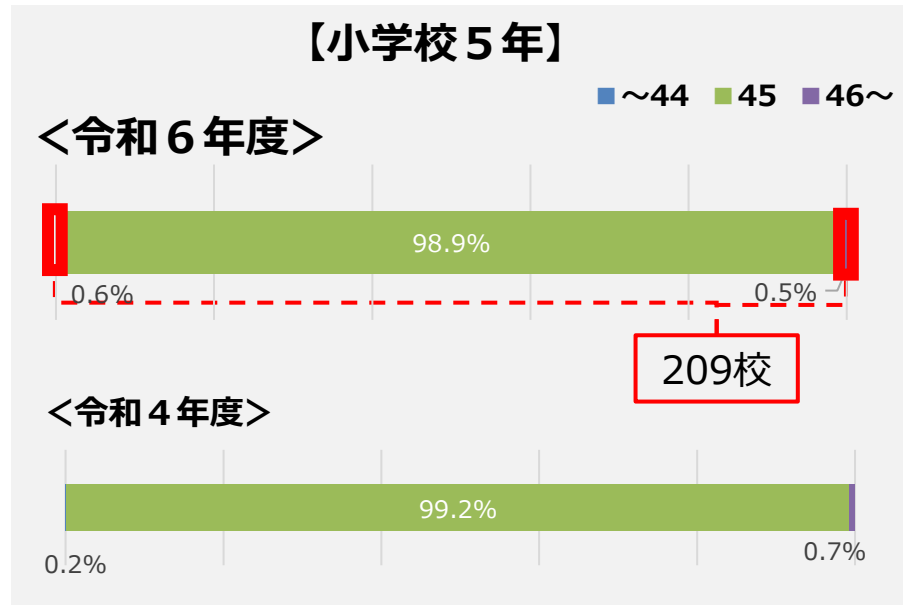
全体の総授業日数の平均値：203.0日

※ 土曜授業は、児童生徒の代休日設けず、土曜日・日曜日・祝日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものを指す。

2. (2) 令和6年度の授業時数等【R6計画】

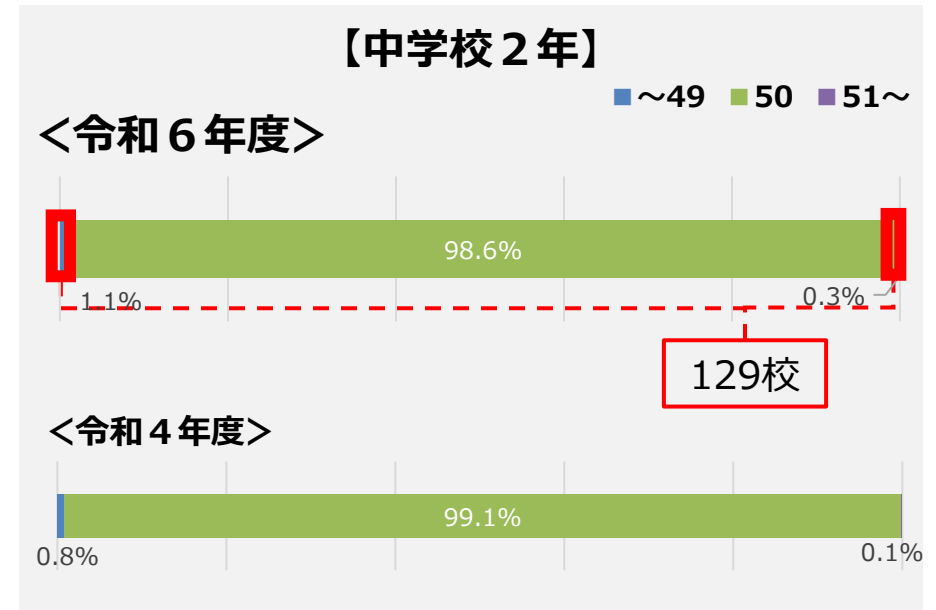
⑦標準的な授業時間の区切りの状況（小学校5年、中学校2年）

- 標準的な授業時間の区切りを、学校教育法施行規則に定める単位時間（小学校等：45分、中学校等：50分）以外の時間に設定している学校は、小学校5年について209校、中学校2年について129校あり、**授業の1単位時間を工夫する等の柔軟な教育課程の編成を推進していく必要。**



○横浜市立つづきの丘小学校

横浜市では、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の同時実現を目指したモデル校事業を実施し、日課等の工夫に取り組んでいる。当該校はモデル校として、授業の**1単位時間を通常40分に設定し**、午前中に5コマの授業を実施。**午後は週3回60分授業を設定**することで、活動を伴うものなど、40分では時間が足りない学習活動を60分で実施。**授業内容に合わせた1単位時間の設定を行い、効果的な教育活動につなげている。**



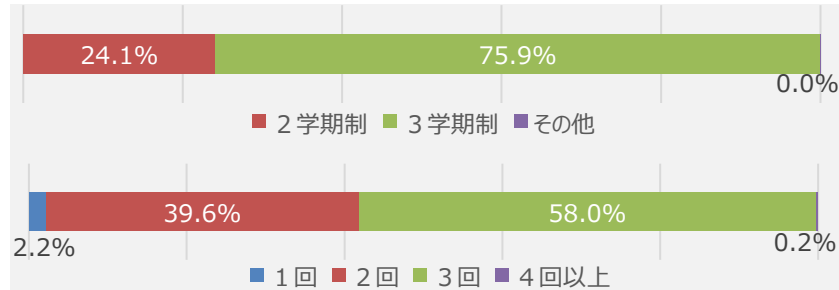
○愛知県東浦町立緒川小学校

単元内自由進度学習に取り組むと同時に、**2単位時間分をつなげて1ブロック95分として時間を設定し**、午前中を2ブロック、午後を1ブロックに分け、**ブロック内での時間の使い方も含めて、児童がそれぞれのペースで学習を進められるように時間割を工夫している。**

2. (3) 学期の区分及び評価の状況

- 評価は、学期の区分ごとに作成する学校が多いが、**3 学期制の学校でも年間 2 回や、年間 1 回の学校もある。**

【小学校等】



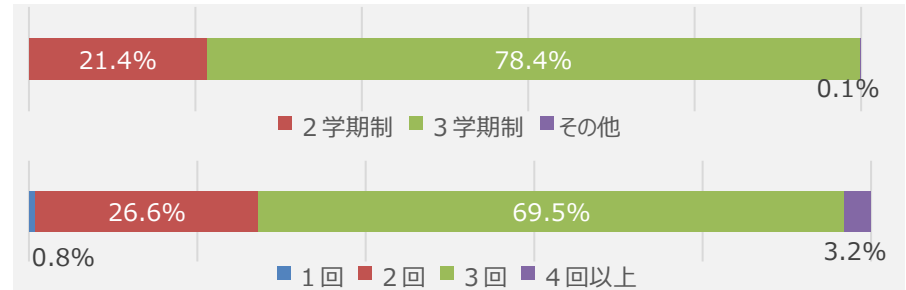
学期の区分

評価の
作成回数
(※)

	1 回	2 回	3 回	4 回以上
3 学期制	1.5%	16.5%	57.8%	0.1%
2 学期制	0.7%	23.1%	0.3%	0.1%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

学期の区分と
評価作成回数の
関係

【中学校等】



	1 回	2 回	3 回	4 回以上
3 学期制	1.4%	21.0%	44.7%	0.1%
2 学期制	1.1%	31.4%	0.2%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 観点別評価のみを作成している場合も回数に含めている。

○天童市立天童中部小学校

児童の学習の状況を把握してその改善を支援するための見取りを日常的に行っていくことを重要視し、次の学習活動につなげやすいよう、夏季休業前に評価を作成するのではなく、授業が始まっている9月の途中と、年度末の3月に評価を作成している。

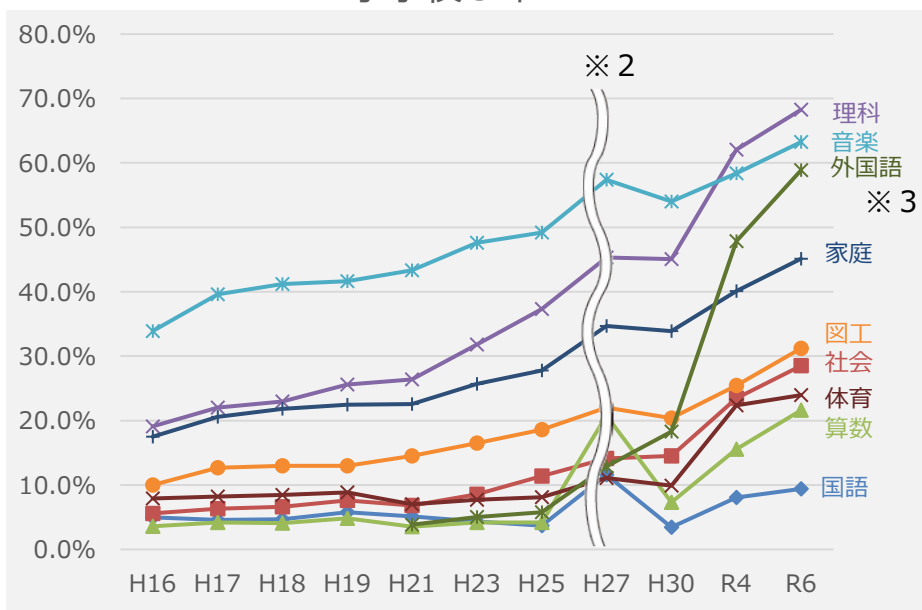
○静岡市立中島小学校

今年度から、児童の学習成果を1年間で見取るため、評価を年度末1回の作成とした。前期終了時の三者面談では、児童が自分で作成した、自分の前期の学習状況をまとめたものを使って、学習の成果を保護者に伝える取組を実施している。

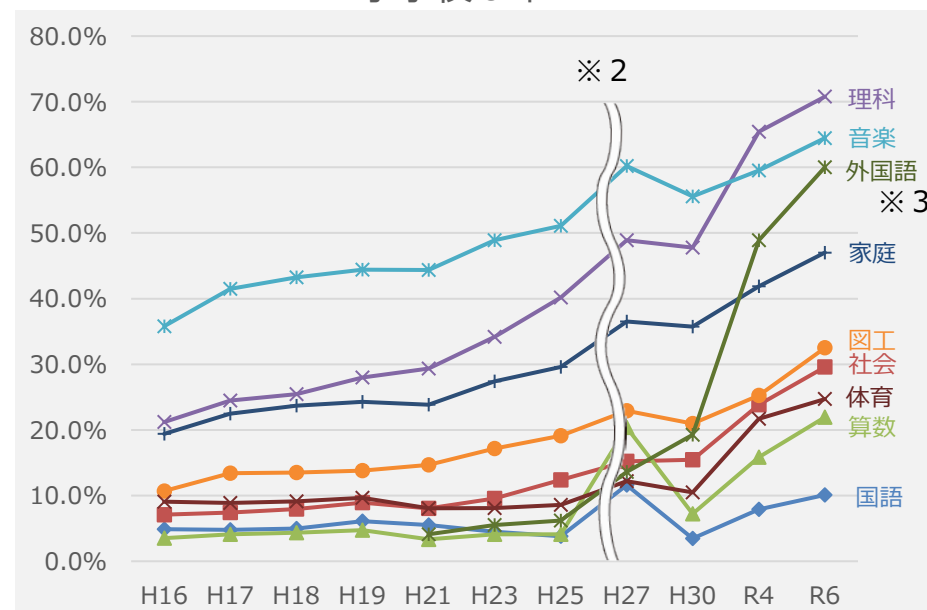
2. (4) 教科担任制の実施状況

- 小学校高学年の教科担任制（※1）については、加配定数措置が行われていること等も踏まえ、多くの教科において、**令和4年度以降、実施する学校の割合が大幅に増加している。**

小学校5年



小学校6年



	国語（書写を除く。）	書写	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	外国語活動
小学校1年	2.6%	13.6%		4.8%		2.4%	20.7%	10.4%		11.4%		
小学校2年	3.9%	22.8%		6.8%		3.9%	31.5%	17.8%		13.4%		
小学校3年	4.5%	36.1%	15.3%	12.4%	41.8%		51.6%	27.3%		15.3%		41.0%
小学校4年	5.2%	37.4%	18.6%	14.6%	56.0%		58.0%	30.8%		17.1%		46.0%
小学校5年	9.4%	34.8%	28.5%	21.6%	68.3%		63.2%	31.2%	45.1%	24.0%	58.9%	
小学校6年	10.1%	35.4%	29.6%	21.9%	70.8%		64.5%	32.5%	47.0%	24.7%	60.0%	

※1 別の学級・学年の教員が実施するもの（いわゆる授業交換）や、中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの等の多様な形態を含む。

※2 H30調査において「教科等の担任」について定義し直したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

※3 H30年度の学習指導要領改訂に伴い、「外国語活動」から「外国語」に移行しているため、平成30年度までの調査結果と単純な比較はできない。

3. まとめ



- 年間の総授業時数が、標準授業時数を大幅に上回る教育課程（年間1,086単位時間以上）を編成している学校に、見直しを前提とした点検の実施を促してきており、**標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編成・実施する学校は大きく減少**している。
（令和6年度計画：小学校5年 ▲19.4ポイント、中学校2年 ▲20.9ポイント）
- 一部、**標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編成しているにもかかわらず、点検を行っていない学校**や、点検を行った結果、**指導体制に見合った計画になっていないにもかかわらず、教育課程及び指導体制の見直しを行う予定がない学校**があることが明らかになった。
（点検を行っていない学校：小学校等 34校、中学校等 49校）
（指導体制に見合っていないが、見直しを行う予定がない学校：小学校等 11校、中学校等 11校）
- また、標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編成しているが、標準授業時数を上回る時数の**具体の使い方を想定していない学校が一定数ある**ことも明らかになった。
（授業時数が1,086単位時間以上の学校のうち、具体の使い方を想定していない学校：
小学校等 24.8%（805校）、中学校等 27.5%（383校））
- 標準授業時数が1,015単位時間の学年であっても、**週当たりの授業時数が28コマ以下になるよう教育課程を編成する学校が増加**している。
（令和6年度計画：小学校5年 +10.5ポイント、中学校2年 +3.4ポイント）
- **教科担任制**を実施する学校の割合は、多くの教科について、令和4年度以降**大幅に増加**している。
（小学校5年 算数：H30 7.3% → R4 15.6% → R6 21.6%
理科：H30 45.1% → R4 62.1% → R6 68.3%
外国語：H30 18.3% → R4 47.8% → R6 58.9%（※） 等）

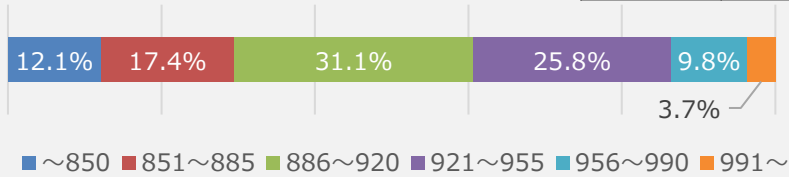
※ H30年度の学習指導要領改訂に伴い、「外国語活動」から「外国語」に移行しているため、平成30年度までの調査結果と単純な比較はできない。

4. その他のデータ

4. (1) 令和6年度の総授業時数の状況【R6計画】(小学校1年～小学校4年)

令和6年度

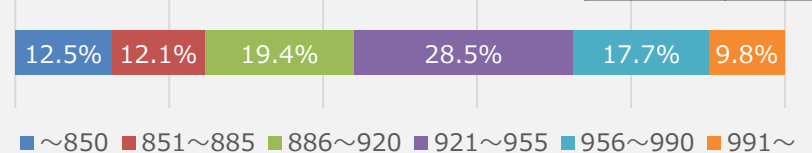
平均値	標準(※)
911.7	850



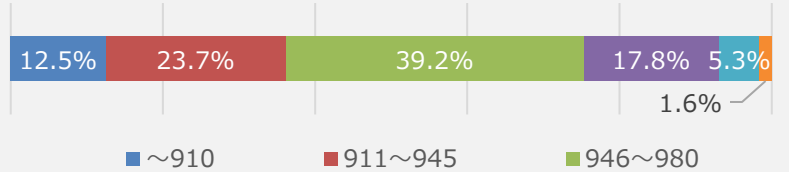
小1

令和4年度(前回調査)

平均値	標準
925.7	850

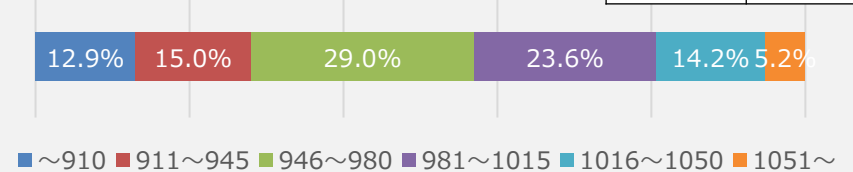


平均値	標準
959.9	910

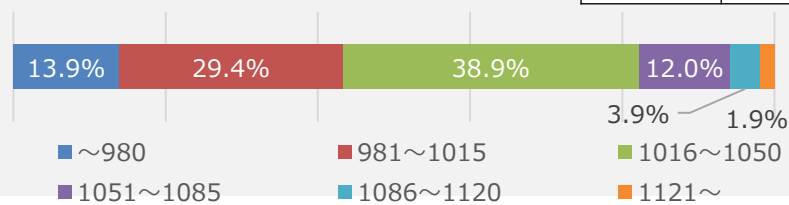


小2

平均値	標準
975.0	910

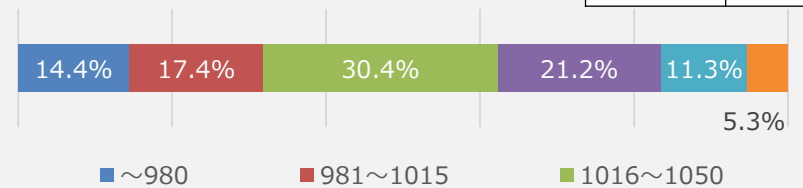


平均値	標準
1024.9	980

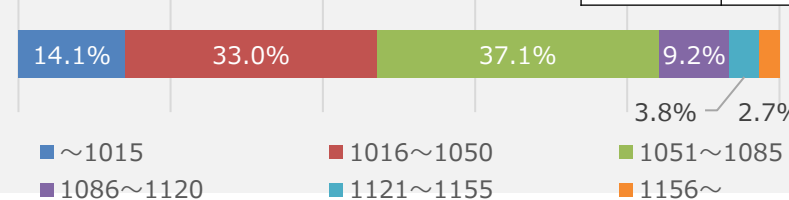


小3

平均値	標準
1040.5	980

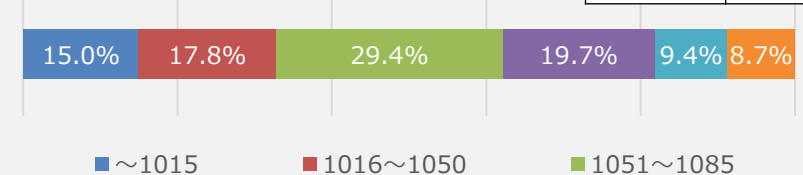


平均値	標準
1058.4	1015



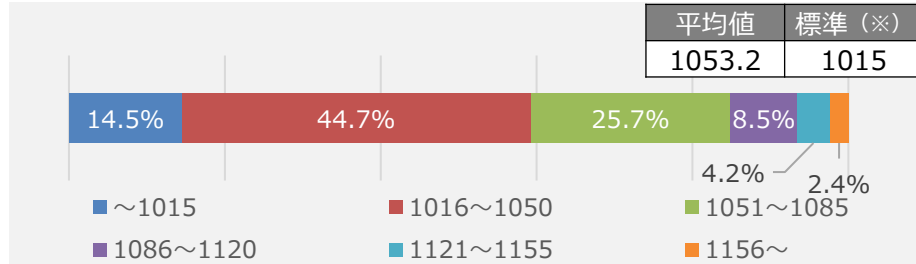
小4

平均値	標準
1077.1	1015

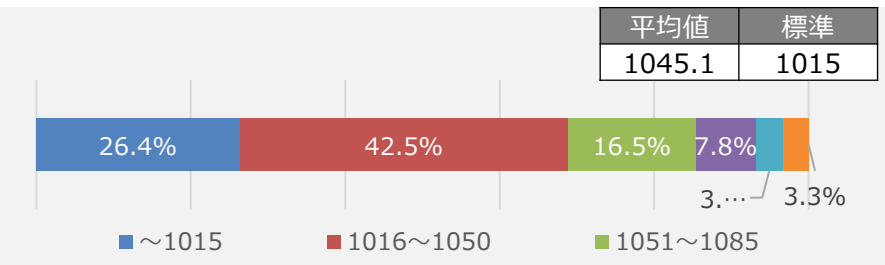
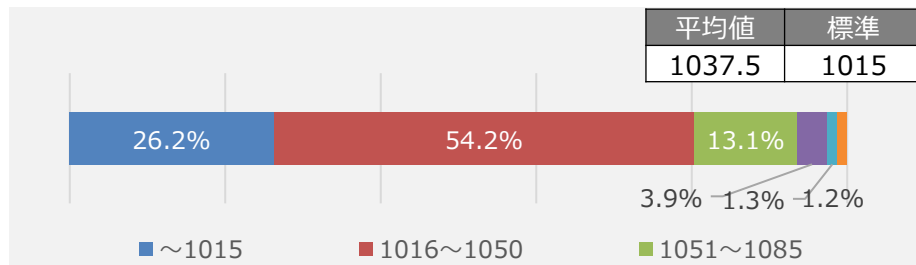
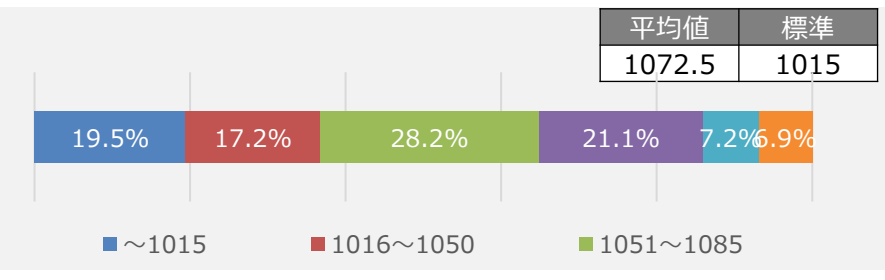
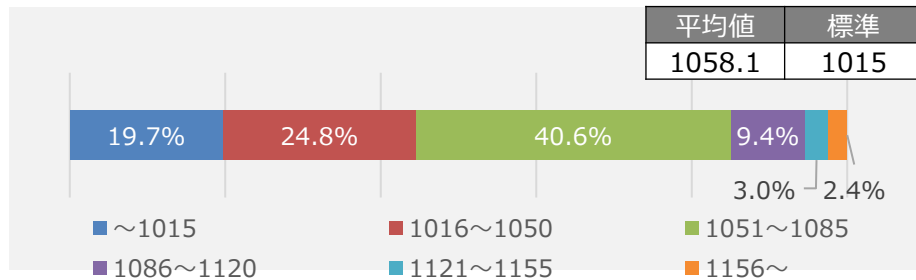
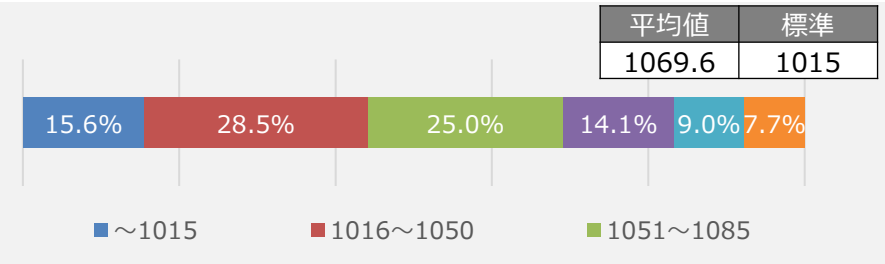


4. (1) 令和6年度の総授業時数の状況【R6計画】(小学校6年、中学校1年・3年)

令和6年度



令和4年度(前回調査)

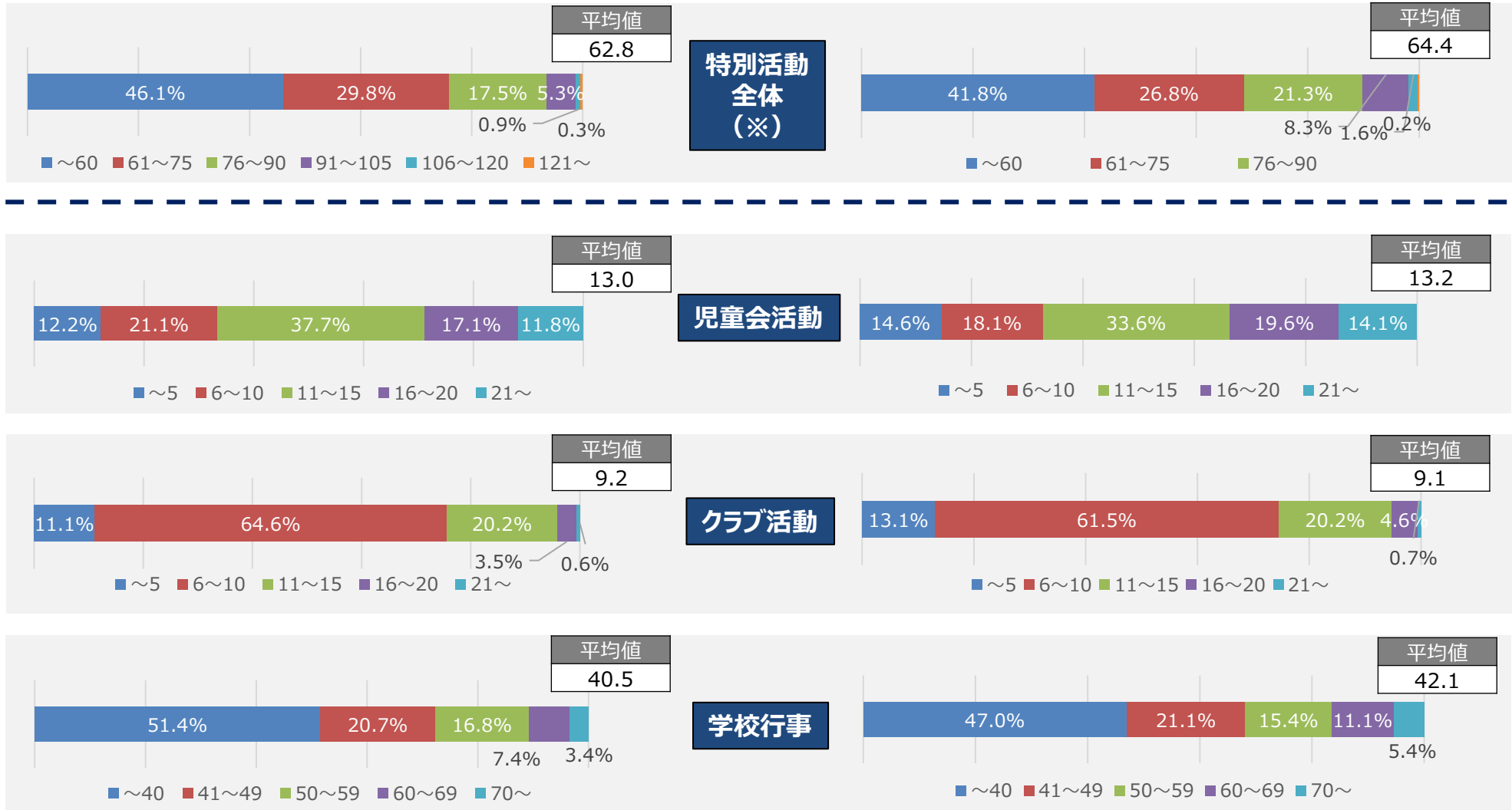


4. (2) 学級活動以外の特別活動の授業時数の状況【R6計画】(小学校5年)

令和6年度

【小学校5年】

令和4年度(前回調査)

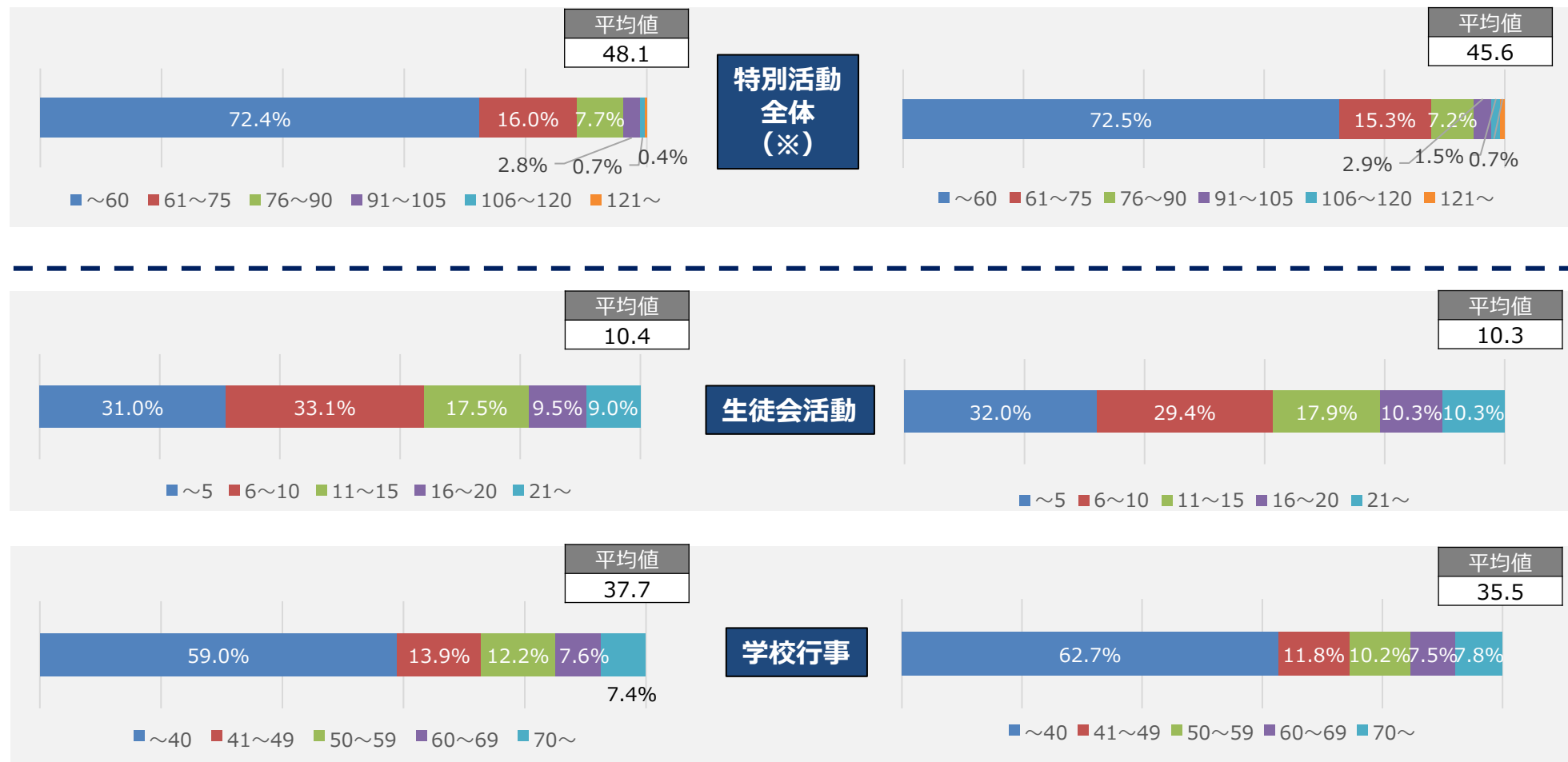


4. (2) 学級活動以外の特別活動の授業時数の状況【R6計画】(中学校2年)

令和6年度

【中学校2年】

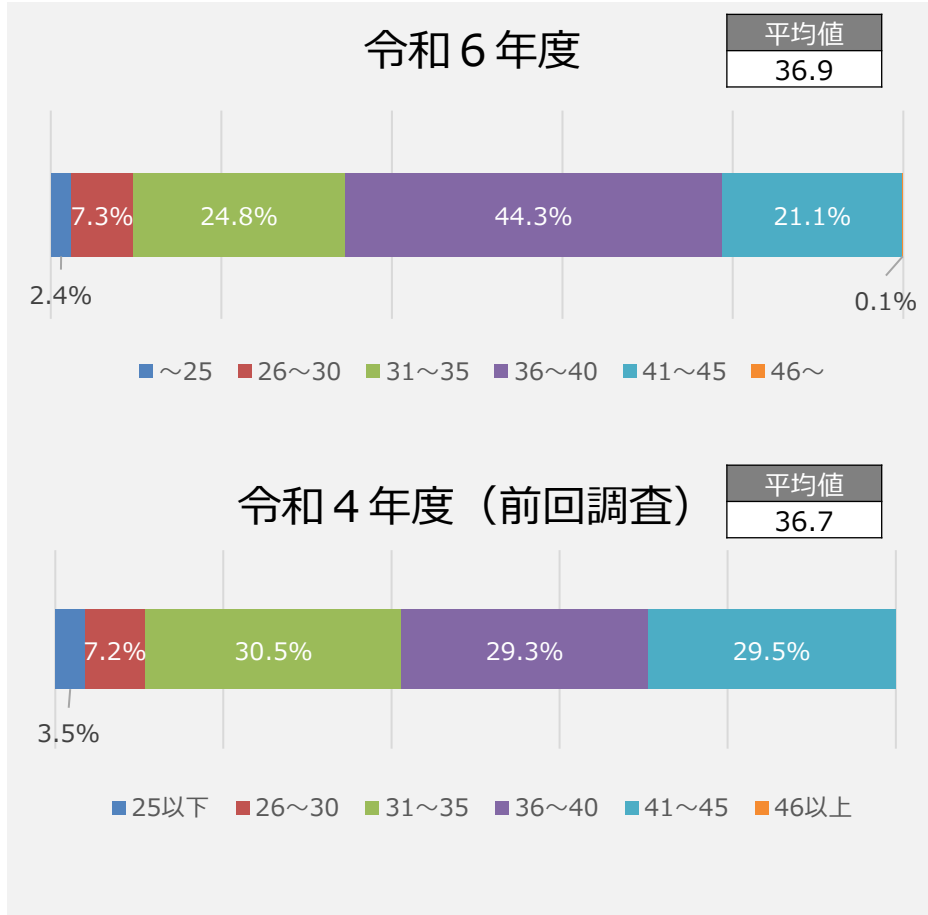
令和4年度(前回調査)



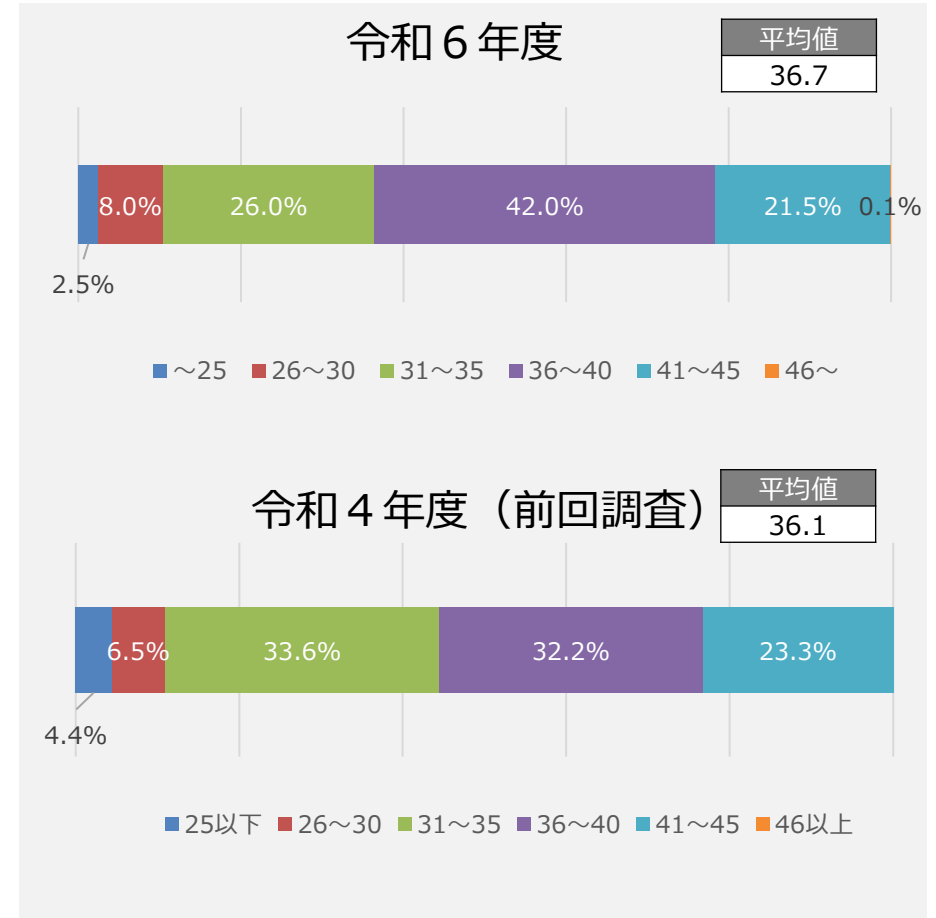
※ 学級活動を除く特別活動全体の数値であり、生徒会活動、学校行事の合計。

4. (3) 夏季休業の日数の状況【R6計画】 (小学校5年、中学校2年)

【小学校5年】



【中学校2年】



※ 期間中の土曜日、日曜日・祝日も夏季休業に含む。ただし、学校管理規則で定めている夏季休業の開始日又は終了日が土曜日、日曜日・祝日と隣接して、たまたま夏季休業の開始日が早まったり終了日が遅くなったりした場合は、開始日又は終了日には土曜日等を含めず、学校管理規則で定めている通りに回答している。



令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査について(結果のポイント)

調査の概要

【目的】

小学校学習指導要領の次期改訂に資するため、今次改訂の改善事項を中心に、各教科等の目標や内容に照らした児童の学習の実現状況について調査研究を行い、検討の基礎となる客観的データ等を得るとともに、教育課程の基準に係る課題の有無及びその内容等を検証・総括する。

【時期、対象学年及び教科等】

○調査時期：令和5年2月6日（月）から令和5年3月3日（金）

○調査対象：公立小学校 1,170校（義務教育学校前期課程含む） ※全学校の約7%、無作為抽出
実施児童数（延べ） 120,378人

○内容：各教科で、①今次改訂の基本方針に関する事項、②各教科等の主な改善事項（今回の改訂で新設された事項、学年及び学校種を超えて移行した事項）、③従来より課題とされている事項の視点に基づくペーパーテスト調査を実施するとともに、一部教科で実技調査を実施。あわせて、児童、教師、学校長を対象としたアンケート調査を実施。

（教師、学校長については、オンライン形式にて実施。）

- ・ペーパーテスト調査：第3～6学年 国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育（運動領域、保健領域）、外国語（英語）
- ・アンケート調査（学校）（児童、教師）：第2～6学年 生活、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、外国語活動
- ・実技調査：第6学年 図画工作、家庭、体育（運動領域）、外国語（英語）

(主なポイント)

各教科のペーパーテスト調査の結果から（P184～227）

- 「知識・技能」について、事実的な「知識」は一定程度の定着が見られるものもある一方、「知識」の概念としての習得や、習得した「知識」を日常生活に当てはめたり、現実の事象と関連づけて理解することには一部に課題があると考えられる。
- 「思考力・判断力・表現力等の育成」の観点から、例えば児童が具体的な問いを見いだす点等については、定着が見られるものもあると考えられる一方、目的に応じた課題解決、自分の考えや根拠を明確に説明するといった点については、課題があると考えられる。

生活、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のアンケート調査の結果から（P228～232）

- アンケート調査では、学習状況や学校生活等について概ね肯定的な回答が多く見られるが、同様の趣旨の項目において、教師の認識と児童の受け止めに差があるなど、課題が一部で見られる。

教育課程全体に係るアンケート調査（P233～241）

- 主体的・対話的で深い学びや、資質能力の3つの柱、見方・考え方などの学習指導要領が提唱する基本的な考え方については、現場の教育課程や学習指導の改善等により良い効果を与えたとの回答が多く見られる。
- 学習指導要領の趣旨実現を妨げる要素としては、多忙化や人員確保、研修時間の確保などの回答が多い。
- 標準授業時数について、教育課程編成に係る学校の裁量を広げることについては、多くの学校が賛成。年間授業時数を確保した上で、教科間の授業時数の調整を可能とするような取組を行ってみたいとする学校が多い。

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査について（ペーパーテスト調査等）

ペーパーテスト調査等の概要

● 調査実施校：小学校 1,170 校 実施児童数 120,378人（延べ数）

※1教科1問当たり、3,000人程度の調査結果を得ることができるよう、調査対象を無作為抽出した。

● データを見るにあたって

○「1. 主な改訂のポイント」「2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題」「3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性」「4. 調査問題例」の4構成と「4」に対応する問題を別紙（問題例）で添付。

○「2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題」中の赤字部分は「相当数の児童ができている」もの、青字部分は「課題があると考えられる」もので、下線が付されているものは、「4. 調査問題例」及び別紙において問題例（質問項目例）が示されている。

※実技調査については、対象教科（図画工作、家庭、体育（運動領域）、外国語（英語））のペーパーテスト調査を実施する抽出校の中から調査を実施する学校を抽出。（1教科当たり350人程度：10校程度）

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（国語）

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成することを目標に改善・充実。
 - ・学習の基盤となる言語能力等を支える語彙、急速に情報化が進展する社会における情報の扱い方等に関する〔知識及び技能〕の指導事項を改善・充実。
 - ・ただ活動するだけではなく、活動を通じてどのような資質・能力を育成するのかを示すため、〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において学習過程を一層明確化し、特に自分の考えを形成する学習過程を重視。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 語彙については、様子や行動等を表す語句について相当数の児童ができています。一方で、思考に関わる語句について課題があると考えられる設問があります。
- 情報の扱い方については、必要な語句などの書き留め方について相当数の児童ができています。一方で、情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方について課題があると考えられます。
- 「考えの形成」については、「書くこと」の領域において、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することに課題があると考えられます。また、「読むこと」の領域において、**文学的な文章を読む際に自分の考えをもつこと**については相当数の児童ができています。設問もある一方で、**説明的な文章を読む際に自分の考えをもつこと**については課題があると考えられます。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・適切な言語活動を通して、生きて働く「知識及び技能」と未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」を相互に関連させながら資質・能力を育成する指導の充実を図る。
 - ・「考えの形成」については、文章を読んで理解したことに基づいて自分の知識や経験等と結び付けて考えをまとめる指導や、自分の考えを明確にして書き表し方を工夫する指導等の充実を図る。

4. 調査問題例（ペーパーテスト 小学校/国語）

「情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方」の問題例（別紙1参照）

- 環境により暮らし方について調べ、家の人たちを招いてスピーチで提案する言語活動の中で、自分の考えが伝わるように資料活用の仕方を工夫するため、情報を整理し図で表すことができるかを問う問題を出題。【通過率 59.0%】

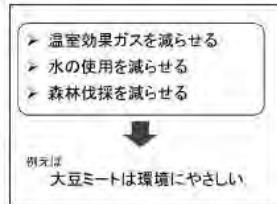
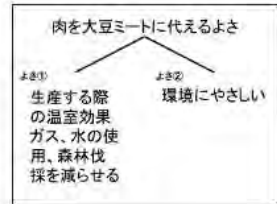
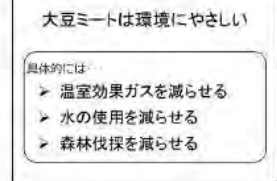
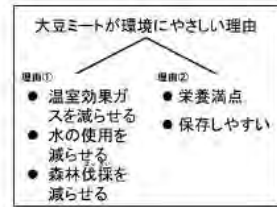
「文学的な文章を読む際に自分の考えをもつこと」の問題例（別紙2参照）

- 物語を読み、その魅力をまとめるという言語活動の中で、文章を読んで理解したことに基づいて、物語全体の魅力について自分の考えをもつことができるかを問う問題を出題。【通過率 80.5%】

「説明的な文章を読む際に自分の考えをもつこと」の問題例（別紙3参照）

- 生き物について書かれた説明的な文章を読み、考えるという言語活動の中で、文章を読んで理解したことに基づいて、疑問に思ったことやもっと知りたいことについての自分の考えをもつことができるかを問う問題を出題。【通過率 40.4%】

「情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方」の問題例

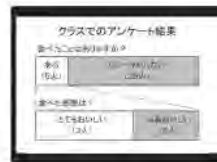


【正答】

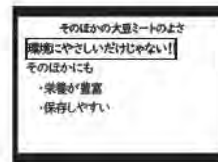
2

石川さんは、スピーチの練習を聞いた友達から、「調べたこと1」の「資料B」は大豆ミートがどのくらい環境にやさしいかが伝わりやすくなる資料にした方がよいのではないかとアドバイスを受けました。そこで、「調べたこと1」の内容に合わせて「資料B」を作り変え、次の1から4の中から、「資料B」に用いる資料として、最もふさわしいものを一つ選び、その番号を□の中に書きましょう。

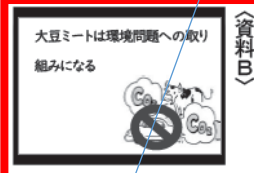
提案	アンケート結果	調べたこと2
大豆ミートを取り入れるようにして、環境にやさしい暮らしをめざす一つの方法として提案したい。	大豆ミートに加工するまでに手間がかかったり、栄養のかたよりがあるという研究結果があったりするなど、注意する点もまだあるが、環境の面から見るとすぐれた食材だと考える。 大豆ミートを取り入れるようにして、環境にやさしい暮らしをめざす一つの方法として提案したい。	大豆ミートのよさ②：環境にやさしいこと以外 「資料C」を示す 大豆ミートには、環境にやさしいこと以外にもよいところがある。 (二つのよさをかんたんに説明する) ↓ 食材として取り入れやすい。 実際にどれくらい食べられているか、食べた人の感想はどうかをクラスの人にアンケートした。 (「資料D」を示す) 食べたことがある 五人、ない、分からない 二十五人 感想「とてもおいしい」「おいしい」「おいしい」三人、「まあおいしい」二人 「あまりおいしくない」「おいしくない」は0人 あまり広がりがないが、食べた人は全員おいしいと感じていることが分かる。みんなに食べてもらいたい。



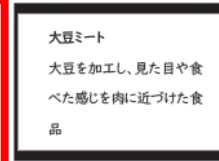
「資料D」



「資料C」



「資料B」



「資料A」

調べたこと1	大豆ミートとは
大豆ミートのよさ①：環境にやさしい (「資料B」を示す) ・食肉の場合に比べ、三つのことを減らすことができる。 温室効果ガス(CO ₂) 水の使用 森林伐採 ↓ 大豆ミートを取り入れることは、地球全体の環境問題に取り組むことにつながる。	大豆ミートとは (「資料A」を示す) 大豆ミートとは、大豆を加工し、見た目や食べた感じに肉に近づけた食品のこと。 環境にやさしく、すぐれた食材として注目されている。

【発表メモ】

話すこと

大豆ミートを知っていますか。

大豆ミートとは、大豆を加工し、見た目や食べた感じに肉に近づけた食品のこと。
環境にやさしく、すぐれた食材として注目されている。

大豆ミートのよさ①：環境にやさしい

(「資料B」を示す)

食肉の場合に比べ、三つのことを減らすことができる。
温室効果ガス(CO₂)
水の使用
森林伐採
↓
大豆ミートを取り入れることは、地球全体の環境問題に取り組むことにつながる。

四

石川さんの学級では、環境にやさしい暮らし方について調べ、家の人たちを招いてスピーチで提案することになりました。石川さんは、大豆ミートについて調べて、提案することになりました。

石川さんは、資料を画面に映しながらスピーチの練習をしました。次は、石川さんの「発表メモ」と画面に映した「資料A」から「資料D」です。

国語 第6学年・考えが伝わるように資料活用の仕方を工夫するため、情報を整理し図で表すことができるかを問う問題

この問題を解く上では、情報と情報との関係を判断し、図で表す資質・能力が必要となる。

ここでは、【発表メモ】「調べたこと1」に示された「環境にやさしい」という情報と、「温室効果ガス」「水の使用」「森林伐採」という情報との関係を判断し、適切に図示している資料を選択することが必要。

「文学的な文章を読む際に自分の考えをもつこと」の問題例

【通過率 80.5%】

国語 第6学年・文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えをもつことができるかを問う問題

この問題を解く上では、以下のような資質・能力が必要となる。

- ①文章の内容や構造を捉え、精査・解釈しながら理解したことについて、表現すること。
 - ②文章を読んで理解したことに基づいて自分の考えを形成し、表現すること。
- ここでは、物語全体の魅力をまとめることが必要。

中山さんは、物語を読み、その魅力をまとめようとしています。本文を読んで、あとの問題に答えましょう。

中山さんは、この物語全体の魅力をまとめようとしています。あなたならどのようにまとめますが、次の【条件】に合わせて書きましょう。

【条件】

- ① この物語には、どのような魅力があると感じたか自分の考えを書くこと
- ② この物語のどこが①のことに感じたか分かるようにまとめること
- ③ 六十文字以上、百四十文字以内で書くこと

※●の印から書きましょう。どこから何を書くかについて、横線を引きましょう。

本文省略

魅力：物語のよさや読んでひきつけられたこと

〈正答例〉

・物語が進むにつれて、主人公の雨に対するとらえ方が変わっていくのがみ力だと思いました。最初は、雨がゆううつでいやなものとして書かれています。洋品店やあわむらさき色のドレスとの出会いによって雨の中を歩くのが楽しみになるなど、雨がよいものに変化していきます。(127字)

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（社会）

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 公民としての資質・能力の基礎の育成に向けて、社会的事象の見方・考え方を働かせ、問題解決の見通しをもつ活動や社会的事象の特色や意味を考え説明する活動、社会への関わり方を選択・判断し、よりよい社会を考えようとする活動などの問題解決的な学習活動の充実を図る。
- 中学校社会科への接続・発展を視野に入れて、内容の枠組みと対象を「地理的環境と人々の生活」「現代社会の仕組みや働きと人々の生活」「歴史と人々の生活」と整理し、社会科の特質を踏まえ、内容の改善を図る。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかになった成果と課題

- 資料から問いを見いだすことは相当数の児童ができているが、問題解決の見通しをもつようにすることに課題があると考えられる。
- 資料から情報を読み取ることは相当数の児童ができていて、社会的事象の特色や意味を考え説明することや、読み取ったことを基に図や文などにまとめることに課題があると考えられる。
- 社会に見られる課題を捉え、社会への関わり方を考えようすることに課題があると考えられる。
- 内容により基礎的な知識及び技能の定着に課題があると考えられるものや具体的な事実に基づいて社会的事象の特色や意味を理解することに課題があると考えられる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・学習の問題について追究・解決の見通しをもつ活動、複数の情報を関連付けて社会的事象の特色や意味を考え説明する活動、学習で身に付けた知識を使って自分で考えた図や文などでまとめる活動を重視する。
 - ・社会に見られる課題を踏まえ学習したことを基に、自分たちにできることなどを考えたり、社会への関わり方を選択・判断したりする活動を重視する。
 - ・内容に関しては、例えば、地理的環境の学習において基礎的な知識や技能が定着する指導や、例えば、政治の学習において具体的な事実や意義などを政治の働きと結び付けて考えるようにする指導の充実を図る。

4. 調査問題例（ペーパーテスト 小学校/社会）

「資料から問いを見いだすこと」の問題例（別紙1参照）

- 今回の学習指導要領の改訂に当たり「問題解決的な学習活動の充実を図ること」を重視して、「思考・判断・表現」の観点から作成した。
- 「思考力、判断力、表現力等の育成」に関連し、「問いを見いだすこと」を問う問題として、

作物の種類と生産量に着目して、問いを見いだしていることを問う問題を出題。【通過率 85.4%】

「読み取ったことを基に図や文などにまとめること」の問題例（別紙1参照）

- 今回の学習指導要領の改訂に当たり「問題解決的な学習活動の充実を図ること」を重視して、「知識・技能」の観点から作成した。
- 「知識及び技能の育成」に関連し、「学習したことを図や文などにまとめること」を問う問題として、

資料を関連付けて、国際交流に取り組む地域の特色を説明する問題を出題。【通過率 25.9%】

「資料から問いを見いだすこと」の問題例

社会科 第3学年(2)「地域に見られる生産の仕事」 B冊子3(1)
作物の種類と生産量に着目して、問いを見いだしていることを問う問題

○資料(表)から作物の種類と生産量に着目して、見いだした問いについて

選択肢から適切なものを選ぶ問題

・資料である表と子供の言葉を関連付けて作物の種類や数量を読み取り、追究する視点に着目した問いを見いだす。

このような問題から、社会的事象に着目して、問いを見いだす力(思考力、判断力、表現力等)の育成の状況について測る。

3 次の表を見て、あとの問題に答えましょう。

A市で作られている作物	作られている量
トマト	30 トン
米	10 トン
ダイコン	4 トン
ニンジン	3 トン
キャウリ	2 トン

(1) 上の表を見て、せいやさんは次の質問をもちました。

①に入る言葉としてもふさわしいものを次の1から4の中から1つえらび、その番号を□の中に書きましょう。

わたしたちが住むA市で作られている作物のしゅるいと量に注目してみると、①と思いました。



せいやさん

- 1 A市ではトマトを作っていないのはどうしてだろう
- 2 A市の南ではなぜ作物を作っていないのだろう
- 3 A市でトマトが多くつくられているのはなぜだろう
- 4 野さいを売る店がたくさんあるのはどうしてだろう

3

「読み取ったことを基に図や文などにまとめること」の問題例

別紙1(問題例)

社会科 第4学年(5)「国際交流に取り組んでいる地域」 B冊子6(2)
資料から読み取ったことを基に、国際交流に取り組む地域の特色を文にまとめることを問う問題

○資料から読み取ったことを基に、国際交流に取り組む地域の特色を2つの言葉を使って文でまとめる問題

このような問題から、学習で身に付けた知識を使って自分で考えた図や文などでまとめる力(知識及び技能)の育成の状況について測る。

6 国際交流がさかんなA市の取組について、資料を見てあとの問題に答えましょう。

資料①【A市と国際交流のある国】



A市では、カナダにある姉妹都市との交流がさかんで、中学生が互いの国をほう問したり、スポーツ交流会を開いたりしています。

資料②【A市での取組】



市役所では、外国人が生活を送れるように日本語を教える活動を行っています。小学校では、外国人をまねいて小学生が外国の文化を教える交流会を開いています。

資料③【地いき住民との交流】



A市に住む外国人もふえてきています。地域住民が外国人たちに声をかけ、伝統のお祭りをいっしょに行うようになりました。

(2) A市の人々は、どのような「まちづくり」をめざしていますか。□の中にある2つの言葉を使って、文を完成させましょう。

特色 国際交流

このまちの人々は、

(正解例) 国際交流を特色としたまちづくりをめざしている

まちづくりをめざしている。

【通過率 85.4%】

【通過率 25.9%】

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（算数）

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成することとした。
- 3つの柱に沿って資質・能力を示した。特に「思考力、判断力、表現力等」については、内容項目ごとに書き加えた。
- 第4学年以降に「変化と関係」領域を新設し、伴って変わる二つの数量の関係に関する内容を移行し、割合に関する内容を充実させた。また「データの活用」領域を新設し、統計に関する内容を充実させた。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 「変化と関係」領域について、伴って変わる二つの数量の關係に着目し、式に表すことは相当数の児童ができていますが、伴って変わる二つの数量の關係に着目し、統合的・発展的に考察することについては、一定程度の児童ができていないとどまっている。
- 「変化と関係」領域について、単に割合を求めることは一定程度の児童ができていますが、割合を用いて比べ方を説明することについては課題があると考えられる。
- 「データの活用」領域について、単に代表値を求めることは相当数の児童ができていますが、代表値などを用いて問題の結論について判断することについては課題があると考えられる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・ICTなどを活用して、児童が働かせた数学的な見方・考え方を共有し、既習内容との共通点を考え、統合的・発展的に考察する学習を重視することが必要。
 - ・知識及び技能を活用して、理由を説明したり、問題の結論について判断したりする学習活動を重視することが必要。

4. 調査問題例（ペーパーテスト 小学校/算数）

「伴って変わる二つの数量の關係」に関する問題例（別紙1参照）

- 今回の学習指導要領では、3つの柱に沿って資質・能力を示した。特に「思考力、判断力、表現力等」については、内容項目ごとに書き加えた。
- 「思考力、判断力、表現力等」の内容のうち、第5学年の「伴って変わる二つの数量の關係」については、
 - ①伴って変わる二つの数量の關係に着目し、式に表す問題（思考力、判断力、表現力等）を出題。【通過率 91.4%】
 - ②伴って変わる二つの数量の關係に着目し、統合的・発展的に考察する問題（思考力、判断力、表現力等）を出題。【通過率 64.8%】【通過率 60.8%】

「割合」に関する問題例（別紙2参照）

- 今回の学習指導要領では、割合に関する内容を充実させた。
- 割合に関する内容のうち、第4学年の「簡単な場合についての割合」については、
 - ①割合を求める問題（知識及び技能）を出題。【通過率 76.1%】
 - ②割合を用いて、量の大小を判断した理由を説明する問題（思考力、判断力、表現力等）を出題。【通過率 40.7%】

「統計」に関する問題例（別紙3参照）

- 今回の学習指導要領では、統計に関する内容を充実させた。
- 統計に関する内容のうち、第6学年の代表値の問題については、
 - ①最頻値の意味を理解して、それを求める問題（知識及び技能）を出題。【通過率 82.3%】
 - ②データの特徴や傾向に着目し、代表値などを用いて問題の結論について適切に判断できるかを問う問題（思考力、判断力、表現力等）を出題。【通過率 49.9%】

「伴って変わる二つの数量の関係」に関する問題例

算数 第5学年 伴って変わる二つの数量の関係に関して、数学的な見方・考え方を働かせ、統合的・発展的に考察することに関する問題

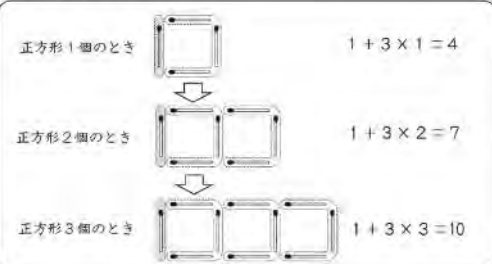
○マッチ棒でつくった正方形や長方形を横に並べていったときの、正方形や長方形の数に対するマッチ棒の数を式に表す問題（思考力、判断力、表現力等）

このような問題から、数学的な見方・考え方を働かせ、統合的・発展的に考察する能力の育成の状況について測る。

・伴って変わる二つの数量の関係に着目して、場面を基に考察して式に表すことが必要。変化している数量について統合的・発展的に捉え考察し、○や△などを用いて式に表すことが必要。似た場面について、変わっていることに着目して、統合的・発展的に考察し式に表すことが必要。

⑤ マッチ棒を使って正方形を横にならべた形を作っていきます。
ともきさんは使うマッチ棒の本数を下の図と式で考えました。

ともきさんの求め方



① 正方形の数が5個のときのマッチ棒の本数を、ともきさんの求め方で式に表し、その式を次の□の中に書きましょう。

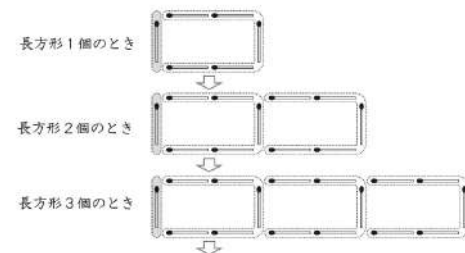
式 $1 + 3 \times 5$ (6)

② 正方形の数が□個のときのマッチ棒の本数を△本とします。ともきさんの求め方について、○と△の関係を式に表します。その式を次の□の中に完成させましょう。

式 $1 + 3 \times \bigcirc = \triangle$ (7)

【通過率 91.4%】

③ 横にならべていく図形を下のような長方形にしてみます。



長方形の数が○個のときのマッチ棒の本数を△本として、○と△の関係を式に表し、その式を次の□の中に完成させましょう。

式 $1 + 5 \times \bigcirc = \triangle$ (8)

【通過率 60.8%】

【通過率 64.8%】

「割合」に関する問題例

算数 第4学年 簡単な場合について割合に関する問題

- ① ゴムひもの伸びる前と後の長さの関係を捉え、ゴムの伸びる割合を求める問題（知識及び技能）
 ② 2種類のゴムひもの伸びる前と後の長さの関係を捉え、伸びる前の長さに応じた伸びた後の長さの大小を判断した理由を説明する問題（思考力、判断力、表現力等）
 このような問題から、割合についての資質・能力（知識及び技能、思考力、判断力、表現力等）の育成の状況について測る。
 ・二つの数量の関係を捉え、一方の量がもう一方の量の何倍なのかを求めることが必要。二つの数量の関係を捉え求めた割合をもとに、量の大小を判断した理由を説明することが必要。

⑤ ゴムひもAとゴムひもBがあります。
 それぞれのゴムひもを、ある長さに切ったとき、
 いっぱいまでのばした長さを調べました。

ゴムひもA		ゴムひもB	
のばす前	のばした後	のばす前	のばした後
10 cm	⇒ 30 cm	40 cm	⇒ 80 cm
20 cm	⇒ 60 cm	60 cm	⇒ 120 cm
30 cm	⇒ 90 cm	80 cm	⇒ 160 cm

ゴムひもAとゴムひもBは、それぞれ何倍のびるゴムひもといえますか。それぞれ の中に書きましょう。

ゴムひもA 倍のびる

ゴムひもB 倍のびる

【通過率 76.1%】

⑤ ゴムひもAとゴムひもBがあります。
 それぞれのゴムひもを、ある長さに切ったとき、
 いっぱいまでのばした長さを調べました。

ゴムひもA		ゴムひもB	
のばす前	のばした後	のばす前	のばした後
10 cm	⇒ 30 cm	40 cm	⇒ 80 cm
20 cm	⇒ 60 cm	50 cm	⇒ 100 cm
30 cm	⇒ 90 cm	60 cm	⇒ 120 cm
⋮	⋮	⋮	⋮
120 cm	⇒ cm	120 cm	⇒ cm

ゴムひもAとゴムひもBをそれぞれ120 cmに切りました。120 cmのゴムひもAと120 cmのゴムひもBの、それぞれをいっぱいまでのばした長さをくらべると、どちらが長いといえますか。次の1から3の中から1つ選び、その番号を の中に書きましょう。また、その理由を、数や式や言葉を使って の中に書きましょう。

1 120 cmのゴムひもAをいっぱいまでのばした長さの方が長い
 2 120 cmのゴムひもBをいっぱいまでのばした長さの方が長い
 3 どちらも同じ

番号

理由

以下の番号を選んでいる反応率
 番号1 61.6%
 番号2 22.9%
 番号3 5.1%

【通過率 40.7%】

「統計」に関する問題例

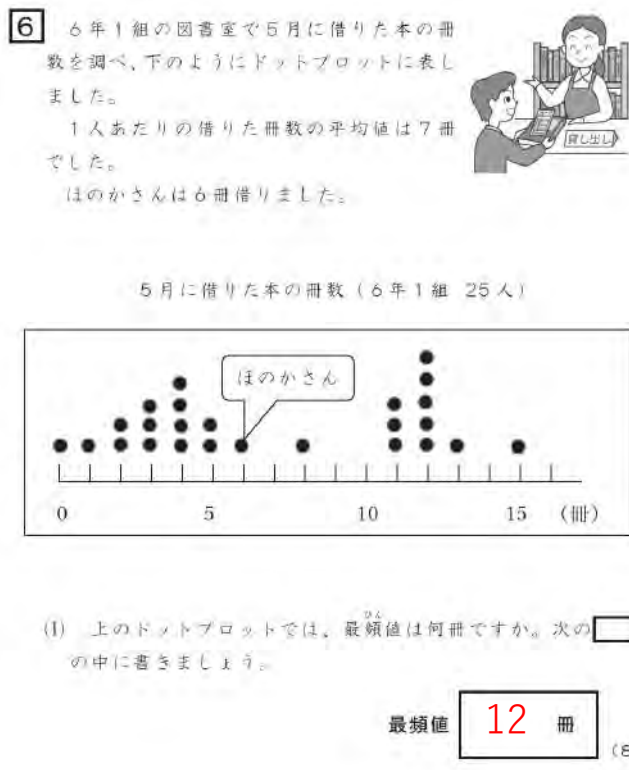
算数 第6学年 代表値に関する問題

①最頻値の意味を理解し、それを求める問題 (知識及び技能)

②データの特徴や傾向に着目し、代表値などを用いて問題の結論について適切に判断できるかを問う問題 (思考力、判断力、表現力等)

このような問題から、統計についての資質・能力 (知識及び技能、思考力、判断力、表現力等) の育成の状況について測る。

・最頻値の意味や求め方を理解していることが必要。さらに、中央値の意味や求め方を理解して、データの特徴や傾向に着目し、適切な代表値を用いて判断することが必要。



ほのかさんが、「私は6冊借りていて、平均値の7冊より少ないです。だから、クラスの中では、借りた冊数が少ない方だと思います。でも、ドットプロットを見たら、クラスの半数以上の13人が、私より借りた冊数が少ないです」といいました。

(2) ドットプロットを見て、ほのかさんの話のようになった理由として適切なものを次の1から4の中から1つ選び、その番号を□の中に書きましょう。

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1 ほのかさんは中央値より多く借りているから | 49.9% |
| 2 ほのかさんは中央値より少なく借りているから | 19.1% |
| 3 ほのかさんは最頻値より多く借りているから | 6.9% |
| 4 ほのかさんは最頻値より少なく借りているから | 24.1% |

番号

1

(9)

【通過率 82.3%】

【通過率 49.9%】

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（理科）

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 理科で育成を目指す資質・能力を育む観点から、自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を基に考察し、結論を導き出すなどの問題解決の活動を充実
- 理科を学ぶことの意義や有用性の実感及び理科への関心を高める観点から日常生活や社会との関連を重視

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 差異点や共通点が明らかな状況において、問題を見いだし、その問題を選択することや得られた結果から、より妥当な考えをつくりだし、その考えを選択することについては、相当数の児童ができています。設問がある。
- 差異点や共通点が明らかな状況において、問題を見いだし、その問題を表現することについては、課題があると考えられるが、学年が上がるにつれて通過率が上がる傾向にある。また、複数の要因についてその影響を調べる状況において、条件を制御しながら解決の方法を発想し、その解決の方法を選択すること、習得した知識を日常生活との関わりの中で捉え直すことについては、課題があると考えられる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・問題解決の過程を通じた学習活動を重視し、個々の児童が問題を科学的に解決できるよう、指導の充実に努める。
 - ・学習したことを自然の事物・現象や日常生活に当てはめ、理解を深めたり、役立っていることを捉えたりする活動を重視し、理科を学ぶことの意義や有用性を感じられるよう、指導の充実に努める。

4. 調査問題例（ペーパーテスト調査 小学校/理科）

「差異点や共通点が明らかな状況において、問題を見いだし、その問題を選択すること」の問題例（別紙1参照）

- 今回の学習指導要領の改訂に当たり、「問題解決の活動を充実」させた。
- 「問題解決の力の育成」に関連し、動物の発生や成長について、差異点や共通点が明らかな状況において、問題を見いだし、その問題を選択することについて問う問題を出題。第5学年【通過率 87.9%】

「得られた結果から、より妥当な考えをつくりだし、その考えを選択すること」の問題例（別紙2参照）

- 今回の学習指導要領の改訂に当たり、「問題解決の活動を充実」させた。
- 「問題解決の力の育成」に関連し、燃焼の仕組みについて、得られた結果から、より妥当な考えをつくりだし、その考えを選択することについて問う問題を出題。第6学年【通過率 83.2%】

「差異点や共通点が明らかな状況において、問題を見いだし、その問題を表現すること」の問題例（別紙3参照）

- 今回の学習指導要領の改訂に当たり、「問題解決の活動を充実」させた。
- 「問題解決の力の育成」に関連し、電流の働きについて、差異点や共通点が明らかな状況において、問題を見いだし、その問題を表現することについて問う問題（各学年共通問題）を出題。

第3学年【通過率 30.0%】第4学年【通過率 44.2%】

第5学年【通過率 44.2%】第6学年【通過率 49.8%】

「習得した知識を日常生活との関わりの中で捉え直すこと」の問題例（別紙4参照）

- 今回の学習指導要領の改訂に当たり、「日常生活や社会との関連を重視」した。
- 「知識及び技能の習得」に関連し、電流の働きについて、習得した知識を日常生活との関わりの中で捉え直すことについて問う問題を出題。第4学年【通過率 41.3%】

「差異点や共通点が明らかな状況において、問題を見だし、その問題を選択すること」の問題例

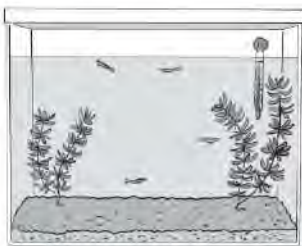
理科 第5学年 動物の発生や成長について、差異点や共通点が明らかな状況において、問題を見だし、その問題を選択することについて問う問題

○メダカの卵や胎児の様子に着目して、それらを時間の経過で比較することで捉えた差異点や共通点を基に、問題を見いだすことを問う問題

この問題から、問題解決の力（思考力、判断力、表現力等）の育成の状況についてみる。

・問題を見いだすには、自然の事物・現象を比較し、差異点や共通点を明らかにし、それらを捉えることが必要。

2 太郎さんの学級で、オスとメスのメダカを飼うことになり、観察を始めました。



(1) 太郎さんたちは、水草に見つけたたまごの中のようにすについて、次のように話しています。

【気づいたこと】

正子：たまごの中には、あわのようなものが見えるよ。

太郎：ここから、子メダカになっていくんだね。

正子：人は、およそ10ヶ月で赤ちゃんが生まれるけど。

太郎：はやく、子メダカが生まれえないかな。

太郎さんたちは、【気づいたこと】から調べていく問題をつくりました。どのような問題をつくるのがふさわしいと考えられますか。次の1から4の中から、ふさわしいものを1つ選び、その番号を□の中に書きましょう。

- 1 人は、生まれるまでにどのくらいの時間がかかるのだろうか
- 2 メダカは、生まれるまでにどのくらいの時間がかかるのだろうか
- 3 メダカのオスとメスは、しりびれの形で見分けることができる
- 4 メダカは、水温が何度のときにたまごを産むのだろうか

【通過率 87.9%】

2

(6)

「得られた結果から、より妥当な考えをつくりだし、その考えを選択すること」の問題例

理科 第6学年 燃焼の仕組みについて、得られた結果から、より妥当な考えをつくりだし、その考えを選択することについて問う問題

○物が燃えるときの空気の変化に着目して、物が燃える前と物が燃えた後での空気の性質について、得られた結果から、より妥当な考えをつくりだすことを問う問題
この問題から、問題解決の力（思考力、判断力、表現力等）の育成の状況についてみる。

・より妥当な考えをつくりだすためには、自然の事物・現象を多面的に考え、複数の観察、実験などから得られた結果を基に考察することが必要。

- (2) 太郎さんと正子さんは、ものを燃やす前とものを燃やした後の空気を、石灰水と酸素用気体検知管で調べたところ、下のよう
な結果になりました。

【実験結果】

太郎さん

【石灰水で調べる】

〔ものを燃やす前〕
石灰水は変化しなかった



〔ものを燃やした後〕
石灰水は白くにいった

正子さん

【酸素用気体検知管で調べる】

〔ものを燃やす前〕
21% ぐらい



〔ものを燃やした後〕
17% ぐらい

空気中の酸素の体積の
割合が小さくなった。

太郎さんと正子さんの実験結果から、どのようなことが考えられますか。次の1から4の中から1つ選び、その番号を□の中に書きましょう。

- 1 ものを燃やすと、酸素がすべて使われることがわかる
- 2 ものを燃やすとき、二酸化炭素が使われて酸素ができることがわかる
- 3 ものを燃やすとき、酸素が使われて二酸化炭素ができることがわかる
- 4 ものを燃やすと、二酸化炭素が4% ぐらい増えることがわかる

【通過率 83.2%】

3

(2)

「差異点や共通点が明らかな状況において、問題を見だし、その問題を表現すること」の問題例

理科 第3・4・5・6学年 電流の働きについて、差異点や共通点が明らかな状況において、問題を見だし、その問題を表現することについて問う問題

○乾電池につないだ物の様子に着目して、つなぎ方と豆電球の明るさを比較することで捉えられた差異点や共通点を基に、問題を見だし、表現することを問う問題

(第3学年から第6学年まで共通で出題)

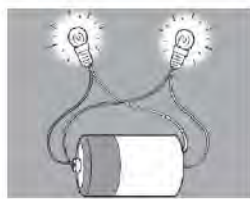
この問題から、問題解決の力(思考力、判断力、表現力等)の育成の状況についてみる。

・問題を見だし、表現するには、自然の事物・現象を比較し、その差異点や共通点を明らかにし、それらを捉え、見出した問題について意見交換や議論したり、ノートやICT端末に記録したりすることが必要。

3) 太郎さんと正子さんは、下の図のように、それぞれ同じ種類の豆電球に明かりをつけて、気づいたことを話しています。



1

正子さんの
つなぎ方太郎さんの
つなぎ方

【気づいたこと】

太郎：あれ？ぼくのつなぎ方より、正子さんの豆電球の方が明るいよ。

正子：わたしのつなぎ方は、1のつなぎ方と明るさが同じくらいだよ。

太郎さんたちは、【気づいたこと】から調べたい問題をつくりました。どのような問題をつくるのがふさわしいと考えられますか。次の□の中を書きましょう。

正答例

- ・豆電球の数によって、豆電球の明るさはどのように変わるのだろうか。
- ・豆電球をより明るくするには、どのようなつなぎ方にすればよいのだろうか。
- ・何度やっても正子さんのつなぎ方は、豆電球が明るくなるのだろうか。

(15)

第3学年	【通過率	30.0%】
第4学年	【通過率	44.2%】
第5学年	【通過率	44.2%】
第6学年	【通過率	49.8%】

「習得した知識を日常生活との関わりの中で捉え直すこと」の問題例

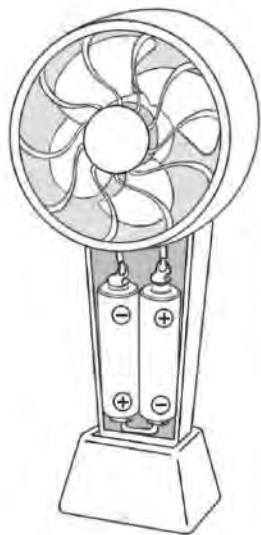
理科 第4学年 電流の働きについて、習得した知識を日常生活との関わりの中で捉え直すことについて問う問題

○乾電池のつなぎ方を変えると電流の大きさが変わることについて、日常生活との関わりの中で捉え直すことを問う問題

この問題から、知識の習得の状況についてみる。

- ・習得した知識を日常生活との関わりの中で捉え直すには、自然の事物・現象についてのイメージや素朴な概念などを、既習の内容や生活経験、観察、実験などの結果から導きだした結論と意味付けたり、関係付けたりして、より妥当性の高いものに更新していくことが必要。

- (3) 太郎さんたちはかん電池を使ったおもちゃを組み立てることにしました。太郎さんたちが作った携帯式せん風機の電池ボックスのふたを外すと、中はこのようになっています。これは、かん電池の何つなぎですか次の□の中に入書きましょう。



正答例
直列つなぎ

(28)

【通過率 41.3%】

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（音楽）

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る言語活動の充実
- 我が国や郷土の音楽のよさなどを味わえるようにする学習の充実

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 音楽を聴いたり楽譜を見たりして旋律やリズムなどの特徴を捉えること、つくったリズムの特徴や、我が国や郷土の音楽（曲や演奏）のよさなどを言葉で表すことについては、相当数の児童ができている。
- 音楽を聴いたり楽譜を見たりして、音楽表現の工夫についての根拠を曲全体の構造と関わらせて考え言葉で適切に表すこと、音楽を形づくっている要素を聴き取り楽譜と結び付けることなどについては、課題があると考えられる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・曲全体を捉えて、音楽表現を工夫したり曲や演奏のよさなどを味わって聴いたりするために、音楽を形づくっている要素を聴き取り、感じ取ったことと関わらせて考え言葉で表したり、楽譜と結び付けて音符や記号、用語を理解したりする指導を一層充実する。
 - ・音楽を形づくっている要素を思考・判断のよりどころとした学習活動を通して、実感を伴って「知識」を習得したり、必要性を感じながら「技能」を習得したりできるような指導の充実を図る。
 - ・生活や社会の中の音や音楽との関わりを深めるために、教科等横断的な視点を含め、音楽科の特性を生かしたカリキュラムの充実を図る。

4. 調査問題例（ペーパーテスト 小学校/音楽）

つくったリズムの特徴について言葉で表す問題例

（別紙1参照）

- 主に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関連し、
 - ・つくった4小節のリズムの特徴について、「伴奏のリズム」「変化」「くり返し」の言葉を1つ以上使って説明する問題を出題。

【通過率 87.1%】

民謡の曲や演奏のよさについて言葉で表す問題例

（別紙2参照）

- 主に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関連し、
 - ・民謡「ソーラン節」を聴き、曲や演奏のよさについて考え言葉で表す問題を出題。

【通過率 80.3%】

音楽を聴いたり楽譜を見たりして、音楽表現の工夫についての根拠を考え言葉で表す問題例（別紙3参照）

- 第6学年 歌唱共通教材「こいのぼり」
- 主に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関連し、
 - ・他者の考えた表現の工夫について、その根拠を音楽を聴いたり楽譜を見たりして、旋律の特徴や曲全体の構造と関わらせて考え言葉で表す問題を出題。

【通過率 46.3%】

つくったリズムの特徴について言葉で表す問題例

音楽 第6学年 音楽づくり

・ 6 A 2 (音源を用いた問題) 参考: 導入部分と(2)

2 音楽づくりについて、(1)から(3)の問題に答えてみましょう。

さちこさんの学級では、先生がつくった伴奏^{ばん}のリズムにのって、4分の2拍子^{びょう}、4小節のたいこのリズムをつくる学習をしています。

まず、先生がつくった伴奏のリズムをききましょう。

伴奏のリズム			
ドー—ン	ドー—ン	ドー—ン	カッ カッ

この伴奏のリズムをききながら、さちこさんは、次のようなリズムをつくりました。伴奏のリズムといっしょに「さちこさんのリズム」をきいてみましょう。

さちこさんのリズム			
ドン ドン	ドッコドッコ	ド ドン コ	ドー—ン

(2) 今度は、あなたが4小節のリズムをつくります。

【つくる条件】

- ・ 下の1から8のリズムを使う。
- ・ 同じリズムを2回以上使ってもよい。
- ・ 「さちこさんのリズム」とはちがうリズムをつくる。

まず、1から8のリズムをききましょう。

1 ド ドン コ 	2 (ウン) ドン 	3 ド ドー—ン
4 ドッコドッコ 	5 ドー—ン 	6 カッ カッ
7 ドン ドン 	8 ドン ドッコ 	

つくったリズムの特徴について言葉で表す問題例 (続き)

音楽 第 6 学年 音楽づくり

音楽科 第 6 学年 A 表現(3)音楽づくりA(ア) 即興的に表現することを通して、音楽づくりの様々な発想を得ることについて問う問題

○ A 2 (3) つくった 4 小節のリズムの特徴について、「伴奏のリズム」「変化」「くり返し」の言葉を 1 つ以上使って説明する問題
このような問題から、音楽づくりの活動を通じた思考力、判断力、表現力等の育成の状況について測る。

【通過率 87.1%】

(3)の正答例 (2)でつくったリズム：8・4・3・5)

伴奏のリズムとは全ての小節でリズムが変わるようにして、前半ははずむように、後半は伸ばすように変化させた。「8」と「4」では「ドッコ」というリズムをくり返した。

(3) (2)で、あなたがつくった 4 小節のリズムにはどのような特ちょうがありますか。その特ちょうを、(1) の文章を参考にしながら考え、下の【使う言葉】を 1 つ以上使って、☐の中に書きましょう。

【使う言葉】

^{ばん} 伴奏のリズム 変化 くり返し

あなたがつくった 4 小節のリズムの特ちょう

答
え

(11)

民謡の曲や演奏のよさについて言葉で表す問題例

音楽 第6学年 鑑賞

音楽科 第6学年 B鑑賞(1)ア 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見いだし、曲全体を味わって聴くことについて問う問題

○音源を用いて民謡「ソーラン節」を聴き、曲や演奏のよさについて考え言葉で表す問題

このような問題から、鑑賞の活動を通じた思考力、判断力、表現力等の育成の状況について測る。

【通過率 80.3%】

(4) この民謡^{みんやう}のよさを、かおりさんは、次のように考えました。
 () に入る理由を音楽の特ちょうから考え、「歌声(声)」と「合いの手」という2つの言葉を使って、の中に書きましょう。

くかおりさんの考え>

この民謡は、みんなで仕事をがんばろうという気持ちが感じられる曲です。

なぜそう感じたのかというと、()

(4)の正答例

「は～どっこい」という合いの手にいきおいがあって、歌声も明るく、とても明るい気持ちになるし、おうえんしているかんじがするから。

音楽を聴いたり楽譜を見たりして、音楽表現の工夫についての根拠を考え言葉で表す問題例

音楽 第6学年 歌唱

音楽科 第6学年 A表現(1) ア 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつことについて問う問題

○他者の考えた表現の工夫について、その根拠を音楽を聴いたり楽譜を見たりして、旋律の特徴や曲全体の構造と関わらせて考え言葉で表す問題
このような問題から、歌唱の活動を通じた思考力、判断力、表現力等の育成の状況について測る。

【通過率 46.3%】

(3)の正答例

3段目の後半から、だんだん音が高くなり、4段目のはじめの音が、この曲の中で一番高い音になっているから。

(3) えまさんは、この歌の4段目の表現の仕方について、次のような思いをもちました。

わたしは、こいのぼりが風にふかれて勢いよく泳いでいる様子が伝わるように、3段目から4段目へのつながりを意識して、4段目のはじめを一番盛り上げて歌いたと思います。

えまさんがなぜそう思ったのか、「音の高さ」や「3段目から4段目へのつながり」に注目して、^{せんりつ}旋律の特ちょうから理由を考え、□の中を書きましょう。

3 段 目



4 段 目



答え	
----	--

(5)

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（図画工作）

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を一層重視
 - ・「A表現」及び「B鑑賞」の指導内容の明確化
 - ・第5、6学年で、鑑賞の対象に「生活の中の造形」を位置付ける
 - ・表現や鑑賞の活動で共通に必要な資質・能力〔共通事項〕の改善

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 想像したことから表したいことを見付けることは相当数の児童ができている。
- 生活の中の造形の造形的なよさや美しさについて感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めることは相当数の児童ができている。
- 我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形の表現の意図や特徴について感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めることに課題があると考えられる。
- 表現方法に応じて材料や用具を活用すること、形や色などの造形的な特徴である、動き、奥行きを理解することに課題があると考えられる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・児童が実際に見たり、触ったりするなどして、様々な感覚を働かせることができる活動を設定するとともに、材料や用具の効果や可能性に気づき、思いに合わせて工夫して表す過程を重視した指導を行う。
 - ・児童が自分のイメージをもちながら、発想や構想をすることを楽しめるよう題材の設定を工夫するとともに、比べて見る、対象を自分で選ぶなど、発達の段階や特性を踏まえた多様な鑑賞の活動を経験できるようにする。
 - ・児童がよりよい未来や生活への夢や願いをもったり想像したりすることを大切に、感性を働かせ、つくりだす喜びを味わえるようにする。

4. 調査問題例（ペーパーテスト、実技 小学校/図画工作）

「想像したことから表したいことを見付けること」の問題例（別紙1、2参照）

- 「思考力、判断力、表現力等の育成」に関連し、コンパスの働きを基に想像したことから、生き物について発想や構想をする問題を出題。
【通過率 88.7%】

「生活の中の造形の造形的なよさや美しさについて感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること」の問題例（別紙3参照）

- 「思考力、判断力、表現力等の育成」に関連し、自分が選んだカレンダーの絵から感じ取ったことを、絵に表された対象の形や色などを基に説明する問題を出題。
【通過率 81.4%】

「我が国の親しみのある美術作品の表現の意図や特徴について感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること」の問題例（別紙4参照）

- 「思考力、判断力、表現力等の育成」に関連し、『昌平橋聖堂神田川』を鑑賞して、雨がやみそうだと感じた理由を雨、雲、空以外の形、色、動きを基に説明する問題を出題。
【通過率 53.3%】

「表現方法に応じて材料や用具を活用すること」の問題例（別紙5参照）

- 「技能の習得」に関連し、カッターナイフを活用し、表したいことに合わせて切り抜いたり切り起こしたりして工夫して立体に表す問題を出題。
【通過率 68.3%】

「想像したことから表したいことを見付けること」の問題例

別紙1 (問題例)

図画工作 第6学年 コンパスの働きを基に想像したことから、生き物について発想や構想をする問題

この問題から、「思考力、判断力、表現力等（発想や構想）」が育成されている状況について調査した。

○配付されたコンパスを実際に動かして、コンパスの働きを確かめながら想像したことから表したいことを見付け、主題をどのように表すかについて考えることができる。

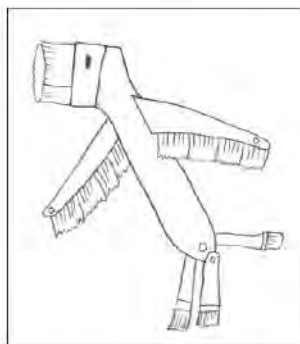
1 明子さんは、図画工作の時間に、絵の具と刷毛を使って絵に表す活動をしました。

刷毛をいろいろな向きで使っていると、まるで刷毛が生き物のように見えてきました。



図A-2

活動の後に、明子さんは刷毛から生き物を想像し、絵にしてみました。



明子さん

左の絵は鳥です。
羽を使って、色をぬ
ることができます。



太郎さん

「刷毛の全体の形」を体にして、元や尾も全体の形を小さくして組み合わせているね。
羽は、「刷毛」の毛の部分の形を組み合わせているよ。



花子さん

「刷毛」の毛をさわって、羽や尾にすることを思いついたのかな。



次郎さん

「刷毛でできること」をもとにして考えたんだね。

図A-3

明子さんは、さらに、鳥が色をぬっている場面を想像して絵に表しています。



太郎さん

鳥が空を飛び回っているよ。



太郎さん

そうだね。鳥の体のかたむきや、羽を広げている様子から、鳥が飛んでいるような動きが伝わってくるね。



花子さん

周りの様子をかくことで、どこで、何をしているのか、伝わるようになるね。

図A-4

「想像したことから表したいことを見付けること」の問題例

別紙2（問題例）

3人は、明子さんのように、身の回りにある用具から1つ選んで絵に表したいと思いました。

そこで、コンパスを選び、見たりさわったりして考えました。



「コンパスの全体の形」に、
全体の形や、部分の形を**組み
合わせて**生き物にしよう。



「コンパスでできること」
は、何かな。



想像した生き物は、「どのような動き」を
して、「どこ」で、「何をしている」のかな。

- (1) あなたも、「コンパスの形」と「コンパスでできること」をもとに**生き物**を考え、その生き物が、どのような動きで、どこで、何をしているか想像して表しましょう。そして、それが伝わるように**周りの様子**も表しましょう。

その際、次の条件に当てはまるようにします。

条件

- ① 生き物は、「コンパスの全体の形」に、全体や部分の形を**組み合わせて**考える。
- ② 生き物は、「コンパスでできること」をもとに考える。
- ③ 周りの様子は、その生き物が「どのような動き」で、「どこ」で、「何をしている」のか考えてかく。

6 図A-5

まず、配られたコンパスをいろいろな方向から見たり、動かしたりして、形の特徴や、できることを確かめましょう。

※作品用紙は、たてと横のどちらの向きで使ってもよいです。

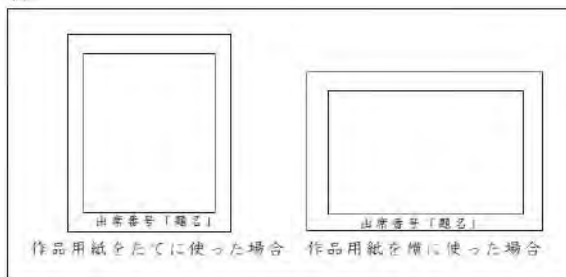
※コンパスについている鉛筆は、取り外さないで使います。また、

針の先でけがをしないように気をつけましょう。

※この冊子の空いているところは、アイデアスケッチをする場所として自由に使ってよいです。

・絵に表し終わったら、下の例のように、作品用紙のわくの下に**出席番号と題名**を書きましょう。

例



- (2) 7ページの作品の説明例を参考にしながら、自分の作品の説明を、Bページの□の中に書きましょう。

7 図A-6

条件② 正答例

コンパスの働き（円をかく、線をかく、長さを測り取る、閉じたり開いたりする、回る、針を刺す、穴をあける）を基に想像し、生き物の発想や構想をしていることが絵から分かる。

条件②【通過率 88.7%】

「生活の中の造形の造形的なよさや美しさについて感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること」の問題例

別紙3（問題例）

図画工作 第6学年 自分が選んだカレンダーの絵から感じ取ったことを、絵に表された対象の形や色などを基に説明する問題

この問題から、「思考力、判断力、表現力等（鑑賞）」が育成されている状況について調査した。

○自分たちの教室で使ってみたいカレンダーを選び、見る人のことを考えながら全体の印象について感じ取るとともに、そう思った理由について絵に表された対象の形、色、形や色の組み合わせなどを根拠に考えることができる。

(3) 花子さんは、話し合っていく中で、身の回りのものには、様々な形や色などの特ちょうがあると分かりました。
そこで、分かったことをもとに、3種類の同じ月のカレンダーを見比べて、自分たちの教室で使うカレンダーを選ぼうと思いました。



花子さん

同じ4月のカレンダーでも、比べて見ると形や色などの特ちょうがちがうね。

私たちの教室で使うカレンダーは、どれがいいかな。1つ選んでみよう。



次郎さん

教室で使ったとき、見る人がどのように感じるか考えたいね。

B



C



① あなたなら、A、B、Cの3種類のカレンダーのうち、どれを自分たちの教室で使ってみたいと思いますか。
選んだカレンダーの記号を、次の□の中に書きましょう。



② あなたが選んだカレンダーを教室で使ったら、見る人はどのように感じるといいますか。
また、そう思った理由を、あなたが選んだカレンダーの「形」、「色」、「形や色の組み合わせ」をもとに、それぞれ次の□の中に書きましょう。

見る人はどのように感じるか	そう思った理由 「形」、「色」、「形や色の組み合わせ」をもとに

②正答例

A 楽しい感じ：大きさの違うチョウがかかれていて、空を舞っているようだから など

B ゆったりとした感じ：タンポポがだんだん小さくかかれていて奥に広がりを感じるから など

C にぎやかな感じ：風船や汽車が鮮やかな色でかかれているから など

②【通過率 81.4%】

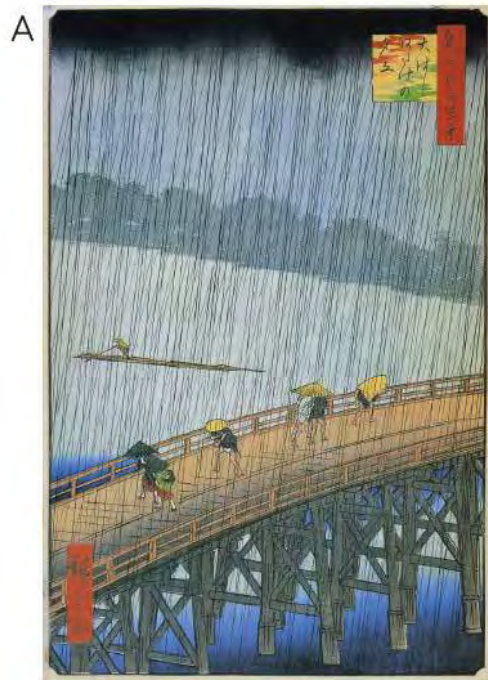
「我が国の親しみのある美術作品の、表現の意図や特徴について感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること」の問題例

別紙4（問題例）

図画工作 第6学年 『昌平橋聖堂神田川』を鑑賞して、雨がやみそうだと感じた理由を雨、雲、空以外の形、色、動きを基に説明する問題

この問題から、「思考力、判断力、表現力等（鑑賞）」が育成されている状況について調査した。

○2枚の絵を比べたり、じっくり見たりして、次郎さんが雨が止みそうに感じた理由について絵の中から着目する対象を自分で選び、その形や色、動きなどを根拠に考えることができる。



- ②正答例
- ・山：明るい緑色で、日の光が当たっているようだから。
 - ・鳥：連なって森から飛び立っているようだから。
 - ・木：緑がはっきりと見えているから。
 - ・人：姿勢がまっすぐでゆっくり歩いているように見えるから。
 - など

② 次郎さんは、太郎さんと花子さんとは、別のことを感じ取りました。



次郎さん

Bの絵からは、もうすぐ雨が止みそうに感じるよ。

次郎さんが、Bの絵からもうすぐ雨が止みそうだと感じたのは、どのような理由からでしょうか。

次の①と②のそれぞれについて書きましょう。

① 理由を、「雨」、「雲」、「空」から1つ選び、その「形」、「色」、「動き」をもとに、次の□の中に書きましょう。

選んだものに○をつけましょう。	もうすぐ雨が止みそうだと感じた理由 「形」、「色」、「動き」をもとに
雨 雲 空	

(17)

② 理由を、「雨」、「雲」、「空」以外のものから1つ選び、その「形」、「色」、「動き」をもとに、次の□の中に書きましょう。

選んだものを書きましょう。	もうすぐ雨が止みそうだと感じた理由 「形」、「色」、「動き」をもとに

②【通過率 53.3%】

「表現方法に応じて材料や用具を活用すること」の問題例

別紙5（問題例）

図画工作 第6学年 カッターナイフを活用し、表したいことに合わせて切り抜いたり切り起こしたりして工夫してタワーに表す問題

この問題から、「技能」が習得されている状況について調査した。※実技調査においては、調査の設計上、調査対象数(学校数・児童数)が限定されている

○紙を材料に自分で自分が表したいと思ったタワーを立体に表す際、表したいことに合わせて適切な用具を選び、効果や可能性を確かめ、生かして使うことができる。

この問題では、紙を使ってタワーをつくります。

みなさんの机の上に、次のものがあります。

はさみ、カッターナイフ、定規、接着剤、土台にする紙1枚、手ふき、
接着剤をつけるときに下にしく紙、カッターマット、袋に入った紙8枚



用具を安全に使うために、次の注意をよく読みましょう。

＜カッターナイフ＞



・刃は、2めもり出します。



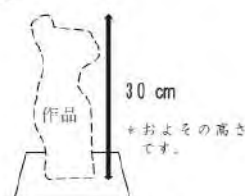
・大きな形を切るときは、上からおさえるように持ちます。
・小さな形を切るときは、鉛筆のように持ちます。
・切る形の大きさに合った持ち方で切りましょう。



・カッターマットの上で切ります。
・刃が進む方向に手を置きません。

指示があるまで中を開かないでください。

1 紙で立体の形を6個以上つくり、土台にする紙の上に組み合わせ、高さがおおよそ30 cmのタワーをつくります。



まず、袋に入っている紙を使い、立体の形を6個以上つくり
ます。そのとき、カッターナイフを使って、切りぬいたり切り
起こしたりするなどしていきます。そして、つくった立体の形
どうしを、つけたたりつないたりして組み合わせます。

いろいろな方法でタワーをつくることができそうですね。

方法の例

立体の形をつくる



折る・まるめる など

立体の形をつけたりつないたりする



のりしろをつくってはる など

カッターナイフを使って切る



切りぬく・切り起こす など



切りこみを入れて差しこむ など

あなたがつくってみたいと思う形のタワーを、いろいろな方向
から見ながら、表し方を工夫してつくっていきましょう。

その際、次の条件に当てはまるようにします。

条件

① 立体の形を6個以上つくり、取れないようにじょうぶに
組み合わせてつくる。

② カッターナイフを使い、切りぬいたり切り起こしたりす
るところを、全体で3か所以上つくる。

③ 高さは、おおよそ30 cmにし、タワーの形全体のバランス
に着目してつくる。

※紙は、なるべく使い切りましょう。

※タワーは、土台の紙に取れないようにはりつけましょう。

「始めましょう」という指示があってから、つくり始めます。
それまで、紙を見たりさわったりしながら、どのようなタワー
をつくりたいか考えましょう。

条件②【通過率 68.3%】

2 5ページの作品の説明例を参考にしながら、自分の作品の説
明を、6ページの□の中に書きましょう。

説明を書く時間は、作品をつくった後に10分間あります。

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（家庭）

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るための内容を充実
- 知識及び技能を活用しながら、家族や家庭、衣食住、消費や環境など身近な生活の課題を解決するための内容を充実
- 生活の中から問題を見だし、課題を設定し、解決方法を検討し、計画、実践、評価・改善するという一連の学習過程を重視

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 身近な生活の課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」の育成については、具体的な生活場面をイメージして解答する出題に対して、日常生活を見つめ、物の使い方などの問題を見だし、解決すべき課題を設定することについては、相当数の児童ができている。
- 日常生活に必要な「知識及び技能」の習得については、材料に適したゆで方等に関する事実的な知識の習得に加え、学習内容の本質を深く理解するための概念としての習得にも課題があると考えられる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・日常生活に必要な知識及び技能の確実な習得のために、実践的・体験的な活動を通して、生活事象の根拠などについて実感を伴った理解を深められるよう、指導の工夫を図る必要がある。
 - ・既習の知識及び技能や生活経験を基に具体的な生活場面をイメージする中で、解決すべき課題を設定できるよう指導を工夫し、引き続き問題解決的な学習の充実を図る必要がある。

4. 調査問題例（ペーパーテスト 小学校/家庭）

「身近な生活の課題を解決するために必要な『思考力、判断力、表現力等』の育成」の問題例（別紙1参照）

- 生活の中から見いだした問題に対して、解決すべき課題を設定する力が育成されているかを確認するための問題を出題。

環境に配慮した生活を営むために、物の使い方や捨て方などの問題（生活の中にある「もったいないこと」）に対して、ふさわしい課題を選択する。
【通過率 84.0%】

「日常生活に必要な『知識及び技能』の習得」の問題例（別紙2参照）

- 学習指導要領における指定題材である青菜とじゃがいもについて、適切にゆでる方法を理解しているかを確認するための問題を出題。

<ほうれんそうのゆで方>

- ①ふさわしいゆで方の選択／その理由の説明
【通過率 選択：70.2% 説明：28.3%】
- ②ゆでた後の冷まし方の選択／その理由の説明
【通過率 選択：54.0% 説明：12.0%】

<じゃがいものゆで方>

- ③ふさわしいゆで方の選択／その理由の説明
【通過率 選択：60.0% 説明：17.7%】
- ④ゆでた後の冷まし方の選択／その理由の説明
【通過率 選択：55.7% 説明：12.8%】

「身近な生活の課題を解決するために必要な『思考力、判断力、表現力等』の育成」の問題例

家庭 第5学年及び第6学年 内容C(2)イ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫することについて問う問題

○生活の中から見いだした問題に対して、解決すべき課題を設定する力が育成されているかを確認するための問題

・出題文中にある「生活の中にある『もったいないこと』」(日常生活の中から見いだした問題)に対して、取り組むべきふさわしい課題を選択できたかどうかを確認するための出題とした。

9 Jさんたちは、自分たちの生活が環境に影響を与えていることを知り、生活を改善しようと考えました。次の(1)から(3)の問題に答えましょう。

(1) Jさんたちは、自分たちの生活の中にある「もったいないこと」をグループで出し合い、取り組む課題を決めました。グループの課題としてふさわしくないものはどれですか。次の1から4の中から1つ選び、その番号を□の中に書きましょう。

生活の中の「もったいないこと」(Jさんのグループ)

- ・テレビや照明器具をつけたままねていることがある。
- ・入浴や食器洗いで、水をたくさん使っている。
- ・資源ごみを燃やすごみに入れて捨てていることがある。
- ・着られなくなった服を毎年捨てている。
- ・料理を作り過ぎて、食べ残すことがある。

- 1 電気の使い方を見直し、電気エネルギーを大切にしよう
- 2 水の使い方を見直し、工夫できる方法を考えて、水を大切にしよう
- 3 ごみ置き場のそうじの仕方を工夫して、快適な生活をしよう
- 4 物を生かす工夫を考えて、ごみを減らそう

【正答】

3

(27)

【通過率 84.0%】

「日常生活に必要な『知識及び技能』の習得」の問題例

家庭 第5学年及び第6学年 内容B(2)ア(i) 材料に適したゆで方、いため方を理解し、適切にできることについて問う問題

○学習指導要領における指定題材である青菜とじゃがいもについて、適切にゆでる方法を理解しているかを確認するための問題

- ・学習指導要領では、ゆでる調理における理解を促すために青菜とじゃがいもを指定題材としていることから、ほうれんそうとじゃがいものふさわしいゆで方(ゆでる手順のうち、ゆで方、冷まし方を取り上げた)を確認するための出題とした。
- ・①～④の選択(事実的な知識)に正答した場合であっても、選んだ理由を正しく記述できていない児童が多かった。その理由を適切に説明できるようにすることが、個別の事実的な知識を概念として習得するために重要であり、他の材料の「ゆで方」「冷まし方」の理解につながると考えられる。

6 Fさんは、ゆでる調理の学習をしました。次の(1)から(5)の問題に答えましょう。

(3) ほうれんそうとじゃがいもをゆでるときのゆで方とゆでた後の冷まし方について、よりふさわしい方法をAとB、CとDから1つずつ選び、その記号を□の中に書きましょう。また、そのゆで方とゆでた後の冷まし方を選んだ理由を□の中に書きましょう。



ほうれんそう



じゃがいも

- | | | | |
|-----|-------------|----|-------------|
| ①選択 | 【通過率 70.2%】 | 説明 | 【通過率 28.3%】 |
| ②選択 | 【通過率 54.0%】 | 説明 | 【通過率 12.0%】 |
| ③選択 | 【通過率 60.0%】 | 説明 | 【通過率 17.7%】 |
| ④選択 | 【通過率 55.7%】 | 説明 | 【通過率 12.8%】 |

【正答】

【正答例】

ほうれんそう		記号	選んだ理由	
ゆで方	A 水からゆでる	B	①選択	①説明
	B ふっとうした湯でゆでる		ふっとうした湯でゆでた方が色がきれいだから	(11)
冷まし方	C 水につける	C	②選択	②説明
	D ざるに移す		水につけた方が速く冷ますことができるから	(12)

じゃがいも		記号	選んだ理由	
ゆで方	A 水からゆでる	A	③選択	③説明
	B ふっとうした湯でゆでる		ふっとうした湯でゆでると表面だけ速く加熱されてしまうから	(13)
冷まし方	C 水につける	D	④選択	④説明
	D ざるに移す		水につけると水っぽくなってしまうから	(14)

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（体育科（運動領域））

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 「知識及び技能」として、知識を技能と関連付けて示す。
- 「思考力、判断力、表現力等」として、表現力を新たに示す。
- 「学びに向かう力、人間性等」として、従前に引き続き内容を示すとともに、共生の視点を新たに示す。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 互いの動きや考えのよさを認め合うことのように運動やスポーツの価値である、公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全等に関する態度の理解については、相当数の児童ができている。
- 体ほぐしの運動の目的の理解や、クロールにおける自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫することに関する思考力、判断力については課題があると考えられる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・体ほぐしの運動の目的や必要性について、教師が理解し、授業において丁寧に言葉で児童に説明したり、活動を通して理解できるようにしたり、活動後に価値付けたりするなどして、その意味を児童が理解できるようにする。
 - ・クロールの呼吸の仕方に関する課題に応じた様々な練習方法について、教師が理解し、授業において適切に児童に提示することが求められる。

4. 調査問題例（ペーパーテスト 小学校/体育科（運動領域））

「互いの動きや考えのよさを認め合うこと」の問題例（別紙1参照）

- 今回の学習指導要領改訂により、「共生」の視点が新たに示された。
- 「学びに向かう力、人間性等」に関連し、共生の理解を問う問題を出題。【通過率 90.6%】

※本調査は、「学びに向かう力、人間性等」に関する理解度を把握するものであることに留意が必要である。

「体ほぐしの運動の目的を理解すること」の問題例（別紙2参照）

- 前回調査では、体ほぐしの運動の目的の理解に課題があると考えられた。
- 「知識及び運動」に関連し、体ほぐしの運動の目的を理解することを問う問題を出題。【通過率 37.3%】
- 「クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫すること」の問題例（別紙2参照）
- 前回調査では、クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方の思考・判断に課題があると考えられた。
- 「思考力、判断力、表現力等」に関連し、課題の解決の仕方を工夫することの理解を問う問題を出題。【通過率 38.5%】

「互いの動きや考えのよさを認め合うこと」の問題例

体育科 第6学年 (3) 互いの動きや考えのよさを認め合うことへの理解を問う問題

この問題から、運動やスポーツの価値の一つである共生に関する「学びに向かう力、人間性等」の理解度を測る。

○互いの動きや考えのよさを認め合うことの大切さを理解していることが必要。

(6) 表現の授業で、各グループで工夫した「はじめ-なか-おわり」のある簡単なひとまとまりの動きを、ペアグループで見せ合い話し合っています。

お互いのグループの課題解決に向けて取り組む話し合いの行動として、最も適しているものを次の1から4の中から1つ選び、その番号を□に書きましょう。

また、それを選んだ理由を□□□□□に書きましょう。

- 1 ペアグループの仲のよい人のよくなった動きをほめる
- 2 ペアグループの動きがよくなっているけど、はずかしいので自分からはほめない
- 3 ペアグループの動きのよくなったところをほめる
- 4 ペアグループの動きのよくなったところに関心がないので発言しない

3

(29)

【通過率 90.6%】

「体ほぐしの運動の目的を理解すること」の問題例

体育科 第6学年 (1) 体ほぐしの運動の目的を理解を問う問題

この問題から、体ほぐしの運動の目的の一つである、仲間のよさを認め合ったり、関わり合ったりすることに関する「知識及び運動」の知識の習得の状況を測る。

○体ほぐしの運動の目的を理解していることが必要。

1 体育の授業を思い出しながら、あとの問題に答えましょう。

(1) Aさんは、体育の授業の中で、体ほぐしの運動を行いました。授業の中で行った運動は下の図にある4つです。これらの4つの体ほぐしの運動の目的として、最も適しているものはどれでしょうか。

次の1から4の中から1つ選び、その番号を□の中に書きましょう。



みんなでリズムを合わせて
はさむ運動



円になって背中や肩をゆす
たりたたいたりする運動



風船サッカー



手つなぎおにごっこ

- 1 力強い動きを高めること
- 2 自分の思いどおりに体を動かす力を高めること
- 3 体のやわらかさを高めること
- 4 仲間のよさを認め合ったり関わり合ったりすること

4

【通過率 37.3%】

「クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫すること」の問題例

体育科 第6学年 (2) クロールの自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫することを問う問題

この問題から、自己の能力に適した課題の解決の仕方を工夫する「思考力、判断力、表現力等」の思考力、判断力の育成の状況を測る。

○課題の解決のために、自己の課題に応じた練習の仕方を理解していることが必要。

(4) 水泳の授業で、クロールを学習しています。あなたはクロールの息つきがうまくできません。

息つきができるようになるための練習として最も適している練習を次の1から4の中から1つ選び、その番号を□の中に書きましょう。

- 1 ビート板を使って、やわらかく足を交ごに曲げたりのばしたりする練習
- 2 プールのかべをつかみ、体を左右にかたむけながら顔を前に上げて呼吸をする練習
- 3 プールの中で、歩きながら手のかき息つきを合わせる練習
- 4 クロールで25mを仲間と競争する練習

3

【通過率 38.5%】

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（保健）

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善する。
- 自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化し、「技能」に関連して心の健康、けがの防止の内容の改善を図るとともに、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善する。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 「知識及び技能」の習得の観点から、身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容については、相当数の児童ができています設問があるが、日常生活において認識しにくい内容については、課題があると考えられる設問がある。
- 「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点から、保健の授業で学んだ内容を分類・選択することについては相当数の児童ができています設問がある一方、健康の原則や概念と具体的な生活・行動とを結び付けて考えることについては、課題があると考えられる設問がある。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・健康・安全に関する基礎的な内容を踏まえ、日常生活において認識しにくい内容について、より理解を深めることができるような指導を重視
 - ・生活経験や学習を通して持っている知識と、保健の授業で新たに学んだことを比較したり、関連付けたりすることができるような指導を重視
 - ・身近な健康情報から課題を発見し、解決する方法を選択したり、その理由を説明したりすることができるような指導を重視

4. 調査問題例（ペーパーテスト 小学校/保健）

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

（別紙1参照）

- 健康によい環境を整えることについての説明から、正しい説明を選択する問題を出題。【通過率 93.9%】

「授業で学んだ内容を分類・選択すること」に関する問題例

（別紙2参照）

- 「自転車転倒事故の発生原因となった、人の行動とまわりの環境」を選択する問題を出題。

人の行動 【通過率 93.1%】

まわりの環境 【通過率 90.7%】

「日常生活において認識しにくい内容」に関する問題例

（別紙3参照）

- 「地域の様々な保健活動」を行っている場所を記述する問題を出題。【通過率 40.8%】

「健康の原則や概念と具体的な生活・行動とを結び付けて思考・判断し、表現する力の育成」に関する問題例

（別紙4参照）

- 「心と体の密接な関係」について、心と体の影響の具体例を選択する問題を出題。
「体から心への影響」の具体例を選択する問題（体調がよいと「やる気が出る」を選択した児童）【通過率 59.4%】
「心から体への影響」の具体例を選択する問題（不安があると「おなかが痛くなる」を選択した児童）

【通過率 39.1%】

「健康・安全に関する基礎的な内容」に関する問題例

体育科（保健領域） 第3学年（1）健康な生活

毎日を健康に生活するために大切なことを整理する問題のうち、室内環境の換気について問う問題

このような問題から、健康を保持増進するために生活環境を整えることについて、定期的に換気することの必要性に関する知識の習得状況を測る。

(3) 健康によい環境を整えることについての説明として、最も適切なものはどれですか。次の1から4の中から1つ選び、その番号を□の中に入記してください。

- 1 ほこりやにおいなどで部屋の空気が汚れていなければ、空気の入れかえはしなくてもよい
- 2 冷房中は、部屋の空気を入れかえる回数を減らし、エネルギーを節約するとよい
- 3 部屋の中の空気が汚れているかどうか分からなくても、時間を決めて空気の入れかえをするとよい
- 4 暖房中は、部屋の温度を一定に保つために、空気を入れかえる回数は少なくしたほうがよい

3

7

【通過率 93.9%】

「授業で学んだ内容を分類・選択すること」に関する問題例

別紙2（問題例）

体育科（保健領域） 第5学年（2）けがの防止 自転車転倒事故の発生の原因を問う問題

交通事故を予防するための原則や概念について習得した知識を活用し、交通事故の事例から具体的な事故の発生の原因となったことを「人の行動」と「まわりの環境」に分類・選択する問題

このような問題から、危険の予測や回避の方法に関する「思考力、判断力、表現力等」の育成状況を測る。

この前、友達のももかさんと2人で、自転車に乗って遊びに出かけたときのことなのですが…。

ももかさんと遊びに行くのをとても楽しみにしていたので、うれしくて1 スピードを出しすぎてしまいました。すると、2 「止まれ」の標識があったのでブレーキをかけました。そうしたら、ちょうど3 地面に水たまりがあって、4 タイヤがスリップしてバランスをくずして転んでしまいました。



場面2

(2) 交通事故や身の回りの危険などは、人の行動や、まわりの環境が関わり合って起こります。

さくらさんは、この前自転車で転んでしまったことを、グループのみんなに話しました。その内容を読んで、転とう事故のおもな原因となった「人の行動」、「まわりの環境」に当てはまるものを、下線部1から4の中からそれぞれ1つずつ選び、その番号を□の中に書きましょう。

人の行動

1

(27

まわりの環境

3

(28

人の行動 【通過率 93.1%】
まわりの環境 【通過率 90.7%】

「日常生活において認識しにくい内容」に関する問題例

体育科(保健領域) 第6学年(3) 病気の予防

「地域の様々な活動」が行われている場所を問う問題

地域における保健に関わる様々な活動を示し、それらの活動が行われている場所を記述する問題
 このような問題から、地域で行われている保健に関わる様々な活動について「知識」の習得状況を測る。

ひろしさんが病気の予防について教科書で調べていると、地域では人々の健康を守るために、次のような活動を行っていることを見つけました。

【正答例】

保健所、保健センター

【通過率 40.8%】

1 予防接種



2 赤ちゃんの健康診断



3 健康教室



4 健康診断や検査



5 電話での健康相談



6 健康に関するお知らせ



病院のほかに、上のイラストの活動を行っているところはどこでしょうか。□の中に当てはまる言葉を書きましょう。

「健康の原則や概念と具体的な生活・行動とを結び付けて思考・判断し、表現する力の育成」に関する問題例

体育科（保健領域） 第5学年（1）心の健康

「心と体の密接な関係」について、「体から心への影響」と「心から体への影響」を問う問題

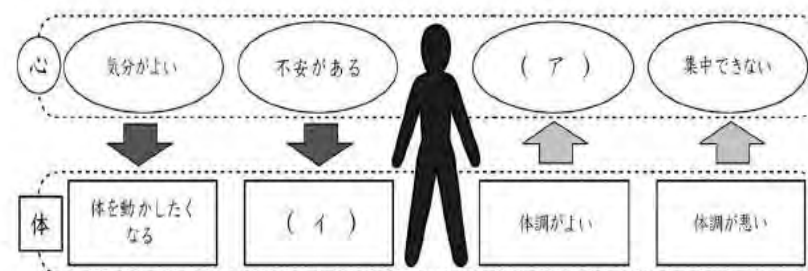
心と体の密接な関係に関する原則や概念について習得した知識を基に、「体から心への影響」の具体例、「心から体への影響」の具体例を選択する問題

このような問題から、心と体の関係に関する原則や概念と具体的な影響の関連について「思考力、判断力、表現力等」の育成状況を測る。

ア【通過率 59.4%】

イ【通過率 39.1%】

(2) ゆうこさんは、心と体の関係について調べた結果を、下の図のようにまとめました。次の①、②の問題に答えましょう。



① ゆうこさんのまとめた上の図について、(ア)と(イ)にはどんな言葉が入りますか。次の1から4の中からそれぞれ1つずつ選び、その番号を□の中に書きましょう。

- 1 やる気が出る
- 2 体が軽い
- 3 やる気が出ない
- 4 おなかが^{いた}痛くなる

ア 1 (19) イ 4 (20)

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（外国語）

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 中学年に外国語活動、高学年に外国語科を導入。小・中・高等学校で一貫した学びを重視し、高学年で五領域の英語の目標を設定し、音声中心の指導を行い、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」において、いずれも相当数の児童ができています。設問が多く見られる。
- 「聞くこと」において、日常生活に関する身近で簡単な事柄について短い話を聞いて概要を捉えることや、「読むこと」において、メモやパンフレットを読んで概要を捉えたり必要な情報を得たりすること、「書くこと」において、音声で十分に慣れ親しんだ語句を自分の気持ちに合わせて語群から選んだり、例文を参考にしたりして書くことは、相当数の児童ができています。なお、文を書き写すことに課題がある児童は、外国語の他の技能でも困難さを抱える場合が多い。
- 「話すこと」において、簡単な語句や基本的な表現を用いてその場で質問したり質問に答えたりして伝え合うことは、相当数の児童ができています。一方で、「話すこと」において、伝えようとする内容を整理した上で話すことについては、通過率が他の問題より低い。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・平成29年改訂のポイントを踏まえつつ、全ての領域においてコミュニケーションを行う目的や場面、状況等を意識した言語活動を通じた指導を重視。
 - ・「話すこと」で、伝えようとする内容を整理した上で話すことの継続的な指導の充実。
 - ・「書くこと」で、表記ルールに留意し、系統的・継続的な指導をより重視。

4. 調査問題例（ペーパーテスト 小学校/外国語）

「日常生活に関する身近で簡単な事柄について短い話を聞いて概要を捉えること」の問題例（別紙1参照）

- 会話を聞いて、目的を達成するために足りない情報が何かを問う問題を出題【通過率 89.1%】

「メモやパンフレットを読んで概要を捉えたり必要な情報を得たりすること」の問題例（別紙2参照）

- おすすめの国について書かれたパンフレットを読み、内容に合うイラストを選ぶ問題を出題【通過率 86.6%】

「音声で十分に慣れ親しんだ語句を自分の気持ちに合わせて語群から選ぶなどして書くこと」「例文を参考に相手に伝わるように自分を紹介する文を書くこと」の問題例（別紙3参照）

- I likeに続けて自分の好きなものやことを語群から選ぶなどして書く問題を出題【通過率 99.0%】

- 自分のことを相手に知ってもらうために、例文を参考にしながら、相手に伝わるように自分を紹介する文を書く問題を出題【通過率 79.5%】

【実技調査（話すこと）】

「自分や相手のことについて、簡単な語句や基本的な表現を用いてその場で質問したり質問に答えたりして伝え合うこと」の問題例（別紙4参照）

- 好きなものなどについて尋ねられたことに答える問題を出題【通過率 94.4%】
- 相手のことをよく知るために質問する問題を出題【通過率 85.6%】

「自分のことについて、伝えようとする内容を整理した上で簡単な語句や基本的な表現を用いて話すこと」の問題例（別紙5参照）

- 自分のことを相手に知ってもらうために、小学校生活の思い出について自分の考えや気持ちなどを含めて話す問題を出題【(知識・技能)通過率 64.0%】【(思考・判断・表現)通過率 64.7%】

「日常生活に関する身近で簡単な事柄について短い話を聞いて概要を捉えること」の問題例

外国語 第6学年「聞くこと」 大問4

○会話を聞いて、目的を達成するために足りない情報が何かを問う問題

・簡単な語句や基本的な表現で話される短い会話を、メモを参考にしながら聞いて、話の概要を捉えることが必要。

4 (放送問題)

あなたは、教室にマリア先生のしょうかいコーナーを作るために、マリア先生にケンタさんとインタビューをします。あなたが聞きたいことは下の【メモ】に書いてあります。

あなたより先にケンタさんがマリア先生に質問をします。その会話を一度聞いてみましょう。



マリア先生

ケンタ

(問題)

次は、あなたがマリア先生に質問をする番です。【メモ】に書かれていることを知るために、あなたはマリア先生にどんな質問をしますか。これから放送される1から3の質問の中から1つ選び、その数字を□の中に書きましょう。

3

17

【メモ】

マリア先生にインタビュー

- ・好きな教科
- ・好きな食べ物
- ・行きたい国



ケンタ

この後ケンタさんとマリア先生の会話と質問を、もう一度放送します。

【ケンタさんとマリア先生の会話】

ケンタ : Hello, Maria sensei. We have some questions. OK?

マリア先生 : Sure.

ケンタ : I like sports. I like P.E.. What subject do you like?

マリア先生 : I like science.

ケンタ : Me, too. I want to go to India. Where do you want to go?

マリア先生 : I want to go to Brazil.

ケンタ : Brazil? Why?

マリア先生 : I like soccer. I want to watch soccer games in Brazil.

ケンタ : Oh, nice. Thank you.

【問題】

- 1 What sport do you like?
- 2 Do you like music?
- 3 What food do you like?

【通過率 89.1%】

「メモやパンフレットを読んで概要を捉えたり必要な情報を得たりすること」の問題例

外国語 第6学年「読むこと」 大問7(2)

○おすすめの国について書かれたパンフレットを読み、内容に合うイラストを選ぶ問題

・音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現の意味が分かることが必要。

- 7 マリア先生は、校内のある先生のリクエストにこたえて、おすすめする国のパンフレットを作っています。右のページのパンフレットを見て、(1)と(2)の問題に答えましょう。

【マリア先生が作っているパンフレット】



Australia

You can see kangaroos.

You can see koalas, too.

You can eat beef steak.

It's delicious.





★イラスト

- (2) マリア先生は、★イラストの部分にパンフレットの内容に合うイラストを1つ加えて完成させることにしました。マリア先生が加えるといものを次の1から4の中から1つ選び、その数字を□の中に入力しましょう。

1 	2 
3 	4 

2

112

【通過率 86.6%】

「音声で十分に慣れ親しんだ語句を自分の気持ちに合わせて語群から選ぶなどして書くこと」の問題例

「例文を参考に相手に伝わるように自分を紹介する文を書くこと」の問題例

外国語 第6学年「書くこと」 大問11(2)(3)

○I likeに続けて自分の好きなものやことを語群から選ぶなどして書く問題 (2)

・音声で十分に慣れ親しんだ語句を自分の気持ちに合わせて語群から選ぶなどして書くことが必要。

○自分のことを相手に知ってもらうために、例文を参考にしながら、相手に伝わるように自分を紹介する文を書く問題 (3)

・音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を用いて、例文を参考に相手に伝わるように自分を紹介する文を書くことが必要。

11 あなたの学校では、同じ中学校に進学するとなりの小学校と、自己しょうかいの手紙を交かんすることになりました。サキさんとケンタさんが書いた手紙を参考にして、あなたも次のことに気をつけて自己しょうかいの手紙を書きましょう。

【気をつけること】

- ・あなたのことを知ってもらえるように書きましょう。
- ・相手が読みやすいように、ていねいに書きましょう。
- ・配られた【ワードリスト】を参考にしてかきましょう。ただし、それ以外のものは使えません。

【ワードリスト】の例

Sports 運動



Actions 動作



鈴木 サキ

Hello. I'm Saki.

I like P.E.

I can dance well.

Thank you.



石山 ケンタ

Hello. I'm Kenta.

I like curry and rice.

I'm good at cooking.

Thank you.



あなたのことについて、[1]と[2]は冒に続けて書きましょう。
[3]は最初から書きましょう。

Hello. I'm (1).

I like (2).

(3)

Thank you.

(2) 【通過率 99.0%】

(3) 【通過率 79.5%】

【実技調査】「自分や相手のことについて、簡単な語句や基本的な表現を用いてその場で質問したり質問に答えたりして伝え合うこと」の問題例

外国語 第6学年「話すこと [やり取り]」 大問12(2)(4) ※実技調査においては、調査の設計上、調査対象数(学校数・児童数)が限定されている

○好きなものなどについて尋ねられたことに答える問題 (2)

・自分のことについて、簡単な語句や基本的な表現を用いてその場で質問に答えることが必要。

○相手のことをよく知るために質問する問題 (4)

・相手のことについて、簡単な語句や基本的な表現を用いてその場で質問することが必要。

評価者①：順番を待っている間にこの◆カードに書かれていることを読んでください。

評価者①：部屋に入ってください。

◆面接前に全員に見せるカード

面接を受ける前に、面接用教室の前で児童が読むように「カード」を用意する。

【カード】

これから、〇〇先生のことをよく知ったり、あなたのことをよく知ってもらったりするために〇〇先生と英語で話をします。まず、〇〇先生からの質問に答えたり、あなたから質問したりします。その後、あなたのことについてさらに話します。



12

評価者①：カードは読みましたか。これから〇〇先生(ALT)と英語で話をします。まず、〇〇先生から話します。

※ その場で質問に答える。

(1)

ALT: Hello. I'm 〇〇. What's your name?

児童： (例) My name is ~. 他

(2)

ALT: Let's talk about favorite sports. I like soccer. Do you like soccer?

児童： (例) Yes, I do. 他

【通過率 94.4%】

(3)

ALT: Let's talk about favorite colors. What color do you like?

児童： (例) I like blue. 他

評価者①：次は、あなたが〇〇先生(ALT)に英語で質問する番です。(◆イラストのカードを児童に渡す。)このイラストを参考にして、〇〇先生がほかに好きなものについて英語で1つ質問しましょう。それでは、どうぞ〇〇先生に質問をしてください。

※ その場で質問をする。

(4)

児童： (例) What animal do you like? 他

【通過率 85.6%】

◆全員に見せるイラストのカード

児童が質問を考える際の参考になるよう、「イラスト」を用意する。

【◆イラスト】



【実技調査】「自分のことについて、伝えようとする内容を整理した上で簡単な語句や基本的な表現を用いて話すこと」の問題例

外国語 第6学年「話すこと〔発表〕」 大問13

○自分のことを相手に知ってもらうために、小学校生活の思い出について自分の考えや気持ちなどを含めて話す問題
・聞き手に分かりやすく伝わるように、話す内容を選んだり順番を決めたりして話すことが必要。

評価者①：順番を待っている間にこの◆カードに書かれていることを読んでください。

評価者①：部屋に入ってください。

◆面接前に全員に見せるカード

面接を受ける前に、面接用教室の前で児童が読むように「カード」を用意する。

【カード】

これから、○○先生のことをよく知ったり、あなたのことをよく知ってもらったりするために○○先生と英語で話をします。まず、○○先生からの質問に答えたり、あなたから質問したりします。その後、あなたのことについてさらに話します。



13

評価者①：続いて、あなたの小学校生活の思い出についても、○○先生(ALT)がくわしく教えてほしいそうです。

まず、○○先生が自分の小学校での一番の思い出を話します。それを聞いてから、あなたの小学校での一番の思い出がよく伝わるように話しましょう。

ALT: (◆「思い出のイラスト」カードを見せながら)

※イラストを指差すことはしない。

My best memory is the summer camp.

I went to the sea. It was beautiful.

I enjoyed fishing. It was fun.

I ate watermelon. It was delicious.

Thank you.

(◆「思い出のイラスト」カードをふせる)

評価者①：(ALTの話終了後)次はあなたが、小学校での一番の思い出について話す番になります。話す内容を45秒間考えた後、30秒間話す時間があります。それでは内容を考えましょう。

(45秒たって評価者①から合図の後)

ALT: It's your turn. Please start.

(児童の発表)

(例)

My best memory is the school trip.
I saw Osaka castle. It was cool.
I went to Kyoto.
I enjoyed shopping. It was fun. 他

【(知識・技能)通過率 64.0%】

【(思考・判断・表現)通過率 64.7%】

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（生活科）－質問調査版－

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 具体的な活動や体験を通じて、「身近な生活に関する見方・考え方」を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成することを明確化した。
- 入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などの工夫（スタートカリキュラム）を行うことを明示した。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現する生活科の特質を踏まえた授業の質問への肯定的な回答は95%を上回っており、着実に実施されている。
- 幼稚園や保育所等と連携しながらスタートカリキュラムの作成を行うことは、前回調査の類似質問の結果と比べて改善傾向がみられるが、他の質問と比較して肯定的な回答は61.6%と低い傾向にある。
- 他教科等との関連を図った授業や中学年の各教科等への接続を意識した授業に関する質問への肯定的な回答は85%を上回っているが、「そうしている」という回答は30%を下回っており他の質問と比較して低い傾向にある。
- 児童の興味・関心を生かして資質・能力を身に付ける授業が展開されている傾向が見られるが、「生活や出来事の伝え合い」においては、児童の興味・関心、児童の身に付けやすさ、共に80%を下回っている。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・スタートカリキュラムの充実を引き続き促すとともに、低学年における教育課程全体を充実するために、生活科と他教科等との関連を積極的に図るとともに、中学年以降の教育への接続を意識することが必要である。
 - ・「生活や出来事の伝え合い」の指導では、他者と進んで触れ合い、継続的に交流する学習活動を充実させることが必要である。

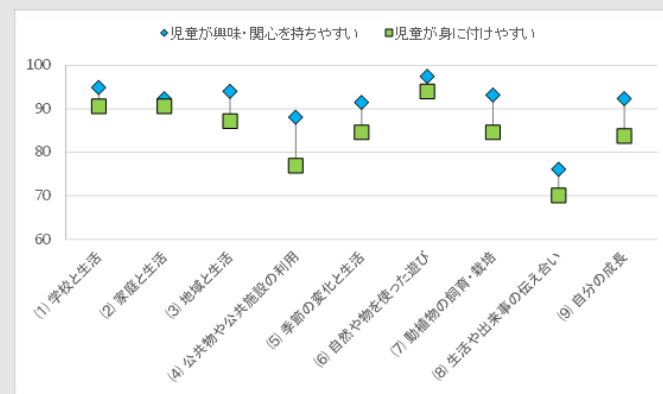
4. 調査結果例（オンライン質問調査 小学校/教師）

スタートカリキュラム作成にあたって、幼稚園・認定こども園・保育所と連携し、接続を意識しながらカリキュラムの作成を行っている。

※H24の類似質問「スタートカリキュラム作成にあたって、幼稚園や保育園と連携協力しながらカリキュラムの作成を行っていますか」との比較。



各内容に対する教師の意識



令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（道徳科）－質問調査版－

1. 平成27年及び平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 道徳の特別の教科化により、「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育へと転換し、児童の道徳性を養う。
- 検定教科書を導入。内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善。
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫。数値による評価ではなく、児童の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます個人内評価（記述式）。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 教師オンライン質問の「特別の教科 道徳」の目標に係る2種類の質問では、肯定的回答が90%以上あった。一方、児童質問紙調査の目標に係る2種類の質問では、否定的回答の割合が13%から20%程度あった。教師の指導に関する認識と児童の受け止めに10ポイント以上の差がある。
- 「特別の教科 道徳」の児童質問紙調査の項目と、共通質問における自己肯定感や多様な考え方を理解しようとする態度、成長の実感等に関わる質問や、特別活動におけるいじめのない学級や学校をつくることに関する質問との間に相関が見られた。

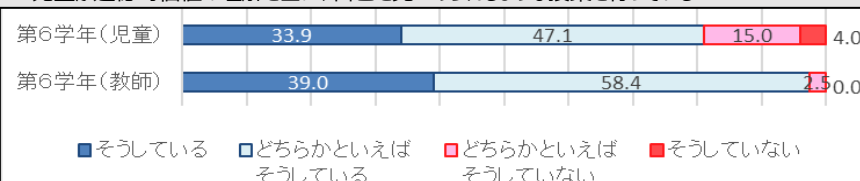
3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・「内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間」という道徳科の特質や目標を踏まえ、より一層「考え、議論する道徳」の質的充実を図っていく必要がある。
 - ・道徳科の指導の積み重ねと、児童の自己肯定感や多様な考え方を理解しようとする態度、いじめの未然防止に関する認識等については関係が深いと考えられることから、引き続き、道徳科を要とした道徳教育について、内容項目の相互の関連性や、学年段階ごとの発展性を考慮して指導を行っていくことが重要である。

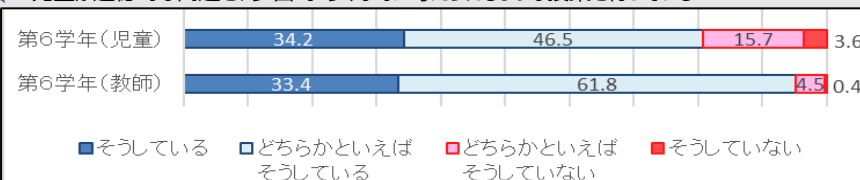
4. 調査結果例（質問調査 小学校 道徳科）

質問項目（第6学年）「特別の教科 道徳」の目標に係る質問

- ・よりよく生きるために大切なことを、自分の生活を見つめて考えている
- ・児童が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめられるような授業を行っている



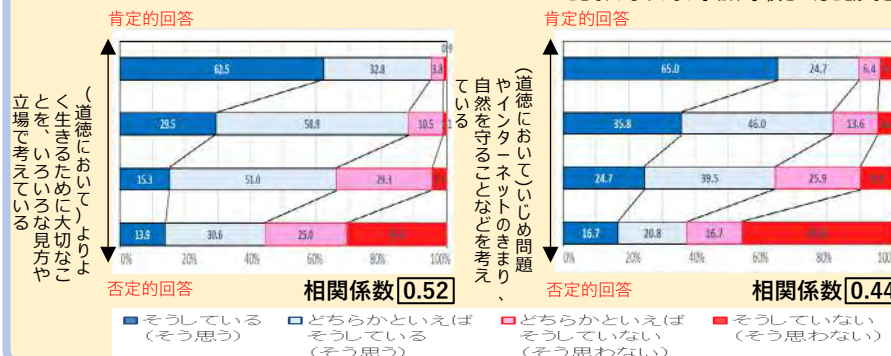
- ・よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている
- ・児童が道徳的な問題を、多面的・多角的に考えられるような授業を行っている



質問項目（第6学年）共通質問、特別活動との相関

（共通）自分とちがう考えを理解しようと努める

（特別活動）（特別活動において）みんなで協力して活動すること、いじめのない学級や学校をつくることができる



令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（外国語活動）－質問調査版－

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 中学年に外国語活動、高学年に外国語科を導入。小・中・高等学校で一貫した学びを重視し、中学年で三領域の英語の目標を設定し、音声中心の指導を行い、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 児童質問紙調査では、英語の学習について肯定的な回答の割合が高い。また、「英語の学習が好きだ」については学年を経るごとに下がる傾向があるが、「今後もっと、英語を聞いて相手の言いたいことがわかったり、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合ったり発表できるようになりたい」という英語を学ぶことへの意欲はどの学年でも高く、第6学年では、第5学年よりも増加する。「英語の授業がわかる」については、高学年で肯定的な回答の割合が増え、第6学年で最も高い割合になる。
- 教師オンライン質問調査では、全ての項目で肯定的な回答の割合が高い。しかし、考えや気持ちなどを伝え合ったり発表したりする活動については、教師の指導に関する認識と児童（第4学年）の受け止めに差がある。

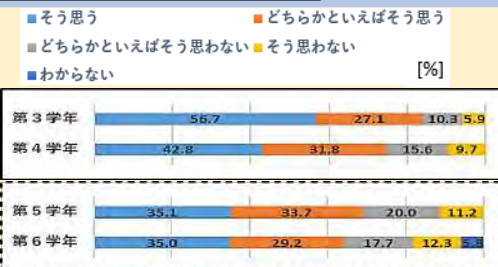
3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・平成29年改訂のポイントを踏まえつつ、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を意識した言語活動を通した指導を重視。
 - ・高学年での外国語科の学習につながるように、中学年において自分の考えや気持ちなどを伝え合ったり発表したりする言語活動を引き続き十分にを行い、音声に慣れ親しませるとともに、英語を使ってコミュニケーションを図る楽しさを体験させることを重視。

4. 調査結果例（質問調査 小学校/外国語活動）

【児童質問紙調査】

- ・英語の学習が好きだ



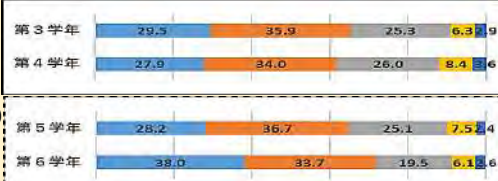
(参考)

- ・今後もっと、英語を聞いて相手の言いたいことがわかったり、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合ったり発表できるようになりたい



(参考)

- ・英語の授業がどの程度わかりますか



(参考)

【教師】

- ・英語の授業で、児童が互いの考えや気持ちなどを伝え合ったり発表したりする活動をしている



【児童】

- ・英語の授業で、自分のことについて考えや気持ちなどを英語で伝え合ったり発表したりしようとしている



令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（総合的な学習の時間）一質問調査版一

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 総合的・横断的な学習を通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すことを明確化。
- 探究の過程（「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」）のうち、「整理・分析」、「まとめ・表現」に課題が見られたことを踏まえ、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（「考えるための技法」の活用を含む。）等を明確化。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 児童質問紙調査では、前回調査で課題とされていた「整理・分析」「まとめ・表現」は、今回調査では肯定的な回答がそれぞれ70%以上である。
- 「課題の解決に向けて、友達や地域の人と進んで関わっている」ことについて肯定的な回答が70%を下回っており、他より低い傾向にある。
- 教師オンライン質問調査では全体的に肯定的な回答が80%以上であるが、資質・能力の育成に向けた指導計画の位置付けや指導と評価の一体化に関する質問では「そうしている」という回答が30%を下回っている。
- 4年生以上の児童においては、「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」の学習過程について肯定的に回答している児童と多くの教科のペーパーテストの平均通過率等との相関が見られる。
- 総合的な学習の時間の全質問項目と共通質問における自己肯定感、協働、粘り強く課題に取り組む態度に関わる質問との相関が見られる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・課題の解決に向けて、他者と協働して主体的に学ぶことや、地域と連携した学習活動を積極的に取り入れることを促す。
 - ・よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するために指導と評価の一層の充実を図る。

4. 調査結果例（質問調査 小学校/児童）

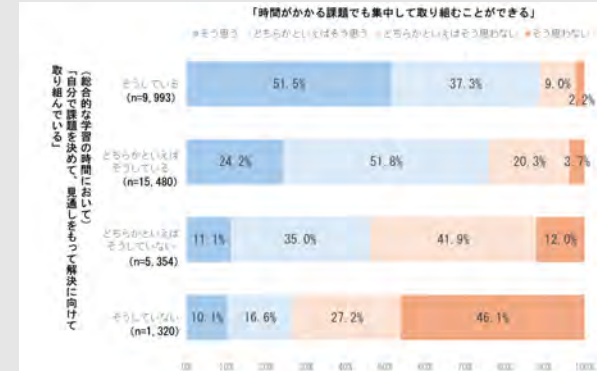
集めた情報を比べたり、分けたり、つなげたりしながら、整理して考えている。



自分の考えを相手や目的に合わせて、分かりやすくまとめたり発表したりしている。



第6学年の総合的な学習の時間の質問と粘り強く課題に取り組む態度に関わる質問との相関※他学年も同様



相関係数
0.50

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（特別活動）－質問調査版－

1. 平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 育成を目指す資質・能力の視点「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」を踏まえて目標及び内容を整理し、各活動及び学校行事で育成する資質・能力を明確化。特に自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視。
- 学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として学級経営の充実を図る際に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図ることを明記。
- 学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を果たすことを明確化。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 育成を目指す資質・能力の視点の6項目の質問のうち、5項目については児童の肯定的な回答が80%を超えている。ただし、「社会参画」に関する質問である「自分のがんばりで学級や学校をよりよくすることができる」についての肯定的な回答は70%程度であった。
- 学級活動に積極的に取り組んでいる児童は、自己肯定感や自己理解、協働、粘り強く取り組む態度に関する項目について肯定的な回答をする傾向が見られた。また、96%以上の教師と80%以上の児童が、特別活動について、いじめの未然防止などに役立つと感じている。しかし、自発的、自治的な活動である学級会の取組状況についての肯定的な回答は、教師が90%程度であったのに対し、児童は60～70%程度であった。
- キャリア形成につながる、目標をもって実践する活動の取組について、90%以上の教師が肯定的な回答をしている。一方、「そうしている」と強く肯定する教師は30%を下回っており、他の項目と比較してやや低い傾向にある。

3. 2の調査結果を踏まえた改善の方向性

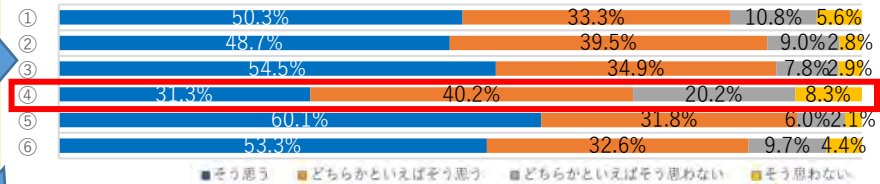
- 指導上の改善点
 - ・資質・能力の視点「社会参画」に関する課題を踏まえ、特別活動において「自分のがんばりで学級や学校をよりよくすることができる」と実感できるように活動の充実や指導の改善を図る。
 - ・いじめの未然防止などに対して、多くの教師と児童が特別活動が役立つと感じていることから、さらなる指導の充実が求められる。
 - ・学級活動の「（3）一人一人のキャリア形成と自己実現」の授業について、話し合いや「キャリア・パスポート」を意思決定に生かし、「自己実現」へとつながることができるようにする。

4. 調査結果例（質問調査 小学校 特別活動）

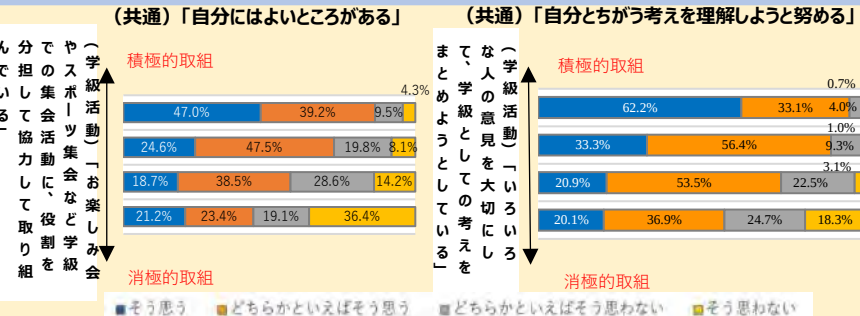
質問項目（第6学年）

○「特別活動」で育成を目指す資質・能力の視点に関する質問

- 人間関係形成 ① みんなで協力して活動することで、いじめのない学級や学校をつくることができる
② ちがいを認め合い、みんなと共に生きていく力がつく
- 社会参画 ③ みんなで話し合うことで、学級や学校の生活を楽しくできる
④ 自分のがんばりで学級や学校をよりよくすることができる
- 自己実現 ⑤ めあてを決めて努力することは、自分の将来に役立つ
⑥ 自分のよいところや得意なことを、生かしたり伸ばしたりすることができる

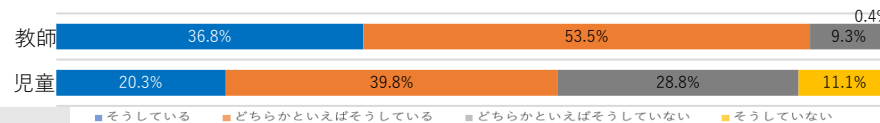


○学級活動と共通質問の関連
(第6学年)



○自発的、自治的な活動である学級会の取組に関する質問（第6学年）

教師 学級会の議題について、児童の思いや願いを生かして選定できるように指導している
児童 学級会で話し合いたいこと（議題）を見つけている



小学校（令和４年度）・中学校（令和５年度）学習指導要領実施状況調査について （教育課程全体に係るアンケート調査）

学校質問調査の概要

● 調査実施校：小学校 1,170 校 中学校 1,356 校

● データを見るにあたって

○グラフに示した各項目の割合（％）は、そのように回答した学校に在籍する特定学年*の児童生徒の割合を示している（学校単位の集計ではないことに注意）。

*小学校は6年生の児童、中学校は３年生の生徒で集計

例：「育成を目指す資質・能力や目指す児童・生徒像の明確化・具体化」が「十分実現できている」と回答した学校に在籍する小学校６年生児童の割合が40.7%、中学校３年生の割合が42.8%

○中学校調査は、令和5年11月～令和6年3月に実施しており、学校の学習環境への新型コロナウイルス感染症の影響が小学校調査時と比べて少なくなっていることが考えられる。

1. カリキュラム・マネジメントの実現状況

あなたの学校では、次の各項目について、どの程度実現できていると思いますか

本校で育成を目指す資質・能力
や目指す児童・生徒像の明確化
・具体化

本校の教育目標を全教職員で
共有するための組織的な取組

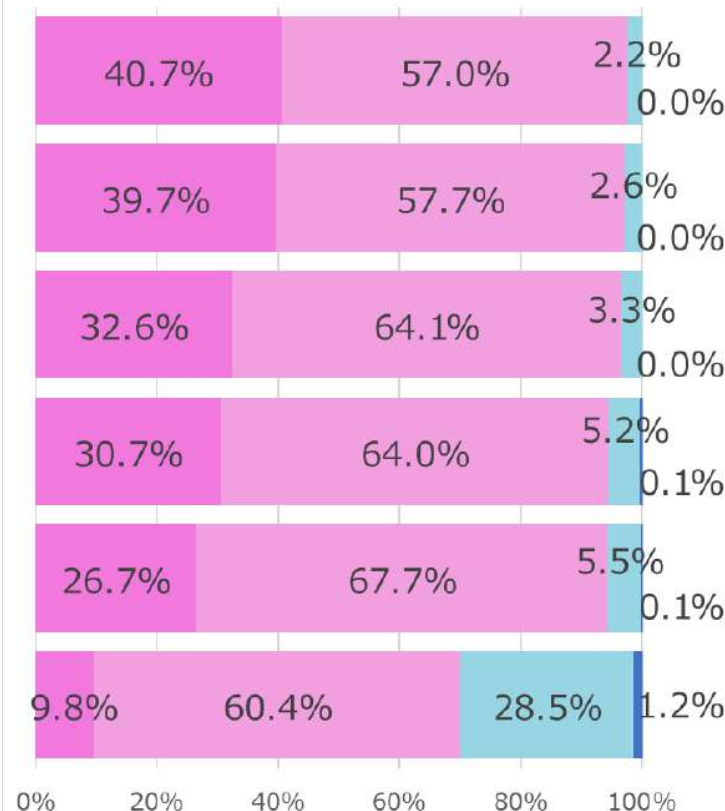
教育目標の実現に向けた教育
課程の編成

教育課程の実施状況の定期的な
評価

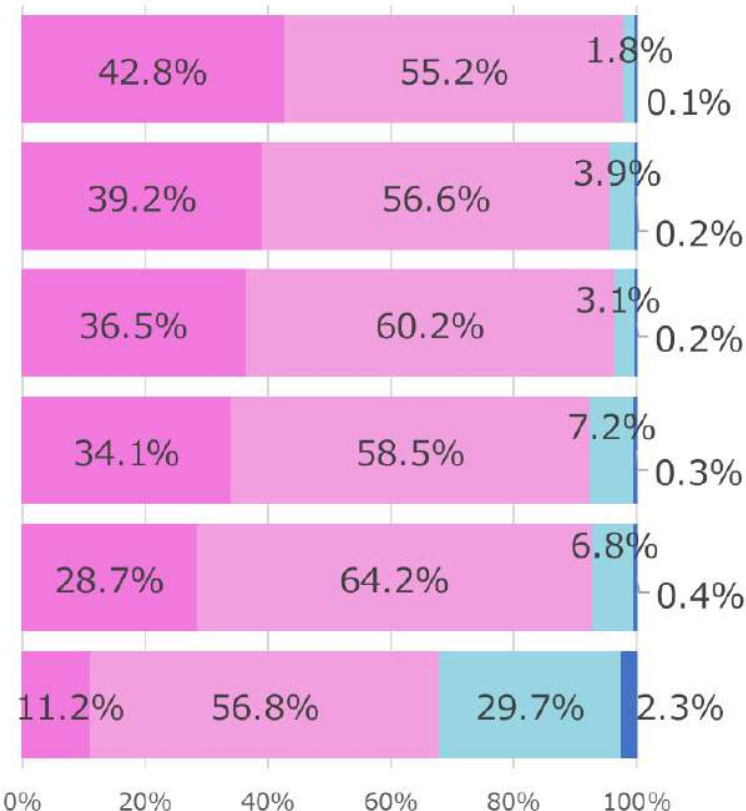
学習評価や教育課程の評価を
教育課程の改善に生かす取組

教育課程の実施に必要な人的・
物的な体制の確保・改善

小 学 校



中 学 校



■ 十分実現できている

■ どちらかといえば実現できている

■ どちらかといえば実現できていない

■ ほとんど実現できていない

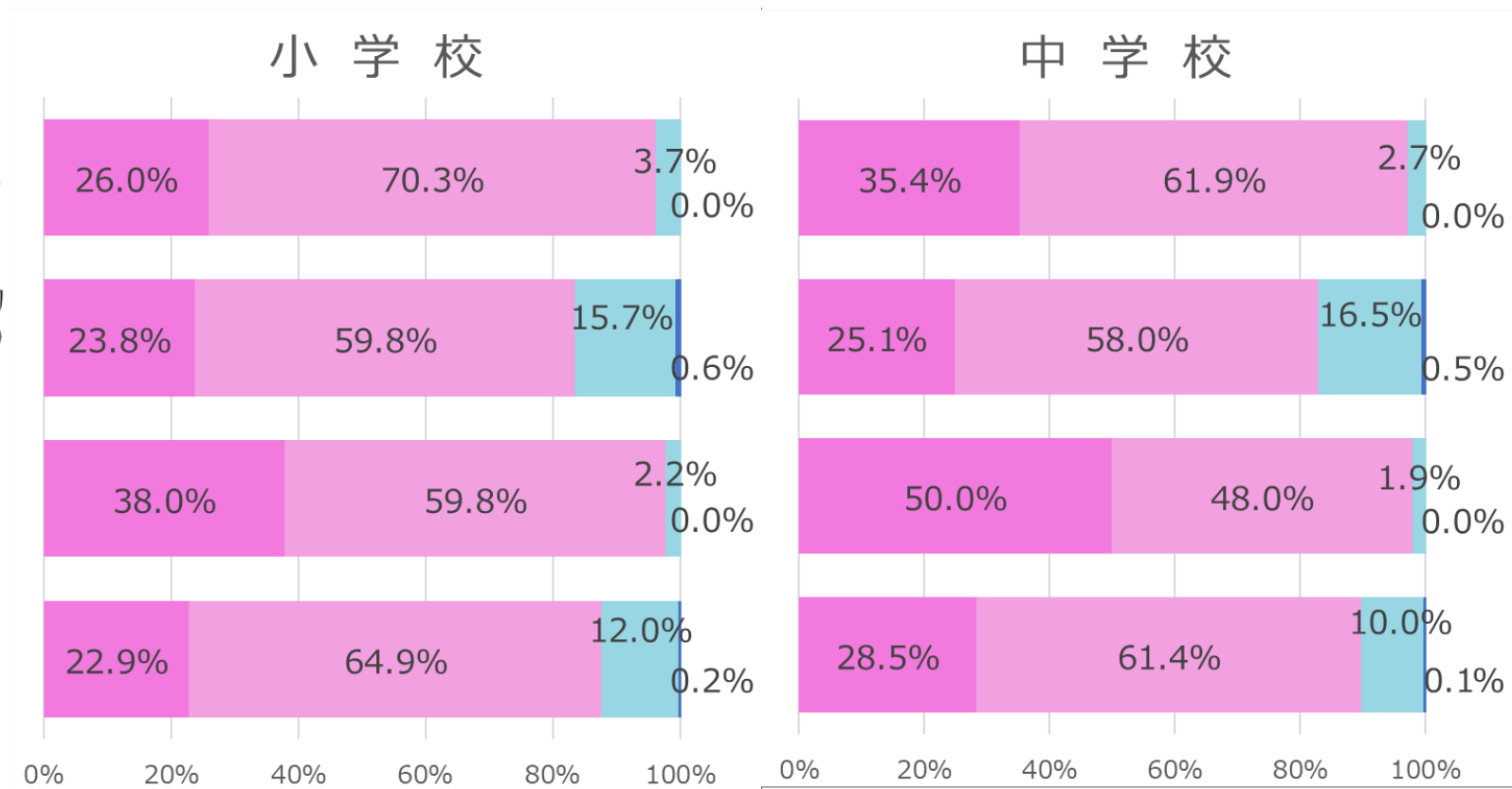
2. 教育の質の向上
 あなたの学校では、次の各項目について、どの程度実現できていると思いますか

児童・生徒一人一人が
よさや個性を発揮できる
活動の充実

多様な人と協働する活動
（異学年交流・学校外の
人との交流等）の充実

安心・安全な学校生活

体験的な学習の充実



■ 十分実現できている
 ■ どちらかといえば実現できている
 ■ どちらかといえば実現できていない
 ■ ほとんど実現できていない

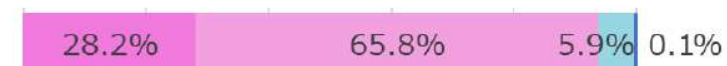
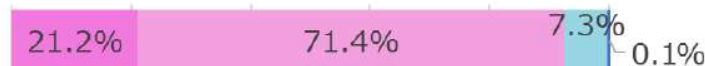
3. 資質・能力の育成、授業改善の取組

あなたの学校では、次の各項目について、どの程度実現できていると思いますか

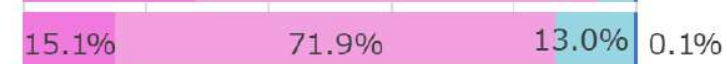
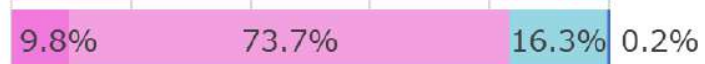
小 学 校

中 学 校

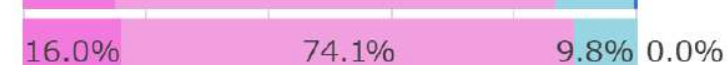
基礎的・基本的な知識及び技能の習得



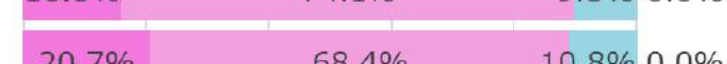
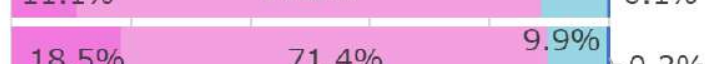
思考力、判断力、表現力等の育成



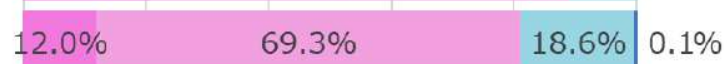
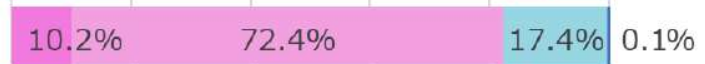
学びに向かう力、人間性等の涵養



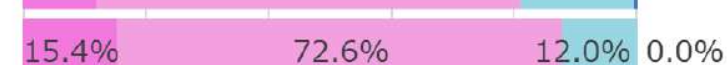
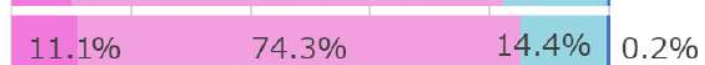
「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善



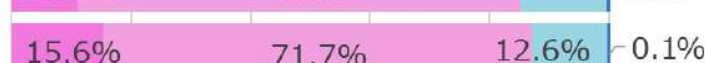
問題発見・解決能力の育成



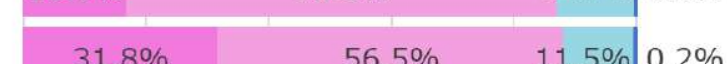
言語能力の育成



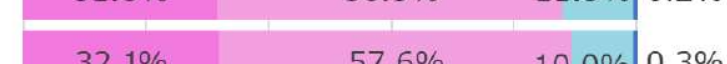
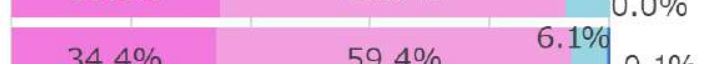
情報活用能力（情報モラルを含む）の育成



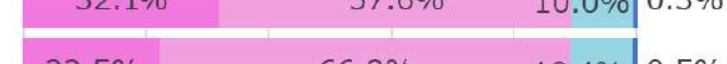
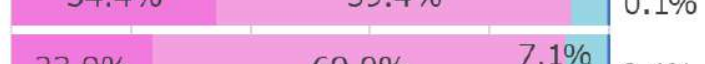
ICTを活用した学習の充実



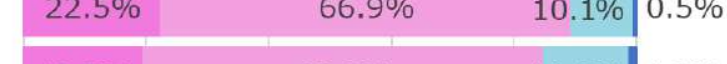
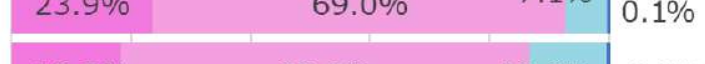
教育ICT環境の整備



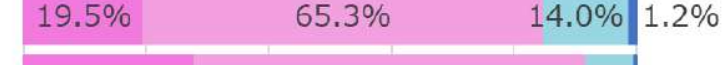
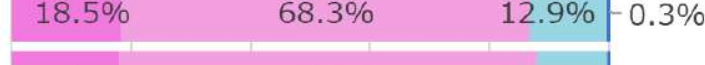
特別な配慮を必要とする児童・生徒（障害のある児童・生徒）への指導の工夫



特別な配慮を必要とする児童・生徒（日本語の習得に困難のある児童・生徒、不登校児童・生徒等）への指導の工夫



評価規準や評価方法の校内（学年会・教科等部会など）での共有



■ 十分実現できている

■ どちらかといえば実現できている

■ どちらかといえば実現できていない

■ ほとんど実現できていない

4. 接続・連携

あなたの学校では、次の各項目について、どの程度実現できていると思いますか

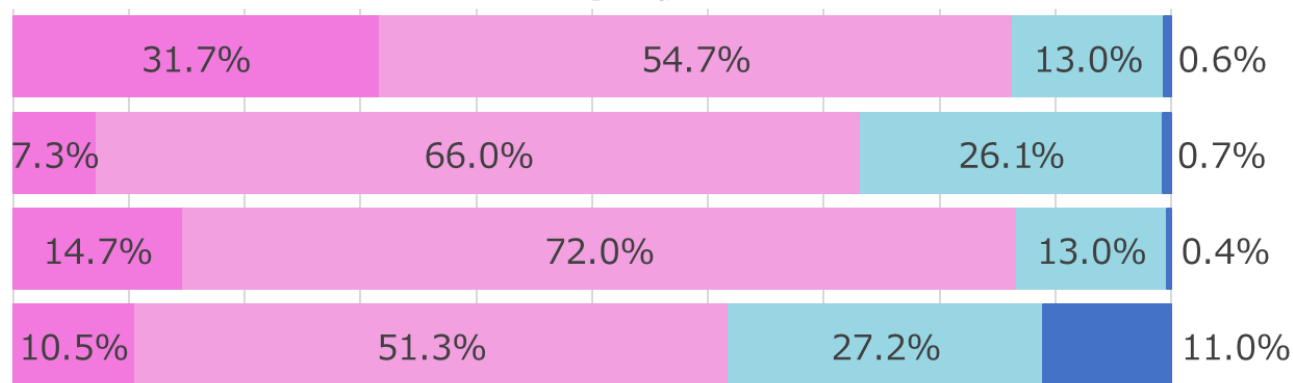
小 学 校

地域人材を活用した授業や学校外の団体等と連携した授業

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導の工夫

中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるような工夫

特別支援学校と連携した交流及び共同学習の実施



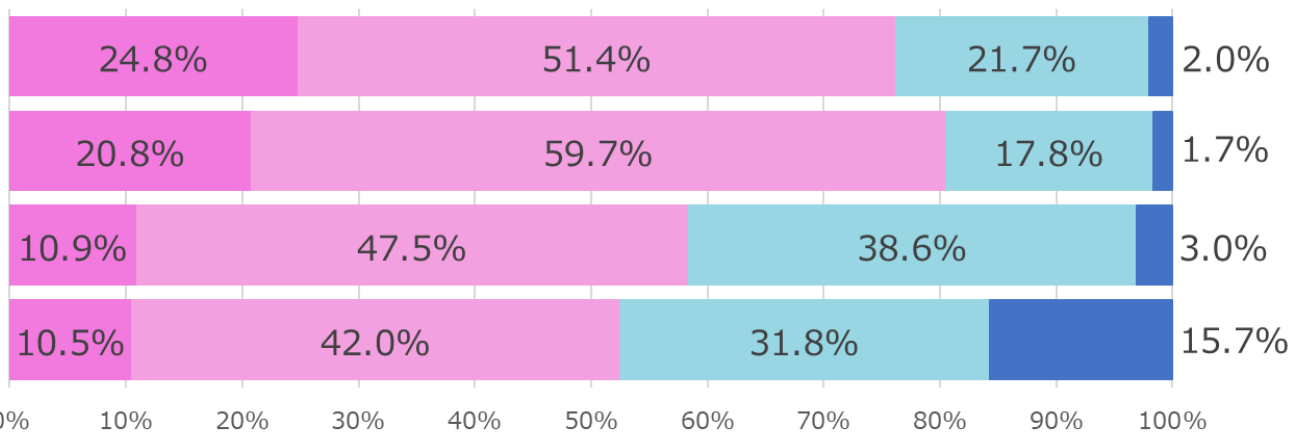
中 学 校

地域人材を活用した授業や学校外の団体等と連携した授業

小学校教育との円滑な接続が図られるような工夫

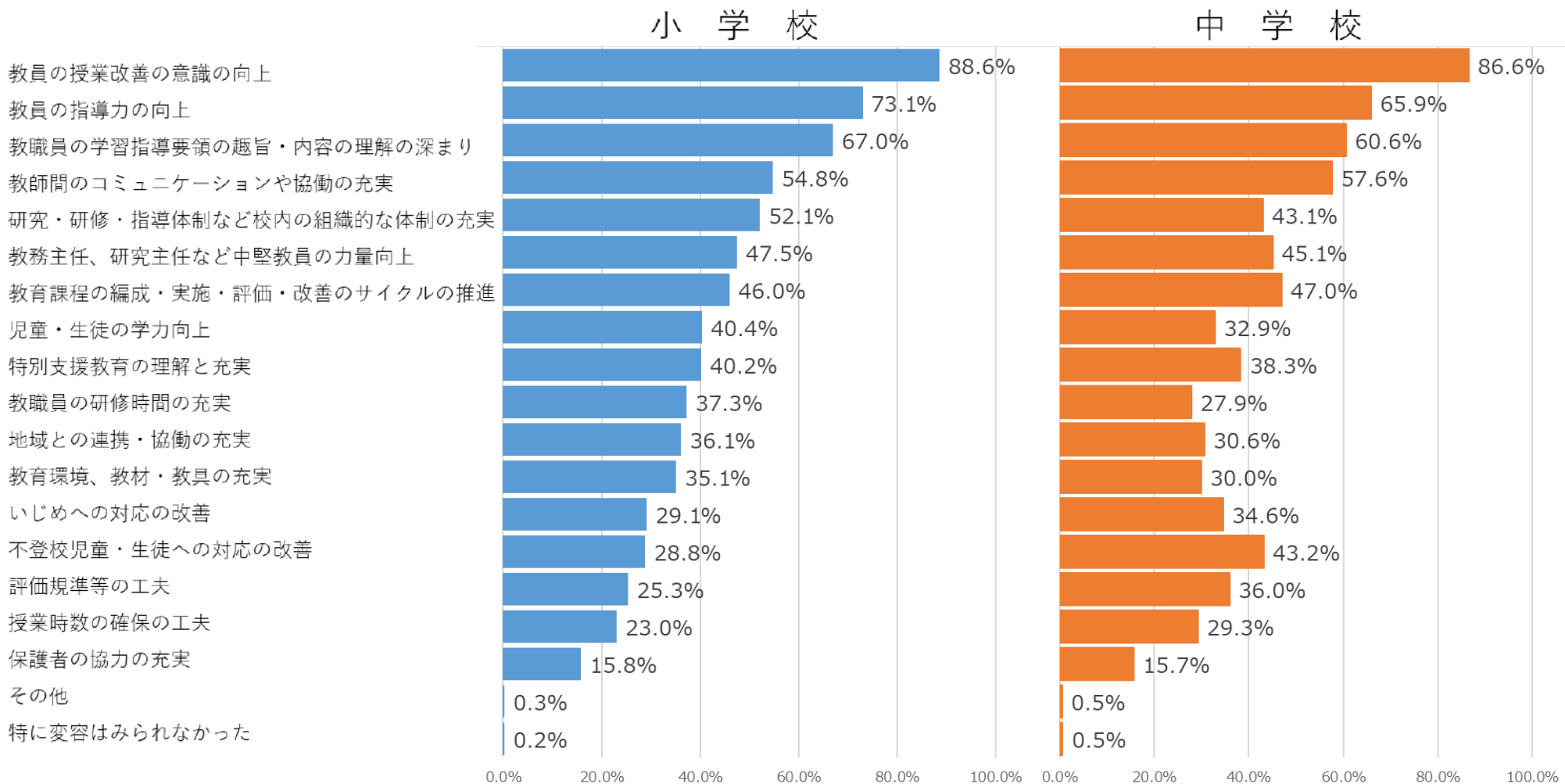
高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるような工夫

特別支援学校と連携した交流及び共同学習の実施



■ 十分実現できている
 ■ どちらかといえば実現できている
 ■ どちらかといえば実現できていない
 ■ ほとんど実現できていない

5. 学習指導要領の趣旨・内容の実現に向けて取り組んだことによってどのような変容がありましたか



6.あなたの学校では、学習指導要領の趣旨・内容の実現に向けて課題となっているのはどのようなことですか
学校調査（小学校・中学校）と教師調査（小学校）の回答比較

項 目	小学校	中学校	小学3年担任	小学4年担任	小学5年担任	小学6年担任
教職員の多忙化	73.1%	78.3%	72.2%	72.7%	72.3%	72.0%
必要な人員の確保（支援員など）	72.4%	62.1%	63.1%	62.5%	63.4%	61.8%
教職員の研修時間の確保	57.2%	51.3%	45.8%	47.6%	47.4%	48.5%
教員の指導力向上	49.0%	47.8%	55.5%	50.5%	50.2%	49.1%
特別な配慮を必要とする児童・生徒（障害のある児童・生徒）への指導体制	45.0%	35.0%	42.1%	40.1%	40.0%	30.9%
保護者への対応	34.8%	34.1%	39.1%	39.0%	40.8%	37.2%
特別な配慮を必要とする児童・生徒（日本語の習得に困難のある児童・生徒、不登校児童・生徒等）への指導体制	32.9%	34.4%	23.6%	25.6%	26.3%	21.8%
新型コロナウイルス感染症への対応	30.3%	3.6%	32.0%	29.7%	31.8%	29.8%
教材や学習活動に照らした評価方法の開発・改善	27.4%	35.4%	22.1%	20.2%	22.3%	18.1%
教育課程の編成・実施・評価・改善のサイクルの定着	23.8%	28.3%	24.8%	22.0%	21.4%	20.9%
外部人材・機関との連携	22.3%	22.0%	15.0%	12.4%	11.0%	11.1%
学習指導要領の趣旨に対する教職員の理解	20.9%	25.2%	30.2%	30.4%	29.7%	27.7%
記録や報告書等の文書作成・管理	20.2%	19.0%	29.4%	27.1%	30.4%	29.0%
教育環境、教材・教具の整備	19.8%	22.4%	29.9%	29.2%	29.7%	24.3%
通信ネットワーク環境の整備	18.4%	24.8%	19.1%	17.2%	20.2%	17.8%
学習評価の基本的な方針の策定・改善	16.8%	23.9%	18.5%	17.4%	17.4%	17.6%
本校で育成を目指す資質・能力の明確化	15.2%	15.2%	30.4%	26.1%	26.0%	21.7%
研究・研修など校内の組織的な体制	12.8%	20.9%	16.0%	14.0%	13.7%	13.9%
教職員間のコミュニケーションや協働	12.7%	18.7%	15.5%	11.1%	4.6%	14.6%
授業時数の確保	9.8%	18.4%	21.3%	17.8%	28.7%	18.9%
教職員の学校の経営方針への理解・協力	9.5%	12.9%	11.6%	8.2%	10.7%	9.0%
管理職のリーダーシップ	5.0%	8.0%	13.7%	9.1%	11.9%	8.3%
その他	1.0%	1.4%	1.5%	0.9%	0.7%	2.3%
特に課題となっていることはない	0.2%	0.3%	1.0%	0.7%	0.7%	0.6%

7. 今回の学習指導要領の改善事項に関して、あなたの学校での教育課程や学習指導の改善に与えた効果

主体的・対話的で深い学びの視点を示したこと

目標・内容を資質・能力の三つの柱で整理し示したこと

「見方・考え方」を示したこと

内容や時間のまとまりごとに学習指導と学習評価を考えることを明確にしたこと

カリキュラム・マネジメントの三つの側面を示したこと

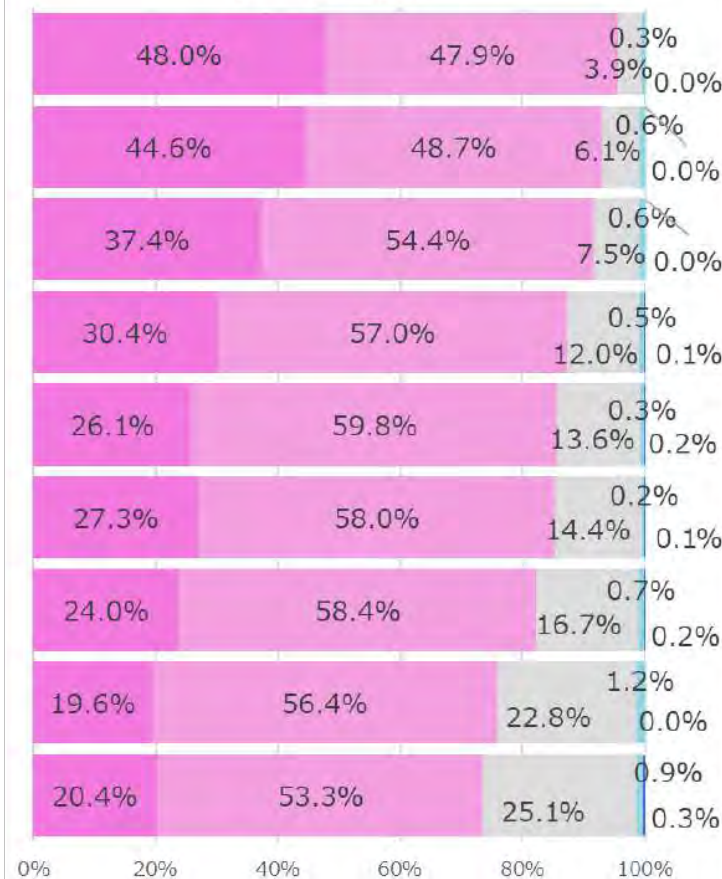
学習評価の意義や進め方について総則に規定したこと

カリキュラム・マネジメントと学校評価とを関連付けることとしたこと

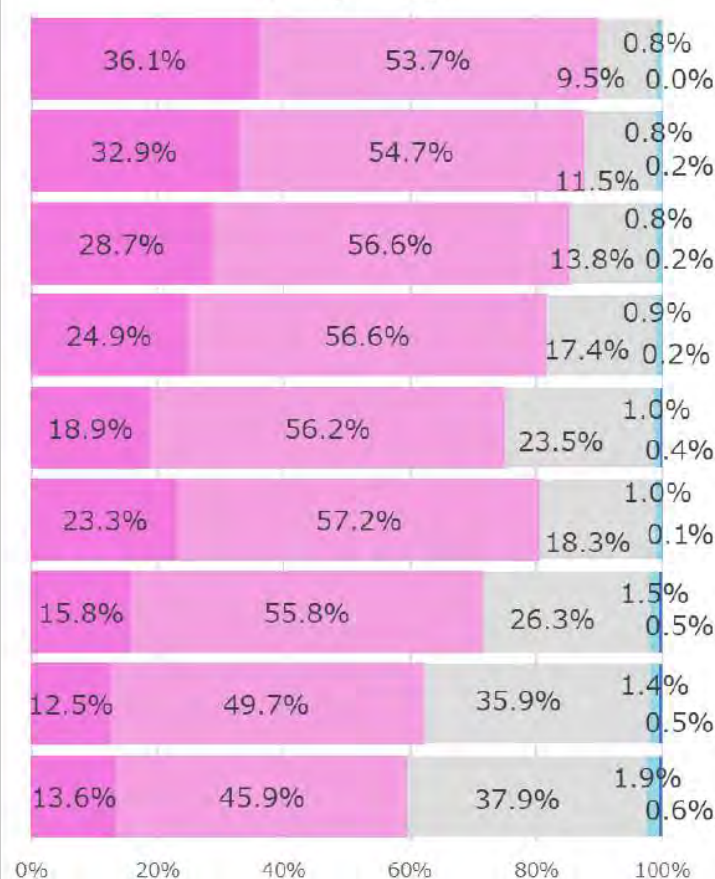
総則の章立てを構造化したこと

学習指導要領に前文を設けたこと

小 学 校

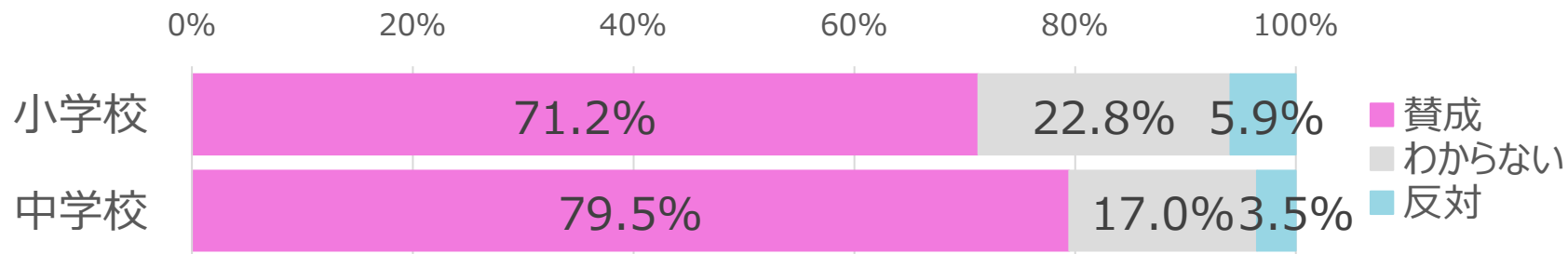


中 学 校



■ 大変効果的だった
 ■ まあ効果的だった
 ■ どちらともいえない
 ■ あまり効果的でなかった
 ■ 効果的ではなかった

8. 学校教育法施行規則に定める標準授業時数について、あなたの学校において、教育課程編成に係る学校の裁量を広げることにについてどう思いますか。



8-2 【「賛成」の回答者への質問】取り組んでみたいと思うことについて、当てはまるものを全て選んでください。

